

上里町地域防災計画

令和5年3月

上里町防災会議

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総 則	3
第1節 計画の目的等	5
第2節 地域防災計画の性格	7
第3節 防災面から見た町の特性	9
第4節 災害履歴	18
第5節 被害想定	22
第6節 防災関係機関の業務大綱	35
第2章 災害予防計画	45
第1節 防災組織整備計画	47
第2節 防災知識普及計画	55
第3節 防災訓練計画	61
第4節 調査研究	66
第5節 応急対応力の強化	69
第6節 災害情報体制の整備計画	73
第7節 帰宅困難者対策	76
第8節 避難体制の整備	79
第9節 物資及び資機材等の備蓄計画	86
第10節 医療体制等の整備計画	93
第11節 気象業務整備計画	98
第12節 水害予防計画	101
第13節 防災まちづくり計画	105
第14節 火災予防計画	112
第15節 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保計画	115
第16節 竜巻等突風対策	123
第17節 町民生活の早期再建	125
第18節 農林水産物災害対策計画	130
第19節 文化財災害予防計画	131
第20節 受援計画	134
第3章 災害復旧・復興計画	141
第1節 迅速な災害復旧	143
第2節 計画的な災害復興	147
第3節 生活再建等の支援	149
第2編 風水害対策編	155
第1章 風水害応急対策計画	157

第1節	活動体制計画	159
第2節	動員配備計画	165
第3節	事前措置及び応急措置等	167
第4節	相互応援協力計画	172
第5節	注意報及び警報伝達計画	177
第6節	災害情報通信計画	186
第7節	災害広報・広聴計画	192
第8節	水防計画	196
第9節	消防活動計画	199
第10節	災害警備・交通対策計画	201
第11節	避難計画	207
第12節	医療救護等計画	226
第13節	要配慮者等の安全確保計画	232
第14節	帰宅困難者対策計画	237
第15節	公共施設、ライフライン等の応急対策計画	240
第16節	生活支援計画	247
第17節	障害物除去計画	258
第18節	輸送計画	261
第19節	要員確保計画	263
第20節	自衛隊派遣要請計画	265
第21節	環境衛生整備計画	269
第22節	広域応援受入計画	273

第3編 震災対策編 279

第1章	震災応急対策計画	281
第1節	活動体制計画	283
第2節	動員配備計画	288
第3節	相互応援協力計画	289
第4節	災害情報通信計画	290
第5節	災害広報・広聴計画	293
第6節	消防活動計画	293
第7節	災害警備・交通対策計画	293
第8節	避難計画	294
第9節	救急救助・医療救護等計画	295
第10節	要配慮者等の安全確保計画	295
第11節	帰宅困難者対策計画	296
第12節	公共施設、ライフライン等の応急対策計画	298
第13節	生活支援計画	300
第14節	障害物除去計画	301
第15節	輸送計画	301
第16節	要員確保計画	301

第 17 節	自衛隊派遣要請計画	302
第 18 節	環境衛生整備計画	302
第 19 節	広域応援受入計画	302
第 20 節	災害救助法の適用	302
第 2 章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	303
第 1 節	基本方針	305
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	307
第 4 編	その他災害対策編	311
第 1 章	広域応援対策計画	313
第 1 節	広域応援対策計画	313
第 2 章	大規模事故対策計画	317
第 1 節	危険物等災害対策計画	317
第 2 節	放射性物質及び原子力発電所事故対策計画	322
第 3 節	道路災害対策計画	333
第 4 節	鉄道事故・施設災害対策計画	338
第 5 節	航空機事故対策計画	341
第 3 章	大規模水害対策計画	343
第 1 節	大規模水害対策計画	343
第 4 章	雪害対策計画	349
第 1 節	雪害対策計画	349
第 5 章	火山噴火降灰対策計画	352
第 1 節	火山噴火降灰対策計画	352
第 6 章	複合災害対策計画	357
第 1 節	複合災害対策計画	357
第 7 章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	360
第 1 節	最悪事態（シビアコンディション）への対応	360

第1編 共通編

※文章内において、解説が必要と思われる用語については、資料編の「用語の解説」内で解説している。対象用語は、初出時に用語の右上に*で表記している。

第1章 総則

第1節 計画の目的等

本節では、計画の目的や種別と内容、構成等、基本的な考え方を明らかにする。

第1 目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号：以下、「災対法」という。）第42条の規定に基づき、上里町防災会議が策定する計画であって、上里町（以下、「町」という。）、防災関係機関及び町民が総力を結集し、長期的な視点に立って、平常時から災害に対する備えと発災時の適切な対応を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の種別と内容

計画の種別と内容は、次のとおりである。

第1編 共通編

第1編 共通編は、総則、災害予防計画、災害復旧・復興計画から構成する。

(1) 総則

計画の目的、防災面から見た町の特性、防災関係機関の業務大綱等について定める。

(2) 災害予防計画

風水害や地震等の発生に備え、平常時において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 災害復旧・復興計画

災害により被害を受けた各施設の復旧及び災害の再発防止が必要な施設の新設・改良、また、被災した町民への復旧援助対策についての計画とする。

第2編 風水害対策編

洪水、竜巻等突風等の風害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

第3編 震災対策編

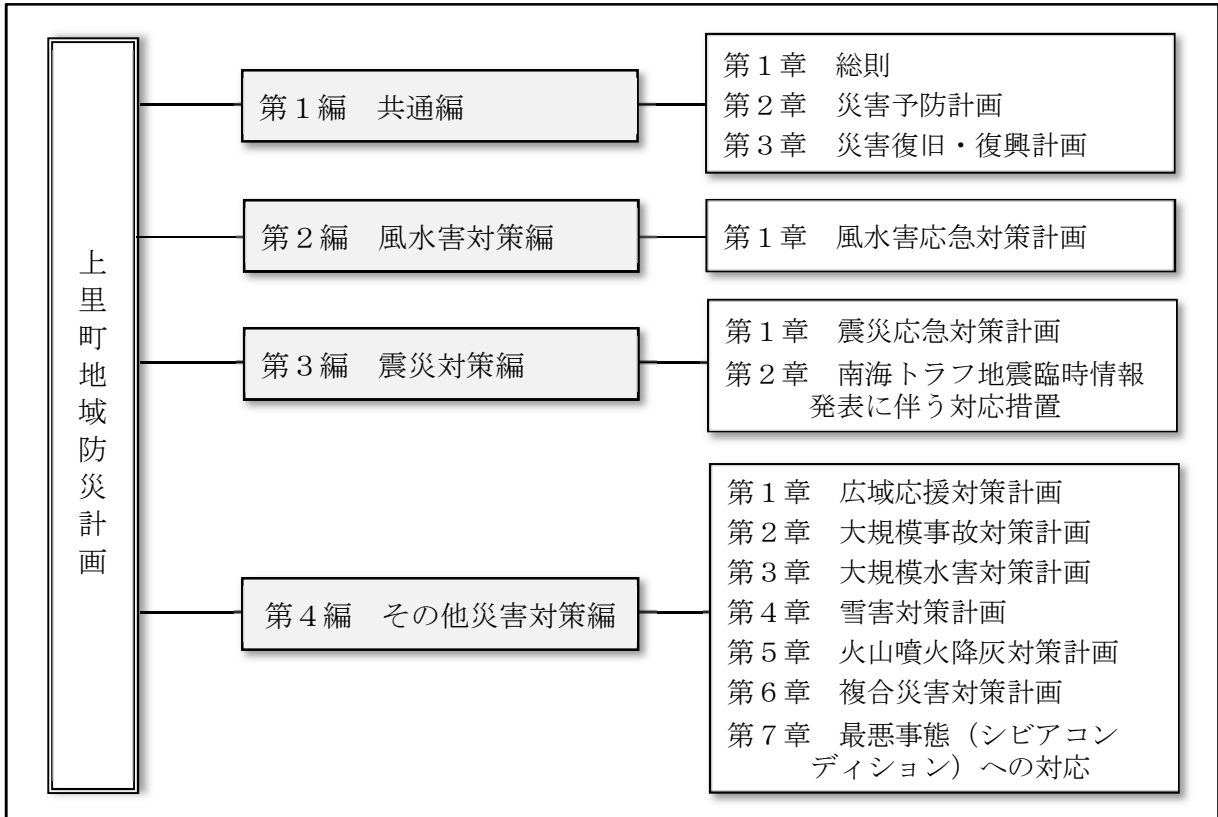
地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地震による被害の拡大を防止し、又は被害を軽減するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

第4編 その他災害対策編

広域応援対策のほか、大規模事故、大規模水害、雪害、火山噴火降灰、複合災害、最悪事態（シビアコンディション）への対応等、町の地域に大きな影響を及ぼす可能性がある災害について、予防及び応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

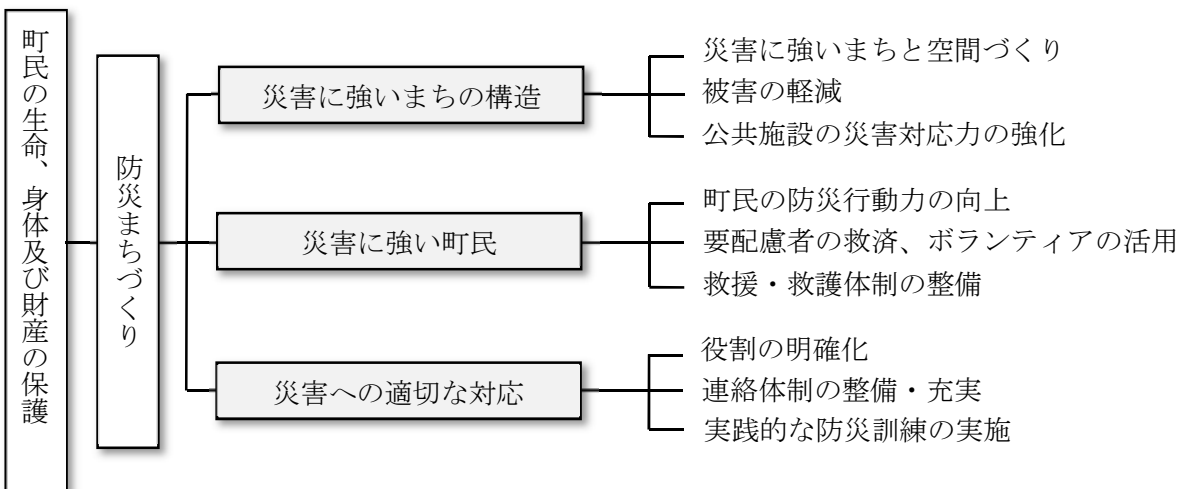
第3 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。



第4 基本目標

災害対策の理念は、災害から町民の生命、身体及び財産を保護することであり、この理念に基づく防災計画の基本目標は、「災害に強いまちの構造」「災害に強い町民」「災害への適切な対応」によって構成される「防災まちづくり」を推進することである。



第2節 地域防災計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき策定するもので、町の地域における風水害、地震等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、必要があると認めるときは修正するとともに、計画をよく理解し、これを遵守するよう努め、防災に関し万全の措置を講ずる。

第1 策定の前提

- 1 町防災会議が、町民のために策定したものである。
- 2 地域防災は、“町民” “町” “事業者” “国” “県”等の連携と協力のもとに成り立つものである。
- 3 町の地域の防災に関する長期的かつ緊急的な計画、事務及び業務の大綱を示したものである。
- 4 この計画は、中央防災会議が策定する「防災基本計画」に基づき、町防災会議が策定し、「埼玉県地域防災計画」との整合性・関連性を有するものである。

第2 対象とする災害の範囲

- 1 風水害（集中豪雨、洪水、暴風、竜巻、降雹等）
- 2 震災
- 3 その他、多数の生命、身体及び財産に危険を伴う災害（大規模事故（危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故、道路災害、鉄道事故・施設災害、航空機事故）、大規模水害、雪害、火山噴火による降灰、複合災害等）

第3 防災計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、防災関係機関における業務計画の策定及び社会情勢の変化に伴い、逐次修正を加え、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

第4 防災計画の遵守

- 1 町の執行機関は、町長の所管のもとに、その所掌事務及び防災計画に基づいて防災事務を処理し、町長の行う防災事務が円滑かつ的確に行われるように協力しなければならない。
- 2 町内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令、又は防災計画の定めるところにより、町長の行う防災事務が適切に行われるよう協力、又は援助するとともに、自己の業務に関わる防災事務を処理しなければならない。

第5 防災計画の周知徹底

防災関係機関は、本地域防災計画の主旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施するとともに、町民に対して周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第3節 防災面から見た町の特性

第1 自然的特性

1 位置

町は、東経 139 度 8 分、北緯 36 度 14 分、埼玉県の最北端に位置し、東西 6.0 km、南北 5.5 km、総面積 29.18 km²のややひし形をなし、西は神流川を境にして群馬県藤岡市、高崎市、北は烏川及び利根川を隔てて群馬県玉村町、伊勢崎市に接しており、南東部は、本庄市、神川町に接している。

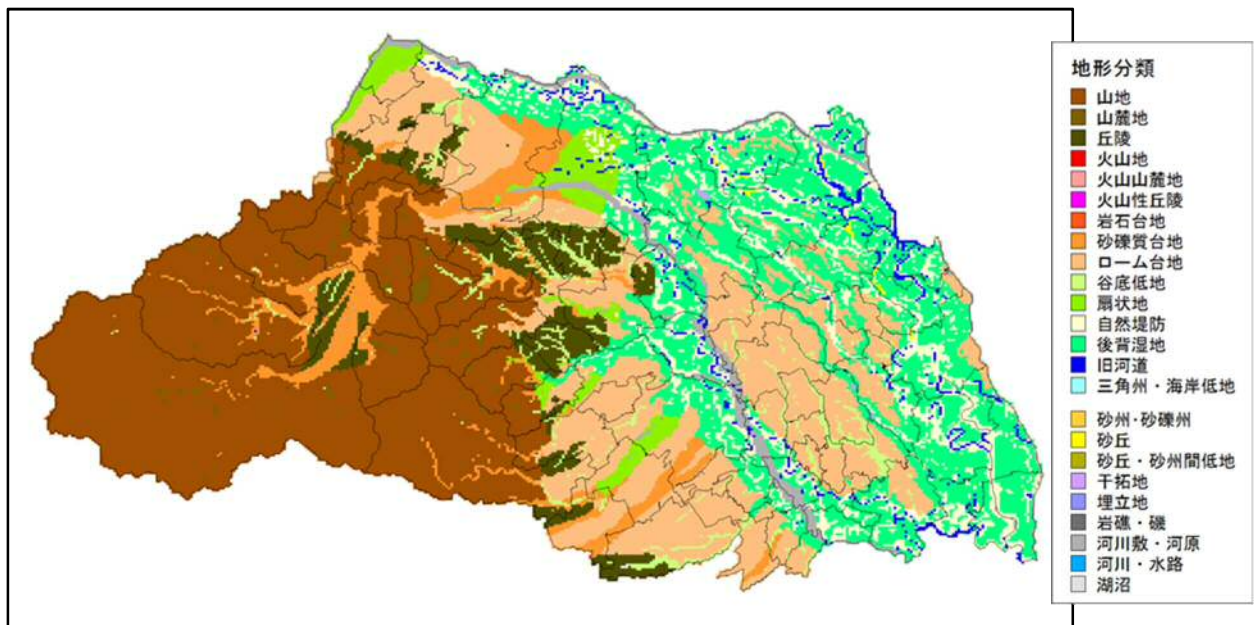
2 地形・地質

標高は、南が標高 85m、北が約 50m という標高差 35m の非常に緩やかな傾斜をしている平坦地である。

地質は、神流川の扇状地を形成する砂礫層及び関東ローム層と河川に沿った沖積低地を形成する礫層からなっており、肥沃な地質となっている。

また、表層地盤は、北部の烏川沿岸地域及び西部の神流川沿岸地域が扇状地、南東部がローム台地となっており、県下では比較的地震動に対して強い地盤である。

【埼玉県の表層地盤（微地形分類図）】



出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第2 社会的特性

1 土地利用について

令和3年の都市計画基礎調査による土地利用の現状をみると、自然的土地利用が1,662.04ha、都市的土地利用が1,255.96haであり、自然的土地利用は、地形が平坦であることから、農地が1,160.28haと約70%を占め最も多く、都市的土地利用は、宅地が676.41haと過半数を占めている。

また、前回調査（平成27年）と比べて、自然的土地利用面積は減少、都市的土地利用面積は増加している。

【土地利用現況】

	自然的土地利用 (ha)						
	農地			山林	水面	その他の自然地	②小計
	田	畑	①小計				
用途地域内	5.67	45.20	50.88	1.31	1.86	2.07	56.11
用途地域外	572.21	537.19	1,109.40	6.83	149.44	340.25	1,605.93
合計	577.88	582.40	1,160.28	8.14	151.30	342.32	1,662.04

	都市的土地利用 (ha)											合計 (②+④)	
	宅地				農林 漁業 施設 用地	公益 施設 用地	公共 空地	道路 用地	交通 施設 用地	その他 公的 施設 用地	その 他の 空地		④小計
	住宅 用地	商業 用地	工業 用地	③小計									
用途地域内	133.70	30.88	58.95	223.53	0.72	11.60	4.82	55.63	2.56	0.00	18.03	316.89	373.00
用途地域外	326.78	40.92	85.18	452.87	22.35	60.30	27.30	251.63	9.96	0.00	114.67	939.07	2,545.00
合計	460.48	71.80	144.13	676.41	23.07	71.90	32.12	307.25	12.52	0.00	132.70	1,255.96	2,918.00

(令和3年都市計画基礎調査 土地利用現況調書)

2 交通網

交通網は、東西に国道17号、国道254号、関越自動車道、JR高崎線、JR上越新幹線、主要地方道藤岡本庄線、一般県道勅使河原本庄線等が横断しており、これらの幹線交通軸により東西方向の交流や結びつきが強くなっている。

また、南北には、主要地方道上里鬼石線、一般県道児玉新町線が走っている。

3 建物について

(1) 建物構造

令和3年度の固定資産税台帳から建物構造についてみると、建築物は19,123棟あり、そのうち14,056棟（全体棟の73.5%）が木造、5,067棟が非木造建築物となっており、以前と比べて木造建築物の比率はやや減少している。

また、木造率（木造棟数／全棟数×100）を字別にみると、大字三町、神保原町、八町河原の木造率が町平均を大きく上回っており、一方、大字帯刀、五明、堤、嘉美の木造率は70%を下回り、特に低い状況となっている。

【大字別・構造別の建物棟数】

単位：棟（令和4年1月1日現在）

	字別棟数	木造	土蔵造	プレハブ造 (木質系)	木造率 (%)
大字黛	212	154	0	2	72.6
大字金久保	1,641	1,191	1	23	72.6
大字勅使河原	1,434	1,079	0	20	75.2
大字帯刀	457	297	0	7	65.0
大字五明	548	380	1	3	69.3
大字長浜	881	639	0	9	72.5
大字大御堂	935	658	1	4	70.4
大字藤木戸	462	336	0	3	72.7
大字堤	693	469	0	11	67.7
大字三町	892	699	0	9	78.4
大字嘉美	1,060	708	1	19	66.8
大字七本木	6,198	4,590	4	187	74.1
大字神保原町	2,872	2,240	4	48	78.0
大字八町河原	393	301	0	6	76.6
大字忍保	445	315	0	4	70.8
合計	19,123	14,056	12	355	73.5

(2) 建物棟数密度

建物棟数密度をみると、建築物数 19,123 棟に対し、河川区域を除く大字面積合計は約 2,454.8ha で、建物棟数密度は 7.8 棟/ha となり、ほぼ横ばいで推移している。

大字別の建物棟数密度をみると、大字七本木、神保原町の建物棟数密度が高く、一方、大字黛、帯刀の建物棟数密度が町平均を大きく下回っている。

【大字別の建物棟数密度】

(令和4年1月1日現在)

	字別棟数 (棟)	字別面積 (ha)	棟数密度 (棟/ha)
大字黛	212	64.4	3.3
大字金久保	1,641	212.1	7.7
大字勅使河原	1,434	225.4	6.4
大字帯刀	457	115.2	4.0
大字五明	548	111.1	4.9
大字長浜	881	180.9	4.9
大字大御堂	935	204	4.6
大字藤木戸	462	86.3	5.4
大字堤	693	137.5	5.0
大字三町	892	118.4	7.5
大字嘉美	1,060	152.1	7.0
大字七本木	6,198	483.5	12.8
大字神保原町	2,872	210	13.7
大字八町河原	393	70.6	5.6
大字忍保	445	83.3	5.3
合計	19,123	2,454.8	7.8

(3) 建物築年数

建築物の築年数ごとの状況をみると、昭和45年以前の建物が3,018棟(全棟数の15.8%)、昭和46年～56年の建物が3,526棟(全体棟の18.4%)あり、併せて昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物の割合は34.2%となり、以前と比べて減少している。

また、築年数の分布状況を大字別にみると、旧耐震基準で建てられた建築物の割合が特に高い地区は、大字五明、帯刀、勅使河原で、約半数が旧耐震基準の建築物で占められる。

一方、新耐震基準の建築物の占める割合が特に高い地区は、大字七本木、大御堂で、70%を超える建築物が新耐震基準で占められる。

【大字別・建築年数別の建物棟数】

単位：棟（令和4年1月1日現在）

	字別棟数	旧耐震基準		新耐震基準	旧耐震基準 の建物の割 合 (%)	新耐震基準 の建物の割 合 (%)
		S45年以前 の建物	S46～S56年 の建物	S57年以後 の建物		
大字黛	212	60	31	121	42.9	57.1
大字金久保	1,641	285	260	1,096	33.2	66.8
大字勅使河原	1,434	377	307	750	47.7	52.3
大字帯刀	457	121	107	229	49.9	50.1
大字五明	548	162	130	256	53.3	46.7
大字長浜	881	228	145	508	42.3	57.7
大字大御堂	935	149	119	667	28.7	71.3
大字藤木戸	462	121	93	248	46.3	53.7
大字堤	693	140	159	394	43.1	56.9
大字三町	892	90	195	607	32.0	68.0
大字嘉美	1,060	181	147	732	30.9	69.1
大字七本木	6,198	460	992	4,746	23.4	76.6
大字神保原町	2,872	434	716	1,722	40.0	60.0
大字八町河原	393	84	73	236	39.9	60.1
大字忍保	445	126	52	267	40.0	60.0
合計	19,123	3,018	3,526	12,579	34.2	65.8

※昭和46年は、建築基準法改正により、鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の基準の強化、木造建築物の必要壁量の基準の強化があった年である。

※昭和56年は、建築基準法改正により、新耐震基準（大規模な地震動に対する検証を行う2次設計の導入、木造建築物の必要壁量の基準の強化）の導入があった年である。

4 人口について

(1) 人口・人口密度

人口、人口密度の分布状況を行政区別にみると、用途地域指定区域内の行政区に人口が集中しており、西原町東、西原町西が51人/haと最も人口密度が高い。

一方、用途地域未指定区域内の人口は多いものの、面積が広いことから全体的に人口密度は低く、10人/ha未満の行政区も多くみられる。

【行政区別の人口、人口密度の分布状況】

(令和4年4月1日現在)

小学校区	行政区名	面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	小学校区	行政区名	面積 (㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
賀美小学校	黛	197,307	249	13	七本木小学校	田中	215,386	124	6
	金上	442,411	709	20		丹蔵石倉	558,831	294	5
	金下	676,861	892	16		岡	161,819	67	4
	金下東		359			堀之内	405,508	255	6
	内出	399,447	194	5		東堤	442,179	517	12
	西金	376,146	204	5		横町	228,929	245	11
	勝一	312,950	296	13		阿保町	255,594	311	12
	勝二		126			長浜町	683,636	1,056	15
	原一	339,923	209	6		立野	610,932	799	13
	原二	432,907	153	4		立野南	714,605	513	7
	天神	224,562	175	8		上中久城	146,861	182	12
	真下	288,244	190	7		下久城	332,876	241	7
	堀込	813,857	670	8		本郷一	416,226	750	18
	小計	4,504,615	4,426	10		本郷二	270,722	605	22
	長幡小学校	宿	440,144	184		4	本郷三	286,169	316
新堀			224		小計	5,730,273	6,275	11	
並木沖			392		京塚	324,218	1,377	42	
東宮		458,965	151	3	古新田	720,979	2,399	33	
十八軒四軒家		138,322	86	6	三田	606,018	2,634	43	
中五明		296,959	146	5	三軒	812,604	1,699	21	
南五明		272,992	145	5	久保新田	389,552	1,224	31	
下郷		493,418	213	4	四ツ谷	457,573	477	10	
宮		438,086	107	2	西原町東	181,743	285	51	
上郷		161,465	93	6	西原町西		636		
久保		325,641	181	6	小計	3,825,563	10,731	28	
西大		802,430	520	6	神保原小学校	一丁目	243,036	894	37
東大南		1,020,896	369	7		二丁目	130,747	220	17
東大北			366			三丁目	68,741	223	32
寺西		510,819	499	10		四丁目	420,660	645	15
小計		6,529,540	3,849	6		五丁目	176,533	655	37
						東町	118,335	254	21
						宮本町	844,622	1,279	15
				八町河原		630,136	559	9	
				忍保		768,850	617	8	
				小計		3,401,660	5,346	16	
				合計		23,658,775	30,627	13	

(2) 年齢別人口

小学校区別の人口の分布状況をみると、70歳代と80歳以上の高齢者人口の割合は、神保原小学校区と賀美小学校区が24%台を占め、中でも高くなっている。

一方、0歳～19歳の若年層人口の割合は、上里東小学校区が17.7%と最も高い。

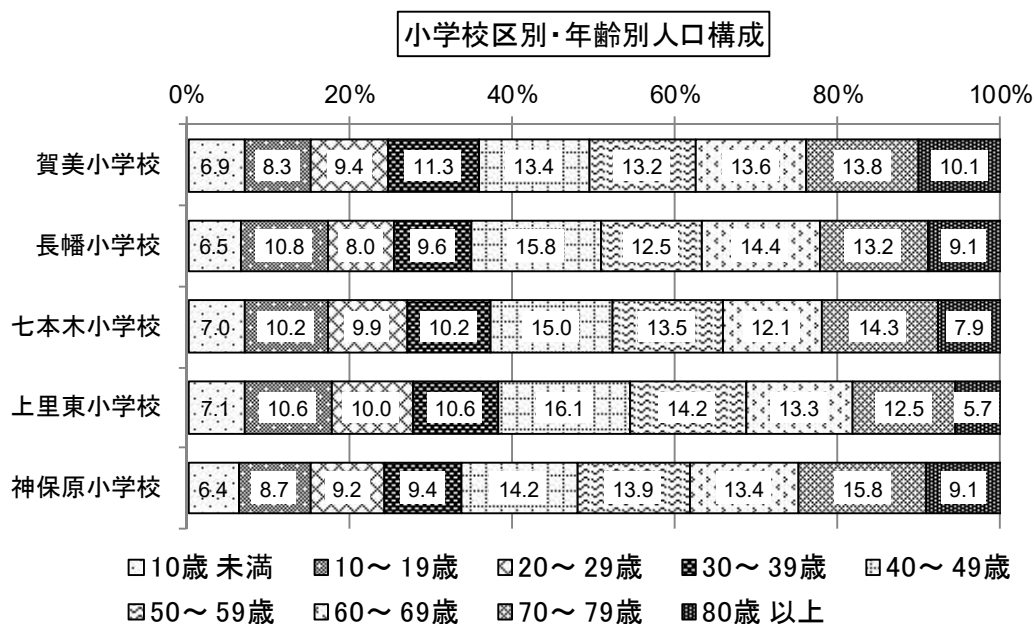
また、就業人口（20歳代～50歳代）の割合は、上里東小学校区と七本木小学校区の割合が50%前後を占め高くなっている。

なお、行政区別・年齢別の人口の分布状況は、次頁のとおりである。

【小学校区別の年齢別人口】

(令和4年4月1日現在)

小学校区	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
賀美小学校	307	366	415	501	592	583	600	613	449	4,426
長幡小学校	252	414	308	371	607	483	554	509	351	3,849
七本木小学校	439	639	620	640	939	844	762	897	495	6,275
上里東小学校	757	1,133	1,072	1,140	1,731	1,520	1,424	1,338	616	10,731
神保原小学校	341	464	490	505	757	742	715	844	488	5,346
合計	2,096	3,016	2,905	3,157	4,626	4,172	4,055	4,201	2,399	30,627



【行政区別・年齢別人口】

(令和4年4月1日現在)

小学校区	行政区名	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
賀美小学校	黛	18	23	26	22	35	36	27	39	23	249
	金上	63	78	103	132	128	108	117	113	50	892
	金下	58	53	51	91	99	76	82	76	123	709
	内出	14	9	33	24	16	28	40	15	15	194
	西金	2	15	19	19	25	28	41	34	21	204
	金下東	14	30	21	31	43	58	64	66	32	359
	勝一	18	25	21	25	32	41	37	55	42	296
	勝二	7	16	13	10	9	21	14	17	19	126
	原一	15	11	26	19	37	26	18	32	25	209
	原二	3	12	12	6	19	20	28	29	24	153
	天神	6	22	11	16	24	32	25	18	21	175
	真下	19	16	16	29	24	22	24	26	14	190
	堀込	70	56	63	77	101	87	83	93	40	670
小計	307	366	415	501	592	583	600	613	449	4,426	
長幡小学校	宿	10	14	17	19	21	34	32	17	20	184
	屋敷	10	15	17	16	31	21	32	18	13	173
	東宮	8	13	8	17	19	10	31	29	16	151
	十八軒四軒家	1	11	10	7	9	15	15	9	9	86
	中五明	10	21	8	13	23	15	22	21	13	146
	南五明	13	9	6	16	22	17	22	24	16	145
	下郷	8	21	17	14	31	32	31	35	24	213
	宮	4	18	8	13	20	12	10	15	7	107
	上郷	9	1	13	6	11	10	12	20	11	93
	久保	14	15	13	19	38	9	32	34	7	181
	西大	35	68	37	56	82	70	70	74	28	520
	東大南	24	25	31	35	55	58	61	46	34	369
	東大北	20	42	24	35	49	40	31	41	84	366
	寺西	47	49	50	48	87	64	60	70	24	499
	新堀	19	39	17	30	38	26	35	14	6	224
並木沖	20	53	32	27	71	50	58	42	39	392	
小計	252	414	308	371	607	483	554	509	351	3,849	
七本木小学校	田中	7	12	5	18	15	7	26	25	9	124
	丹蔵石倉	16	14	20	17	31	38	24	23	33	216
	岡	1	3	5	8	11	11	12	10	6	67
	堀之内	14	32	17	17	38	36	37	41	23	255
	東堤	20	64	38	37	86	51	64	66	25	451
	ルピナス	0	0	0	0	0	0	4	10	64	78
	梨花の里	0	0	0	1	9	13	6	10	27	66
	横町	15	23	14	23	38	24	34	55	19	245
	阿保町	19	23	26	26	54	38	38	62	25	311
	長浜町	82	117	121	115	166	144	95	148	68	1,056
	立野	47	68	69	94	113	117	89	71	45	713
	立野南	21	51	84	48	62	80	77	70	20	513
	上中久城	25	5	31	38	28	20	14	16	5	182
	下久城	33	24	17	34	43	22	27	24	17	241
	上里学園	29	57	0	0	0	0	0	0	0	86
	本郷一	49	78	78	64	117	110	87	121	46	750
	本郷二	40	36	61	75	77	78	85	104	49	605
本郷三	21	32	34	25	51	55	43	41	14	316	
小計	439	639	620	640	939	844	762	897	495	6,275	

第1編 共通編
第1章 総則
第3節 防災面から見た町の特性

小学校区	行政区名	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
上里東小学校	京塚	105	115	108	138	221	157	229	225	79	1,377
	古新田	189	254	228	271	393	340	319	277	128	2,399
	三田	161	306	239	255	444	382	379	331	137	2,634
	三軒	94	183	210	188	258	260	223	201	82	1,699
	東京日産・住寮	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	久保新田	110	110	179	165	165	187	121	123	62	1,222
	四ツ谷	40	65	38	39	90	59	52	59	35	477
	西原町東	21	30	11	34	59	39	31	35	25	285
	西原町西	37	70	57	50	101	96	70	87	68	636
	小計	757	1,133	1,072	1,140	1,731	1,520	1,424	1,338	616	10,731
神保原小学校	一丁目	60	74	70	88	134	119	119	154	76	894
	二丁目	12	15	11	15	35	23	37	49	23	220
	三丁目	13	9	12	27	23	24	36	43	36	223
	四丁目	35	49	80	50	92	96	69	105	69	645
	五丁目	51	54	49	70	99	83	70	118	61	655
	宮本町	69	141	128	83	183	184	184	195	112	1,279
	東町	16	22	31	30	33	32	29	34	27	254
	八町河原	35	38	49	62	63	90	89	86	47	559
	忍保	50	62	60	80	95	91	82	60	37	617
	小計	341	464	490	505	757	742	715	844	488	5,346
合計	2,096	3,016	2,905	3,157	4,626	4,172	4,055	4,201	2,399	30,627	

第4節 災害履歴

第1 地震災害

これまで県内に特に大きな被害をもたらした主な地震は、次のとおりである。

【地震履歴】（江戸時代以降）

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
1615. 6. 26 (元和 1)	6. 5	35. 70 139. 70	—	江戸	家屋破損、死傷多く、地割れが生じた。詳細不明。
1630. 8. 2 (寛永 7)	6. 3	35. 75 139. 75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ塀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30 (慶安 2)	7. 0	35. 80 139. 50	—	武蔵・下野	川越の大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。 江戸城二の丸石垣・塀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死者50人余。 (埼玉県) 川越で被害があったことが最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいのと思われる、液状化現象らしい点もある。
1703. 12. 31 (元禄 16)	8. 2	34. 7 139. 8	—	関東南部	相模、武蔵、上総、安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。
1791. 1. 1 (寛政 3)	6. 3	35. 80 139. 60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根等破損。
1854. 12. 23 (安政 1)	8. 4	34. 00 137. 80	—	東海	(埼玉県) 推定震度 蕨、桶川、行田 5。
1855. 11. 11 (安政 2)	6. 9	35. 65 139. 80	—	江戸	(埼玉県) 推定震度大宮 5、浦和 6。荒川沿いに、熊谷あたりまで土手割れ、噴砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52か村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村ごとの被害率9～73%)。ほとんどは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で倒壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる家の大破33軒、死者1名、負傷者1名。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859. 1. 11 (安政 6)	6. 0	35. 90 139. 70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々破損、江戸、佐野、鹿沼で有感。
1894. 6. 20 (明治 27)	7. 0	35. 70 139. 80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動はるかに弱かった。 (埼玉県) 県南部で被害があった。飯能では山崩れ

発生年月日	M	緯度 経度	深さ km	震源地域	被害記述
					(幅 350 間 (約 630m)) あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊 10、家屋破損 5、川口で家屋・土蔵の破損 25。南平柳村で家屋小破 50、土蔵の大破 3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川、江戸川、綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894. 10. 7 (明治 27)	6. 7	35. 60 139. 80	—	東京湾北部	芝区桜川町、赤坂溜池、下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突 3 本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (大正 12)	7. 9	35. 20 139. 30	—	関東南部	【関東大震災】死者 99, 331 名、負傷者 103, 733 名、行方不明者 43, 476 名、家屋全壊 128, 266 軒、半壊 126, 233 軒、焼失 447, 128 軒、流出 868 軒。 (埼玉県) 死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9, 268 軒、半壊 7, 577 軒。
1924. 1. 15 (大正 13)	7. 3	35. 50 139. 20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋のうちには関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (昭和 6)	6. 9	36. 15 139. 23	0	埼玉県 北部	(埼玉県) 死者 11 名、負傷者 114 名、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1 (昭和 43)	6. 1	35. 59 139. 26	50	埼玉県 中部	深さが 50 km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷 6 名、家屋一部破損 50、非住家破損 1、栃木で負傷 1 名。
1989. 2. 19 (平成 1)	5. 6	36. 01 139. 54	54	茨城県 南西部	茨城県、千葉県で負傷者 2 名、火災 2 軒。他に塀、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度 3。
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	38° 6. 2' N 142° 51. 6' E	24	三陸沖	【東日本大震災】東北地方を中心に死者 15, 883 名、行方不明 2, 676 名、負傷者 6, 144 名。 (埼玉県) 最大震度 6 弱 (宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16, 161 棟、火災発生 12 件

出典：埼玉県地域防災計画 資料編 (令和 4 年 3 月)

第2 風水害

これまで、町及び県内に大きな被害をもたらした風水害は、次のとおりである。

【風水害履歴】

発生年月	災害事象	県内の被害概要
1783年 (天明3年)	大風雨による神流川・烏川の氾濫	(上里町) 浅間山噴火による降灰との複合災害。烏川右岸八町河原村が被災。
1846年 (弘化3年)	連日の大雨による神流川氾濫	江戸川、荒川出水、権現堂川、江戸川、中川破堤。埼玉郡川俣村の利根川堤防およそ160間破堤。神流川氾濫甚し。 (上里町) 毘沙吐村が浸水被害により、対岸の新町宿へ移転。勅使河原村字天神が同村字真下の東へ移転。
1911年 (明治44年)	神流川・烏川の氾濫	(上里町) 黛村、忍保村、八町河原村が被災。
1947年9月 (昭和22年)	カスリーン台風	大正・昭和を通じて最大の水害で、明治43年以来の大災害。記録的降雨が戦時中濫伐と相俟って、利根川栗橋付近で破堤、中小河川50余箇所破堤。利根川の濁流は白岡付近で荒川からの濁流と合流し、3km幅で春日部から吉川まで達した。 被害は316市町村の72%に当たる228市町村。被災人員は348,827、被害総額は約100億円の激甚な災害となった。死者101名、負傷者1,430名、住家全壊725、流出396、床上浸水44,855。
1959年9月 (昭和34年)	伊勢湾台風	県内の被害状況は、死者8名、負傷者55名、全壊351棟、半壊1,155棟、一部破損5,883棟、床上浸水291棟。
1966年9月 (昭和41年)	台風26号	最大瞬間風速41mは、熊谷气象台創設以来の最高記録となり、災害救助法を適用された市町村は52に及んだ。 死者28名は、昭和22年のカスリーン台風以来。その他、負傷者694名、全壊1,235、半壊6,679、流出1、一部破損80,262、床上浸水740、床下浸水10,548、道路損壊708、橋流出102、破堤101、山(崖)崩れ257。
1982年9月 (昭和57年)	台風18号	9月12日に御前崎付近に上陸した台風は、県の平野部を中心に大雨を降らせ、死者1名、負傷者4名、損壊家屋42戸、浸水家屋63,835戸におよぶ被害をもたらした。昭和41年の台風26号以来の災害救助法が9市に適用された。
2017年10月 (平成29年)	台風21号	台風の関東上陸に伴い、県内各地で浸水被害や崖崩れが発生した。軽傷者11名、半壊45棟、一部損壊10棟、床上浸水458棟、床下浸水556棟、崖崩れ21箇所の被害が発生した。
2019年9月 (令和元年)	令和元年房総半島台風	令和元年房総半島台風の関東通過に伴い、大雨や強風等により県内各地で人的被害、建物被害が発生した。重傷者1名、軽傷者10名、住家一部破損88棟の被害が発生した。
2019年10月 (令和元年)	令和元年東日本台風	令和元年東日本台風の埼玉県通過に伴い、大雨や強風等により県内各地で人的被害、建物被害が発生した。死者4名(うち災害関連死者1名)、重傷者2名、軽傷者31名、住家全壊107棟、半壊570棟、一部破損996棟、床上浸水2,089棟、床下浸水3,371棟、道路被害710箇所、崖崩れ157箇所等の被害が発生した。 県では初となる大雨特別警報が40市町村に発表された。県では災害対策本部を設置し災害対応にあたり、県内48市町村に災害救助法を適用した。

出典：「上里町史」(1998年)、令和2年埼玉県消防年報(令和4年3月)

第3 大雪災害

これまで、町及び県内に特に大きな被害をもたらした大雪は、次のとおりである。

発生年月	被害概要
2014年2月 (平成26年)	<p>2月14日からの大雪で、県内において、死亡3名、重症28名、中等症135名、軽症296名、半壊1棟、一部損壊9棟の人的被害及び建物被害が発生した。このうち、秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町で災害救助法が適用された。県内の積雪量は秩父98cm、熊谷62cmで共に観測史上1位の積雪量であった。</p> <p>(上里町) 人的被害はなかったものの、住宅一部損壊460棟、物置全壊39棟、半壊60棟、一部損壊201棟の建物被害が発生した。</p> <p>また、農業用施設等で鉄骨ハウス全壊83棟、一部損壊23棟、パイプハウス全壊407棟、一部損壊18棟の甚大な被害が発生したほか、積雪により通行不能な道路や車両の立ち往生の発生等の交通障害が発生した。</p>

出典：令和2年埼玉県消防年報（令和4年3月）、上里町国土強靱化地域計画（令和3年2月）

第5節 被害想定

第1 地震災害

1 埼玉県地震被害想定調査

(1) 概要

県は、平成24年度から25年度にかけて地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」を公表した。その中で、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考に、次の5つの地震を設定した。

また、活断層型地震については、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、破壊開始点として、関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定し、被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

地震のタイプ	想定地震 (破壊開始点のパターン)		説明
海溝型	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	M7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震 (北、中央、南)	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯による地震 (北、南)	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

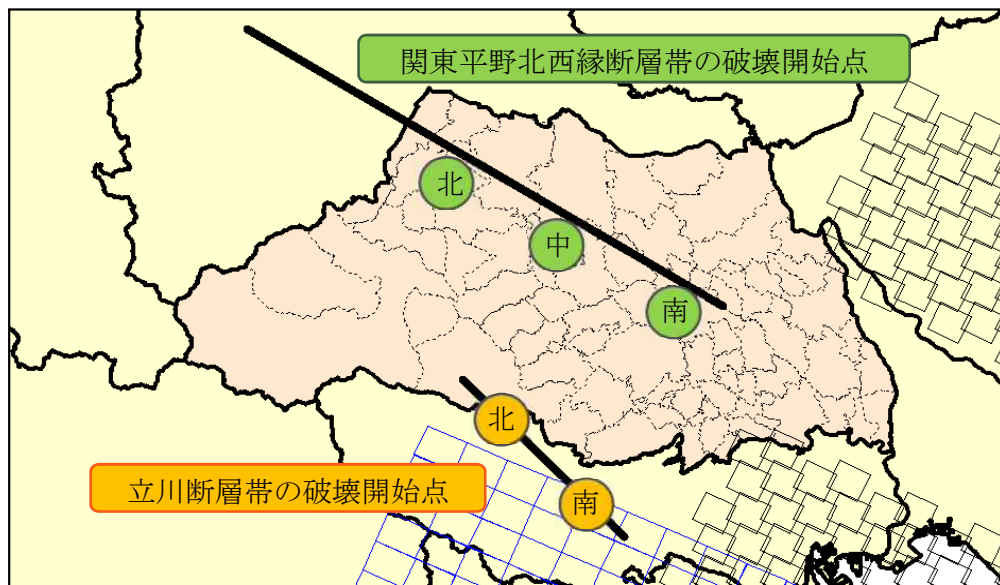
※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

出典：埼玉県地域防災計画(令和4年3月)

【想定地震の断層位置図】



【活断層型地震の破壊開始点について】



出典：埼玉県地域防災計画（令和4年3月）

(2) 被害想定結果

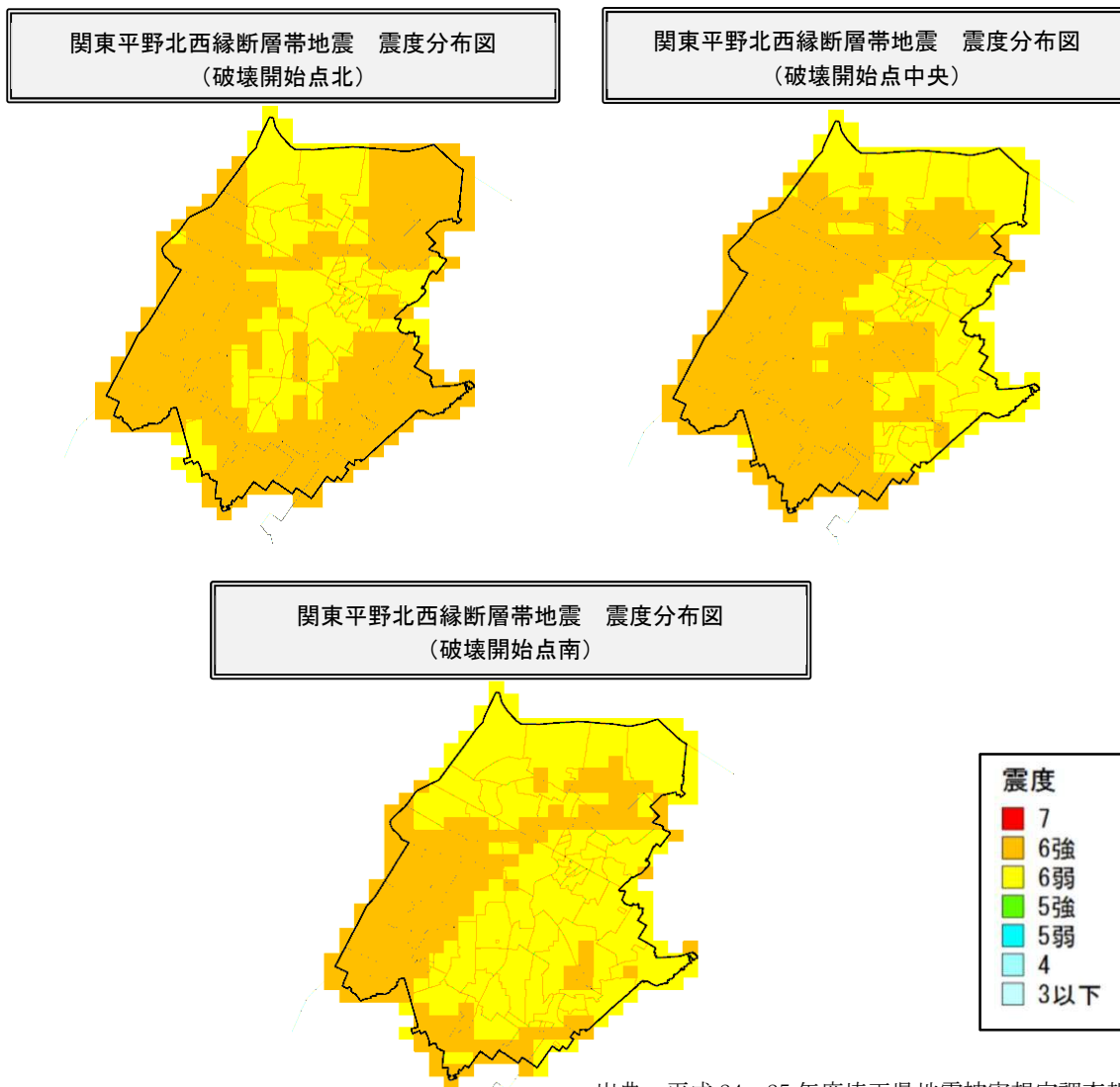
同調査によると、5つの地震のうち、町に対しては、「関東平野北西縁断層帯地震」による最大震度が6強となり、被害が最も大きくなることが想定され、他の4つの地震は、最大震度が5弱又は4となるため、被害は少ない。

そのため、関東平野北西縁断層帯地震における建物被害、人的被害等を次に示す。

ア 想定地震の概要

想定地震名	関東平野北西縁断層帯地震	
想定条件	地震発生時期	冬5時、夏12時、冬18時
	風速	3m/s、8m/s
	規模	M8.1
町の最大震度	6強	

【町の震度分布図】



出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

イ 関東平野北西縁断層帯地震における被害の概要

項目	予測内容	ケース	風速	破壊開始点			
				北	中央	南	
震度分布	-	-	-	6強	6強	6強	
建物	全壊(棟)(揺れ+液状化による)	-	-	533	471	331	
	半壊(棟)(揺れ+液状化による)	-	-	1,376	1,292	1,150	
火災	焼失棟数(棟)	冬18時	3m/s	99	40	35	
			8m/s	88	37	28	
人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	36	32	22	
			8m/s	36	32	22	
		夏12時	3m/s	15	13	9	
			8m/s	15	13	9	
		冬18時	3m/s	23	20	14	
			8m/s	23	20	14	
	負傷者数(人)	冬5時	3m/s	280	257	215	
			8m/s	280	257	215	
		夏12時	3m/s	171	156	128	
			8m/s	171	156	128	
		冬18時	3m/s	187	170	141	
			8m/s	187	170	141	
生活支障	避難所避難者数-1日後(人)	冬18時	3m/s	1,158	970	736	
			8m/s	1,142	965	727	
	避難所避難者数-1週間後(人)		3m/s	1,738	1,270	1,093	
			8m/s	1,725	1,266	1,085	
	避難所避難者数-1か月後(人)		3m/s	1,645	1,092	964	
			8m/s	1,638	1,089	960	
	帰宅困難者(人)	夏12時休日	-	5,841~7,430			
		冬18時休日	-	6,686~8,050			
	電力	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	92	64	47
				8m/s	85	62	45
停電世帯数-1日後-(世帯)		3m/s		2,077	1,811	1,278	
		8m/s		2,071	1,809	1,274	
通信	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	30	21	16	
			8m/s	28	21	15	
	不通回線数-1日後-(回線)		3m/s	93	56	43	
			8m/s	83	53	38	
都市ガス	配給停止件数-直後-(件)	-	-	457	457	457	
上水道	断水人口-1日後-(人)	-	-	23,015	13,647	14,055	
	排水管被害数(箇所)	-	-	149	49	51	
下水道	管きょ被災距離(km)	-	-	11	10	10	
	機能支障人口-直後-(人)	-	-	1,439	1,380	1,307	
その他	自力脱出困難者数(人)	冬5時	-	118	104	73	
	災害廃棄物量(万トン)	冬18時	3m/s	9.9	7.8	5.7	
8m/s			9.6	7.8	5.6		

出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第1編 共通編
 第1章 総則
 第5節 被害想定

ウ 参考：深谷断層による地震（マグニチュード7.5）の被害想定

本地震では、震度6程度、気象条件は晴れ、湿度60%、北西の風、風速8m/sを前提としている。

			夏12時	冬5時	冬18時
建物被害	木造	全壊（棟）	63		
		半壊（棟）	717		
	非木造	全壊（棟）	7		
		半壊（棟）	42		
	全建物	全壊（棟）	70		
		半壊（棟）	759		
	火災	焼失（棟）	0	0	1
人的被害	死傷者	死者	3	4	4
		重傷者	5	5	10
		軽症者	55	115	95
	避難者	1日後	3,822	3,822	3,823
		4日後	3,131	3,131	3,132
		1か月後	664	664	665
	帰宅困難者	県内	1,897		857
		東京都	586		265
		他県	975		441
		合計	3,458	0	1,563
ライフライン	上水道	断水世帯	4,711		
	電力	地震発生直後	1,733		
		1日後停電世帯	263	263	264
	電話	不通回線数	6	6	7

出典：平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書

(3) 被害想定への対応

ア 被害想定のかえ方

同調査における被害想定のかえ方としては、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」の想定地震である東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯による地震の5つのうち、想定される最大規模の地震である、関東平野北西縁断層帯地震を対象とする。

町は、平成19年度埼玉県地震被害想定調査における深谷断層（M7.5）による地震の被害想定に基づき、防災対策を推進してきた。

平成24・25年度の見直しでは、これまで想定されていた深谷断層に加え、綾瀬川断層を一体として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査した結果、地震の規模を示すマグニチュードが8.1となったため、最大震度6強が町内の広範囲に広がり、最も被害の大きくなる地震となった。

県においても、関東平野北西縁断層帯地震は、最も被害の大きくなる地震となっている。それを踏まえ、県は、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理している。

イ 目標フレーム

震災対策は、地震被害を極力少なくするため、地震に強いまちづくりを目指した「予防対策」、県や国、他市町村からの受援の視点も踏まえた実践的な「応急対策」を行うとともに、「復旧・復興計画」により、地域の復旧・復興を迅速に図ることが基本である。

特に、震災対策を効率的かつ効果的に行うためには、想定する地震による被害規模等を適切に設定し、各部署や防災関係機関等が連携を図りながら、具体的かつ実践的な対策を講じていく必要がある。

ウ 埼玉県震災対策行動計画

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、大規模地震に備えるため、減災目標を定め、県民、県、市町村が一体となって減災対策に取り組む「埼玉県震災対策行動計画」を策定した。

町においても、「埼玉県震災対策行動計画」に則して減災対策に取り組むものとする。

エ 応急対応シミュレーション

町や防災関係機関が行う応急対策は、それぞれが有する機能を十分に活かすとともに、それぞれが有機的に連携を図って対処することが必要である。

そのため、各防災関係機関は、担当する対策について、全体の応急対策の流れを踏まえて、適切に対応していく必要がある。

そこで、町や防災関係機関が行う対応状況について、地震発生時から時間の経過に応じて、整理していくものとする。

2 首都直下地震に関わる法制度の整備

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において、首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「首都直下地震対策特別措置法」が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に、「緊急対策推進基本計画」が策定されるとともに、町を含む県全域が「首都直下地震緊急対策区域」に指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項が埼玉県地域防災計画 第2編 震災対策編に含まれるため、埼玉県地域防災計画 第2編 震災対策編は「地方緊急対策実施計画」を兼ねている。

3 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応は、第3編 震災対策編 第2章に基づいて対応する。

第2 風水害

1 利根川水系利根川の洪水浸水想定

国土交通省利根川上流河川事務所の「利根川水系利根川洪水浸水想定区域図」における洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、次のとおりである。

（1）想定条件等

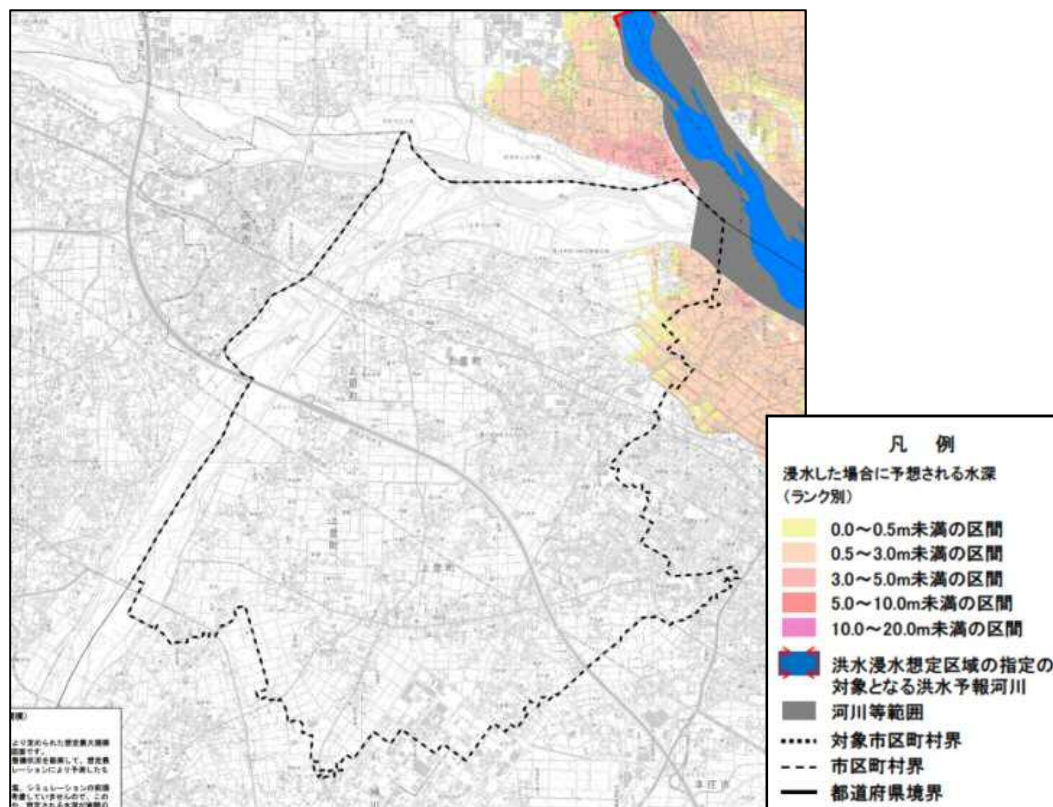
この洪水浸水想定区域は、利根川水系利根川の群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から海（左岸）及び群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から海（右岸）までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合において、水防法の規定により指定された想定最大規模降雨による浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。

前提となる最大規模降雨は、利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm で、概ね 1,000 年に 1 回程度発生する大雨が降ったことにより、利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

（2）浸水想定区域

町においては、利根川周辺の八町河原地区の一部が浸水想定区域となっている。

【利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



出典：利根川洪水浸水想定区域図（国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所）

2 利根川水系烏川の洪水浸水想定

国土交通省高崎河川国道事務所の「利根川水系烏川洪水浸水想定区域図」における洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、次のとおりである。

（1）想定条件等

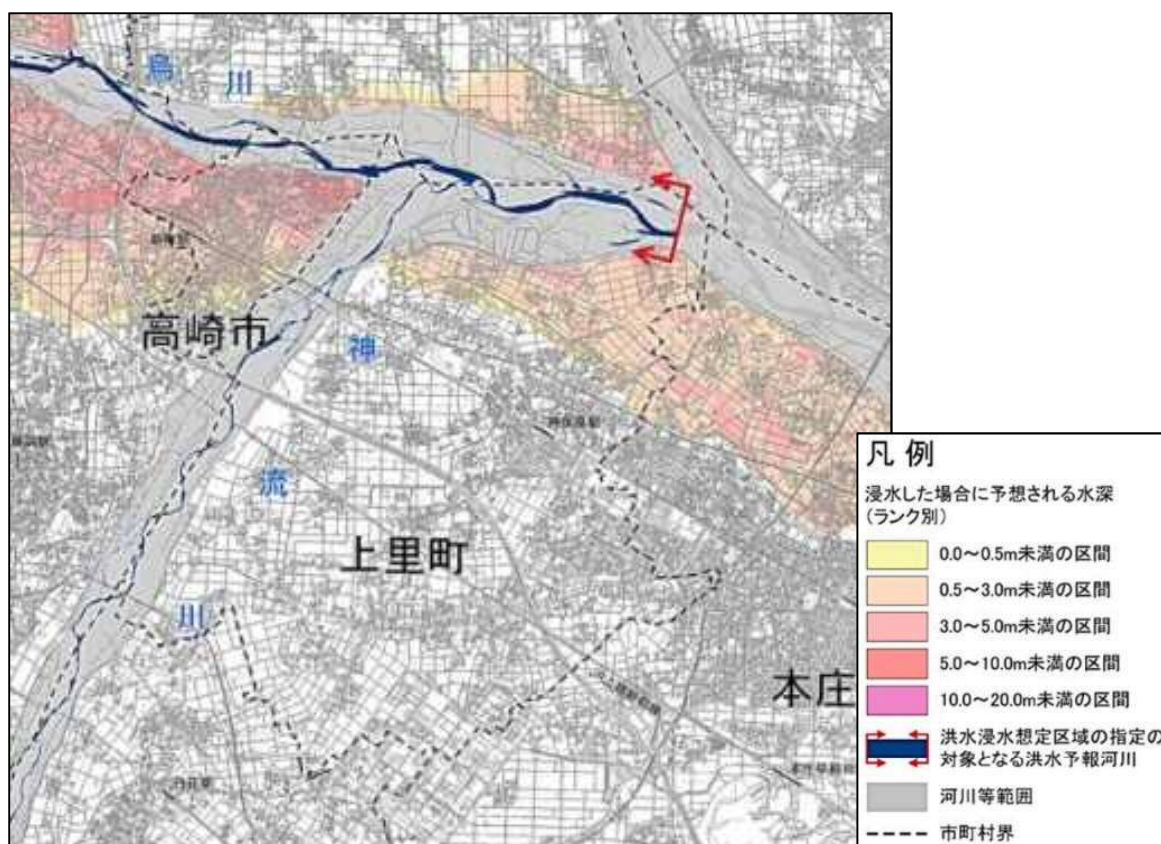
この洪水浸水想定区域は、利根川水系烏川の群馬県高崎市並榎町地先から利根川への合流点（左岸）及び群馬県高崎市下豊岡町字下北久保地先から利根川への合流点（右岸）までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合において、水防法の規定により指定された想定最大規模降雨による浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。

前提となる最大規模降雨は、烏川流域の72時間総雨量579mmで、概ね1,000年に1回程度発生する大雨が降ったことにより、烏川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

（2）浸水想定区域

町においては、烏川沿い及びその後背地一帯が浸水想定区域となっている。

【利根川水系烏川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



出典：烏川洪水浸水想定区域図（国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所）

3 利根川水系神流川の洪水浸水想定

国土交通省高崎河川国道事務所の「利根川水系神流川洪水浸水想定区域図」における洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、次のとおりである。

（1）想定条件等

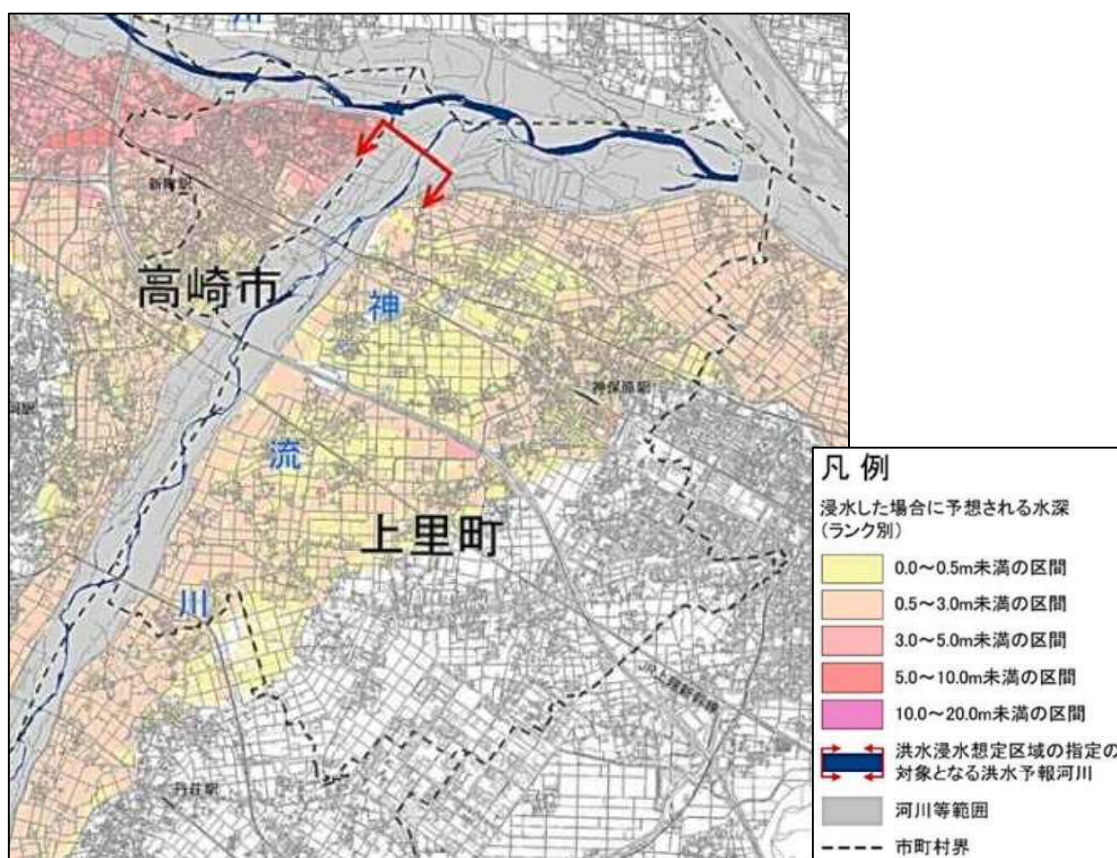
この洪水浸水想定区域は、利根川水系神流川の群馬県藤岡市浄法寺地先から烏川への合流点（左岸）及び埼玉県児玉郡神川町大字新宿字寄島地先から烏川への合流点（右岸）までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合において、水防法の規定により指定された想定最大規模降雨による浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。

前提となる最大規模降雨は、烏川流域の72時間総雨量579mmで、概ね1,000年に1回程度発生する大雨が降ったことにより、神流川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

（2）浸水想定区域

町においては、神流川沿いから町の中央部にかけての一角が広く浸水想定区域となっている。

【利根川水神流川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



出典：神流川洪水浸水想定区域図（国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所）

4 水害リスク情報図

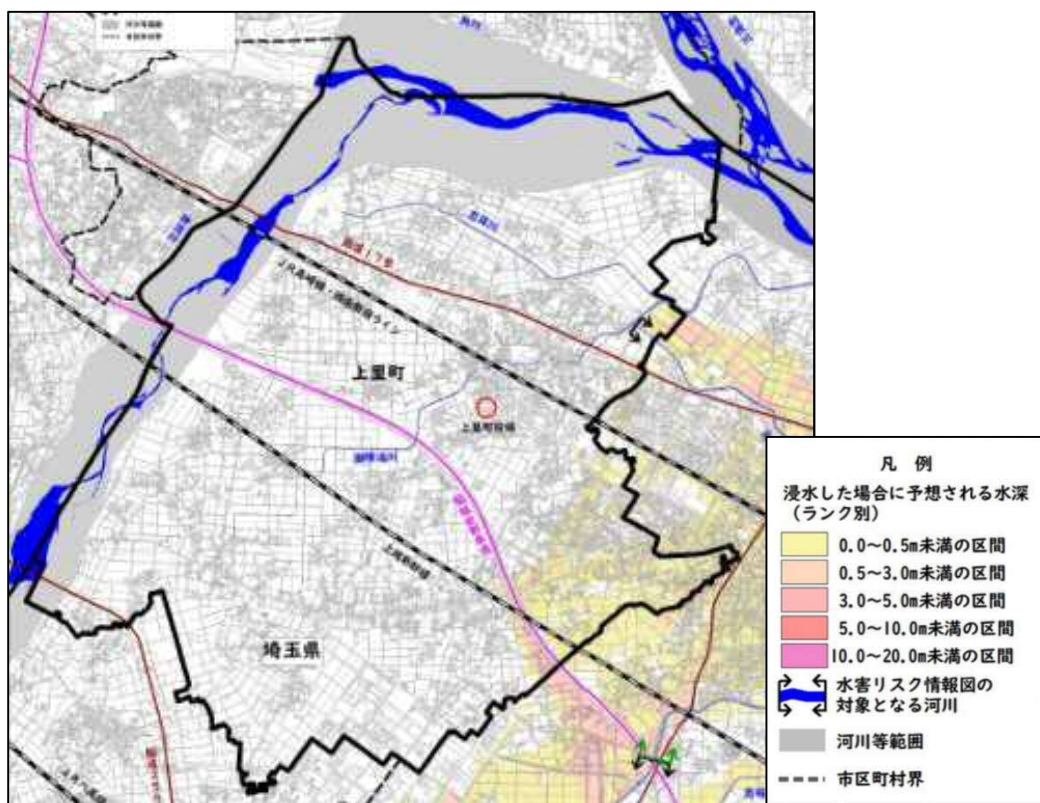
県では、洪水浸水想定区域図ではカバーしない河川区間を対象に、同様の内容のものを県独自に新たに作成し、水害リスク情報図として公表している。

(1) 小山川

利根川水系小山川の水害リスク情報図における前提となる最大規模の降雨は、小山川流域の24時間総雨量636mmで、概ね1,000年に1回程度発生する大雨が降った時に水位が上昇し、越水又は溢水*した場合の洪水浸水想定区域図等を図示している。

これによると、町の東部、本庄市との境界部分に浸水想定区域が広がっている。

【利根川水系小山川 水害リスク情報図（想定最大規模）】



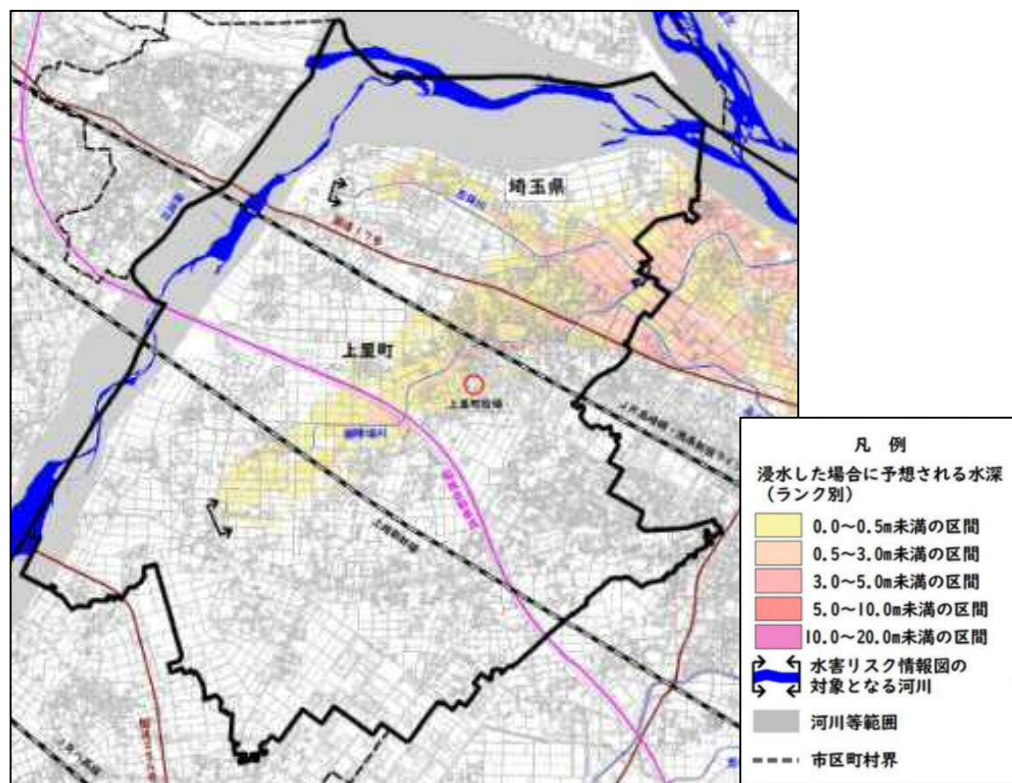
出典：埼玉県県土整備部河川砂防課

(2) 御陣場川

利根川水系御陣場川の水害リスク情報図における前提となる最大規模の降雨は、御陣場川流域の24時間総雨量690mmで、概ね1,000年に1回程度発生する大雨が降った時に水位が上昇し、越水又は溢水した場合の洪水浸水想定区域図等を図示している。

これによると、御陣場川流域及び忍保川流域一帯に浸水想定区域が広がっている。

【利根川水系御陣場川 水害リスク情報図(想定最大規模)】



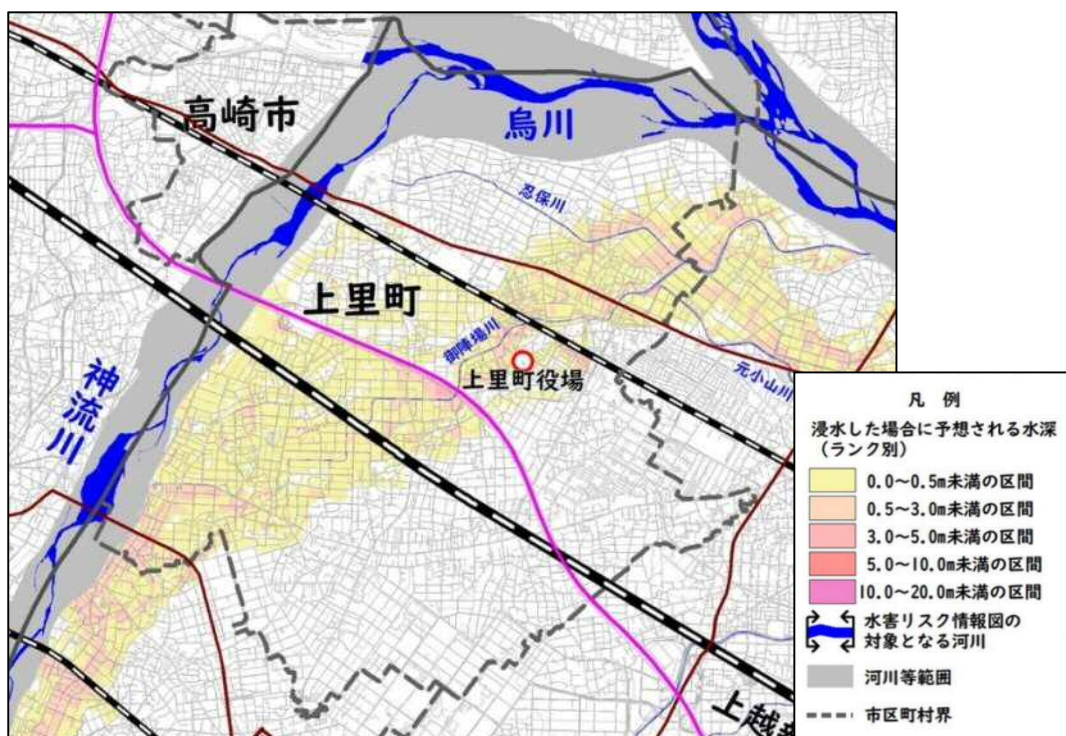
出典：埼玉県県土整備部河川砂防課

(3) 神流川

利根川水系神流川の水害リスク情報図における前提となる最大規模の降雨は、烏川流域の72時間総雨量579mmで、概ね1,000年に1回程度発生する大雨が降った時に水位が上昇し、越水又は溢水した場合の洪水浸水想定区域図等を図示している。

これによると、神流川沿い及びその周辺一帯から町役場周辺、さらに神保原地区、八町河原地区と広範囲にわたる地区が浸水想定区域となっている。

【利根川水系神流川 水害リスク情報図（想定最大規模）】



出典：埼玉県県土整備部河川砂防課

第6節 防災関係機関の業務大綱

町の地域における風水害や地震等の防災対策に関して、町、県、防災関係機関及び事業者等、防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 上里町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に関わる防災に関する計画を策定し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
上 里 町 0495-35-1221	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること

第2 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
児玉郡市広域消防本部 0495-24-0119	1 火災の予防警戒対策及び指導に関すること 2 火災時における防災活動及び救助活動、災害復旧に関すること 3 災害時における救出救助及び傷病者の緊急搬送に関すること
上里町消防団	1 町及び消防本部が行う防災活動、救助活動への協力 2 避難活動、行方不明者の捜索に関すること 3 水防に関すること

第3 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に関わる防災に関する計画を策定し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。（災対法第4条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉 県 048-830-8181 (県災害対策課直通)	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他保護に関すること (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
北部地域振興センター 048-524-1110	1 災害情報の収集・伝達に関すること 2 熊谷防災基地の開設・運営に関すること 3 市町と連携した帰宅困難者対策に関すること 4 市町が実施する災害応急対策業務等の支援に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
本庄農林振興センター 0495-22-6156	1 農業に関する被害調査及び復旧に関すること
本庄保健所 0495-22-6481	1 医療及び助産救護に関すること 2 防疫その他保健衛生に関すること
北部福祉事務所 0495-22-0101	1 福祉に関する被害調査及び復旧に関すること
本庄県土整備事務所 0495-21-3141	1 県の所管に関わる河川、道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防に関すること
本庄警察署 0495-22-0110	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること 2 警告及び避難誘導に関すること 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること 4 交通秩序の維持に関すること 5 犯罪の予防及び検挙に関すること 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること 7 漂流物等の処理に関すること 8 その他治安維持に必要な措置に関すること
北部教育事務所 048-523-2818	1 教育に関する被害調査及び復旧に関すること

第4 自衛隊

災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術、労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。町及び防災関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合には、県に自衛隊派遣の要請を求める。

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま) 048-663-4241	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 高崎出張所 027-322-2597 利根川上流河川事務所 八斗島出張所 0270-32-0168 大宮国道事務所 熊谷国道出張所 048-532-3680	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1 災害予防対策 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフラインの応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「情報連絡員（リエゾン）*」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）*」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
農林水産省関東農政局 企画調整室 048-740-0304	1 災害予防対策 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(3) 農作物・蚕・家畜等に関わる管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に関わる災害査定と査定前工事の承認に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
独立行政法人 水資源機構 下久保ダム管理所 0274-52-2746	1 下久保ダムの保全に関すること
埼玉労働局 熊谷労働基準監督署 048-533-3611	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること
気象庁東京管区气象台 熊谷地方气象台 048-521-5858	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に関わる防災に関する計画を策定し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の策定及び実施が円滑に行われるよう、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 上里郵便局 0495-33-3048	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 総務部安全企画室 027-320-7126	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間の新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理及び折返し運転、迂回を行うこと (2) 線路の復旧及び脱線車両の戴線、修理をし、検査の上、速やかに開通手配をする 3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本高速道路株式会社関東支社 高崎管理事務所 027-353-0211	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本高速道路の保全に関すること 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東日本電信電話株式会社埼玉事業部 048-626-6623 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店 048-600-5648	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時における重要通信の確保に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の整備に関すること (2) 災害時における重要通信の確保に関すること (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社 048-583-5075	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 埼玉県支部 048-789-7117	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊出し、物資支給、避難所作業、血液及び緊急物資輸送、安否調査、通信連絡及び義援金品の募集、配分に関すること
NHKさいたま放送局 048-833-3911	1 町民に対する防災知識の普及に関すること 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
日本通運株式会社 埼玉支店 048-822-1261	1 災害応急活動のため、知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車に関すること
株式会社テレビ埼玉 048-824-3131 株式会社エフエム ナックファイブ 048-822-0795	1 町民に対する防災知識の普及・啓発に関すること 2 町民に対する応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
一般社団法人埼玉県 トラック協会 048-645-2771	1 災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること
坂東上流水害予防組合 ・神流川水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること 2 水防計画の策定と水防訓練に関すること 3 水防活動に関すること
一般社団法人埼玉県 LPガス協会 048-823-2020	1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災害時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること
本庄ガス株式会社 0495-24-2341	1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること
帝石パイプライン 株式会社藤岡支所 0274-22-4785	1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉ひびきの農業協同組合 0495-24-7711	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
上里町商工会 0495-33-0520	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
本庄地区交通安全協会 0495-21-4692	1 道路交通の安全確保協力に関する事
上里町管工事業協同組合 0495-33-3363	1 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事 2 災害時における上下水道施設等の応急対策及び復旧活動の協力に関する事
上里町区長会	1 防災に関する知識の普及に関する事 2 災害予防に関する事 3 自主防災組織の育成に関する事 4 防災訓練の実施に関する事 5 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関する事
社会福祉法人 上里町社会福祉協議会 0495-33-4232	1 要配慮者の支援に関する事 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
上里町民生・児童委員協議会	1 生活困窮者及び要配慮者の支援に関する事
上里町女性団体連絡協議会	1 町が実施する応急対策についての協力に関する事
上里町赤十字奉仕団	1 町が実施する義援物資の配分の協力に関する事
公益社団法人 上里町シルバー人材センター 0495-33-4231	1 町が実施する応急対策についての協力に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 本庄市児玉郡医師会 0495-21-3511	1 医療及び助産の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること
本庄市児玉郡歯科 医師会 0495-24-6166	1 医療の協力に関すること 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること 3 災害時における歯科医療活動の実施に関すること
本庄市児玉郡薬剤師会	1 医薬品の確保協力に関すること
埼玉北部土地改良区 連合 0495-77-3500	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

第1編 共通編
第1章 総則
第6節 防災関係機関の業務大綱

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町防災会議や町災害対策本部等の災害対策上重要な組織を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の充実強化を促進し、防災組織の万全を期するものとする。

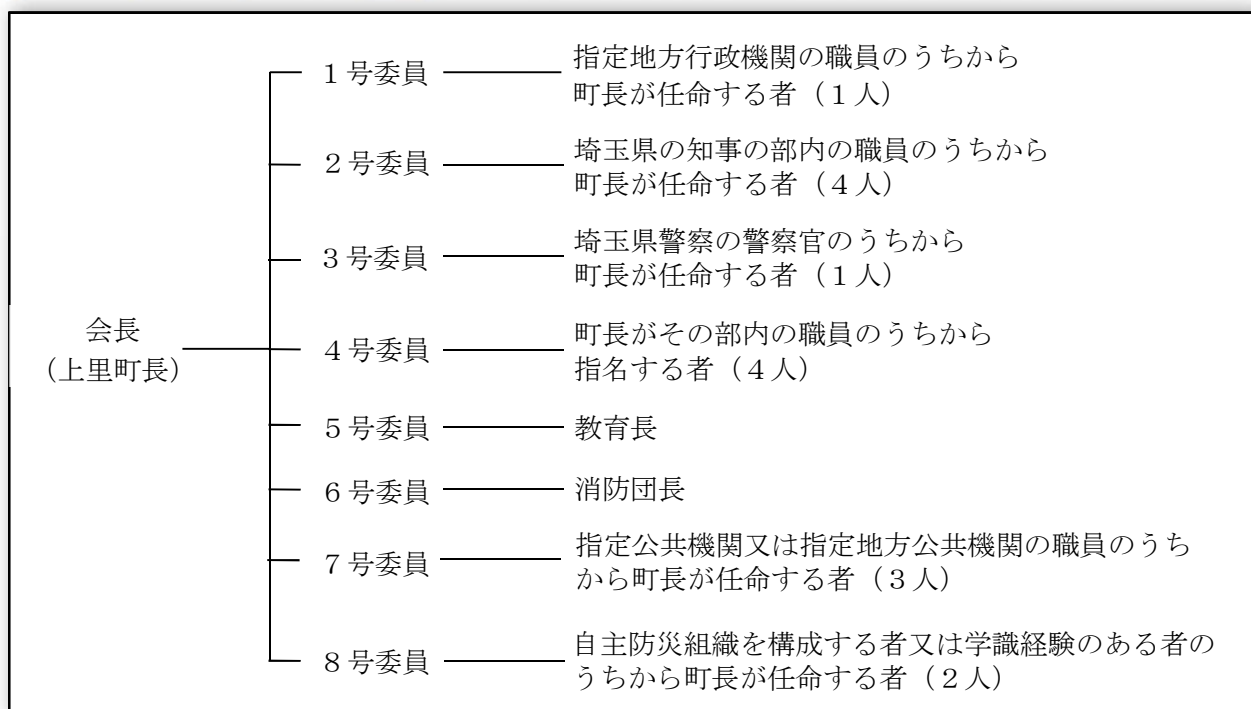
第1 上里町防災会議

町に、上里町防災会議を置く。（災対法第16条）

防災会議の組織及び運営については、関係法令、上里町防災会議条例の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- 1 上里町地域防災計画を策定し、及びその実施を推進すること。
- 2 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 4 各項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

【上里町防災会議 委員構成】



第2 上里町災害対策本部

発災時、又は災害が発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は、本地域防災計画の定めるところにより、「上里町災害対策本部」を設置する。（災対法第23条第2項）

町は、迅速に災害応急対策にあたることができるよう、災害対策本部の体制を整備するとともに、本部の組織及び運営について、防災関係機関及び職員に周知する。

また、常に体制の検討、見直し、検証を図る。

第3 防災関係機関

1 防災関係機関の組織の整備

町の地域を管轄し、若しくは町内に所在する防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

2 防災関係機関相互の連携

町の地域を管轄し、若しくは町内に所在する防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営を行う。

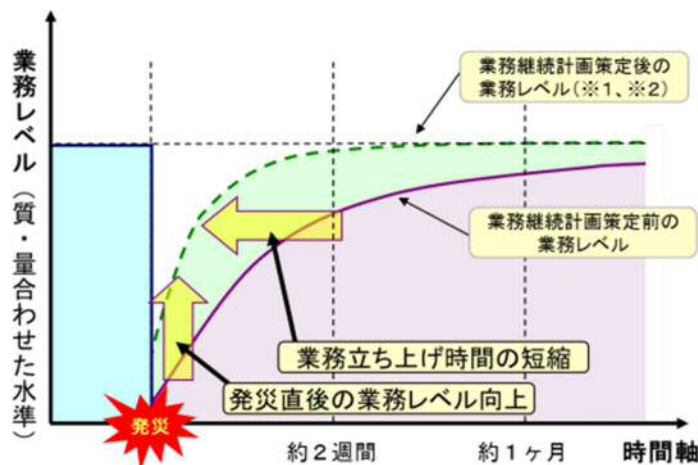
第4 災害応急活動体制の整備

1 業務継続計画（BCP）の推進

町は、発災時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために、「上里町業務継続計画」（平成31年3月策定）に基づき、非常時優先業務を最優先に実施する。

また、計画の実効性を高めるため、訓練等の実施検証を通じた新たな課題等の洗い出しに基づく継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図る。

【業務継続計画策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



出典：上里町業務継続計画（平成31年3月）

【非常時優先業務の実施方針】

- ① 発災時においては、町民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先に遂行する。
- ② 発災から概ね3日間（72時間）は、「住民の生命を保護する」ことに重点を置く。生命保護に必要な業務、そのための役場機能の維持に関する業務以外の通常業務はいったん休止又は縮小を図る。
- ③ 非常時優先業務は、災害時の住民生活維持の重要性から判断する。
- ④ 公共施設は、避難所等の防災拠点としての業務に使用する以外には、利用を休止する。
- ⑤ イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- ⑥ 優先度の高い通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

出典：上里町業務継続計画（平成31年3月）

2 災害対応に必要な電源等の確保

町は、大規模災害による長期停電に備え、町庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料の多重化に努める。

3 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

町は、保有する各種情報システムについて、発災時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講ずる。

第5 応援協力体制

1 他市町村との相互応援

(1) 方針

町は、町の地域に関わる災害について、適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援協定の締結を図る。

町は、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備を行うとともに、平常時から他市町村との間で訓練、情報交換等を実施する。

※第2編 風水害対策編 第4節 相互応援協定協力計画 参照

(2) 実施内容

町は、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

2 防災関係機関の応援協力

町は、町の地域に関わる災害について、適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、防災関係機関と応援協定を締結しておく。

第6 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町内又は所掌事務に係る公共的団体に対して、発災時における応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

1 公共的団体

ここでいう公共的団体とは、「第1編 共通編 第6節 防災関係機関の業務の大綱 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」に示すように、埼玉ひびきの農業協同組合、上里町商工会、上里町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）等を指す。

2 協力体制の確立

- (1) 町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、発災時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

【公共的団体における協力業務（例）】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、防災関係機関に連絡すること。
- ・ 発災時における広報等に協力すること。
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- ・ 避難誘導及び避難所の運営に協力すること。
- ・ 被災者の救助業務に協力すること。
- ・ 炊出し及び救援物資の調達・配分に協力すること。
- ・ 被害状況の調査に協力すること。

- (2) 町は、各部署の所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議し、発災時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、発災時において積極的な協力が得られるようにしておく。

第7 自主防災組織の充実強化

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災関係機関による災害応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが求められる。このため、町は、地域において、自主的な防災活動が展開できるよう、自主防災組織等の充実強化、リーダーの育成等を促進する。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値	備考
自主防災組織モデル地区数	5地区	6地区 (令和6年度)	第2期総合戦略

1 自主防災組織活動の留意事項

自主防災組織は、活動の充実に努めるとともに、次の点に留意し、各地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で活動を行う。

【自主防災組織の活動に関わる留意事項】

- ・既存のコミュニティである行政区等を活用して活動する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど、既存の地域コミュニティを活かした単位にする。
- ・また、行政区加入率の維持、向上を促すことにより、構成員を増やしていく。
- ・昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時

- ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及（防災イベントの実施、各種資料の回覧、配布等）
- ・地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者等の把握）
- ・資機材の備蓄、保守管理
- ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出救護等の防災訓練の実施
- ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

(2) 災害時

- ・出火防止、初期消火の実施
- ・情報の収集・伝達
- ・被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）
- ・炊出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・避難所の自主的な運営（町が指定避難所を運営する場合は運営の協力）

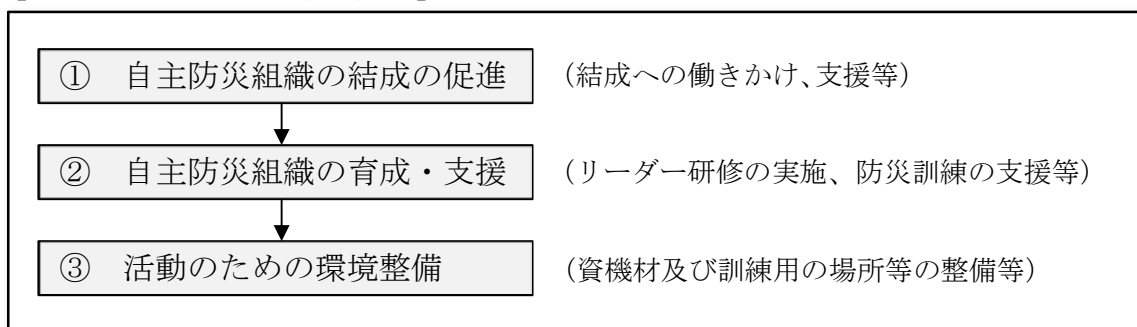
3 活動の充実強化

発災時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練により体得した経験が大切である。

町は、自主防災組織が実施する防災啓発活動、防災訓練等の活動に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成強化を図る。

なお、育成にあたっては、次の点に留意して、自主防災組織の指導・支援に努める。

【自主防災組織の指導・育成】



また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の活動の活性化やリーダーの育成に関し、指導・助言を行う。

併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなどによる女性の参画の促進や防災知識の普及及び訓練において、男女共同参画の意識を持つ人材の育成に努める。

第8 消防団の活動体制の充実

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす上里町消防団（以下、「消防団」という。）については、高齢化や人口減少が進む中で、団員の確保が困難になってきていることから、青年層、女性層をはじめとした幅広い層への入団促進や処遇の改善等により、団員の定数確保に努める。

1 消防団の活性化と育成

町は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進や「機能別団員・分団制度」の活用等、消防団の活性化とその育成を進める。

2 消防団員確保のための取組

消防団員確保のための協力について、事業者等への要請、学生等の多様な人材の消防団への入団促進を図る。

3 消防団の広域応援活動

大規模災害発災時には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、発災時における相互応援協定の締結を推進する。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値	備考
消防団員数	110人 (令和元年度)	110人 (令和8年度)	上里町国土強靱化 地域計画

第9 事業所等の防災体制

大規模災害発災時には、町や町民のみならず、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

1 施設内の防災組織の育成

町は、学校、医療機関、総合文化センター等不特定多数の人が出入する施設に対し、児玉郡市広域消防本部（以下、「消防本部」という。）と連携して、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

2 事業者内の防災組織の育成

町は、各事業者の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、地域の自主防災組織との連携を図る。

3 関係機関への協力体制の確立

町は、地域における防災活動の円滑な実施と活動の活性化を図るため、自主的防災組織の整備を促進し、民間協力団体の充実を図る。特に、次に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

【協力体制の確立を図る団体等】

- ・ 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団及び行政区
- ・ 農業協同組合、商工会等関係団体
- ・ P T A、女性団体及びその他の町民団体
- ・ その他の公共的団体

第10 ボランティア等の活動環境の整備

大規模災害発災時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

このため、町は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、平常時から町社会福祉協議会等と連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、発災時にあっては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターでは、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

また、被災が甚大な場合、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアネットワーク（以下、「彩の国会議」という。）にボランティアの派遣等を要請する。

3 ボランティア活動の環境整備

町は、町社会福祉協議会、彩の国会議等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、町は、町社会福祉協議会、彩の国会議等関係機関と連携し、発災時にボランティアを円滑に受入れるための体制構築に努める。

4 ボランティア関係機関等との情報共有

町は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進し、情報の共有化に努める。

5 災害救援専門ボランティアの派遣要請

発災時には、介護や通訳、心のケア等、特に必要となる専門分野の人員の不足が予想されるため、町は、必要に応じて、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアの派遣を県に要請する。

町は、平常時からボランティアの役割分担や手順を整理し、災害時の人員不足に備える。

【専門分野（例）】

- | | | |
|-----------------|--------|--------|
| ・ボランティアコーディネーター | ・心のケア | ・乳幼児保育 |
| ・介護 | ・手話通訳 | ・外国語通訳 |
| ・情報・通信 | ・土木・建築 | |

第2節 防災知識普及計画

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、ハード的な施策と同時に、防災教育や防災知識の普及・啓発活動等ソフト面での防災力を向上させることが重要である。

このため、町職員をはじめ、町民、児童・生徒等、事業者を対象とした防災教育や防災知識の普及・啓発を推進する。その際には、要配慮者等への対応にも十分留意する。

第1 町職員に対する防災教育

応急対策の実施主体となる町職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、町は、次に示すような防災教育を定期的に行う。

1 災害時職員対応マニュアルの活用

災害時の参集・初動体制や災害対策本部体制、自己の配置と任務等を簡潔に示した「上里町職員初動マニュアル」を職員に配布し、内容の理解促進を図る。

2 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練、シェイクアウト訓練*等の防災訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師又は指導者として招き、研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

救助救出資機材等、災害応急活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

第2 町民に対する防災教育

町は、町民に広く防災知識の普及や防災思想の高揚を図り、各地区における地域防災体制の確立を図る。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 普及・啓発の内容

- ア 災害の種類と特徴、一般的知識
- イ 気象情報に関する知識の普及（気象警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等）
- ウ 災対法及び関連法の主旨、本地域防災計画の概要
- エ 過去の災害の状況
- オ 地域における災害特性と危険箇所の周知

- カ 家庭における災害対策
- キ 発災時における心得、避難方法
- ク 要配慮者への配慮、高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
- ケ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- コ その他の災害対策に必要な事項

(2) 普及・啓発の方法

- ア 町ホームページ、町公式SNS* (LINE、Facebook、Youtube) 等
- イ 「上里町 防災ガイド・ハザードマップ」
- ウ 「広報かみさと」、パンフレット (チラシ、ポスター、防災のしおり)
- エ 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- オ 講演会・研修の実施

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会・研修を開催する。

カ 防災教育用教材の貸出し

防災教育に役立つ映画、ビデオ、スライド等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出しを行う。

キ 埼玉県防災学習センター等の活用

常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センターを活用し、広く町民に対して普及・啓発を行う。

また、他の防災活動拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど、町民の自発的な防災学習に活用する。

2 平常時の心得の周知

町は、町民に対し、平常時から次のことに留意して発災時に備えておくよう、周知を推進する。

- (1) 火災の予防
- (2) 防災設備 (消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー) の設置
- (3) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- (4) ブロック塀や住居周りの安全点検・改修
- (5) 非常持出品 (救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等) の準備
- (6) 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄 (最低3日間 (推奨1週間) 分を目標)
- (7) 自動車へのこまめな満タン給油
- (8) NTT災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」等の利用方法の確認
- (9) 災害時の家庭の避難場所や連絡方法の確認
- (10) 自主防災組織への参加
- (11) 町、行政区、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- (12) 住宅の耐震化
- (13) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (14) 家庭や地域での防災総点検の実施
- (15) 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

3 適切な避難行動に関する普及・啓発

(1) 正常性バイアス等に関する普及・啓発

町は、避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過少評価する傾向）等を理解し、適切な行動がとれるよう、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及・啓発に努める。

(2) マイ・タイムライン*作成の普及・啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、町民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。

このため、町は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムライン作成に関する手引書等を作成、配布するなど、町民が適切な避難行動をとれるよう普及・啓発に努める。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

1 事前の確認

(1) 住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定エリア等になっているか、ハザードマップ等で確認

(2) 避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・ 自宅で安全が確保できる場合は、「在宅避難」
- ・ 避難が必要な場合は、「立退き避難」
- ・ 避難が必要だが困難な場合は、近隣への「立退き避難」又は「屋内安全確保」
- ・ 夜間の豪雨時等、外へ出る方がかえって危険なときは、家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2 情報の入手

気象情報や避難情報、避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3 早めの行動

出典：県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」

【マイ・タイムライン（例）】

マイ・タイムライン
 災害時のわが家の行動を書きましょう。
 家族で決めた連絡方法、集合場所は裏表紙のメモに書きましょう。

災害発生までの時間	気象情報 警戒レベル	(例) 主な備え	わが家の行動 (左の例を参考に書いてみましょう)
5日前	台風に伴う災害情報(警戒レベル1)発出 台風が発生 台風が近づいて、雨や風がふたふたと吹く	<ul style="list-style-type: none"> 災害への心構えを認める 台風について調べる 防災準備を整える 家族の避難の予定を調べる 防災ガイドやサードマップを見て避難先を確認 台風が最も接近するのはいつであるか、自分が住んでいるところも避難先となるかの確認をしよう 	
半日前	注意情報(警戒レベル2)発出 雨が強まって、川の水位が上がる	<ul style="list-style-type: none"> 体温を測り、健康状態を確認 避難先での生活も、家族の健康状態を確認し、必要に応じて薬品を準備しよう 避難する準備はすべていっしょに整えよう 「マスプロアムール」準備中、体調が「スリッパ」が効果的 	
5時間前	注意情報の解除(警戒レベル3)発出 強しな雨で、川の水位がさらに上がり、川の氾濫にも注意される	<ul style="list-style-type: none"> 川の水位を確認 防災ガイドやサードマップで近くの避難所を確認 インターネットで川の氾濫情報を検索し、川の水位を確認 避難しやすい服装・避難先を確認 避難先での生活も、家族の健康状態を確認 避難先での避難先を確認 避難先での避難先を確認 安全なところへ移動を始める 	
3時間前	注意情報の解除(警戒レベル4)発出 川に浸みあふれはじめる	<p>全員避難!!</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族全員が避難完了 	
0時間	注意情報の解除(警戒レベル5)発出 川の水位が急激に上がる	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険、直ちに安全確保! 	

マイ・タイムライン使用時の心得
 災害は自然現象であり、マイ・タイムラインのとおり避難すれば常に安全ということではありません。また、想定したとおりには進まない可能性があります。この表も参考としてマイ・タイムラインを作成しましょう!

あくまでも行動の目安として認識する
 台風の進み方や雨の降り方、水位の上がり方はその瞬間刻々変化します

警報や避難情報等ごまめに収集・確認
 気象情報、洪水予報等は状況に応じて発表・変更されます

情報をもとに、臨機応変に防災行動を
 避難の進行は早まることもあり得ます。

出典：上里町防災ガイド・ハザードマップ

第3 防災上重要な施設における防災教育

1 介護施設及び社会福祉施設における防災教育

介護施設及び社会福祉施設には、傷病者、高齢者、身体障害者及び知的障害者等の発災時に自力で避難することが、通常の人に比べ困難な人が多く利用している。

このため、ひとたび災害が発生すると人命にかかわる被害が起こりやすい状況にあり、平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等十分な教育、訓練活動を行い、さらには地域住民との連携強化を図る。

2 宿泊施設における防災教育

宿泊客の安全を図るためには、発災時の災害情報の宿泊客への周知と避難誘導が最も重要である。

このため従業員に対して、消防設備（消火器等）の操作、避難誘導及び救出救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

また、宿泊客に対しても避難等の災害時の対処について掲示、チラシ等を通じて周知しておく。

3 その他

大規模小売店、サービスエリア及びレクリエーション施設等不特定多数の人々が集まる施設においては、発災時に避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう、十分に防災教育及び訓練を実施する。

第4 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、災害時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導を行う。

防災教育を実施するにあたっては、その趣旨を徹底し、教材・教具の有効活用を図るとともに、一般向けの各種ツールの利用にも努め、その活用を工夫する。

また、学校は、想定される災害に即した適切な指導計画を策定し、災害時の適切な行動に結びつくよう効果的な教育を行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに、防災専門家や被災経験者の講演会等を実施する。

2 教科目による防災教育

社会科や理科、保健体育科等の授業の一環として、風水害や地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の危険性及び正しい避難行動等について、ビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域の防災施設や設備の見学・調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 教職員に対する防災研修

教職員に対し、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び発災時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の対応力の向上に努める。

第5 事業者等における防災教育

発災時における事業者の防災活動は、それぞれの事業者の被害の軽減化に結びつくほか、地域の一員として近隣住民に対する援助及び行政の防災活動への積極的な協力等が期待される。

このため、事業者の防災担当者は、事業者の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して、防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが重要である。

町は、消防本部と連携して、事業者における防災教育の充実に向けて、テキスト、研修マニュアル等の作成や防火管理者講習会、危険物取扱者保安講習会等を通じて、事業者等の従業員に対する防災教育を推進する。

第6 地区防災計画の策定支援

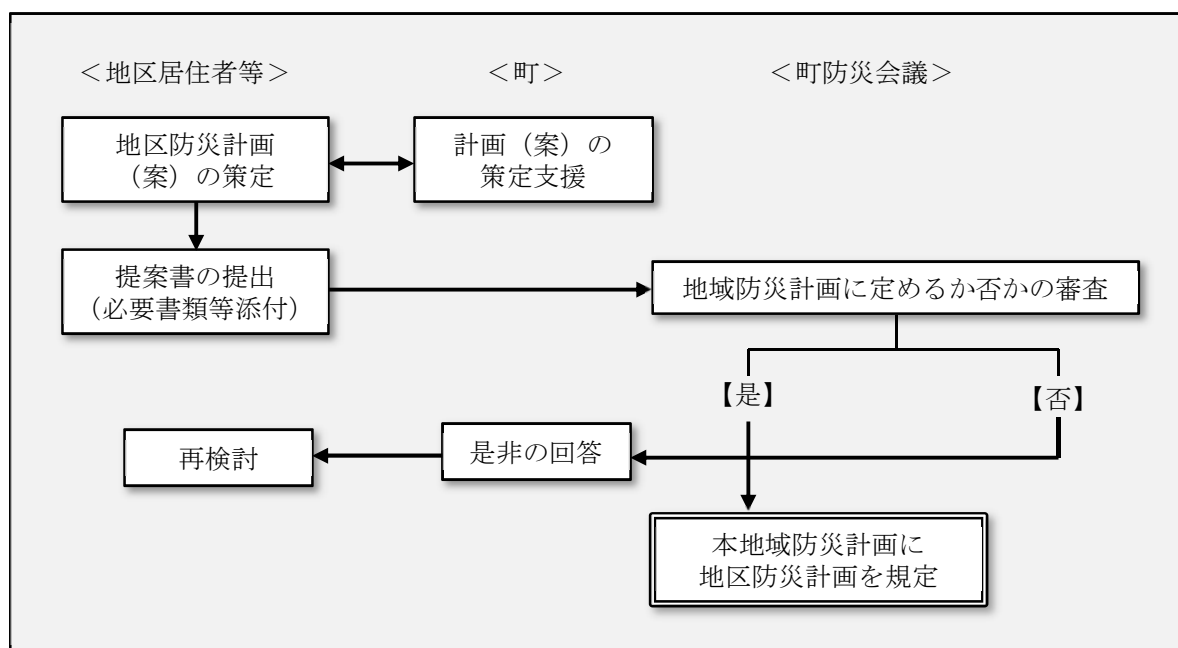
災対法が改正され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、町内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。（災対法第42条の3）

地区防災計画は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図ることを目的に、地区居住者等が自ら策定するものである。

町は、地区居住者等に対し、提案手続等の周知に努め、地区防災計画の策定支援を行う。

また、地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、町防災会議において本地域防災計画に定める必要があると認められたときは、本地域防災計画の中に位置づけるものとする。

【地区防災計画提案のフロー図】



第3節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の高揚を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、防災訓練を実施する。

防災訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設、運営訓練を積極的に実施する。

第1 町が実施する訓練

1 総合防災訓練

町は、災対法第48条の規定に基づき、防災関係機関と合同で、各種応急対策の万全を期するため、次により総合防災訓練を実施する。

(1) 実施の時期

防災の日を中心とした日、又は訓練効果のある日を選び、実施する。

(2) 実施場所

学校等、総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

町の主催又は県との共催により、消防署等防災関係機関、関係団体及び町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部を総合して効果的に実施する。

- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救出救護訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 非常参集訓練
- ・ 避難所・救護所運営訓練
- ・ 自衛隊災害派遣要請訓練
- ・ 広域応援訓練
- ・ 道路応急復旧訓練
- ・ その他総合防災訓練に必要な訓練

2 消防訓練

消防本部及び消防団は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、次により消防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

春秋の火災予防週間を中心とした適当な日、又は訓練を必要と認める日を選び実施する。

(2) 実施場所

町内の訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

消防職員及び消防団員を中心として、町民の協力を得て実施する。

(4) 訓練種目

- ・火災警報伝達訓練
- ・出動訓練
- ・ポンプ操法訓練
- ・操縦、放水訓練
- ・救助訓練
- ・避難訓練
- ・非常参集訓練
- ・通信訓練
- ・その他消防訓練

3 水防訓練

水防団（消防団）は、梅雨期及び台風期の出水に備えて、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、次により水防訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、実施する。

(2) 実施場所及び方法

水防訓練に適した場所において、防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 訓練種目

次に掲げる訓練の全部又は一部について実施する。

- ・水防工法訓練
- ・避難誘導訓練
- ・水防資機材の輸送訓練
- ・通信・情報連絡訓練
- ・非常参集訓練
- ・広報訓練
- ・その他水防上必要な訓練

4 避難救助訓練

町は、防災関係機関と連携し、発災時における避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練等の訓練と併せて行うほか、随時単独で実施する。

(2) 実施の場所

学校、医療機関、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

(3) 実施方法

消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練等と併せて実施する。

なお、学校、医療機関、社会福祉施設等においては、児童・生徒、収容者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置くものとする。

5 災害通信連絡訓練

町は、防災関係機関と連携し、発災時における通信連絡の円滑・迅速・確実性を期するため、次により災害通信訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練と併せて行うほか、定期的あるいは随時実施する。

(2) 実施方法

町の通信関係をはじめ、防災関係機関、アマチュア無線クラブ等の協力を得て実施する。

(3) 実施事項

- ・ 災害に関する予報、警報の通知及び伝達
- ・ 被害状況報告
- ・ 災害応急措置についての報告及び連絡

(4) 訓練種目

- ・ 通信連絡訓練
- ・ 非常通信訓練

6 非常参集訓練

町は、発災時における災害応急対策を円滑・迅速に対処するため、次により非常参集訓練を実施する。

(1) 実施の時期

総合防災訓練の際、又は効果のある日を選び実施する。

(2) 実施方法

本地域防災計画に定めるほか、各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

7 実践的な訓練の導入

町は、防災訓練に災害図上訓練（DIG*、HUG*）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施及び普及に努める。

第2 自主防災組織等が実施する訓練

1 自主防災組織が実施する訓練

自主防災組織は、消防職員等に必要な防災指導を受け、災害発生直前、又は災害発生初期に、地域で町民による適切な防災活動が実施できるよう、実践的な訓練を行う。

実施の際には、地域内の要配慮者等の参加を積極的に促し、避難誘導等の必要な訓練を行う。

2 防火管理者が実施する訓練

学校、医療機関、工場、事業所、その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画等に基づき、消火訓練、避難訓練等を実施する。

3 児童・生徒の避難訓練等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を確保するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに避難訓練を実施し、各種災害に対し、臨機応変の対応がとれるよう、常にその指導に努める。

第3 訓練の検証

町は、訓練に際し、実災害を想定して計画を立案し、時系列に沿って訓練を実施するとともに、訓練実施後等において訓練の評価及び検証を行う。

1 評価及び検証の方法

訓練の評価及び検証は、概ね次の方法により実施する。

- ・ 訓練後の意見交換会、検討会の開催
- ・ アンケートの実施
- ・ 訓練の打合せ時での検討

2 検証の反映

検証した結果について評価や課題等を整理し、次に示す体制の見直しや次期の防災訓練に活用する。

- ・町本部の動員配備体制の見直し
- ・防災関係機関との協力体制の再構築
- ・次期の防災訓練への反映

第4節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに、地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行う。

また、近年の気候変動による洪水の可能性の高まりに対応するために、気候に関する新しい研究成果、最新の洪水対策技術の情報収集に努めなければならない。

第1 地震に関する調査研究

1 現況

(1) 地震被害想定調査

県は、「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」において、東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測している。

(2) 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施している。

2 実施計画

(1) 基礎的調査研究

町は、地質地盤環境、災害危険度等の地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として、防災関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。

また、県が実施する震災対策計画の基礎となる被害想定調査結果の提供を受ける。

ア 地震被害想定に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表する。

第2 風水害に関する調査研究

1 大規模氾濫に関する減災対策協議会への参加

町は、次の3つの大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加し、情報収集と関係機関との連携体制の構築に努めている。

(1) 利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

設 立：平成28年5月

参加対象者：利根川上流域55自治体、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、気象庁（6気象台）、独立行政法人水資源機構、鉄道事業者（7社）、国土交通省利根川上流河川事務所

(2) 烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

設 立：平成28年5月

参加対象者：高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、**上里町**、群馬県、埼玉県、気象庁（2気象台）、国土交通省高崎河川国道事務所

(3) 埼玉県減災対策協議会（利根川圏域）

設 立：平成29年6月

参加対象者：県土整備事務所管内23市町、埼玉県、気象庁熊谷地方気象台、国土交通省利根川上流河川事務所、同江戸川河川事務所、同渡良瀬河川事務所、同高崎河川国道事務所、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所、同下久保ダム管理所

2 流域治水協議会への参加

町は、次の2つの流域治水協議会に参加し、関係機関と流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を図っている。

(1) 烏川・神流川流域治水協議会

設 立：令和2年8月

参加対象者：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町、甘楽町、下仁田町、神流町、南牧村、上野村、神川町、**上里町**、群馬県、埼玉県、気象庁前橋地方気象台、同熊谷地方気象台、林野庁関東森林管理局 群馬森林管理署、国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所、同利根川水系砂防事務所、独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 前橋水源林整備事務所、東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社、上信鉄道株式会社

(2) 利根川上流流域治水協議会

設 立：令和2年8月

参加対象者：古河市、常総市、取手市、守谷市、坂東市、五霞町、境町、栃木市、小山市、野木町、宇都宮市、鹿沼市、日光市、下野市、壬生町、伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、前橋市、渋川市、沼田市、みなかみ町、吉岡町、昭和村、川場村、片品村、中之条町、東吾妻町、長野原町、草津町、嬭恋村、高山村、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、久喜市、**上里町**、美里町、神川町、野田市、柏市、我孫子市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、気象庁東京管区气象台、同水戸地方气象台、同宇都宮地方气象台、同前橋地方气象台、同熊谷地方气象台、同銚子地方气象台、農林水産省関東農政局 栃木南部農業水利事務所、独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 前橋水源林整備事務所、国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所、同利根川ダム統合管理事務所、利根川水系砂防事務所、品木ダム水質管理所、東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社、東武鉄道株式会社、上毛電気鉄道株式会社

第5節 応急対応力の強化

大規模災害発災時における迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、防災活動拠点の整備や緊急輸送、消火、救急救助等に関わる体制を整備し、災害応急活動体制に万全を期する。

第1 防災活動拠点の整備

1 防災活動拠点の指定

町は、大規模災害発災時に災害応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

なお、洪水浸水想定区域（想定最大規模）内に含まれる施設については、代替施設の確保を検討する。

【町の防災活動拠点】

種 類	施設名称
①災害時活動拠点	上里町役場
②避難拠点	指定緊急避難場所、指定避難所
③物資集積拠点	上里宮農経済センター集出荷予冷施設
④物資輸送拠点	ヘリコプター離着陸場 (忍保パブリック公園、堤調節池運動公園)
⑤医療活動拠点	上里町保健センター

2 耐震化の推進

発災時に災害対策本部が設置され、災害時の拠点となる町庁舎及び指定避難所が開設される学校、防災上重要な施設等の公共施設のうち、耐震補強が未実施の建築物については、「上里町公共施設再配置・維持保全計画」に基づき、機能移転や複合化を含め、計画的に解消を図る。

3 防災活動拠点の整備

町は、各々の防災活動拠点において、耐災害性の検討を行い次のような整備を行う。

(1) 設備等の整備推進

防災活動拠点及び避難拠点等に、計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電設備等の整備を図る。

(2) 連絡手段の構築

発災時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。

(3) 地区防災拠点の整備

町は、指定避難所と周辺の公共施設及び農地等の自然空間を災害応急活動の場として一体的に利用できるよう整備を図る。その際、浸水時も活用できるように、浸水対策を実施する。

また、地区の防災拠点となり得る公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常用電源、マンホールトイレ*等の災害応急対策に必要な施設の整備を図る。

(4) 要配慮者に配慮した整備

町は、避難路となる歩道、指定避難所、指定緊急避難場所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(5) 備蓄の推進

ア 公共施設等への備蓄

公共施設等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品、医薬品、防災用資機材等の備蓄を推進していく。

イ 学校等への備蓄

学校等に防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、生活必需品、医薬品、防災用資機材等の備蓄を推進していく。

第2 緊急輸送ネットワークの整備

1 県による緊急輸送道路*の指定

県は、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

- (1) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- (2) (1)の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

- ・ 県本庁舎
- ・ 県地域機関庁舎
- ・ 市町村庁舎
- ・ 防災基地
- ・ 県営公園
- ・ 防災拠点校
- ・ 災害拠点病院
- ・ 着岸施設（河川）
- ・ コンテナ取扱駅 等

2 町による指定緊急輸送道路の指定等

- (1) 町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町、防災関係機関、関連事業者と協議の上、町内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- ・町庁舎
- ・町出先庁舎
- ・町内の防災関係機関施設
- ・防災活動拠点
- ・指定緊急避難場所、指定避難所
- ・町内の備蓄倉庫、物資輸送拠点
- ・臨時ヘリポート

3 緊急輸送道路等の整備

- (1) 道路及び沿線の整備

緊急輸送道路は、災害応急活動に必要な物資、資材、要員及び町外からの緊急物資の受入れ、被災地への緊急輸送において非常に重要な役割を有しているため、整備を促進する。

- (2) 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

町は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、震災により道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするよう努める。

- (3) 危険箇所の把握、応援体制の整備

町は、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所の把握に努める。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

- (4) 道路啓開*体制の構築

町は、発災時に緊急輸送を迅速に実施できるよう、平常時から道路啓開について、各道路管理者や一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部等と協力体制の構築に努める。

- (5) 応急復旧資機材の整備

町は、平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また、一般社団法人埼玉県トラック協会、一般社団法人埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

第3 救急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備

町及び消防本部は、消防署、消防団及び自主防災組織における救急救助資機材の整備や消防団員及び町民等に対する救急救助訓練を実施し、消防団及び自主防災組織等を中心とした地域の救急救助体制の整備を図る。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

町は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するにあたり、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等消防本部と連携し、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を把握できるよう、県及び本庄市児玉郡医師会と連携し、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

消防本部は、あらかじめ地域ごとに医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとに、およその搬送順位を決定しておく。発災後は、医療機関の被災情報や搬送経路等様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

消防本部は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立しておく。

なお、県防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症者の搬送についても把握しておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

発災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。

このため、消防本部は、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備しておく。

また、町内における医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、町内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態を想定し、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する体制を整備する。

第6節 災害情報体制の整備計画

発災時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するには、正確な情報を迅速かつ的確に収集し共有する必要があるが、大規模災害発災時には電話が集中するなど、通信の確保に支障が生じるおそれがある。

このため、町は、発災時に確実に通信を確保できるよう、通信網の整備、施設の耐震性の確保、多ルート化等のハード面の整備を推進するとともに、災害情報の迅速な処理等、通信業務の習熟等のソフト面の充実を図り、災害に強い防災情報システムの構築を図る。

第1 通信施設の現況

町が保有する通信施設の現況は、次のとおりである。

- ・ 上里町防災行政無線（同報系・移動系）
- ・ 埼玉県防災行政無線（地上系・衛星系）
- ・ 町ホームページ（インターネット回線等による配信）
- ・ 電話（災害時優先電話、衛星携帯電話を含む。）
- ・ 埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・ 町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）
- ・ 上里町防災情報メール
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）*

第2 情報通信設備の安全対策

発災時に防災情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町は、次のような安全対策を講ずる。

1 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保しておく。また、定期的にメンテナンスを行う。

2 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施すものとする。

3 システムのバックアップ化

無線ネットワークシステムを多ルート化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、町庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

第3 情報収集伝達体制の整備

1 災害情報データベースの整備

町は、平常時から災害に関する情報を収集・蓄積するとともに、発災時に活用できるよう、災害情報のデータベース化に努める。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

2 情報伝達経路の複線化

町は、指定避難所、町出先機関、防災活動拠点のほか、地域住民及び事業者等との情報連絡に関し、衛星携帯電話等を配備するなど、伝達経路を複数確保する。

また、連絡体制について、補完的な情報伝達経路を設けるなど複線化を図り、情報収集・伝達体制を強化する。

3 情報伝達手段の多重化

町は、正確な情報を迅速に提供するため、防災行政無線のほか、上里町防災情報メール(以下、「防災情報メール」という。)、町公式SNS(LINE、Facebook、Youtube)、コミュニティFM「ほんじょうFM」等を活用するなど、情報伝達手段の多重化を図る。

4 情報発信の多言語化

町は、災害時の外国人支援として、災害情報の多言語での発信について検討する。

5 人材の育成

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

第4 災害通信施設の整備・活用

町は、発災時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、災害通信施設の整備等を図る。

1 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町は、発災時に情報収集・伝達に支障が生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

2 災害時優先電話*の周知

発災時には、一般加入電話の通話が輻輳^{ふくそう}し、通話が困難になる状況が予想される。

このような状況でも、災害時優先電話は比較的通話が可能なため、町は、あらかじめ町庁舎、小中学校等の主要な公共施設の電話を災害時優先電話としてNTTに登録している。

町は、平常時から職員に対し、災害時優先電話の設置場所や使用方法等の周知を図り、発災時に有効に活用できるよう努める。なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用として電話番号は非公開とする。

3 町ホームページの充実

町は、町ホームページにおいて、「災害時の指定避難所」や「防災無線及び災害情報のご案内」等の情報を町民に提供している。

発災時において、災害情報の提供や町民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平常時から町ホームページの有効活用方法について検討しておく。

4 防災情報メール、町公式SNSの有効利用

町は、町民に対して、防災情報メールや町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）を活用し、発災直後から注意喚起や初動対応等の情報提供を速やかに行う。

5 防災情報メールの登録推進

町は、平常時から防災行政無線の放送のうち、緊急を要する情報をあらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするメール配信サービスを運用している。発災時においても、有効に機能させるため、町は、防災情報メールの登録件数の増加に努める。

【数値目標】

指標名	現状値	目標値	備考
防災情報メール 登録件数	4,817件 (令和2年度)	5,000件 (令和6年度)	第2期総合戦略

第5 情報ネットワークの強化

町は、防災拠点や指定避難所等に、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を進める。

また、停電やシステム機器等の予期せぬトラブルを想定し、クラウド・バイ・デフォルト*を基本としたシステム構築とネットワークを含めた冗長化を図る。

第7節 帰宅困難者対策

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、発災時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策について、県等関係機関と協議し、実施する。
また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討する。

第1 帰宅困難者数の把握

1 帰宅困難者数

(1) 帰宅困難者の定義

地震等の大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止等移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者数の把握

帰宅困難者数の算定方法は、次のとおりである。

【帰宅困難者数の算定方法】

- ① 震度5強以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断される
- ② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用する
- ③ 帰宅距離10 km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能
- ④ 帰宅距離10 km～20 kmの者は、1 km長くなるごとに帰宅可能者が10%ずつ低減する
- ⑤ 帰宅距離20 km以上の者は、全員が帰宅不可能
- ⑥ 平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能
- ⑦ 平常時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、上記①～⑤の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。
- ⑧ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用

$$\text{帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離 km}) \times 100$$

(3) 想定帰宅困難者数

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」によれば、帰宅困難者が最も多くなるのは「関東平野北西縁断層帯地震」で、県全体で、夏の平日12時の帰宅困難者が最も多く、約65万人～約76万人に上ることが想定されている。

町においては、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、帰宅困難者数は、休日の冬18時で6,686～8,050人、夏の休日の昼12時で5,841～7,430人となることが想定されている。

【参考：中央防災会議首都直下地震専門調査会の被害想定】

東京湾北部地震が昼 12 時に発生した場合に、県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67 万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

また、都内では、本県からの通勤通学者等も含め、390 万人の帰宅困難者が発生するとされている。

2 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 県内主要駅等での帰宅困難者

県内では67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

(3) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出救助への支障の発生や二次災害等により、被害が拡大する。町においても、間接的影響により、救出救助活動での支障発生の可能性がある。

(4) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって通信網に負荷がかかり、輻輳の発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

第2 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者等への啓発等

(1) 町民への啓発

「自らの命は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認

イ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

ウ 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR

(2) 事業者等への要請

職場や学校、あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

【事業者等への要請事項】

- ・施設の安全化、災害時のマニュアルの策定
- ・食料、飲料水の確保
- ・情報の入手手段の確保
- ・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の食料、飲料水や情報の提供
- ・仮泊場所等の確保

(3) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、事情により徒歩帰宅する人の心得として、次の「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

【徒歩帰宅の心得7カ条】

- <留まる>
 - 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
 - 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池
- <知る>
 - 3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
 - 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション
- <帰る>
 - 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
 - 6 帰宅前には、状況確認
 - 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典：埼玉県災害対策課

2 一時滞在施設の確保

町、県及び鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、食料、飲料水等の必要な物資を備蓄する。

また、公衆無線LAN等、通信環境の整備を進める。

なお、一時滞在施設に備蓄物資を確保できない場合には、備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

第8節 避難体制の整備

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者及び延焼拡大等の危険性が迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。また、町民の安全を確保するための指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や避難所の運営体制の整備等を図る。

第1 避難計画の策定

1 避難計画策定の留意点

町は、避難計画の策定にあたっては、次の点に留意する。

(1) 町民、行政及び防災関係機関の連携

町民及び防災関係機関と事前に十分調整しておく必要がある。

(2) 夜間・停電時の避難への備え

夜間又は停電時に避難を行うことも考えられる。このため、平常時から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及・啓発が必要である。

(3) 良好な避難生活の確保

避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者の良好な生活環境の確保に配慮する。

2 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

町は、避難計画を策定するとともに、区長会等を通じて、避難組織の確立に努める。

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第15節 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保計画」を準用する。）

(2) 防災上重要な施設の避難計画

医療機関、介護施設、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を策定し、避難の万全を期する。

ア 医療機関においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の実施方法等

イ 介護施設、社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等

ウ ビル、駅等の不特定多数の人が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人々の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

エ 工場、危険物保有施設においては、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察、消防機関との連携等

(3) 公立学校等（公立学校、幼稚園、保育園等）の避難計画

公立学校等においては、多数の児童・生徒、幼児を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、公立学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

第2 避難誘導體制の確立

1 避難に関する周知

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアルの職員への周知

町では、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合等に、避難情報を発令するために必要な判断基準や避難情報の伝達内容・手段等を定めた「上里町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定しており、実効性を確保するため、職員への十分な周知を図る。

(2) 指定緊急避難場所等の町民への周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所等について、町民への周知徹底を図る。

なお、これらの整備にあたっては、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて町民に周知を図っておく。

【避難に関する町民への周知事項】

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、災害危険箇所（洪水浸水想定区域等）等の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、平常時から懐中電灯、非常灯等を準備すること。

(3) 状況に応じた避難行動について周知徹底

避難にあたっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は町民等への周知徹底に努める。

【洪水等におけるとるべき避難行動】

- ・洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は、「立退き避難」が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかなどを確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- ・洪水等が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階等で河川敷等での活動は控える。
- ・激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようにする。
- ・河川によっては、台風が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後であっても、水位が上昇し氾濫することがあるため、自宅等への帰宅判断は、町の避難情報の解除を踏まえ慎重に行う。

出典：避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）

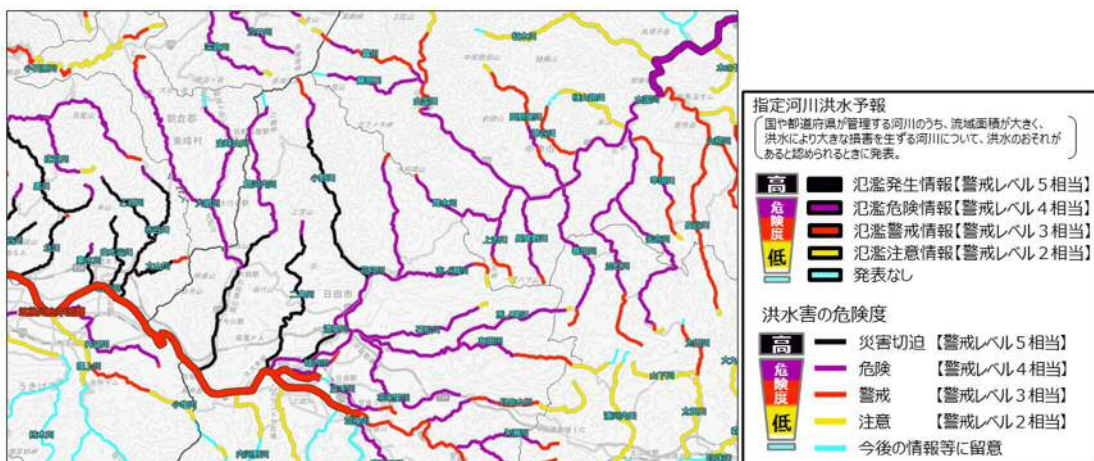
2 洪水等に対する町民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川*等について、具体的な避難指示等の発令基準を設定しており、町長は、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して、避難指示等を発令する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を作成する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれなどがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

【洪水キキクルの例】



出典：気象庁

3 局地的短時間豪雨に対する避難情報

町は、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイム*が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。

4 発災前の避難所開設及び町民への情報提供

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台等専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難所開設や住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

町民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

5 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

6 マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成支援

町は、町民等の逃げ遅れをなくすために、マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成に向けた町民等の取組を支援する。

第3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の選定と確保

1 指定緊急避難場所（災対法第49条の4）の指定

町は、災害が差し迫った状況や発災時において、地域住民等が緊急的に立退き避難を行い、身の安全を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を確保し、指定緊急避難場所として災害種別ごとに指定する。

（1）風水害を想定する場合

洪水浸水想定区域以外の安全区域内に立地すること。ただし、立地条件を満たさない場合であっても、施設の構造が新耐震基準に適合しているなど安全を確保でき、浸水等が想定される高さ以上に受入れる場所があり、その場所までの避難路が確保されている場合は指定できるものとする。

（2）地震災害時

主に近隣住民が避難する面積1ha以上の指定緊急避難場所を選定し、確保するものとする。

なお、町は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

2 避難路の選定と確保

町は指定緊急避難場所を指定した場合は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

【避難路の選定基準】

- ・避難路は、幅員 15m以上の道路とする。
- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い工場がないよう配慮する。
- ・避難路は、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

3 指定避難所の指定（災対法第 49 条の 7）

- (1) 町はあらかじめ指定避難所を指定し、町民に周知しておく。
- (2) 指定避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。

【指定避難所の指定基準】

- ・原則として、町会（又は行政区）又は学区を単位として指定する。
- ・耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を利用する。

- (3) 指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (4) 地域内の小中学校等を指定避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (5) 指定避難所に簡易トイレ、携帯トイレ等を備蓄するとともに、町職員に対し、その設置及び利用方法等を周知しておく。
- (6) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めておく。
- (7) 福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、発災時において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

第4 洪水浸水想定区域内の避難体制の確保

1 洪水浸水想定区域における迅速かつ円滑な避難を確保するための措置

水防法第15条第1項の規定により、町防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川*について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災対法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に関わる避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設なお、町における対象施設は、「ア 要配慮者利用施設」のみであり、本地域防災計画で定められている施設は資料編に記載する。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

※資料編 資料9 要配慮者利用施設 参照

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定等

水防法第15条第1項の規定により、本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を策定し町長に報告するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、町長へ報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

なお、避難確保計画とは、洪水等が発生するおそれのある場合に、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画である。

【避難確保計画に定める事項】

- ・ 防災体制に関する事項
- ・ 施設利用者の避難の誘導に関する事項
- ・ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・ 防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・ 自衛水防組織の業務に関する事項（水防法に基づき、自衛水防組織を設置した場合）
- ・ 施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第5 避難所運営体制の整備

1 避難所運営マニュアルの見直し

町は、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき策定した「上里町避難所運営マニュアル」について、円滑な避難所運営を確保するため適宜見直し、内容の充実を図る。

2 指定避難所における生活環境の確保

- (1) 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
- (2) 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性に配慮したものとする。
- (3) 指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (4) 避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努める。

第9節 物資及び資機材等の備蓄計画

大規模災害が発生した直後の町民生活の確保や避難者に必要な食料、物資等を迅速に調達できるように、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。

第1 食料等の供給体制の整備

1 備蓄にあたっての留意点

(1) 想定される災害の種類と対応

備蓄品目及び数量の目標値は、被害が甚大となる震災を対象とし、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による、ピーク時避難所避難人口（破壊開始点北、冬18時、風速8m/s、1週間後：1,725人）を想定した1,800人を被災想定人口とする。

また、町職員数を想定した約200人を災害救援従事者とし、必要な食料等を確保する計画とする。

なお、備蓄品目、備蓄場所、現在の備蓄量については「資料編 資料7 災害用備蓄品一覧表、資料11 防災備蓄倉庫」のとおりである。備蓄にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

※資料編 資料7 災害用備蓄品一覧表、資料11 防災備蓄倉庫 参照

(2) 家庭内備蓄の啓発推進

公助による備蓄には限界があることから、町は、町民に対して、家庭内備蓄の重要性及びその実践について啓発を行う。なお、家庭内備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

(3) 企業内備蓄の啓発推進

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定するものとするが、昼間人口が大きい地域等の就業者に対しては、個々の事業者において備蓄対策の推進を図るよう啓発を行う。

(4) 備蓄品への配慮

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

2 備蓄数量

町が手当する総目標は、被災者分16,200食（1,800人×3食／1日×3日分）、災害救援従事者分1,800食（200人×3食／1日×3日分）とし、直接備蓄数は18,000食とする。

3 防災倉庫、資機材等の整備

指定避難所となる小中学校等に防災倉庫を設置し、食料、生活必需品、資機材等を備蓄し、初期救援活動の円滑化及び効率化を図る。

4 調達、供給にあたっての協定締結の推進

(1) 他市町村、事業者等との協定締結

ア 必要物資は、発災時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質・量ともに大きく変わってくるが、物資の確保は基本的に緊急度・重要度の高い食料、生活必需品等の即時調達が困難なものについては、町が備蓄する。

イ 備蓄量を超える必要物資については、あらかじめ他市町村、団体・事業者等との間で協定を締結し、在庫の優先的供給を受けるものとする。

このため、町は、相互協力市町村及び協定締結団体・事業者等と平常時から連絡を密にし、協力業務の内容、協力方法等について定めておくものとする。

ウ 協力協定については、被災想定人口を1,800人とし、食料及び生活必需品等の調達について、次の協力協定を締結する。

【協力協定の検討事項】

- ・食料については、埼玉ひびきの農業協同組合、米穀業者、製パン会社、仕出し弁当業者、そば、うどん業者等との協定を検討する。
- ・粉ミルク、ほ乳瓶については、薬局との協定を検討する。
- ・日用品等の生活必需品については、町内の小売店との協定を検討する。

(2) 輸送に関する協定締結

町は、食料の集配拠点として、輸送等に便利でかつ管理が容易な施設（建築物）を物資集積拠点として定め（本章 第5節 第1 防災活動拠点の指定参照）、食料等の輸送に関して、運送業者等と協定等を締結しておくものとする。

5 食料の供給

町は、災害救助法の基準に従い、災害時の被災者等に対する食料の供給を実施する。また、町は、炊出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を検討しておく。

第2 給水体制

1 応急給水体制の整備

(1) 計画目標

町は、災害発生から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを確保するものとする。

また、給水用資機材の整備を図り、円滑な給水活動ができるようにしておく。

(2) 事業計画・現況

ア 飲料水等の確保

応急給水用には、町浄水場の給水場及び飲料水兼用耐震性貯水槽を補給水源とする。

なお、飲料水等の水源としては、小中学校やプール及び工場等の受水槽等を活用できるように、事前に指定を促進する。

【補給水源及び貯水槽（緊急遮断弁付）】

給水施設名	所在地	貯水容量 (m ³)
上里町浄水場	上里町大字金久保 198-1	4,720
上里町第二浄水場	上里町大字五明 42-3	5,360

令和4年現在（上下水道課資料）

イ 給水用資機材の整備

町は、被災者への円滑な給水活動を行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。

町内小中学校やプール及び工場等の受水槽等の水は、上記浄水場だけでは対応できなくなった場合に、飲料水としても使用する。そのため、ろ過し、消毒する必要から、次亜塩素酸ナトリウムと飲料水用ろ水機を配備する。

また、道路の破損その他により、被災地への飲料水、生活用水の搬送が困難になる事態を想定し、初期応急生活用水の給水施設として、町は、指定避難所となる小中学校及び公共施設に、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を順次進める。さらに、町は次の給水用必要資機材の備蓄・配備に努める。

【給水用必要資機材一覧】

・ 給水タンク ・ 非常用飲料水袋 ・ 給水車

ウ 給水箇所

指定避難所を拠点給水箇所とする。被災地域（断水地域等）の住民に対する給水箇所は、井戸（自家水）及び受水槽等の所在地とし、状況により、プール及び防火水槽の所在地等をあてる。

エ 給水活動

指定避難所では、小中学校の受水槽等を使用し、避難者による給水班を編成して円滑な給水を行う。被災地域においては、受水槽、井戸等の所有者、管理者を中心とした地域住民の自主的管理による給水を行う。

また、指定避難所、被災地域の飲料水量に限界が生じたときは、浄水場及び付近の大型受水槽並びに井戸から取水し、タンク、水槽、配水袋等の給水用資機材によって搬送給水を行う。

なお、車両輸送が困難な場合は、付近の防火水槽及びプールの水をろ水機でろ過し、次亜塩素酸ナトリウムで消毒してから給水する。

オ その他

- (ア) 町は、町民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導により、災害時給水の知識を高める。
- (イ) 町は、井戸等の水質検査を実施し、飲料水の安全性を平常時から確保するとともに、発災時においても飲用の適否を調べるため、水質調査が行える検水体制を整備する。
- (ウ) 町は、上里町管工事業協同組合及び輸送業者等と協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 生活必需品の備蓄

(1) 基本事項

ア 実施主体

生活必需品の備蓄は、原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

イ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給（貸）与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

ウ 備蓄目標数量

被災想定人口1,800人とし、概ね3日分に相当する量を備蓄することを目標とする。
なお、町民備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

エ 備蓄品目

町民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、被災者のプライバシーや要配慮者、女性に配慮したものとする。
また、マスクや消毒液、ハンドソープ、体温計等、感染症予防のための物資の備蓄を図る。

【生活必需品備蓄品目（例）】

- ・毛布、タオル、防災アルミシート
- ・下着、靴下、軍手、スリッパ
- ・食器セット
- ・懐中電灯、乾電池
- ・ラップフィルム、ビニール袋、ゴミ袋
- ・おむつ（子供用、大人用）、生理用品
- ・石鹼、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、救急箱
- ・災害用トイレ、簡易トイレ、トイレ衛生用品
- ・プライベートルーム、レスキューテント、パーティション、エアベッド
- ・マスク、消毒液、ハンドソープ、非接触型体温計、フェイスシールド 等

(2) 備蓄場所

本節 第1 食料等の供給体制の整備 3 防災倉庫、資機材等の整備に準ずる。

(3) 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定し、更新する。

(4) 生活必需品の備蓄

町は、(3)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品を購入、更新、処分等を行う。

2 生活必需品の調達

(1) 生活必需品の調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

(2) 生活必需品の調達体制の整備

大規模災害発災時に、生活必需品を円滑に調達できるよう、近隣市町、町内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

3 生活必需品の輸送体制の整備

町は、大規模災害発災時に、迅速かつ円滑に必要な物資を輸送できるよう、県内外を問わず、複数の自治体、販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

4 生活必需品集積所の指定

町は、協定事業者等から調達した生活必需品や他自治体から搬送される救援物資を物資集積拠点に集積することとし、発災時に迅速かつ適切に救援物資の受入れ、配分等を実施できるよう、平常時から集積スペースの区分や物資の受入れ、仕分け、搬出要員の指名等、必要な措置を行っておく。

なお、物資集積拠点の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。

【物資集積拠点及び物資輸送拠点】

区 分	施 設 名 称
物資集積拠点	上里営農経済センター集出荷予冷施設
物資輸送拠点	ヘリコプター離着陸場 (忍保パブリック公園、堤調節池運動公園)

第4 防災用資機材の備蓄

1 基本事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は、発災直後に行わなければならないため、町は、迅速な対応が可能となるよう備蓄する。

(1) 実施主体

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 目標数量

備蓄数量は、各指定避難所の収容人員の計画値を目安とする。

(3) 品目

備蓄品目は、防災用や災害応急活動従事者用の資機材とする。

【防災用資機材備蓄品目（例）】

- ・浄水器、貯水容器タンク
- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ・移送用具（担架等）
- ・道路、河川等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・発電機、ガスボンベ
- ・投光器、LED点滅指示灯、ヘッドライト
- ・テント、ブルーシート
- ・避難所用資機材（看板、ホワイトボード）
- ・非常用電話
- ・防護服 等

(4) 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に迅速に行わなければならないため、防災用資機材は、早急に確保できるよう分散配置されていることが望ましい。町は、今後、備蓄場所の整備を図る。

2 防災用資機材等の備蓄

(1) 備蓄計画の策定

町は、各指定避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災用資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について防災用資機材等の備蓄計画を策定しておく。その際、備蓄場所の整備・充実を図る。

(2) 防災用資機材等の備蓄

町は、防災用資機材等の備蓄計画に基づき、また、定期点検や防災訓練等を通じて災害応急活動用の防災用資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 実施主体

医薬品等の備蓄は原則として町が行い、県にその補完を要請していくものとする。

(2) 利用対象者

医薬品等の利用対象者は、災害時の医療及び助産、救護、防疫活動を行う町、医療機関及び町が要請した機関とする。

(3) 備蓄目標

必要となる品目及び備蓄量は、「関東平野北西縁断層帯地震」による、死者・負傷者数の合計 316 人（破壊開始点北、冬 5 時、死者 36 人、負傷者 280 人）を目安として備蓄する。

(4) 備蓄場所

町は、必要な医薬品等については、救急箱を防災倉庫に配備し備蓄を図る。

2 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、県の地震被害想定調査結果に基づく、人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておく。

3 医療救護資機材、医薬品の備蓄

(1) 町は、上記 2 の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(2) 町は、災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

4 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

町は、前記 2 の医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、本庄市児玉郡薬剤師会、町内医薬品等取扱業者と協議しておくなど、発災時における調達体制の整備を図る。

第6 石油類燃料の調達・確保

町は、発災時における人員及び物資等に必要な石油類燃料の調達のため、業者との災害時優先供給に関する協定を締結しており、協定に基づき、発災時における石油類燃料の調達・確保に万全を期するものとする。

第10節 医療体制等の整備計画

町は、災害時の医療体制を確保するため、平常時より災害直後の初期医療、傷病者の搬送先となる後方医療体制及び区域内、あるいは他県との医療応援体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

さらに、遺体の埋・火葬を円滑に実施するための対策を講ずる。

第1 医療救護体制の整備における留意点

1 初期段階の地域住民と連携をとった救急医療体制

発災直後は、119番回線の不通又は交通混雑等による緊急車両の走行障害により、救急医療体制が十分に機能しないことが考えられる。このため、初期段階における救急医療体制を確保するとともに、現地の自主防災組織等による自主救護活動についても積極的に推進する。

2 関係医療機関との連携による後方医療体制

主に救護所では対応できない重症者に関わる後方医療体制は、ヘリコプターによる傷病者の受入れも含め、災害時連携病院*と連携を図る。

3 医療情報に関する仕組みづくり

発災直後における混乱の中で、迅速な医療救護需要の掌握と緊急車両及び要員の派遣、医療機関への収容を適切に行うため、町をはじめとする各種関係機関間の医療情報連絡体制の整備を図る。

第2 初期医療体制の整備

1 初期医療体制の整備項目

町は、地域の医療機関等及び自主防災組織と事前に次の項目について十分に調整し、計画を定める。

【初期医療体制の整備項目】

- ・ 救護所の設置
- ・ 医療救護班*の編成
- ・ 医療救護班の出勤
- ・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- ・ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

*医療救護班：地元医師会や医療機関との協力のもとに、医師、看護師等からなるチームを編成し、医療救護所等において、負傷者の応急処置等を実施する。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、発災時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所等において、軽微な負傷者に対し応急救護活動を行うなど、医療班の活動を支援するための計画を定める。

3 災害時の対応力の強化

(1) 医療機関の発災時の対応力の強化

医療班又は医療救護班の応急処置に引き続いて初期治療を実施する医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

町は、自主防災組織等が自主的な救護活動を実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて、応急救護能力が強化されるよう指導していく。

第3 後方医療体制の整備

1 後方医療機関

救護所や救急告示医療機関では対応できない重症者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関は、災害拠点病院*を中核とし、災害時連携病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

2 後方医療機関としての機能

災害時、後方医療機関に求められる主な機能は、次の3つである。

- ・ 既存入院患者等の治療の継続
- ・ 傷病者の受入れ
- ・ 医療救護班の派遣

3 後方医療機関としての機能確保

発災時に、後方医療機関となるべき医療機関は、医療機能を確保するため、平常時に主に次の措置をとる。

- ・ 医療機関等の耐震化及び不燃化
- ・ 医薬品、医療資機材の備蓄及び配置
- ・ 食料、飲料水の備蓄及び配置
- ・ 自家発電設備等の備蓄及び配備
- ・ 医療要員の非常参集体制の整備
- ・ 医療救護班の編成
- ・ 傷病者の円滑な受入体制の整備

4 後方医療機関の受入状況等情報連絡体制の整備

町は、現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関、後方医療機関と消防本部等における十分な相互情報連絡機能を確保するべく、後方医療機関及び本庄市児玉郡医師会、消防本部と連携協力し、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

第4 医療応援体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

発災時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医薬品、医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、町は、町外他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

発災時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品、医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について要請するため、町は、関係自治体、関連機関との情報連絡体制の整備を図る。

【埼玉県災害拠点病院一覧】

(令和4年6月現在)

区分	名称	所在地	電話番号
基幹 ※	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3400
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
地域 ※	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	042-995-1511
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1511
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111	

※基幹：基幹災害拠点病院 地域：地域災害拠点病院

県では、多数の負傷者が発生する首都直下地震等の大規模災害に備え、県内 10 箇所の医療機関を災害時連携病院として整備している。

【災害時連携病院一覧】

(令和4年1月現在)

施設名	所在地	電話番号
熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111
埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721	0493-23-1221
入間川病院	狭山市祇園 17-2	04-2958-6111
埼玉石心会病院	狭山市入間川 2-37-20	04-2953-6611
越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32	048-965-2221
東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5	049-274-7666
小川赤十字病院	比企郡小川町小川 1525	0493-72-2333

第5 防疫対策

町は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速かつ適切に防疫活動ができるよう、動員計画及び必要な資材の確保計画を策定する。

また、防疫従事者に不足が生じる場合等は、県に防疫職員の派遣を依頼する。それでも、不足する場合は、県に自衛隊の派遣要請を行う。

第6 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

発災時には、遺体の埋・火葬資材の不足や火葬場の能力を超える場合が考えられるため、町は、事前に関係業者又は他市町村と連携した対策を進める。

1 遺体収容所の選定

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案*、遺体調査、身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、発災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、又は火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他市町村との埋・火葬のための資材、火葬場の確保に関する協定を締結するなどの事前対策を進める。

第11節 気象業務整備計画

災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、町は、気象観測データを有効に活用するとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

また、熊谷地方気象台は、観測体制の整備等により、気象予警報等の防災情報の質的向上に努める。

第1 観測体制等の整備

1 町の体制

- (1) 町及び防災関係機関は、観測体制の整備・充実及び観測成果の防災対策への活用を図るため、気象観測データの活用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- (2) 町は、気象等の情報収集に努め、防災対策に役立てる。

2 気象官署の観測施設等の整備

熊谷地方気象台は、予報を的確に行い、適切な時間に注意報・警報を公表できるよう、気象観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備・充実を図る。

第2 気象業務組織

1 予報区と担当官署

天気予報の発表区域は、気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり、市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は、一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

埼玉県における発表区分は、次のとおりである。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区分】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【熊谷地方気象台の業務内容】

名 称	業務内容	観測機器
熊谷地方気象台 (熊谷市桜町 1-6-10)	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県内の気象や地震等各種の自然現象の監視 ・気温、湿度、風向・風速、降水等の気象観測 ・予報・警報等の発表 ・防災気象情報の提供 ・気象知識の普及・啓発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向風速計 ・日照計 ・ウィンドプロファイラ ・温度計 ・湿度計 ・積雪計 ・感雨器 ・転倒ます型雨量計 等

第3 気象観測及び通報体制

1 地域気象観測システム（アメダス）

集中豪雨等の異常気象を監視し、適切な防災対策を講ずるため、気象官署の観測網だけでは不十分なため、きめ細かな観測網が必要である。

このため、気象庁は、全国約 1,300 箇所降水量を観測する観測所を整備しており、そのうち約 840 箇所では気温、風向風速、日照時間を観測しているほか、豪雪地帯では積雪の深さも観測している。埼玉県内には 14 箇所が整備されている。

アメダスで得られる降水量等の気象観測データは、アメダスセンターシステムから気象庁に送られ、そこから国の防災関係機関や地方気象台、地方自治体等へ配信されるなど、気象庁が行う予報・警報発表の基礎資料となる重要な情報である。

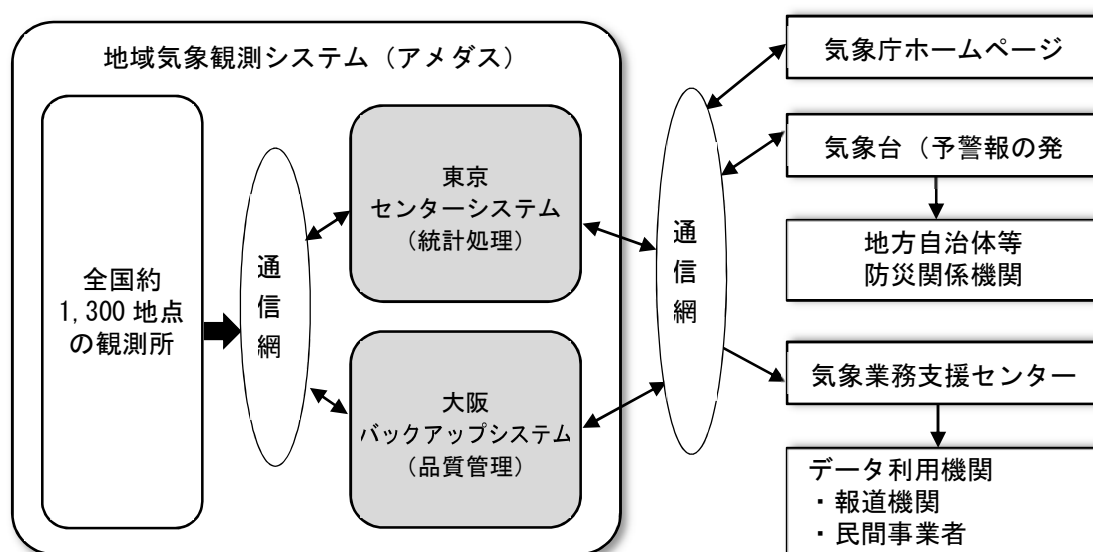
【アメダス観測所等の配置数及び観測種目】

(令和4年7月現在)

区 分		配置数	観測種目
アメダス観測所等	地上気象観測所	官署	降水量、気温、風向・風速、日照時間、積雪の深さ（一部の観測所に限る）、気圧等
		特別地域気象観測所	
	アメダス観測所	地域気象観測所	降水量、気温、風向・風速、日照時間、湿度、積雪の深さ（一部の観測所に限る）
		地域雨量観測所	
合 計		1,286	—

出典：気象庁

【地域気象観測システム概要図】



出典：気象庁

【町近傍の地域気象観測所】

観測所名	所在地	観測種目
伊勢崎	群馬県伊勢崎市宮子町	降水量、気温、風向、風速、 相対湿度
前橋	前橋市元総社町	降水量、気温、風向、風速、日照 時間、相対湿度、気圧
上里見	群馬県高崎市上里見町	降水量、気温、風向、風速、 相対湿度
熊谷	埼玉県熊谷市桜町 熊谷地方気象台	降水量、気温、風向、風速、日 照時間、相対湿度、気圧

出典：気象庁

第4 民間気象情報の活用

町は、熊谷地方気象台の情報と併せて、民間気象情報を活用した積極的な情報の入手に努め、防災情報の質的向上を図る。

第12節 水害予防計画

町は、水害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、河川施設の整備等治水事業とともに、洪水等に対する避難体制の整備を図る。

第1 現状

水害については、多量の降雨による河川の氾濫や低地の浸水等が考えられる。

町には、一級河川である烏川、神流川、利根川、忍保川、御陣場川等が流れ、用排水を兼用している水路も多い。これらは河床勾配が緩やかなこと、また、農地転用により遊水池機能を有していた水田等が減少したことなどから、豪雨による浸水が予想される。

また、烏川、神流川、利根川、忍保川、御陣場川は、想定最大規模による降雨により河川が氾濫した場合、町の地域での浸水が予想されているほか、烏川、神流川、利根川の一部区域は家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に、忍保川、御陣場川の一部区域は家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）にそれぞれ指定されている。

参考：利根川水系烏川・神流川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（高崎河川国道事務所平成28年8月）
利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（利根川上流河川管理事務所平成29年7月）

第2 水害予防

町は、台風又は集中豪雨等により、家屋の浸水や田畑又は道路等の冠水が予想される地域については、平常時から事前に調査を行い、排水計画を策定する。

1 河川施設の整備

町は、降雨による浸水や滞水から町土を守るため、計画規模に応じた河川改修を進めるよう、国、県等の関係機関に対して、河川改修整備の促進を要望する。

なお、整備にあたっては、特に浸水被害の発生頻度の高い地域の優先的な整備を要望する。

2 雨水流出抑制対策の推進

(1) 町は、局地的な集中豪雨による河川の氾濫や浸水に備え、排水路や調整池の整備、雨水貯留施設*の維持・管理に努め、保水・遊水機能の確保を図る。

(2) 町は、河川や水路等への雨水流出を抑制するため、道路や駐車場等における透水性舗装の促進や宅地内における浸透枿の設置促進を図る。

3 設備等の維持・管理

町は、風水害応急対策を推進する上で必要な設備や資材等を整備し、有効・適切に使用できるように、点検及び補修等設備の維持管理に努める。

4 水防訓練等への参加

水防団（消防団）は、神流川水害予防組合や坂東上流水害予防組合による合同水防訓練に定期的に参加し、団員の技術向上に努める。

第3 水防法に基づく洪水対策

1 洪水予報河川等

国土交通大臣又は知事は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

町内の洪水予報河川、水位周知河川の指定の状況は次のとおりである。

【町内の洪水予報河川及び水位周知河川】

	河川名	管理者	水位観測所
洪水予報河川	利根川	国	八斗島
	烏川	国	岩鼻
	神流川	国	若泉
水位周知河川	利根川	群馬県	上福島

2 洪水浸水想定区域の対策

(1) 洪水ハザードマップによる周知

町は、令和2年5月の埼玉県管理河川の洪水浸水想定の見直し及び令和3年5月の災対法の一部改正による避難情報の変更に伴い、「上里町防災ガイド・ハザードマップ」を改訂している。

町は、本ハザードマップを活用し、居住する地域の水害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、町民がとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる場合は避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

(2) 洪水浸水想定区域への対応

町は、洪水浸水想定区域内住民を重点的に、洪水浸水想定区域の周知並びに洪水に関する知識の普及、あるいは水防活動の啓発等を行うとともに、自主防災組織の育成を図っていく。

また、平常時における雨水枡の維持管理や新規建築時の配慮（敷地のかさ上げ、家屋の敷高、敷地周りの囲い等）、発災時における土のう設置や簡易水防工法の周知等、地域や家庭における浸水対策を推進する。

(3) 中小河川の対策

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供や助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、地域住民に対して水害リスクの情報等を周知するよう努める。

3 避難体制の整備

(1) 観測データの収集

町は、川の防災情報や国土交通省高崎河川国道事務所、熊谷地方気象台とのホットライン、本庄県土整備事務所等を活用して、河川水位や洪水警報の危険度分布、雨量情報等を収集する。

(2) 現地における情報の収集

町は、河川水位の上昇に伴い、情報収集するとともに、水防団（消防団）からの情報入手等、情報収集体制の確立を図る。

(3) 的確な避難指示等の発令

町は、集中豪雨等による河川の増水等に際し、「上里町避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めた避難情報の発令の判断基準に基づき、時機を逸することなく的確に避難指示等を発令する。

(4) タイムライン*の作成、活用

町は、実施すべき対策を発災前から時系列で取りまとめたタイムラインを作成し、事前対策の確認・実施に活用するよう努める。

第4 流域治水の推進

気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」の取組が求められている。

町は、現在、「利根川上流流域治水協議会」及び「烏川・神流川流域治水協議会」に参画しており、流域自治体、国、事業者、町民等のあらゆる関係者と協働して、流域治水に計画的に取り組むものとする。

【利根川上流流域治水プロジェクトの概要】

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
洪水氾濫対策、内水氾濫対策、流水の貯留機能の拡大、流域の雨水貯留機能の向上等
2. 被害対象を減少させるための対策
水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫、浸水範囲の限定・氾濫水の制御等
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
土地の水災害リスク情報の充実、避難体制等の強化
4. グリーンインフラの取組
生物の多様な生息・生育環境の創出、生物多様性の保全、水辺空間整備等

【烏川・神流川流域治水プロジェクトの概要】

1. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
洪水を安全に流す対策、洪水を貯める対策、流域の雨水貯留機能の向上等
2. 被害対象を減少させるための対策
宅地開発等に関する指導要綱の制定、内水氾濫マップの作成・河川監視カメラの設置
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
ハザードマップの策定・周知、防災公園及び防災体育館の整備
4. グリーンインフラの取組
湿地再生、魚道整備、生物の多様な生息・生育環境の創出、生物多様性の保全等

第13節 防災まちづくり計画

町は、大規模災害による被害を最小限にとどめるため、耐震・不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行えるよう、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

第1 防災まちづくり

1 防災まちづくりの方針

町は、町民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災、減災、早期復旧等を念頭に、土地利用、都市基盤、市街地整備における各事業や施策を体系的に捉えながら、総合的かつ計画的に防災のための対策を推進する。

【防災まちづくりの基本的考え方】

- 町の実情に応じた計画を策定し、総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画を策定する。
- 防災面から見て、町の特性にあった整備を図るとともに、建築物の安全化（耐震・不燃化、浸水対策等）を促進する。
- 広域災害に対しては、避難場所の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、基盤施設、福祉施設等のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。
- 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保するまちづくりを目指し、町民に親しまれ、発災時には活動しやすいまちの整備を図る。

2 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

(1) 土地利用の規制・誘導

町は、「上里町立地適正化計画」を策定し、洪水時の河岸浸食により家屋等が倒壊するおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外しており、防災面に配慮した適正な土地利用の誘導を図る。

(2) 地区計画等の活用

町は、地区計画等により、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えたまちづくりを推進する。

3 オープンスペース等の確保

(1) 緑地・農地の保全

町は、防災上の緩衝空間や一時的な避難空間となる屋敷林、農地等の自然空間の保全を図る。

また、市町界にまたがる遊水機能を持つオープンスペースの保全・整備を、隣接する市町との連携のもとに進める。

(2) 公園の整備・充実

町は、広場や公園等を整備し、避難場所の確保を図るとともに、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常用電源等の災害応急対策に必要な施設の整備を図る。

第2 地震に強いまちづくり

町の地域の一部では、過密な市街地や家並みが形成されており、地震による建物等の倒壊や火災が発生する危険性がある。

町は、都市の構造面から地震に対して強いまちとするために、オープンスペースの確保や計画的な面的整備、個々の建物の耐震・不燃化等、長期的視点に立った都市計画を推進する。

特に、建築物の密集した火災危険率の高い区域や防災計画上不燃化を図る必要のある区域については、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を検討する。

1 不燃化等の促進

延焼の危険性が高い木造住宅が密集している地域では、不燃化対策を推進する。

(1) 防火・準防火地域の指定

火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を行い、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、町の不燃化等の促進を図る。

(2) 建築物の防火の推進

県都市整備部は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

2 延焼遮断空間・地区骨格道路の整備

町は、広幅員幹線道路、鉄道敷、河川等の帯状の都市空間と耐震・不燃化が図られた沿道建物等により形成される延焼遮断空間の整備を図る。

また、延焼遮断空間で囲まれた地区においては、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

3 住宅・建築物等の耐震化

町は、所有する公共施設の耐震診断の実施状況や実施計画をもとにした、耐震性に関わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

また、「上里町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を推進する。

(1) 町有建築物等

町は、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、県の助言に基づき、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

(2) 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は管理者の責務として行う。

ア 耐震化対策

町は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は管理者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行うほか、次の取組を推進する。

(ア) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定

避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集区域等を重点的に耐震診断を誘導すべき区域とし、当該区域における下記

(イ) 以降の耐震化対策を積極的に行っていくものとする。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の周知

県熊谷建築安全センターや一般社団法人埼玉建築士会、一般社団法人埼玉建築士事務所協会等では、建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設けており、町はこれらの相談窓口の周知を図る。

(ウ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。

(エ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(オ) 緊急輸送道路等における既存建築物の実態把握

県及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努める。

イ 窓ガラス等の落下防止対策

(ア) 落下防止に関する普及・啓発

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

ウ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（レンガ塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、県と連携し、次の施策を推進する。

(ア) 町内のブロック塀の安全点検

避難路、避難所及び通学路等を中心に、町内のブロック塀の安全点検を実施し、倒壊危険箇所の把握を行う。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導

ブロック塀を設置している町民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(ア)の安全点検で危険性が明らかとなったブロック塀に対して、改修及び生け垣化等を奨励する。

(エ) 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

エ 自動販売機の転倒防止対策

(ア) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

町は、県及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に関わる対策の普及及び啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

町は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

4 ライフラインの耐震化

町は、上下水道、電気、ガス、各種通信手段等のライフライン等の機能の確保策を講ずるにあたっては、必要に応じ、大規模地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

5 交通施設の耐震化

(1) 鉄道施設

鉄道線路は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされており、主要構造物についても、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

鉄道事業者は、防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとれるように備えている。

(2) 道路施設

道路施設の耐震化等の安全対策は、次のとおりである。

【道路施設の安全対策】

実施機関	耐震化等の安全対策
東日本高速道路株式会社	<p>ア 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理にあたっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講ずる。</p> <p>イ 高速道路等の日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講ずる。</p> <p>ウ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。</p> <p>エ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。</p> <p>オ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活必需品等の備蓄に努める。</p>
上里町	<p>ア 管理道路上の老朽化した橋梁については、架替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。</p> <p>イ 昭和55年以前の耐震基準により建設された橋梁のうち、跨道や緊急輸送道路上の橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。</p>

6 公共施設の耐震化等

町は、所有する公共施設の耐震化を積極的に推進する。特に、改正耐震改修促進法における耐震診断義務化建築物、防災上重要な建築物等について、計画的に耐震化を推進する。

また、町は、災害に強いまちづくりを進めるため、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、公共施設等の施設改修・更新等を進め、施設の安全性を確保する。

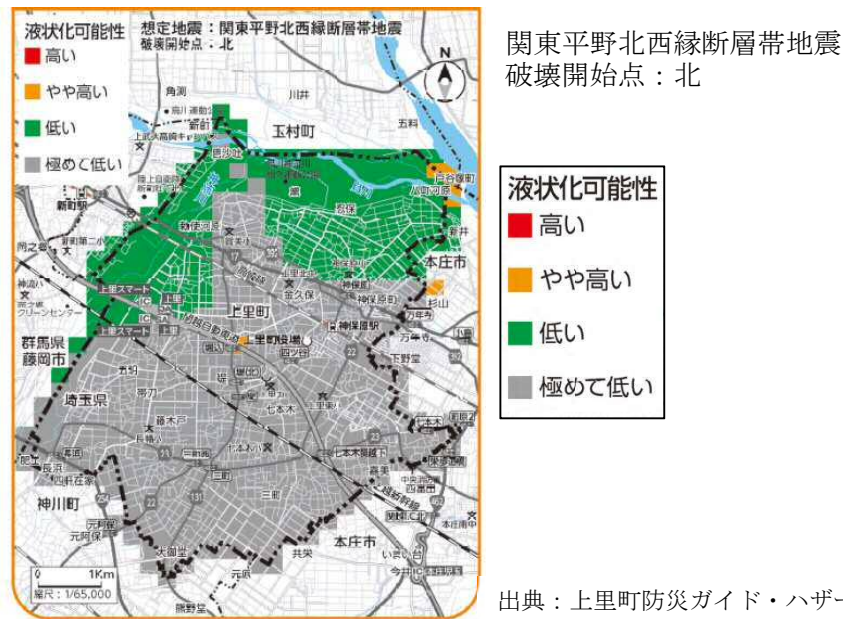
第3 空き家対策

町は、空き家の実態把握に努め、災害による被害が予想されると認める場合等は、「上里町空き家等適正管理条例」に基づき、所有者等に対し適正管理の指導、助言等を行い、空き家の適切な管理と災害による被害防止に努める。

第4 地盤災害の予防

町は、地盤が比較的堅固なため、全体的に液状化の可能性は極めて低いものの、町中央部の堀込地区、烏川沿いの八町河原地区に液状化の可能性がやや高い区域が分布している。

【液状化可能性図】



1 軟弱地盤区域の安全措置

- (1) 町は、各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、該当地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、「防災ガイド・ハザードマップ」等を通じて、危険度を周知していく。
- (2) 地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、耐震診断や地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策の必要性を啓発していく。
また、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法等の普及・啓発を行う。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

1 道路空間の安全性確保

町は、避難路の安全確保のため、十分な歩道幅員の確保、狭隘道路の拡幅、生活道路のブロック塀の生け垣化、避難路沿道の耐震・不燃化、行き止まり道路の解消等を図る。
また、道路閉塞を防ぐため、無電柱化や橋梁の長寿命化・耐震化を推進する。

2 道路ネットワークの強化

町は、防災活動拠点や駅、国道、県道、上里スマートインターチェンジ等への交通アクセスを確保するため、現道の拡幅や幹線道路を整備し、ルート多重化を図る。

3 ライフラインの確保

- (1) 町は、老朽化した下水道管路の更新及びマンホール浮上対策を含めた耐震化を推進するとともに、定期的な点検や緊急時の点検、停電時等緊急時の運転体制の強化を図る。
- (2) 町は、関係機関の協力のもと、電気、ガス、通信施設、水道等のライフラインの耐震性の強化を図る。

第6 エネルギーの確保

町は、大規模災害発災時等にもエネルギー供給を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加え、蓄電池との組合せを推進するなど、エネルギーの自立分散化を推進する。

また、創エネ設備や省エネ性能の高い設備の積極的な導入を検討する。

第14節 火災予防計画

町は、火災発生を未然に防止するため、消防本部と協力し、平常時からの出火防止を基本とした予防対策を推進し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、地震火災による被害の軽減防止策を講ずる。

第1 基本方針

町及び消防本部は、火災予防にあたり、次の事項に留意して推進する。

1 総合的な出火防止対策の推進

対震自動ガス遮断装置等のハード的な対策のみならず、小中学校や研究機関等における化学薬品の適正管理等のソフト的な対策も併せて推進していく。

2 教育訓練を主体とした初期消火対策

家庭や事業者等への防災教育や訓練を中心に対策を推進していく。

3 消防ポンプ車、消防水利等の消防力の強化

消防団、自衛消防隊のポンプ車及び消防水利等を中心に整備を進めるとともに、消防団の育成強化を図る。

第2 出火防止

1 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- (1) 一般火気器具からの出火を防止するためには、ガス供給を遮断し、燃焼を停止することが極めて効果的であり、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。
また、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災知識の普及を図る。
- (2) 石油・ガスストーブ等には耐震自動消火装置が備えられているが、管理不良のため、タールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底について周知する。
- (3) 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、感震ブレーカーの設置や地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及・啓発を図る。

2 化学薬品からの出火防止

- (1) 消防本部は、小中学校や研究機関等で保有する化学薬品については、地震等による落下や棚の転倒による容器の破損が原因で、混合混触発火や自然発火等の危険性があることから、分離して保管するなど、適切な管理を行うよう周知する。
- (2) 引火性の化学薬品については、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図るよう周知する。

3 その他の出火防止

一般火気器具、化学薬品以外の出火要因として、危険物施設や電気関係等が考えられる。危険物施設は施設分布数が比較的少ないことや各種の安全規制が強化されていることから、地震時における出火件数はそれほど多くないものと思われる。

しかし、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいため、これらの施設については、さらに管理の徹底を図る。

- (1) 消防本部は、危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業者に対する普及・啓発を図る。
- (2) 消防法危険物取扱施設

消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されているが、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けるおそれがある。

消防本部は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業者に対する指導の強化及び普及・啓発を図る。

第3 地震火災の予防

1 地震に伴う住宅からの出火防止

- (1) 一般火気器具からの出火防止
 - ア 地震時における出火要因として最も大きいものは、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
 - イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良によるタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
 - ウ 通電火災の防止のため、過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの行動の普及・啓発を図る。
 - エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及・啓発に努める。

(2) 初期消火体制の充実強化

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう、自主防災組織の活動の一層の充実を図り、町民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

ア 事業者の初期消火力の強化

震災時には事業者独自で行動できるよう、自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を策定する。

イ 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業者等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

第4 消防力の充実強化

1 消防水利の整備

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になる。これまで、防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備、河川やプール等の自然水利の確保をより一層推進していく。

2 消防団、自衛消防隊の育成

消防団、自衛消防隊は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。このため、消防団、自衛消防隊を一層活性化し、災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施するとともに、地域住民への防災指導等により、団員、隊員の一層の育成に努める。

3 消防資機材の整備・充実

(1) 消防本部は、最新の車両、資機材の導入を図りながら、特殊車両等の整備や各種消防活動用資機材の整備・充実を図る。

また、消防救急無線のデジタル化による通信技術の高度化への対応を推進する。

(2) 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第15節 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保計画

近年の災害をみると、要配慮者が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。特に、要配慮者のうち発災時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害の発生前からの取組が重要視されている。

こうした状況を考慮し、避難行動要支援者の防災対策を推進していくものとする。

第1 留意点

1 災害の要配慮者に関わる定義

○要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった発災時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

○避難行動要支援者

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことをいう。

2 安全確保体制の整備

災害の発生時期は事前には特定できないため、どのような状況にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行う。

3 行政と地域住民との協力体制の整備

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、行政の対応のみならず、地域住民が協力し、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

このため、避難行動要支援者の安全確保において、自主防災組織等近隣住民の協力を得るように努める。

4 要配慮者としての外国人に対する配慮

グローバル化の進展に伴い、町に居住、あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化してきている。こうした状況のなか、発災時において外国人が被災する可能性が高まっていることから、言葉や文化の違いを考慮した防災情報の提供や防災教育及び防災訓練等の実施を検討する。

第2 社会福祉施設等の対策

1 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び利用者への周知徹底を図るものとし、町は県の協力を得てこれを指導する。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、発災時において、町の防災担当課（くらし安全課）及び福祉施設担当課（町民福祉課、高齢者いきいき課）と電話連絡等により情報の交換を行っているが、より迅速に対応するため、電話による緊急連絡網等により、職員の参集を図る。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、発災時に利用者の安否を確認し、職員及び利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど、利用者家族との緊急連絡体制を確立する。

3 避難誘導體制の整備

施設管理者は、発災時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、利用者の指定緊急避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

4 施設間の相互支援体制の確立

町は、発災時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に、利用者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど、近隣の施設が相互に支援できる体制を確立する。

また、町は、施設管理者が行う発災時における他施設からの避難者の受入体制の整備について、支援するものとする。

5 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、発災時に、通常の指定避難所では生活が困難な在宅の重度の要介護高齢者等を受入れるための体制整備を行う。

6 食料、防災用資機材等の備蓄

社会福祉施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

【社会福祉施設等における備蓄物資（例）】

- ・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

7 防災教育及び訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設職員及び利用者に対し、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的の実施する。

また、各施設が策定した「防災計画」等の周知徹底や消防機関、地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した避難訓練を定期的の実施するものとし、町はこれを支援する。

8 地域との連携

社会福祉施設の管理者は、災害時の利用者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び利用者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から行政区、ボランティア団体との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

第3 在宅の避難行動要支援者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災対法第49条の10に基づき、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握し、発災時にはこれらの情報を迅速に活用できるように整理しておく。

なお、避難行動要支援者の把握にあたっては、避難行動要支援者本人の同意を得るとともに、個人情報保護には十分注意する。

(1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿の登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者」であり、避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、

①警報や避難指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動をとる上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害の種別や等級等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

【避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲（在宅のうち）】

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者
- ・療育手帳（A・A）の交付を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている者
- ・その他、上記の要件に該当しないが自力避難が困難な者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

町は、名簿作成に必要な個人情報について次のとおり定める。

【名簿作成に必要な個人情報】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・その他、町長が避難支援の実施に関し必要と認める事項

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害の種別・等級別に把握し集約する。

このほか、町が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿に掲載を求めることができる仕組みを設ける。

(3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・出生・死亡・障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つように努める。

また、避難能力があるなど、避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、適宜、名簿の精査に努める。

(4) 避難支援等関係者

避難支援等の実施に関わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）は、次のとおりである。

【避難支援等関係者】

- ・ 児玉郡市広域消防本部
- ・ 本庄警察署
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 上里町社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織
- ・ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

なお、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供できるものとする。

(6) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく、当該名簿情報に関わる避難行動要支援者に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、町は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催するなど、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

町は、指定緊急避難場所までの距離、避難行動に要する時間、障害の程度や行動能力等に対応した避難方法について、事前に避難支援等関係者に確認・周知し、避難支援等関係者の安全確保を図る。

2 個別避難計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者と連携した個別避難計画の策定を進める。

策定にあたっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者に対して効果的な支援ができるよう、平常時から避難行動要支援者に関する情報を収集し、情報の共有化を図る。

また、自助・共助という観点から、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難支援ができるよう、地域住民の中から避難支援者を定めておくなど、具体的な個別避難計画を策定しておくものとする。

第4 要配慮者全般の安全対策

(1) 避難のための情報伝達

町は、要配慮者が発災時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、要配慮者への避難情報等の発信にあたっては、その特性に応じて伝達できるよう配慮する。

情報伝達にあたっては、避難支援等関係者による口頭での伝達のほか、防災行政無線、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）、Jアラート、テレビ埼玉データ通信サービス等を用い、要配慮者に確実に情報が伝達されるよう努める。

(2) 緊急通報システムの活用

町は、病気により常時注意を要するひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの重度身体障害者等を対象に、緊急時に救急車を手配できる手段として機器の設置を助成している。

発災時においても、システム利用者の情報を活用し、要配慮者の救助活動等が的確かつ迅速に行える体制を整備していく。

(3) 手話奉仕員等の養成

町は、発災時に聴覚障害者等への災害情報の提供、広聴活動等を適切に行えるよう、手話講習会を開催し、手話奉仕員等の養成を行うとともに、発災時における通訳者派遣事業について協議を行う。

(4) ヘルプカード*、災害用バンダナ*の周知・普及

町は、発災時における要配慮者等の適切な支援・援護を行うため、要配慮者等が支援を必要としていることがわかるヘルプカードや災害用バンダナの周知・普及を推進する。

(5) 防災教育及び訓練の実施

ア 町は、要配慮者の災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布等を行う。

イ 町は、要配慮者等の避難誘導や救助・救援に関する訓練を実施するとともに、防災訓練への要配慮者等の参加を呼びかけ、実地訓練の体験を通して災害対応力の向上を図る。

ウ 町は、普段の活動の中で、在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）、民生委員・児童委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(6) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町は、指定避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時より連携体制を確立しておく。

イ 見守りネットワーク等の活用

町は、民生委員・児童委員による見守りや町社会福祉協議会によるひとり暮らし高齢者の見守り活動、高齢者見守りネットワーク等を活用し、発災時の要配慮者の支援体制を構築する。

(7) 要配慮者に配慮したまちづくりの推進

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備を推進するとともに、車椅子使用者にも支障のない指定緊急避難場所、指定避難所出入口付近等のスロープ化、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置、指定避難所となる公共施設への障害者用トイレ、エレベーター、手すり等の設置等、要配慮者に配慮したまちづくりを推進する。

(8) 要配慮者等に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者等に災害情報を効果的に伝達するため、手話通訳者の派遣体制の整備や文字放送テレビ、ラジオ、FAXの設置、要配慮者、女性に配慮した生活必需品の備蓄及び調達先の確保等、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所運営マニュアルを策定する。

(9) 社会福祉施設との協力体制の確立

町は、発災時に一般避難者との共同生活が困難な介護を要する要配慮者等に対して必要な支援を提供できる体制を整える。具体的には、町内社会福祉施設管理者及び県立本庄特別支援学校との福祉避難所の設置運営に関する協定に基づき、平常時から連携を強化し、各施設の介護設備や介護相談のサービス等の活用を図る。

(10) 相談体制の確立

町は県と連携し、発災時において、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、平常時より支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対して、メンタルケア等を実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第5 外国人対策

1 外国人の所在の把握

町は、発災時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平常時より外国人住民の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、指定避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にもわかりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して、「外国語版防災ガイド・ハザードマップ」を作成、配布するなど、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙や町ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行うよう努める。

4 防災訓練の実施

町は、平常時より外国人の防災への行動意識を高めるため、外国人も参加可能な防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保等

町は、外国人が発災時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

また、多言語音声翻訳システム（翻訳アプリ）の活用を検討する。

第16節 竜巻等突風対策

特殊な気象条件下において、竜巻等突風が発生する可能性があり、それによる家屋、農作物に対する被害が予想される。

町は、竜巻等突風が発生した場合の対処方法について、普及・啓発に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

第1 竜巻等突風に関する知識の普及・啓発

竜巻等突風は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻等突風を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻等突風の発生に関わる情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に町民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻等突風における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻等突風に関する知識の普及・啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 町民への啓発

町、消防機関及び防災関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、町民への啓発を図る。

普及啓発資料として、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」（内閣府）、「竜巻から身を守る～竜巻注意情報（リーフレット）」（気象庁）、「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！（防災啓発ビデオ）」（埼玉県）等があり、これらの普及啓発資料を活用し、町民への普及・啓発を推進する。

【竜巻からの身の守り方】

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターを閉める ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 具体的な対処方法の普及

町は、竜巻等突風の襲来時には、次のような適切な対処行動をとるよう、広報紙や町ホームページ等により普及・啓発を行う。

- (1) 鉄筋コンクリート造等、堅牢な建築物へ迅速に避難する。
- (2) 低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等安全性の高い場所へ迅速に避難する。
- (3) 壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む。
- (4) 避難時には飛来物に注意する。

第2 竜巻等突風に対する予防

1 竜巻情報等気象情報の確認

気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発表している。

「竜巻注意情報」は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域(概ね一つの県)を対象に発表する。「竜巻注意情報」が発表されたときには、「竜巻発生確度ナウキャスト」で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。

2 家屋・農作物等の被害防止

町は、竜巻等突風による家屋、農作物等への被害の防止・低減を図るため、関係機関と連携し次の対策を講ずる。

- ・防風ネット等の防風施設等農作物被害防止施設の整備
- ・風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ・風害等を受けやすい地域における家屋、農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

3 風倒木対策

町は、風倒木による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な対策をあらかじめ講ずる。

第17節 町民生活の早期再建

町は、被災後の町民の生活再建を迅速に実施するため、罹災証明書*の交付体制、被災建築物応急危険度判定の実施体制等を整備し、生活環境の早期復旧を図る。

第1 罹災証明書の発行体制の整備

1 実施体制の整備

町は、発災時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他自治体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2 町民への普及・啓発

町は町民に対し、家屋が被災した際には、片づけや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及・啓発を図る。

第2 応急住宅対策

1 応急措置等の指導、相談

町は、「被災建築物応急危険度判定士*」及び「被災宅地危険度判定士*」について、それぞれ県からの派遣を受入れるための準備を進める。

また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による二次災害防止のための町民への広報活動等を行う。

さらに、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 応急仮設住宅の事前計画

ア 用地選定

町は、応急仮設住宅建設予定地において、必要戸数の確保が困難になる事態を想定し、近隣市町と協力関係を構築しておく。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講ずる。

イ 設置事前計画

町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画等を策定する。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

ウ 必要とする応急仮設住宅適地

町は、地域ごとに想定された全焼、全壊、流失世帯数をもとに、必要とする応急仮設住宅適地を確保する。

第3 動物愛護

1 動物の災害対策に関する飼い主への普及・啓発

(1) 所有者明示に関する普及・啓発

町は、発災時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及・啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及・啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らししておくなどの災害に備えたしつけを平常時から行うよう普及・啓発を行う。

第4 文教対策

発災時において、園児、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期するため、事前計画を策定する。

1 学校等の災害対策

(1) 町

ア 所管する学校等を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法については、町教育委員会並びに学校等において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

(2) 校長（園長）等

- ア 学校等の立地条件等を考慮した上、あらかじめ災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てる。
- イ 校長（園長）は、災害の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

【校長（園長）が行う事前対応】

- ・町の防災計画における学校等の位置づけを確認し、学校等の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討してその周知を図る。
- ・園児、児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び発災時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- ・町教育委員会、警察、消防機関及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ・勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

2 防災計画の策定等

(1) 防災計画の策定

学校等は、災害が発生した場合に園児、児童・生徒の生命の安全を確保するため、防災計画を策定する。計画策定にあたっては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を策定する。

(2) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、町、県及び防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(3) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(4) 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検の実施

職員室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消防用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

3 避難誘導等

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに、統一のとれた行動がとれるようにする。

また、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、平常時から避難訓練を実施し、園児、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。

さらに、本地域防災計画に基づき、消防機関、警察、町及び行政区等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

第5 災害廃棄物処理対策

町は、衛生環境の保全のため、「上里町災害廃棄物処理基本計画」に基づき、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の収集体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

1 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- (1) 町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発災後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- (2) 町は、仮置場として利用可能なオープンスペースを把握するとともに、次に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。

【仮置場の選定条件】

- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地（町有地、県有地、国有地等）
- ・未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ）
- ・二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域

- (3) 仮置場の確保は、平常時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、水没、液状化等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて見直しができるよう、選定場所以外の候補地の把握に努める。

【仮置場必要面積】

(単位：㎡)

	地震災害	風水害				
		烏川	神流川	鎗川	碓氷川	小山川・女堀川
可燃系 廃棄物	9,505	1,251	3,984	—	—	200
不燃系 廃棄物	15,045	6,545	20,841	—	—	1,043
合計	24,550	7,796	24,825	—	—	1,243

出典：上里町災害廃棄物処理基本計画

2 災害廃棄物等の適正処理の体制確保

- (1) 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための町民への広報や仮置場内における運営体制を検討する。
- (2) 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材や人員（応援者、地元雇用者等）を発災後確保できる体制を整備する。
- (3) 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、町民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

3 生活系ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

- (1) 生活系ごみ（避難所ごみを含む。）は、仮置場に搬入せず、従来どおりに既存の廃棄物処理施設へ直接搬入し、処理を行う体制とする。
- (2) 町は、生活系ごみ（避難所ごみを含む。）及び仮設トイレ分を含むし尿の収集・運搬、処理体制について、被災後も継続して実施する体制を整備する。

4 広域連携による廃棄物処理

町は、大規模災害時に人員、機材、処理能力が不足することに備え、他自治体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応のあり方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第6 被災中小企業支援

1 中小企業等の被害状況の把握に関わる体制整備

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、発災時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第18節 農林水産物災害対策計画

町は、災害から農作物の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、技術対策や防除対策等を推進する。

第1 農作物災害予防対策

1 技術対策

- (1) 町は、異常気象や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、埼玉ひびきの農業協同組合等（以下、「農業関係機関」という。）と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。
- (2) 町及び農業関係機関等は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等の異常気象並びにウイルス、害虫、病原菌等に対して、強い農作物等の生産を指導する。
- (3) 町及び農業関係機関等は、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。
また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。
- (2) 農業関係機関は、気象に関する情報等を把握し、これを関係生産者に周知徹底するよう努めるとともに、生産者に対して、気象情報等を独自で把握して対応するよう、指導・啓発する。

3 防除対策

生産者は、災害による農業被害の防止・軽減を図るため、平常時より、農業関係機関等と協議し、被害防除対策を講じておく。

4 被害の報告体制の整備

町は、農業被害が発生した際に、早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

第19節 文化財災害予防計画

町は、文化財の災害予防措置に関し、随時又は災害の発生が予想されるときは、点検並びに見回り等を行い、文化財の保存に万全を期する。

第1 文化財の現況

町の文化財は、県指定文化財として陽雲寺の銅鐘や伝武田信玄陽雲院夫妻画像等5件が指定されている。

また、町の指定文化財として大光寺の見透灯籠や郷土資料館保管の埴輪頭部等の有形文化財が32件、堤の「ヒイラギの木」等の天然記念物が5件指定されている。これらの文化財のほかにも埋蔵文化財等が多く残されている。

文化財のほとんどは、社寺仏閣等の木造建築物内に保管されている。

第2 文化財の災害予防対策

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等により失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

町は、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるため、火災予防体制の整備や防火施設の整備強化等の防災対策を推進する。

(1) 火災予防体制

- ・ 防火管理体制の整備
- ・ 文化財に対する環境の整備
- ・ 火気使用の制限
- ・ 火気の厳重警戒と早期発見
- ・ 自衛消防と訓練の実施
- ・ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ・ 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ・ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ・ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他の対策

- ・文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ・所有者に対する啓発
- ・管理保護についての助言と指導
- ・防災施設に対する助成

【指定文化財一覧】

■ 県指定

種 別	名 称	所 在
絵画	伝武田信玄・陽雲院夫妻画像	金久保 陽雲寺
工芸品	銅鐘	金久保 陽雲寺
古文書	陽雲寺所蔵文書	金久保 陽雲寺
旧跡	畑時能供養祠	金久保 陽雲寺
旧跡	金窪館跡	金久保

■ 町指定

種 別	名 称	所 在
彫刻	古銅正観音立像	金久保 陽雲寺
彫刻	釈迦如来座像	金久保 陽雲寺
工芸品	三条実美寄贈野剣	金久保 陽雲寺
史跡	陽雲院の墓	金久保 陽雲寺
考古資料	石棒	勅使河原 個人
建造物	勅使門	勅使河原 大光寺
歴史資料	見透燈籠	勅使河原 大光寺
歴史資料	石幢	勅使河原 大光寺
歴史資料	親子地藏	勅使河原 大光寺
歴史資料	徳川家康皆済状	勅使河原 個人
絵画	天神古画	七本木 西福寺
絵画	十五仏古画	七本木 西福寺
歴史資料	板石塔婆	七本木 西福寺
彫刻	金銅釈迦如来座像	七本木 休安寺
彫刻	勝軍地藏	神保原 安盛寺
考古資料	石棒	神保原 石神社
考古資料	浅間山古墳	神保原 石神社
天然記念物	柿の大木	神保原 石神社
彫刻	正観世音立像	黛 大字黛
古文書	天海僧正御墨付	黛 大字黛
古文書	文禄四年水帳	黛 個人
彫刻	阿弥陀如来像	大御堂 吉祥院
天然記念物	マキの木	大御堂 宝蔵寺
絵画	不動明王古画	忍保 善台寺
天然記念物	白松	忍保 個人
彫刻	薬師座像	堤 石蔵寺
天然記念物	ひいらぎの大木	堤 個人
考古資料	布目瓦	五明 個人

種 別	名 称	所 在
歴史資料	薬師写経	長浜 興国寺
史跡	帯刀先生義賢の墓	帯刀 福昌寺
史跡	五輪塔	藤木戸 真福寺
史跡	神流川古戦場	烏川・神流川合流点付近
天然記念物	揚子魚	忍保川
絵画	十二天古画	町 郷土資料館
絵画	阿弥陀三尊古画	町 郷土資料館
考古資料	埴輪頭部	町 郷土資料館
日本刀	赤羽刀一括	町 郷土資料館

※ 無形文化財は含まない

第20節 受援計画

大規模災害が発生した場合、町庁舎や職員の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急活動や被災者支援等の業務を行う必要があり、町は、外部からの応援を迅速かつ的確に受入れ、災害応急活動の遂行と被災者支援に努める。

第1 受援体制の整備

1 受援を担当する部署・担当者の設置

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各班において主体的に実施することとし、全体調整を業務班が行うこととする。

2 業務班及び各班の受援担当者の役割

(1) 業務班

総合的な応援の受入れについては業務班で担当するものとし、主な役割は次のとおりである。

【業務班の主な役割】

- ・ 県や応援職員等との受入れ調整に関すること
- ・ 各班の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること
- ・ 応援に関する各班からのニーズの取りまとめ
- ・ 応援期間中における応援活動状況の把握、応援職員等の代表者との調整

(2) 各班の受援担当者

応援を受入れる各班に受援担当者を置くものとし、主な役割は次のとおりである。

【各班の受援担当者の主な役割】

- ・ 班内の業務の受援ニーズ、必要人数等の把握
- ・ 業務班との応援職員等の受入れ調整に関すること
- ・ 各業務の応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

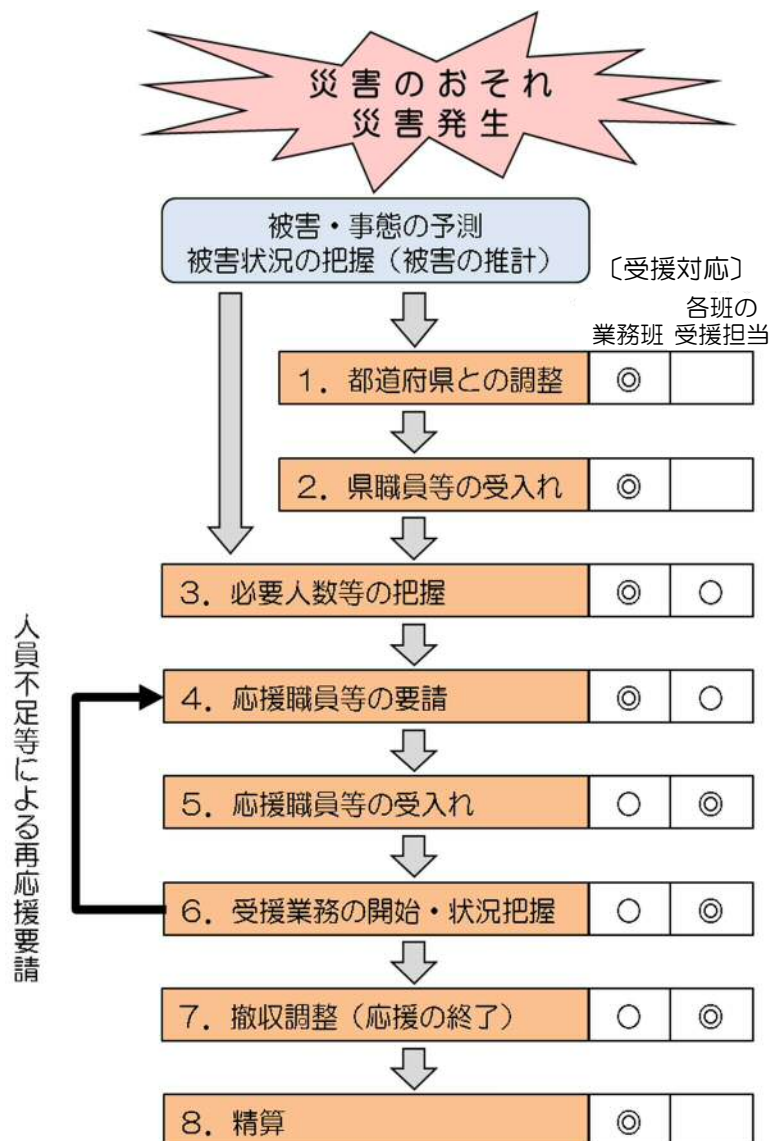
第2 人的支援の受入れ

1 町に人的支援を行う応援職員等は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| ・ 県 | ・ 自衛隊 |
| ・ 近隣市町 | ・ 消防機関 |
| ・ 災害時応援協定締結団体 | ・ ボランティア |
| ・ その他団体 | |

2 人的支援の受入手順

災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れは、次のとおりとする。



(1) 県との調整

業務班は、災害発生のおそれがある段階における被害・事態の予測や発災時における被災状況、職員の参集状況等を踏まえ、県に対し応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

また、応援職員等の要請や災害マネジメントについて支援が必要な場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度*による総括支援チームの派遣を要請する。

【県による派遣職員等の概要】

派遣される情報連絡員等	概 要
市町村情報連絡員（係）	<p>震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に県職員を派遣し、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。</p> <p>休日・夜間に派遣するのが市町村情報連絡員であり、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定しておく。平日勤務時間内は、県支部職員を市町村情報連絡係として派遣する。</p>
彩の国災害派遣チーム先遣隊	<p>被災市町村の災害対応業務を支援するため「埼玉県・市町村人的相互応援制度」に基づき、彩の国災害派遣チームを派遣する。</p> <p>彩の国災害派遣チームが円滑に活動できるよう、チームの第1隊は先遣隊として被災状況や受援ニーズの把握を行う。</p>
彩の国災害マネジメント支援員	<p>被災市町村において、災害マネジメントが適切に行われるよう、被災市町村の要請に基づき、県地域振興センター地域防災幹や市町村に役付きで派遣された経験を有する者等を彩の国災害マネジメント支援員として被災市町村に派遣する。</p> <p>彩の国災害マネジメント支援員は、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備等の管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整等により被災市町村が行う災害マネジメントを支援する。</p>

(2) 県職員の受入れ

業務班は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

(3) 必要人数等の把握

業務班は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各班の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各班の受援担当者は、災害応急活動等を実施するにあたり、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

(4) 応援職員等の要請

ア 業務班は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認し、業務内容等と人数を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

イ 業務班は、本部長（町長）の承認のもと、県や応援団体等に応援職員等の派遣を要請する。

(5) 応援職員等の受入れ

- ア 業務班は、応援職員等と連絡調整を行い、応援者の人数や到着時刻、集合場所、携行品等について事前に把握し、受入れを行う各班の受援担当者と情報を共有する。
- イ 各班の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう、執務スペースや資機材、被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。なお、特殊な業務に関わる資機材や不足することが想定される資機材等については、応援職員等に持参してもらうよう要請する。
- ウ 受入れを行う各班は、応援職員等が行う業務の内容や手順について、応援職員等に説明を行う。

【説明事項（例）】

- ・現在の状況
- ・関係者のリストや連絡先
- ・執務場所、休憩場所
- ・必要な資源の確保方法
- ・働く期間、一日のスケジュール
- ・想定される危険や安全確保方法
- ・業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになれば良いのか）等

- エ 応援職員等の宿泊場所については、応援職員等が確保することを原則とする。ただし、応援職員等による確保が困難な場合は、業務班が町の管理施設等を活用して確保する。
- オ 食料、飲料水については、応援職員等が自ら確保することを原則とする。ただし、応援職員等による確保が困難な場合には、各班が取りまとめ、業務班に要請して調達する。

(6) 応援業務の開始・状況報告

- ア 各班の受援担当者は、応援職員等と業務を開始するにあたり、円滑に進めるため、実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど、状況認識の統一を図るよう努める。
- イ 業務班は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本部における方針や指示を伝え情報を共有するとともに、応援職員等による活動状況等を確認し、必要に応じて改善に努める。
- ウ 業務班は、応援職員等の代表者等が町の災害対応全般について把握する機会として、必要に応じて、災害対策本部会議への出席を依頼する。

(7) 受援の終了

各班の受援担当者は、受援が不要となる見込みとなった段階で、応援職員等と調整し、受援終了の判断を行うとともに、業務班と受援終了時期を検討する。業務班は、災害対策本部に報告し、本部長が受援終了時期を決定する。

(8) 精算

業務班は、県や応援職員等と調整の上、実費弁償の手続を行う。

第3 物的支援の受入れ

1 基本的考え方

町は、一定量の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を行うとともに、事業者等と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えている。

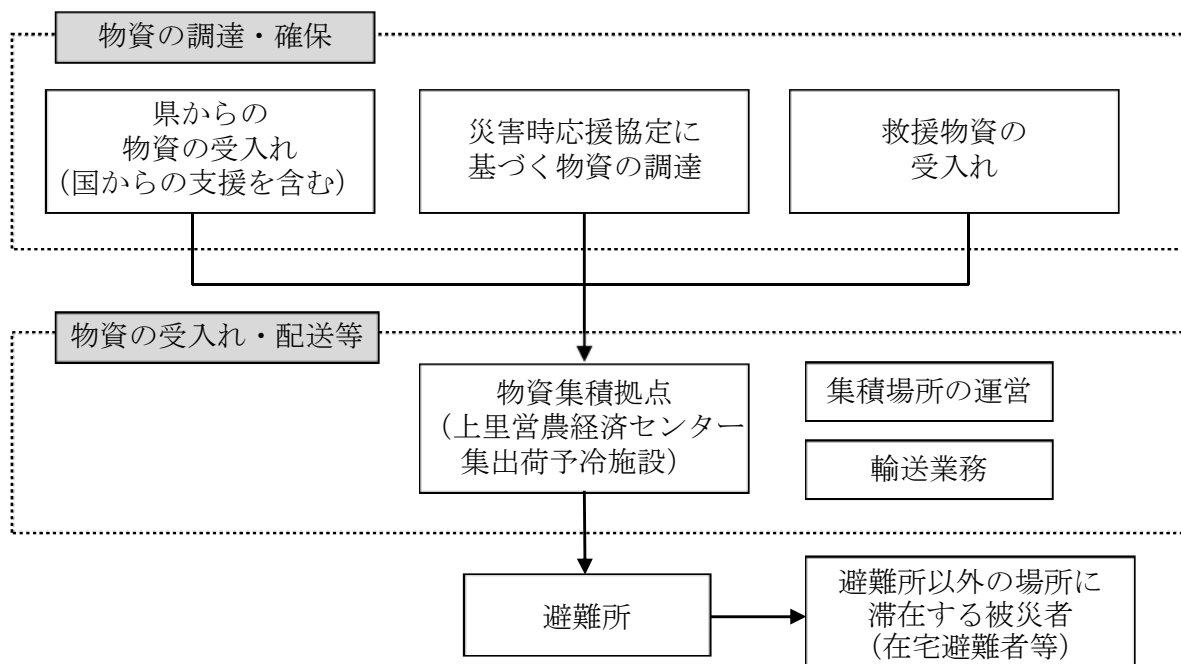
しかし、大規模災害時には、避難生活の長期化や物流の復旧に時間がかかった場合、物資が不足することが懸念される。

このため、災害時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援の受入体制を整備する。

2 物的支援（物資供給）の概要

受援計画で対象とする物的支援（物資供給）の概要は、次のとおりである。

【物的支援（物資救急）の概要】



3 物的支援の受援体制

物的支援に関する業務は、農林対策班が行うものとする。

【物的支援に関する農林対策班の業務】

- ・食料、災害用対策物資等の調達及び受入れ、荷下ろし、検品、荷捌き、積み込み等
- ・配送に必要な車両等の確保・要請（総務班の応援）
- ・救援物資の配送
- ・物資集積拠点における在庫管理
- ・避難所ごとの物資ニーズの集約・整理
- ・県、協定先への物資調達の要請
- ・プッシュ型支援の情報把握

4 物資の調達・確保

（1）県からの物資の受入れ

県では、市町村の備蓄を補完するために、県内5箇所の防災基地をはじめ、埼玉スタジアム2002や、さいたまスーパーアリーナ、防災拠点校に指定されている38校の県立高校に、食料や飲料水、生活必需品等を分散して備蓄している。

農林対策班は、被災者の物資に関するニーズに速やかに対応するため、必要に応じ県に支援を要請する。

（2）国のプッシュ型支援

国は、県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を発災後おおよそ4日目以降、県の防災基地へ届けることとしている。届けられた物資は、町の物資集積拠点（上里宮農経済センター集出荷予冷施設）を介し、各避難所に配送される。届けられる物資の標準品目は、次のとおりである。

【国のプッシュ型支援による標準品目（8品目）】

- | | |
|--------------|-----------------|
| ①飲料水 | ⑤乳幼児用おむつ、大人用おむつ |
| ②食料 | ⑥携帯トイレ・簡易トイレ |
| ③毛布 | ⑦トイレットペーパー |
| ④乳児用粉（液体）ミルク | ⑧生理用品 |

出典：首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画（令和4年6月、中央防災会議幹事会）

(3) 災害時応援協定に基づく物資の調達

町は、災害時の食料や飲料水、生活必需品の提供について、事業者等と応援協定を締結しているほか、県内市町村間との相互応援協定においても、協力内容に食料、飲料水、生活必需品の供給が含まれている。

農林対策班は、各班からの要請に基づき、物資集積拠点の在庫状況を確認し、物資が不足すると判断した場合は、各協定先に物資の調達を要請する。

(4) 救援物資の受入れ

救援物資の提供があった場合、農林対策班は、原則として物資集積拠点で受入れる。

(5) 個人からの義援物資の取扱

中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされていることから、原則、町は、個人からの小口・混載の義援物資は受け付けないこととする。

5 物資の受入れ・仕分け

(1) 物資集積拠点の開設・運営

農林対策班は、物資集積拠点の開設が必要となった場合、物資集積拠点である上里営農経済センター集出荷予冷施設の被災状況を確認の上、担当職員を派遣し、開設の準備を行う。

(2) 物資の受け取り

農林対策班の職員は、外部からの物資を受け取る。受け取った物資については、内容を確認して記録した後、荷捌き及び仕分けを行い保管する。

(3) 避難所等への物資搬送

各避難所等への物資の搬送については、町公用車を活用する。公用車で不足する場合は、事業者等に協力を要請する。

避難所の運営を担当する職員は、避難者、ボランティア等と協力し、搬送された物資の内容を確認の上、荷下ろし及び物資の適正な管理を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 迅速な災害復旧

発災後、被災状況を的確に把握し、災害の再発防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を策定し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の策定

1 災害復旧事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・把握し、町が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 復旧事業計画の基本方針

ア 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

イ 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 復旧事業計画の種類

復旧事業計画の種類を次に示す。

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を策定して、復旧事業費の査定を速やかに行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令等は、次のとおりである。

○法律

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・水道法

○要綱等

- ・都市災害復旧事業は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に関わる財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

（1）財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・日本私学振興財団の業務の特例
- ・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ・父子並びに母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 激甚災害指定の促進

知事は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等と連携し、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、災害の再発防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに策定し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 災害復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。同計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

2 災害復興事業の実施

- (1) 災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。
- (2) 町は、被災後、早期かつ的確に復興まちづくりを進めていくために、復興事前準備に取り組む。復興事前準備とは、「平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと」をいう。

第4 特定大規模災害時の措置

町は、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく特定被災町となった場合において、必要に応じて、県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会（同法第11条）を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法第42条第2項に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について知事に対して代行を要請するほか、復興計画の策定や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、同法第53条に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。その際、同法第54条に基づき知事にあつせんを要請する。

第3節 生活再建等の支援

大規模災害発災時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、町民生活の安定を講ずる。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第1 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業あっせん等

<p>埼玉労働局</p>	<p>(1) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等 エ 災害救助法が適用され、町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん <p>(2) 雇用保険の失業等給付に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。 イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。 <p>(3) 災害により事業主が倒産等の状態に陥り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。</p>
<p>県 (産業対策部)</p>	<p>(1) 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>(2) 埼玉労働局に対し、上欄(1)、(2)の措置を要請し、上欄(3)について周知に努める。</p>

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 発災時における郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

郵便関係	<p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は、日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は、日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>(3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は、全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。</p> <p>(4) 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
------	--

4 生活必需品等の安定供給の確保

県 (県民安全部)	<p>(1) 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>(2) 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>(3) 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者、団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。</p>
--------------	--

第2 被災者への融資等

1 被災者個人への融資等

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得世帯等に対し、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

※資料編 資料 21 被災者個人への融資等 参照

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害（以下、「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

※資料編 資料 21 被災者個人への融資等 参照

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

※資料編 資料 21 被災者個人への融資等 参照

2 被災中小企業への融資

県（産業対策部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。

(1) 県制度融資の貸付

※資料編 資料 22 被災中小企業への融資 参照

(2) 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し、資金の円滑化を図る。

(3) 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱をするよう要請する。

(4) 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(5) 中小企業者に対する周知

町及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林漁業関係者への融資等

県（農林対策部）は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融機関の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が円滑・迅速に行われるよう努める。

町は、天災融資法に基づく資金融資、株式会社日本政策金融公庫災害復旧関係資金、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資等の融資制度の周知を図る。

※資料編 資料 23 被災農林漁業関係者への融資等 参照

4 義援（見舞）金品の受入れ・配分計画

(1) 義援金・義援物資等の受入れ

県（渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム）	<p>ア 義援金・義援物資等の受付（渉外財政部、統括部） 県は、県に委託された義援金・義援物資及び知事宛ての見舞金を受付ける。</p> <p>イ 義援物資の受付方針等の周知（物流オペレーションチーム） 小口・混載の義援物資の取扱は、負担になることから原則として受付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国（非常本部等）及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p> <p>ウ 義援物資の仕分け（物流オペレーションチーム） 受付を行った義援物資は、食料、生活必需品や医薬品等の種別ごとに仕分けを行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援物資の保管状況を報告する。 なお、仕分け作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p>
町	町は、それぞれ義援金・義援物資等の受付についての計画を策定しておくものとする。
日本赤十字社 埼玉県支部	日本赤十字社に寄託された義援金は、日本赤十字社埼玉県支部及び町において受付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受付けることがある。

【義援物資の保管場所】

県（医療救急部、物流オペレーションチーム）	受付、仕分けされた義援物資は、防災基地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
-----------------------	--

町	町は、義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。
---	---

(2) 義援金義援物資等の配分・輸送

【義援金の配分】

県（統括部）	<p>県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。</p> <p>ア 義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。</p> <p>イ 県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。</p> <p>ウ 配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性、透明性、迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。</p>
町	<p>ア 町は、県配分委員会から送金された義援金を、配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>イ 町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。</p>
日本赤十字社 埼玉県支部	<p>受領した義援金は、県配分委員会に送金するまでの間、一時保管する。義援金の受付状況について県配分委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、県配分委員会が指定する口座に送金する。</p>

【義援物資の配分・輸送】

県（統括部、物流 オペレーション チーム）	<p>ア 義援物資の配分 義援物資等の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。</p> <p>イ 義援物資の輸送 (ア) 保管場所への輸送（医療救急部、物流オペレーションチーム） 義援物資は、災害対策本部の指示に基づき、防災基地等に輸送する。 (イ) 市町村への輸送 災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。</p>
町	<p>町は、県又は日本赤十字社から送付された義援物資を赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</p>

(3) 義援金の受付要領

日本赤十字社埼玉県支部は、義援金の受付にあたっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。

この場合、全国的に受け付ける必要があると認められるときは、日本赤十字社本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。

第3 被災者生活再建支援制度

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

※資料編 資料24 被災者生活再建支援制度の概要 参照

第4 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）

※資料編 資料25 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要、資料26 埼玉県・市町村家賃給付金の概要 参照

第2編 風水害対策編

第 1 章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制計画

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、県や指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その所掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施する。

第1 町の活動体制の種別及び配備区分

町は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくとともに、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、同法第30条に基づき救助事務を実施し、知事が行う救助を補助するものとする。

この場合、災害の程度に応じた動員配備体制を備え、平常業務との調整を図る。

1 町における意思決定の基準

町における災害対策に関わる意思決定は、災対法に基づき、町長（災害対策本部長）が行う。

町長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡がとれない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりである。

【意思決定基準】

順位	職名
第1順位	副町長
第2順位	教育長
第3順位	くらし安全課長

2 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動にあたってのとりべき体制の種別及び配備区分は次のとおりとする。

【風水害時の配備区分】

種別	配備区分	体制
警戒体制	第1配備	災害の発生が予想される場合に、本部を設置しないで通常の組織をもって、主として情報の収集連絡・報告及び警報等の伝達を任務として活動する体制
	第2配備	軽微な災害が発生した場合に、本部を設置しないで、災害状況の調査及び本部体制に備えて活動する体制
非常体制	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合に、本部を設置して応急対策に即するための準備体制
	第2配備	激甚災害が発生した場合に、本部を設置し、町の組織機能の全てをあげて、救助、その他応急対策を強力に推進する体制

3 体制の種別による職制及び所掌事務並びに指揮者

- (1) 警戒体制
 - ア 職制及び所掌事務
災害対策本部所掌事務に準ずる。
 - イ 指揮者
防災主管課長（くらし安全課長）とする。
- (2) 非常体制
 - ア 職制及び所掌事務
災害対策本部所掌事務による。
 - イ 指揮者
本部会議の決定に従い、各部長が行う。

第2 災害対策本部の設置及び廃止基準

1 設置

町長は、町の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、「上里町災害対策本部条例」に基づき、災害対策本部を設置する。
災害対策本部が設置された場合は、直ちに防災関係機関に通知する。

2 風水害・事故等における災害対策本部設置基準

- (1) 埼玉県下に「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報が発表され、その必要が認められたとき。
- (2) 町の地域に火災・爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
- (3) 町の地域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。
- (4) 町の地域に災害救助法を適用すべき災害が発生したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

注：規模、程度により、災害対策本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。

3 廃止

本部長（町長）が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

4 設置及び廃止の公表

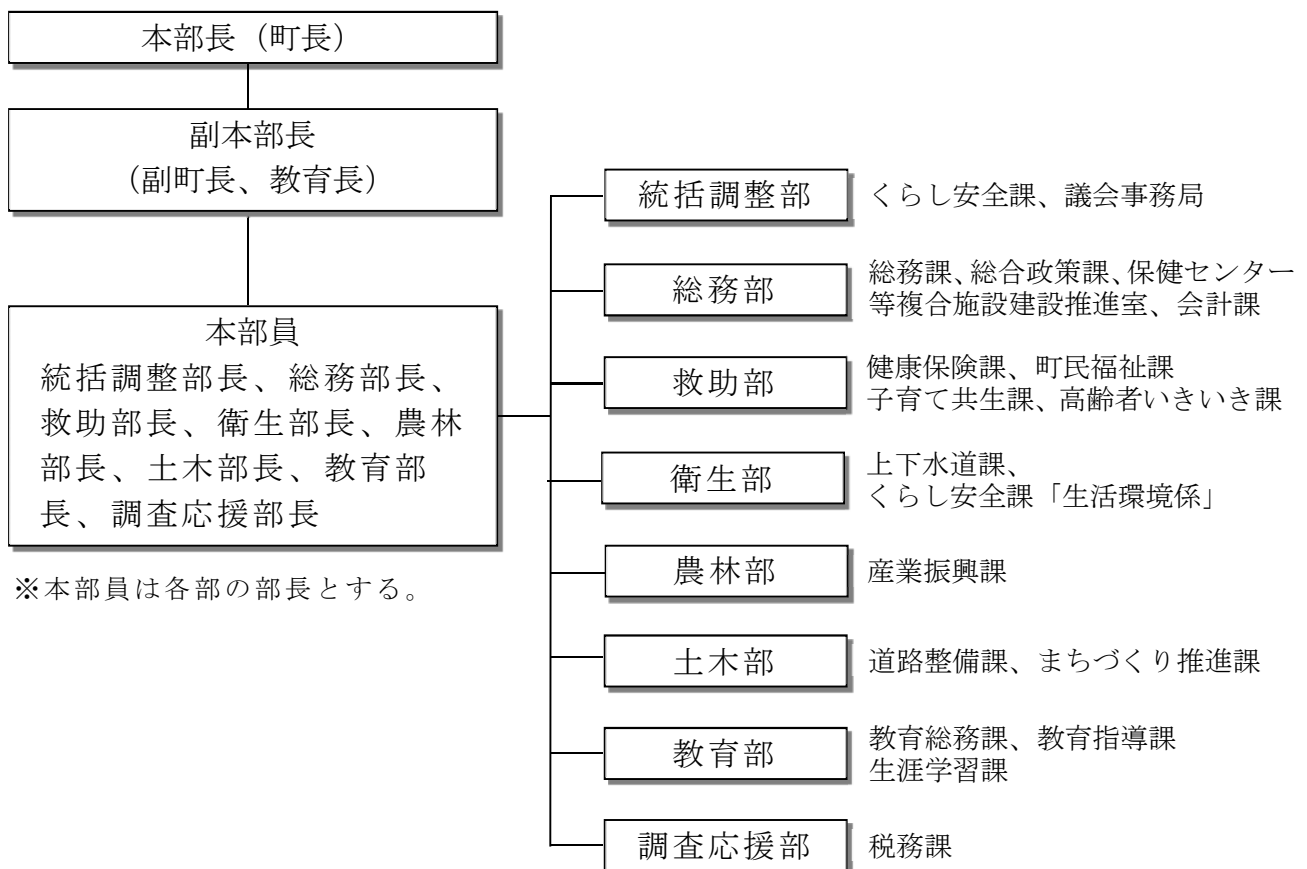
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により、報告及び公表するとともに、災害対策本部の標識を町庁舎正面玄関に掲示する。

報告及び公表先	報告及び公表の方法	責任者
町民	報道機関を通じて公表	総務課長
	防災行政無線	くらし安全課長
各部班	庁内放送	総務課長
県	防災情報システム、電話等	くらし安全課長
報道機関	防災情報システム、電話等	総務課長

なお、廃止した場合の報告は、設置したときに準じて行う。

第3 上里町災害対策本部組織

1 上里町災害対策本部組織図



2 分担任務

- (1) 災害対策本部には、部及び班を置き、部には部長、班には班長を置く。
- (2) 本部会議は、災害対策本部に関わる災害対策の基本的な事項について協議する。
- (3) 班長に属する担当の職員は、係員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (4) 班長は、当該系の所属事項について応急対策にあたる。
- (5) 所掌事務表に定めていない事項については、本部会議でその都度定める。
- (6) 本部員及び災害対策本部で活動する職員は、県等との応援・受援の仕組みが十分に機能するよう、また職員間で円滑な意思疎通を図れるよう、県内統一のビブスを着用する。

第4 上里町災害対策本部の主要な所掌事務

上里町災害対策本部の主要な所掌事務は、次に示すとおりである。

なお、詳細な所掌事務（主な対応）については、「上里町職員初動マニュアル」に定める。

部名 (部長)	班名	主要な所掌事務
統括調整部 (くらし安全課長)	連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び運営に関すること ・県、国、防災関係機関との連絡調整に関すること ・避難指示等の発令に関すること 等
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報全般の把握、取りまとめに関すること ・連絡調整班の支援に関すること
総務部 (総務課長)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員・配備に関すること ・報道機関への対応に関すること ・町民への広報に関すること 等
	業務班	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に関すること ・受援に関すること ・ボランティア活動についての社協等との連絡調整に関すること 等
	会計班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費に関すること ・義援金等の受付、配分に関すること
救助部 (健康保険課長)	避難所統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難所の開設・運営に関すること ・安否情報の収集、回答に関すること ・応急保育に関すること
	要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認に関すること ・要配慮者の調査及び対応に関すること ・福祉避難所等に関すること

部名 (部長)	班名	主要な所掌事務
救助部 (健康保険課長)	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容・安置・火葬に関すること ・被災者台帳の作成に関すること ・災害弔慰金等の支給に関すること 等
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療・助産に関すること ・避難者等の保健衛生に関すること ・防疫に関すること
衛生部 (上下水道課長)	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関すること ・上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	廃棄物班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に関すること ・し尿の収集、処理に関すること ・環境保全に関すること
農林部 (産業振興課長)	農林対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資の配布に関すること ・救援物資の輸送、集積に関すること ・農林水産・商工関係の被害状況の調査に関すること 等
土木部 (道路整備課長)	応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・道路・橋梁等の被害調査に関すること ・河川・道路・橋梁等の応急復旧に関すること ・水防活動に関すること 等
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅に関すること ・住家の応急修理に関すること ・被災建築物の応急危険度判定に関すること ・町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること ・河川占用物の撤去に関すること ・公園の被害調査及び応急復旧に関すること 等
教育部 (教育総務課長)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること ・重要文化財の保護に関すること
	指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること ・応急教育に関すること ・学用品の給与に関すること 等
調査応援部 (税務課長)	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害認定調査に関すること ・罹災証明等に関すること ・税の減免等に関すること

第5 災害対策本部のスペース

災害対策本部を設置する場合、次のスペースを町庁舎内に確保する。所定の場所に確保できない場合は、「上里町業務継続計画」に基づき、適切な場所に設置する。

スペースの名称	機能等	設置の条件
本部会議室	本部会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ①白地図 ②ホワイトボード ③通報受付専用電話 ④県防災行政無線 ⑤衛星電話 ⑥災害時優先電話（発信専用） ⑦パソコン ⑧プロジェクター ⑨テレビ ⑩ラジオ	必ず確保
プレスルーム	記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保
応援機関事務室	自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保

第6 上里町議会災害対策本部との連携

災害対策本部は、上里町議会災害対策本部設置要綱（平成25年3月29日議会要綱第1号）により、議会災害対策本部が設置された場合は、議会対策本部と連携し、救助活動及び救護活動等協力体制を確立する。

第2節 動員配備計画

風水害時等における災害対策本部の設置等に関わる動員配備及び緊急初動体制は、次のとおりである。

第1 動員配備

1 動員手続

- (1) 警戒体制における動員配備
防災主管課長（くらし安全課長）が行う。
- (2) 非常体制における動員配備
本部会議の決定に従い、各部長が動員区分に基づいて実施する。

2 連絡方法

- (1) 勤務時間内の動員は、庁内放送又はビジネスチャット*等を通じ連絡する。
- (2) 休日又は勤務時間外（以下、「勤務時間外等」という。）における動員は、ビジネスチャット、電話等、最も速やかな方法による。

第2 職員参集

1 自主参集

勤務時間外等において、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況に配慮し、職員自らの判断により所属の課所に参集する。

2 非常参集

勤務時間外等において、動員配備体制の参集連絡があった場合は、出先機関を含む職員は、所定の場所に参集する。被害状況等により、所定の場所に参集できない場合は、最寄りの公共施設等に行き、責任者にその旨を告げ、指示を仰ぐ。

3 参集における留意事項

職員の参集においては、次の点に留意する。

【職員参集時の留意事項】

- ・まず、自分と家族の身の安全を確認・確保する。
- ・テレビ、ラジオ等で災害に関する情報を収集する。
- ・災害応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
- ・必要物資（本人確認書類、懐中電灯、食料、飲料水、着替え等）を携行する。
- ・近所の職員とともに行動する。
- ・自動車はできる限り使用せず、徒歩、自転車で参集する。
- ・参集途上での情報収集に努める。（ライフライン、道路、河川等の被害情報を中心に。）

第3節 事前措置及び応急措置等

町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町長は、災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行う。

第1 事前措置等

町長は、災害が発生するおそれがある場合は、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとるものとする。

1 出動命令等

町長は、消防団に対して、出動の準備をさせ、若しくは出動を命ずる。

また、必要により消防本部に対して、出動の準備を要請し、又は出動を求める。（災対法第58条）

2 事前措置

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。（災対法第59条第1項）

3 避難の指示等

- (1) 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者に対し、屋内での待機その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

第2 応急措置

1 町の応急措置

町長は、町の地域に関わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下、「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災対法第62条第1項）

応急措置に関わる事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）
- (3) 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条）
- (4) 知事の指示に基づく応急措置
応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときに知事から必要な指示がなされた場合は、当該応急措置を行う。

2 従事命令

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して、災害応急活動を行うこととする。

- (1) 町の地域の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）
- (2) 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事
- (3) 町の地域の住民又は水防の現場にある者に対する水防活動への従事（水防法第24条）

3 損失補償等

- (1) 損失補償
町は、前記第2の1による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）
- (2) 損害補償
町の地域の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、町は条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条第1項）

4 警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際、町長又はその権限を代行する町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災対法第63条第2項、警職法第4条第1項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物等の除去等（災対法第64条第7項、警職法第4条第1項）

- (3) 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（災対法第65条第2項、警職法第4条第1項）

5 指定行政機関の長等の応急措置

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関わる応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）
- (2) 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。（災対法第77条第2項）

6 指定公共機関等の応急措置

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に関わる応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第1項）
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に関わる応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。（災対法第80条第2項）

第3 災害救助法の適用

1 適用手順

- (1) 大規模災害が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長は知事（埼玉県危機管理防災部災害対策課：048-830-8181）に対して災害救助法の適用申請を行う。
- ア 総務部は、災害救助法に基づく被害状況の収集を行い、町長に報告する。
- イ 町長は、被害状況の報告から、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると判断した場合、次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

【知事への報告事項】

- ・ 発災の日時及び場所
- ・ 災害の原因及び被害の状況
- ・ 法の適用を要請する理由
- ・ 法の適用を必要とする期間
- ・ 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置

(2) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、町長は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

2 適用基準

災害救助法による救助は、町の地域に関わる被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

【災害救助法の適用基準】

- (1) 町の区域内で60世帯以上の住家が滅失したとき（基準1号）
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、町の住家のうち滅失した世帯の数が30世帯に達したとき（基準2号）
- (3) 被害が広域な地域にわたり、県内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）

3 被害の判定基準

町における被害程度の判定は、県災害対策本部運営要領（以下、「県要領」という。）様式第2号の被害の区分に定めるところにより認定する。

4 救助法による救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は、次に示すとおりである。

【災害救助法による救助の種類】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日（ただし、助産分娩した日から7日間）以内	医療班派遣＝県及び日本赤十字社埼玉県支部（ただし、委任したときは町）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	町
被災者の救出	3日以内	町
埋葬	10日以内に完了	町
応急仮設住宅の供与	・建設型応急住宅 20日以内に着工 ・賃貸型応急住宅 速やかに借り上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝町 設置＝県（ただし、委任したときは町）
被災した住宅の応急修理	3か月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了	町
死体の捜索	10日以内に完了	町
死体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町

（注）期間については、全て災害救助法の適用日から起算する。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

第4節 相互応援協力計画

発災時において、町による対応だけで困難な場合、県、他市町村及び防災関係機関との相互応援協力により、適切な応急措置を実施する。

第1 応援要請の判断基準

町は、発災時に必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先や県等に応援を求めるものとするが、その判断基準は、概ね次のとおりである。

【応援要請の判断基準】

- 1 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、町のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- 2 町のみで実施するよりも、県、他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に災害応急活動が行えると判断されるとき。
- 3 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

第2 知事等への応援要請等

1 知事等への応援又は応援のあっせん

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんに求める場合は、県（災害対策課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

【応援要請の種別と応援（報告）事項】

要請の種別	応援（報告）事項	備考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあっせんに求める場合	本章 第20節 自衛隊派遣要請計画 参照	自衛隊法第83条

要請の種別	応援（報告）事項	備考
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17

2 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町は、町単独で災害対応業務を十分に実施できない場合、県に「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

【派遣対象業務】

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車、水道・下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎにあてる。

第3 埼玉県下消防相互応援協定締結市町村及び緊急消防援助隊への応援要請

1 埼玉県下消防相互応援協定締結市町村への応援要請

町長は、自力での消防活動が十分に行えず、被害拡大のおそれがある場合、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、締結市町村に対し、消防活動に対する応援を要請する。（消防組織法第39条）

2 緊急消防援助隊への応援要請

災害が広域にわたり、埼玉県下消防相互応援協定締結市町村からの応援が見込めない場合は、県に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

町長の災害派遣要請に関する事務手続は、県（危機管理防災部消防課）に次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、県と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに知事に連絡する。

【応援要請の明示事項】

- ・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ・緊急消防援助隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・応援要請を行う緊急消防援助隊の種別と人員
- ・町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・緊急消防援助隊の活動に対する支援能力の見込み

第4 他の市町村に対する応援要請

1 協定締結市町村への応援要請

町長は、協定締結市町村への要請が必要な場合、協定に基づき、市町村の長に対して応援の要請を行う。

2 遠方の市町村との相互応援協定

県内で大規模災害が発生した場合には、近隣の一部市町も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町は、県内外を問わず、複数の市町村、販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

※本章 第22節 広域応援受入計画 参照

第5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内市町村の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、①避難所の運営、罹災証明書等の災害対応業務の支援、②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を目的に、応援職員の短期派遣を行うものである。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

町長は、県及び他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、必要に応じて連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入れの準備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受入れられるよう、直ちに職員を派遣して、救援物資集積場所として指定されている施設において速やかに集積、仕分け、搬送等ができるよう、集積スペースの区分け、受付、仕分け、配分要員等の配備等、必要な準備を行う。

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

第7 県防災ヘリコプターの出場要請

町は、発災時に、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請することができる。

1 活動形態等

(1) 県は、防災ヘリコプターを保有しており、緊急搬送、山岳救助等災害対応を行っているほか、市町村等からの要請を受けての出場等、多くの活動を実施している。

また、近隣都県と協定を締結し、相互応援を図っている。

(2) 県防災ヘリコプターは、県、市町村（一部事務組合を含む。）、民間航空会社の三者が、次の役割分担のもと一体となって運航している。

【県防災ヘリコプターの役割分担】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 県……………機体の購入、運航の維持管理・ 市町村……………航空隊員の派遣・ 民間……………ヘリコプターの操縦、整備、格納 |
|--|

2 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、「埼玉県防災航空隊総合運航規程」に定めるところによるほか、県地域防災計画に基づく県防災ヘリコプターの緊急運航は、次のように実施する。

【県防災ヘリコプターの緊急運航体制】

活動種別	活動内容
防災活動の出動 災害応急対策並びに被害の軽減を図る目的で情報収集に出場	<ul style="list-style-type: none"> ・目視、撮影等による情報収集 ・ヘリコプターテレビ映像伝達システムによる状況伝達 ・上空からの指揮支援活動
消防活動の出場	<ul style="list-style-type: none"> ・相互応援協定に基づく出場 ・埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請に基づく出場 ・避難誘導における有効な搬送手段と判断された場合、人員搬送に出場
救急活動の出場	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者を後方医療機関へ搬送 ・活動人員並びに資機材等を搬送 ・血液等並びに医療器材を搬送 ・救援物資搬送

3 県への応援要請

町長は、知事に対して、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより応援要請を行うことができる。

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付することにより行うものとする。

【要請時の明示事項】

- ・災害の種別
- ・災害の発生場所及び被害の状況
- ・災害発生現場の気象状態
- ・飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ・応援に要する資機材の品目及び数量
- ・その他必要な事項

第5節 注意報及び警報伝達計画

この計画は、熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定めるものである。

第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

気象業務法に基づく気象等の町における注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

(令和4年5月26日現在)
 発表官署 熊谷地方気象台

上里町	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	北西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 23	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 —	
	洪水	流域雨量指数基準	御陣場川流域=10	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域 [岩鼻]、神流川 [若泉]、利根川上流部 [八斗島]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準	御陣場川流域=8	
		複合基準※1	御陣場川流域= (5, 8)	
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域 [岩鼻]、神流川 [若泉]、利根川上流部 [八斗島]	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%		
	なだれ			
低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温 - 6℃以下※2			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組合せによる基準値を表している。

※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

【警報・注意報発表基準一覧表の解説（気象庁ホームページ）】

- (1) 本表は、気象、洪水等に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、次頁参考資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で示している。また、大雨警報の土壌雨量指数基準、洪水警報については、基準を定めていないため、その欄を“-”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」の基準を示している。
- (6) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (7) 大雨注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には町域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (9) 洪水注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (10) 洪水注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考資料>

- 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html>）を参照。
- 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。
- 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

<津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準>

津波、火山、地震（地震動）については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。津波は大津波警報、火山噴火は噴火警報（居住地域）、地震は緊急地震速報（震度6弱以上）となっている。

2 特別警報等の発表基準

熊谷地方気象台は、気象現象等によって災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、また、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」をそれぞれ発表する。

このうち、特別警報の発表基準は、次のとおりである。

【特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

また、気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

【浸水キキクル、洪水キキクル等の概要】

種類	内容
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：重大な洪水災害が切迫しているか、既に発生している可能性が高い状況で、警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・「今後の情報等に留意」(白)

種 類	内 容
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

出典：気象庁ホームページ

第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報並びに水防警報

1 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損失を生ずるおそれがある河川について、国土交通省（関東地方整備局）と気象庁予報部は共同して洪水予報を行う。

（1）洪水予報の種類並びに発表基準

国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりであり、予報の種類は洪水注意報、洪水警報の2種類で、必要な場合は洪水情報を発表する。

【指定河川洪水予報の種類】

洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	発表基準	町・町民に求める行動等
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】

出典：気象庁

（2）指定河川及びその区域、基準観測所

町に関わる洪水予報の指定河川は、利根川、烏川、神流川である。これらの洪水予報は、次のように、河川ごとにその地点の水位を示して発表される。

【指定河川及びその区域、基準観測所】

(水位単位：m)

予報 区間名	河川名	基準 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
利根川 上流部	利根川	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28
烏川流域	烏川	岩鼻	1.00	3.30	4.10	4.60	4.79
神流川	神流川	若泉	2.00	3.00	6.70	7.00	—

出典：埼玉県水防計画

2 水防警報

河川が所定の水位に達した際に、防災関係機関（水防団や消防機関等）の出動の指針とするために、国土交通大臣又は知事は、水防警報を発表する。

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待 機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認められるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき、又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

出典：埼玉県水防計画

(2) 国土交通省が水防警報を行う河川及びその区域

町に関わる国土交通省が水防警報を行う河川及びその区域は、次のとおりである。

【水防警報を行う河川名、区域】

河川名	観測所名	区 域
利根川	八斗島	右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 埼玉県熊谷市俵瀬千通 780 番 1 地先まで 左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 群馬県太田市古戸町 75 番 1 地先まで
烏川	岩鼻	右岸 鐮川合流点から利根川合流点まで 左岸 群馬県高崎市倉賀野町字乙大通南 3250 番 1 地先から 利根川合流点まで
神流川	若泉	右岸 埼玉県児玉郡神川町大字新宿字寄島淵ノ上 113 番地先から 烏川合流点まで 左岸 群馬県藤岡市浄法寺字平 954 番 1 地先から烏川合流点まで

出典：埼玉県水防計画

第3 気象注意報・警報等の伝達

1 気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び町民、その他関係のある公私の団体に伝達する。（災対法第56条）

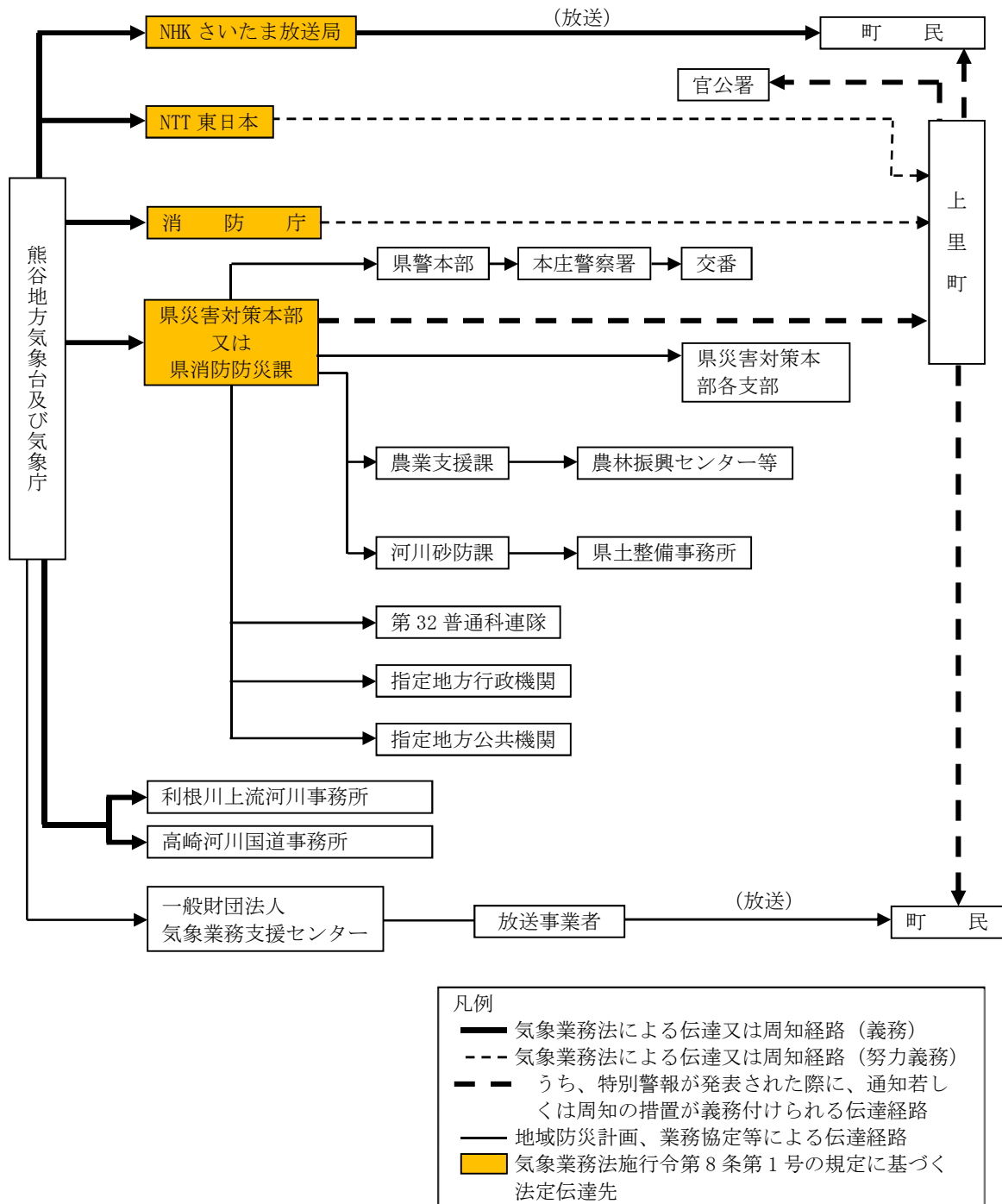
特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により町民へ周知するなどの対応をとる。

2 伝達体制の整備

町は、本地域防災計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法を定めておくものとする。

気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

【気象注意報・警報等の伝達系統図】



第4 ホットラインの運用

1 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町長及び町防災担当課責任者等へ電話連絡する。

【ホットラインの運用規定】

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
- (2) 特別警報の発表予告、発表、切替、解除をした場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から、大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替をした場合
 - ウ 特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合等には、町長に直接連絡を行う。

また、町が、避難指示等の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求める。

2 国土交通省河川事務所と町とのホットラインの運用

利根川上流河川事務所長並びに高崎河川国道事務所長は、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生するおそれがある場合には、関係市区町の首長に対してホットラインを実施している。

町長は、避難情報発令の判断材料の一環として、ホットラインを活用するとともに、必要に応じて、河川事務所に対して、水位変化や流域雨量の見通し等について助言を求める。

第5 消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、熊谷地方気象台長が知事に対して行う通報で、町長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速等により通報基準を定めており、町を含む埼玉県北部(一次細分区域で発表)の通報基準は次のとおりである。

1 火災気象通報の発表

次のいずれかの条件を満たしたとき、火災気象通報が発表される。

【火災気象通報発表の条件】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 乾燥・強風注意報が発表された場合2 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合3 平均風速が11m/s以上になると予想される場合（ただし、降雨・降雪中は除く。） |
|---|

2 消防法に基づく火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法の定めるところにより火災警報を発令してその周知徹底を図る。

第6 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第3項）

2 町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、気象庁その他防災関係機関に通報する。（同条第4項）

第6節 災害情報通信計画

予報・注意報・警報の伝達、災害情報の収集・伝達、被害状況等の報告、その他災害応急対策の実施に必要な通知・要請等の通信の迅速かつ円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用や非常通信の利用、放送の要請等について定め、災害情報の収集・伝達体制の強化を図る。

第1 災害時における通信の方法

各防災関係機関との災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては電話により行うものとする。

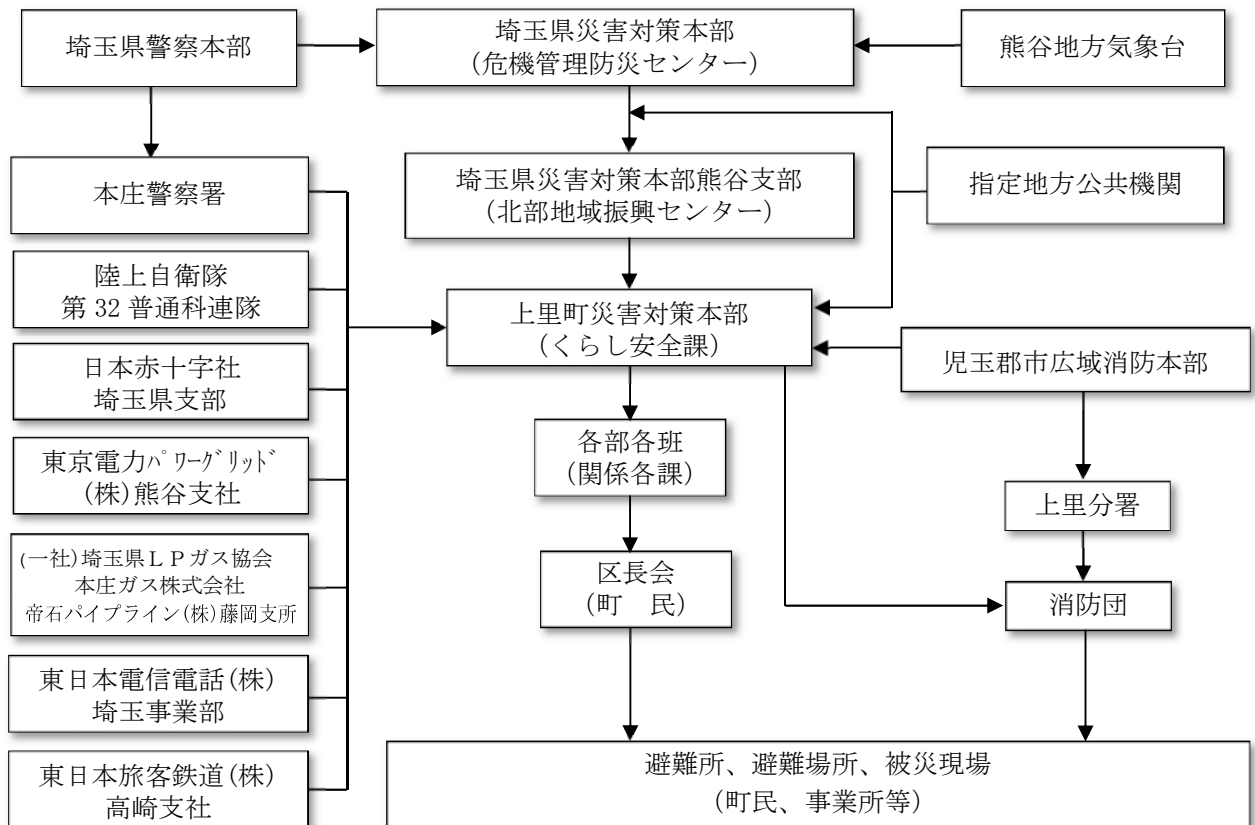
この場合において、自己の専用通信設備又は電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用することを想定し、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとする。

また、全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

1 通信連絡系統

災害情報の収集・報告並びに町民等への伝達は、次の系統により行う。

【通信連絡系統図】



(注) ()内は本部未設置の場合の報告先を示す。

2 災害時優先電話の利用

町は、災害時優先電話の取扱について、東日本電信電話株式会社と協議し、その承認を受けている。

3 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害救援活動、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条第4項の規定に基づいて非常通信を行うことができる。町は、この計画の定めるところにより利用するものとする。

なお、非常通信により通信することができる内容は、次のとおりとする。

【非常通信の内容】

- ・ 人命の救助に関すること
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測情報に関すること
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- ・ 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- ・ 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ・ 避難者救援に関すること
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- ・ 道路、鉄道路線、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること
- ・ 防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設整備、物資及び資金調達、配分、輸送等に関すること
- ・ 災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- ・ 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

4 防災行政無線

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線を活用し、通信体制の強化を図る。

※資料編 資料6 上里町防災行政無線通信施設一覧表 参照

第2 災害情報の収集

1 各種災害情報の収集及び報告責任者

各種災害情報の収集及び報告責任者を次のとおりとする。

区分	情報の収集及び報告責任者	所属	電話番号
正	くらし安全課長	上里町役場	35-1221
副	議会事務局長	〃	〃

2 情報収集の要領

(1) 情報収集すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所及び地域
- ・被害の程度
- ・災害についてとられた措置
- ・その他必要な事項

- (2) 町は、災害情報の収集にあたっては、本庄警察署及び消防本部と緊密に連絡をとる。
- (3) 被害状況の調査にあたっては、庁内各部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないようにする。
- (4) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民票と照合し、その正誤を確認する。
- (5) 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握する。被災人員についても平均世帯人員により計算して速報する。
- (6) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名等速やかに調査する。
- (7) 状況に応じて現場写真等を撮影し、被害状況の収集に当たる。
- (8) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町内で行方不明となった者について、本庄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第3 被害の報告

町は、町内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、県災害対策課に報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。（震度5強の地震の場合には、被害の有無を問わず、県及び消防庁に報告する。）

1 報告すべき災害

報告すべき災害は、次のとおりである。

- (1) 町において、大雨等により人的（死者及び負傷者）、物的（家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水）被害のいずれかが発生するに及んだ災害以上のもの
- (2) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (3) 町が災害対策本部を設置したもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（1）～（4）の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2 報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所及び地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置の状況
 - ウ その他必要事項
- (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

3 被害の報告

(1) 報告の方法

- ア 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害状況等の災害情報を入力する。
- イ 県災害対策本部の熊谷支部にあてられる北部地域振興センターは、町が災害情報の収集・報告が困難な場合又は埼玉県災害オペレーション支援システムによる通信が不可能な場合は、町に代行して県災害対策本部（災害対策課）に災害情報を報告する。
- ウ 留意事項

- ・調査漏れ、重複のないように報告前に確認する。ただし、確認作業のため、報告が遅れることがないように確認中であることを一報するなど、連絡を怠らないこととする。
- ・浸水被害等の具体的な数の把握が困難な場合は、概数で報告し、後に正確な数を報告する。
- ・特に人的被害があったときは、その詳細（住所、氏名等）を速やかに報告する。なお、外国人の被害状況については、災害報告に際して人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を報告する。

(2) 報告の種別

ア 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町公共土木被害を優先して報告するものとする。

発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。 なお、同システムが使用できない場合は、「県要領」様式第1号の発生速報により、防災行政無線FAX等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか、2時間ごとに逐次必要事項を入力する。 なお、同システムが使用できない場合は、「県要領」様式第2号の経過速報により、防災行政無線FAX等で報告する。

イ 確定報告

「県要領」様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(3) 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

【県への報告先】

電 話	048-830-8111 (直通)
防災行政無線	(発信特番) 200-6-8111 (衛星系)

【消防庁への報告先】

回線		区分	平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話		TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X		TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネッ トワーク	電 話		TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X		TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TN は、回線選択番号を示す。

第7節 災害広報・広聴計画

災害発生のおそれがある場合、及び発災時において、広報活動を通じて町民に正確な情報を周知し、町民の不安の解消を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行う。また、町民からの相談、要望等に対応するため、適切な広聴活動を実施する。

第1 災害時における広報体制

災害時の広報活動は、災害対策本部の総務部において行う。ただし、災害の状況に応じて、各部及び消防団その他の機関において対応する。

また、勤務時間外等に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、庁内関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、災害対策本部の総務部に報告する。

第2 町民への広報

1 広報内容

町が行う主な広報内容は、次のとおりである。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、所在を把握できる広域避難者、外国人等に配慮して行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うものとする。

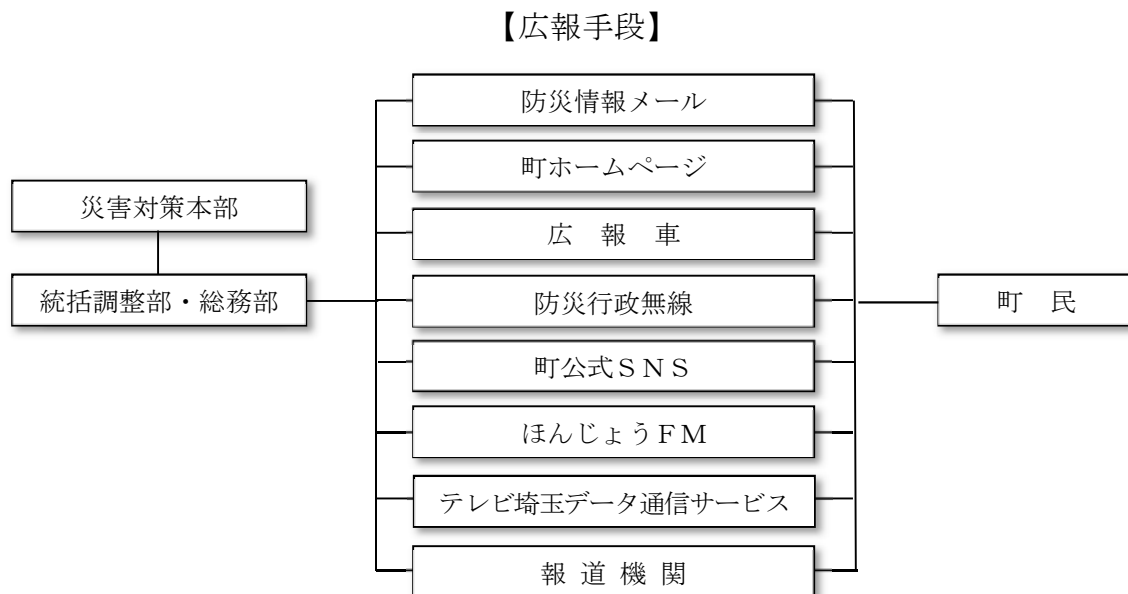
広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく

【広報内容】

- 1 災害時における町民の心構え
- 2 避難の指示、避難路及び避難場所案内、指示事項
- 3 被害状況及び応急対策実施状況
 - (1) 被害状況
 - (2) 河川の水防活動状況
 - (3) 災害救助活動状況
 - (4) 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - (5) 電信電話等の通信状況
 - (6) 県、警察、自衛隊等防災関係機関の対策状況
 - (7) 電気、ガス、水道等の復旧に関すること
- 4 被災者に対する注意事項
- 5 町民に対する協力要請 等

2 広報手段

町は、防災行政無線をはじめ、広報車、報道機関、町ホームページ、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。



3 要配慮者に配慮した広報

町は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障害者に対してのFAX、文字放送による広報等、要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。

4 安否情報の提供

(1) 発災初期

安否情報については、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、親戚・知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であることから、総務部は、救助部と連携し、初期における安否確認受付体制を整え、迅速かつ的確な安否情報の提供を行う。

また、町は、災害用伝言ダイヤル171及び「災害用伝言板（web171）」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について、町民に普及・啓発を行う。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が収束すると、時間経過とともに、被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むため、原則として次の情報を取扱うものとする。

【一定時間経過後の情報提供内容】

- ・死亡者
- ・行方不明者
- ・避難施設等への避難者
- ・病院収容者

第3 報道機関等に対する情報の発表

報道機関等に対する情報の発表は、総務部長が時間を定めて対応する。

町は、報道機関に対し避難所等においてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

また、必要に応じて記者会見を開き、情報を報道機関へ提供する。なお、発表内容は、本部会議に諮る。

第4 広聴活動

町は、発災時において、被災者が精神的な動揺や混乱により社会不安に陥るおそれがあるため、生活相談や援助業務等の広聴活動を実施する。

1 災害相談窓口の設置

- (1) 業務班は、発災直後から寄せられる町民からの様々な問合せや要望等に迅速かつ効果的に対応するため、速やかに災害相談窓口を災害対策本部及び現地対策本部に開設する。なお、安否に関する問合せについては、専属的に担当する職員を避難所統括班に配置する。
- (2) 災害相談窓口には、専用の電話、FAX等の有効な通信手段を設置するとともに、必要な人員を常時配置して対応するものとする。
- (3) 窓口の開設にあたっては、日本語を理解できない外国人に対応するため、必要に応じて、英語その他の外国語による相談窓口を併設するほか、法律相談等専門的な相談窓口も設置する。

2 相談所の開設

業務班は、応援職員等により人員体制が確保された場合、必要に応じて、町内の公共施設や避難所に相談所を開設する。各相談所においては、町民からの問合せへの対応や要望の受付を行うとともに、相談内容や要望事項を整理し、災害対策本部に報告する。

3 問合せへの対応

- (1) 発災直後から寄せられる様々な町民からの相談には、業務班が対応するものとし、相談内容を対応記録票に記入する。
- (2) 業務班は、相談内容を精査し、連絡調整班及び関係班に連絡する。関係班が特定できない場合には、災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、報告された相談内容を検討し、対応等について、連絡調整班を通じて関係班に指示する。
- (4) 災害対策本部の決定事項等、町民に情報提供する事項については、総務班が統一的な文書を作成する。その文書を関係班に連絡することで、その後の対応の統一化と迅速化を図る。

4 相談窓口開設に関する広報と情報発信

総務部は、相談窓口及び相談所の開設について、町民に広報するとともに、頻度の高い相談事項を中心に、町民に必要な情報を発信する。

第8節 水防計画

この計画は、台風、豪雨、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産の保護を図るものである。

第1 水防活動

1 河川の巡視及び通報

台風、豪雨等により河川の増水のおそれがあると認めるときは、水防法第9条の規定により、町長、消防機関の長は、河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに次に掲げる当該河川の管理機関に通報して必要な措置を求めるものとする。

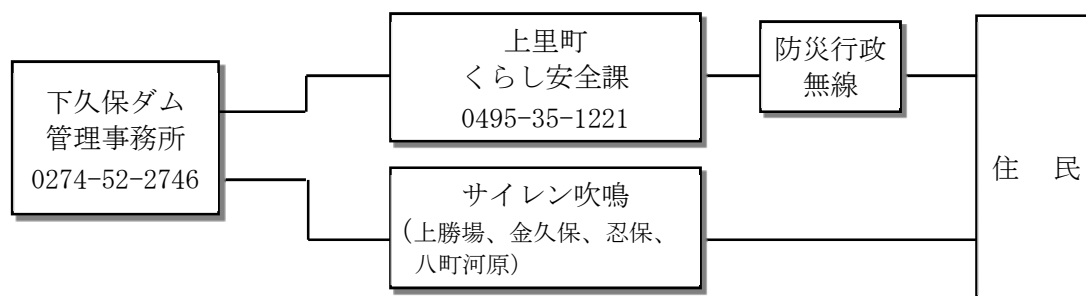
【河川管理機関】

河川名	管理機関名	電話番号	観測所名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
利根川	国土交通省 利根川上流河川事務所 八斗島出張所	0270-32-0168	八斗島	1.90m	3.10m	4.10m
烏川 神流川	国土交通省 高崎河川国道事務所 高崎出張所	027-322-2597	岩鼻	3.30m	4.10m	4.60m
			若泉	3.00m	6.70m	7.00m
御陣場川	埼玉県 本庄県土整備事務所	0495-21-3141	—	—	—	—

【水防管理団体】

河川名	組合名	管理者	所在地	電話番号	構成市町村
利根川	坂東上流水害 予防組合	本庄市長	本庄市本庄 3-5-3	0495-25-1111	本庄市 上里町
神流川	神流川水害 予防組合	神川町長	神川町大字植竹 909	0495-77-2111	神川町 上里町

【下久保ダム放流連絡図】



2 水防団（消防団）及び消防機関の出動

町長は、水防警報が発せられたとき、又は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、水防管理団体、水防団（消防団）及び消防機関に出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。

3 通知及び報告

町長は、次の場合、直ちに本庄県土整備事務所に通知する。

- (1) 水防管理団体、水防団（消防団）及び消防機関が水防のために出動したとき。
- (2) 水防活動を開始したとき。
- (3) 河川、堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処理。
- (4) 水防活動が終了したときは、県水防計画の定める様式により、遅滞なく本庄県土整備事務所を経由して知事に報告する。

4 警戒区域の設定

水防活動のため必要な場合は、町長又は消防機関の長は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立ち入りを禁止、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

5 重要水防区域及び箇所

坂東上流水害予防組合及び神流川水害予防組合水防計画を参照する。

第2 決壊時の措置

1 決壊時の措置

(1) 通報

堤防その他の施設が決壊したときは、町長又は消防機関の長は、直ちにその旨を本庄県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

また、利根川については、国土交通省利根川上流河川事務所長に、烏川・神流川については、国土交通省高崎河川国道事務所長にそれぞれ通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、町長は、本庄警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

町長又は消防機関の長は、水防活動のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防活動に従事させることができる。

2 避難のための立退き

町長は、洪水により著しく危険が切迫し、立退きの必要があると認めたときは、浸水想定区域内の町民や要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を周知する。

町長が立退きの通知を指示する場合には、直ちに知事及び本庄警察署長に通知する。

3 水防解除

水防警報が解除されたときは、町長は水防解除を命ずるとともに、これを町民に周知し、知事に対してその旨を報告する。

第9節 消防活動計画

町民の生命、身体及び財産を火災等から保護するため、消防機関は、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

第1 消防活動

1 消防本部による消防活動

(1) 取組方針

上里分署は、消防計画に基づき、災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動にあたる。

(2) 情報収集及び伝達

消防本部は、119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害状況の把握及び初動体制を整える。

また、消防本部は、町長に、情報の把握結果を報告し、応援要請等の手続に遅れないよう対処する。

(3) 同時多発火災への対応

ア 延焼火災が多発した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先させる。

オ 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(4) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、撤退路を確保した延焼拡大措置及び救急救助活動の精査等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(5) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血、その他応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

2 消防団による消防活動

(1) 出火防止

災害の発生により、火災の発生が予想された場合は、付近の町民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を周知するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防隊出動不能又は困難な地域における消防活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 救急救助

上里分署による活動を補佐し、要救助者の救急救助と負傷者に対しての止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

(4) 避難誘導

高齢者等避難、避難指示が行われた場合は、これを町民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

第2 応援要請等

本部長（町長）は、緊急消防援助隊等、他消防機関の応援が必要と判断したときは、消防本部、県又は他消防機関に対して応援の協力を要請する。

また、自衛隊等の応援が必要と判断したときは、本部長（町長）は、県に対して応援を要請する。

詳細は、本章 第4節 相互応援協力計画 第3 広域消防相互応援協定締結市町村及び緊急消防援助隊への要請 参照。

第3 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第10節 災害警備・交通対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、警察は、町民の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧等を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

また、災害時における交通の混乱を防止し、警備、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、交通及び公共輸送の運行を確保する。

第1 平常時の措置

1 防災意識の高揚

町長は本庄警察署と連携し、平常時から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災思想の普及に努めるものとする。

2 装備資機材の整備等

警察職員は、平常時から災害警備の実施に必要な装備資機材の点検、整備及び管理、改善等に努めるものとする。

第2 災害警備計画

1 災害警備の実施

県内に大規模災害が発生した場合、県警察本部及び本庄警察署は、それぞれ所要の警備体制を確立する。

町は、県、防災関係機関とともに、本庄警察署が行う次に掲げる活動について、緊密に協力・連携する。

【警察に対する協力事項】

- ・ 情報収集、伝達及び広報
- ・ 警告及び避難誘導
- ・ 人命の救助及び負傷者の救護
- ・ 交通秩序の維持
- ・ 犯罪の予防
- ・ 行方不明者の捜索
- ・ 漂流物等の処理
- ・ その他の治安維持に必要な措置

2 警戒活動の実施

本庄警察署及び上里交番は、被災地及びその周辺において、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、町民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

3 町民への呼びかけ

町は、町民生活の安定と災害復旧・復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 交通応急対策計画

1 道路の応急復旧

(1) 道路被害状況の調査及び通報

- ア 町は、その管理する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査・把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害状況を速やかに調査する。
- イ 調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等について、関連する道路管理者に通知し、相互に連携を図る。
- ウ 町は、前項の状況を直ちに、本庄警察署長及び消防本部に通知する。

(2) 道路施設の応急対策

道路管理者は、災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策を次の方法により実施する。

ア 道路施設の応急対策方法

道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち、比較的軽微な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

イ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

ウ 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

エ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も無く、被災地域一帯が交通途絶の状態に陥った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、かつ、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊による道路啓開、障害物除去等集中的な応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

オ 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

カ 大雪時において、町は、「大雪時除雪計画」に基づき、早急に主要道路の除雪を行い、交通の確保を図るものとする。

2 交通規制計画

(1) 交通規制を行う者

関係法令に基づく交通規制の実施責任者の範囲は、次の表のとおりである。

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損等の理由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	2 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合	災対法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止、その他の交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認める場合 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項、 第4項

(2) 町が実施する交通規制

ア 本部長（町長）は、町道について道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 本部長（町長）は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する本庄警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。あらかじめ通知する余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

- ウ 本部長（町長）は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。
- エ 交通規制を行った場合に設置する道路標識は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府建設省令第3号）第4条第1項第3号に定める規制標識で、表示の様式は、災対法施行規則別紙様式第1によるものとする。

(3) 交通規制等の広報及び周知

道路管理者及び県公安委員会は、被災地における交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときは、広報車やマスコミ等を利用し、町民への周知徹底と交通混雑の防止に努める。

(4) 交通規制時の車両の運転者の義務

- ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させる。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- イ 前記アに関わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

3 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送道路の応急復旧作業

- ア 応急対策班は、パトロール等を実施して、町内の重要道路（緊急輸送道路）の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、大宮国道事務所熊谷国道出張所、本庄県土整備事務所、本庄警察署等関係機関と情報交換等連絡を密にし、隣接市町を含む道路被害状況及び交通状況を把握する。

- イ 応急対策班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう、町内建設業者等の協力を得て重要道路（緊急輸送道路）の応急措置を行う。なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

(2) 交通規制の要請

町は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため、必要と認めるときは、県公安委員会（本庄警察署）に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

(3) 放置車両対策

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、町が車両の移動等を行う。

4 緊急通行車両等の確認

発災時の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の要件

緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

【緊急通行車両の要件】

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
- ・ 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- ・ 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- ・ 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関するもの
- ・ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ・ 緊急輸送の確保に関するもの
- ・ 上記に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

【大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両の要件】

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(3) 緊急通行車両の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の一般車両の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両の確認手続は、本庄警察署において実施する。

町は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

(4) 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会から申請者に対し、災対法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」が交付される。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により、事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、町は、町有車両のうち、災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出るものとする。

また、町は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるように、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

(6) 標章等の取扱

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウィンドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示するものとする。

(7) 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等を返還するものとする。

【標章等の返還の該当事項】

- ・ 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。
- ・ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。
- ・ 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- ・ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。

第11節 避難計画

発災時における人的被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施や要配慮者、女性等への配慮、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について特に配慮する。

第1 基本方針

本部長（町長）は、収集した情報等によりの確に判断を行い、避難情報を発令し、町民に伝達するとともに、危険区域内の住民を安全な区域に避難させ、必要に応じて指定避難所に収容して、人的被害の軽減と避難者の支援を図る。

なお、洪水等において、屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては、必ずしも立退き避難を求めない。

また、避難は、まず避難行動要支援者や要配慮者、傷病者、その後一般町民とし、指定避難所への誘導は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が協力して行う。指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者自身の協力を得ながら実施する。

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の発令の実施責任者

避難指示等の発令は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町民に危険が切迫し、町民を緊急に避難させる必要が生じたときに本部長（町長）が実施する。

ただし、現地において著しい危険が迫っており、本部長（町長）が避難の指示を発する余裕がない場合は、警察官等が直接町民に避難の指示をする。この場合、直ちに本部長（町長）に通知しなければならない。

2 避難指示等の発令の判断基準

- (1) 本部長（町長）は、気象情報や河川流域の雨量及び水位情報、現地警戒情報等を収集するとともに、県の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断のもと、避難情報を発令する。
- (2) 本部長（町長）は、避難情報の発令にあたっては、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。
- (3) 本部長（町長）は、避難情報の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯で高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (4) 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令するものではなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令するなど、臨機応変に対応するものとする。

(5) 「避難情報に関するガイドライン」(令和4年6月更新、内閣府)に基づく避難情報の発令の標準的な判断基準は、次のとおりである。

【警戒レベルと居住者等がとるべき行動等】

区 分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※高齢者等 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)	○命の危険 直ちに安全確保 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注) 町民等は、突発的な災害の場合、本部長(町長)からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し、避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難することが必要である。

また、神流川・烏川・利根川（洪水予報河川）の避難情報の発令の判断基準は、次のとおりである。

【神流川・烏川・利根川（洪水予報河川）の避難情報の発令の判断基準】

対象地区	長幡地域、賀美地域、神保原地域、七本木地域の一部
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>次の①～⑦のいずれか一つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>① 指定河川洪水予報により、神流川の若泉水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である6.70mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>② 指定河川洪水予報により、烏川の岩鼻水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.10mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>③ 利根川の八斗島水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.10mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>④ 各河川の水位観測所の水位が水防団待機基準を超えた状況が長時間継続した場合（堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合）</p> <p>⑤ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>⑥ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>⑦ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断水位（レベル3水位）は、指定緊急避難場所の開放、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル3 高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>次の①～⑥のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>① 指定河川洪水予報により、神流川の若泉水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である7.00mに到達したと発表された場合</p> <p>② 指定河川洪水予報により、烏川の岩鼻水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.60mに到達したと発表された場合</p> <p>③ 指定河川洪水予報により、利根川の八斗島水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.10mに到達したと確認された場合</p> <p>④ 神流川の若泉水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>⑤ 烏川の岩鼻水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>⑥ 利根川の八斗島水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>⑦ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>⑧ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>⑨ 下久保ダムの管理者から、異常洪水時防災操作（緊急放流）開始予定の通知があった場合</p> <p>⑩ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準①～⑧に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>⑪ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い、接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みに関わらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。</p> <p>※夜間・早朝に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。</p> <p>※気象状況の急変等による場合は、夜間であっても、躊躇なく避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、次の①～⑥に該当する場合は考えられる。</p> <p>（災害が発生直前、又は既に発生しているおそれがある場合）</p> <p>① 神流川の若泉水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合</p> <p>② 烏川の岩鼻水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合</p> <p>③ 利根川の八斗島水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合</p> <p>④ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>⑤ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>⑥ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>※発令基準①～⑥を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準⑥の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<p>・水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本とする。</p>

3 避難指示等の発令

(1) 避難の指示等を行うとき

- ・災害が現に発生しているとき
- ・避難が必要な気象情報が発せられたとき
- ・河川が警戒水位を超え、洪水のおそれのあるとき
- ・火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき
- ・大規模な事故災害により広範囲に重大な危険を及ぼすとき

なお、避難を必要とする事態の判断は、本部長（町長）が状況を判断して決定する。

また、地域の自主防災組織は、災害が発生するおそれがある場合は、その情勢を判断し、本部長（町長）が行う避難の指示等について協力するとともに、要配慮者、傷病者等に対して、あらかじめ町が設置する指定避難所に避難を促し、又は安全な地域の親戚・知人宅等に自主的に避難するよう促す。

(2) 避難の指示等の対象者

居住者、滞在者、通過者等であり、その区域にいる全ての者。

(3) 避難指示等の内容

- ・避難対象地域
- ・立退き先
- ・避難先及び必要に応じて避難路
- ・避難の理由
- ・避難時の留意事項

(4) 避難指示の周知

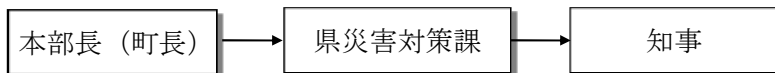
本部長（町長）は、速やかに避難情報の内容を防災行政無線、広報車、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

なお、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

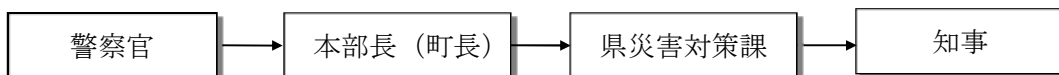
(5) 避難指示の通知

本部長（町長）は、次により必要な事項を通知する。

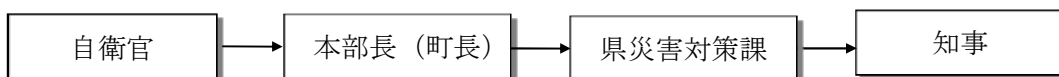
ア 本部長（町長）の措置



イ 警察官の措置



ウ 自衛官の措置



(6) 知事への報告

本部長（町長）は、避難の指示を発したとき、又は避難の指示を発した旨の通知を受けたときは、速やかに次に定める事項を知事に報告する。

【知事への報告事項】

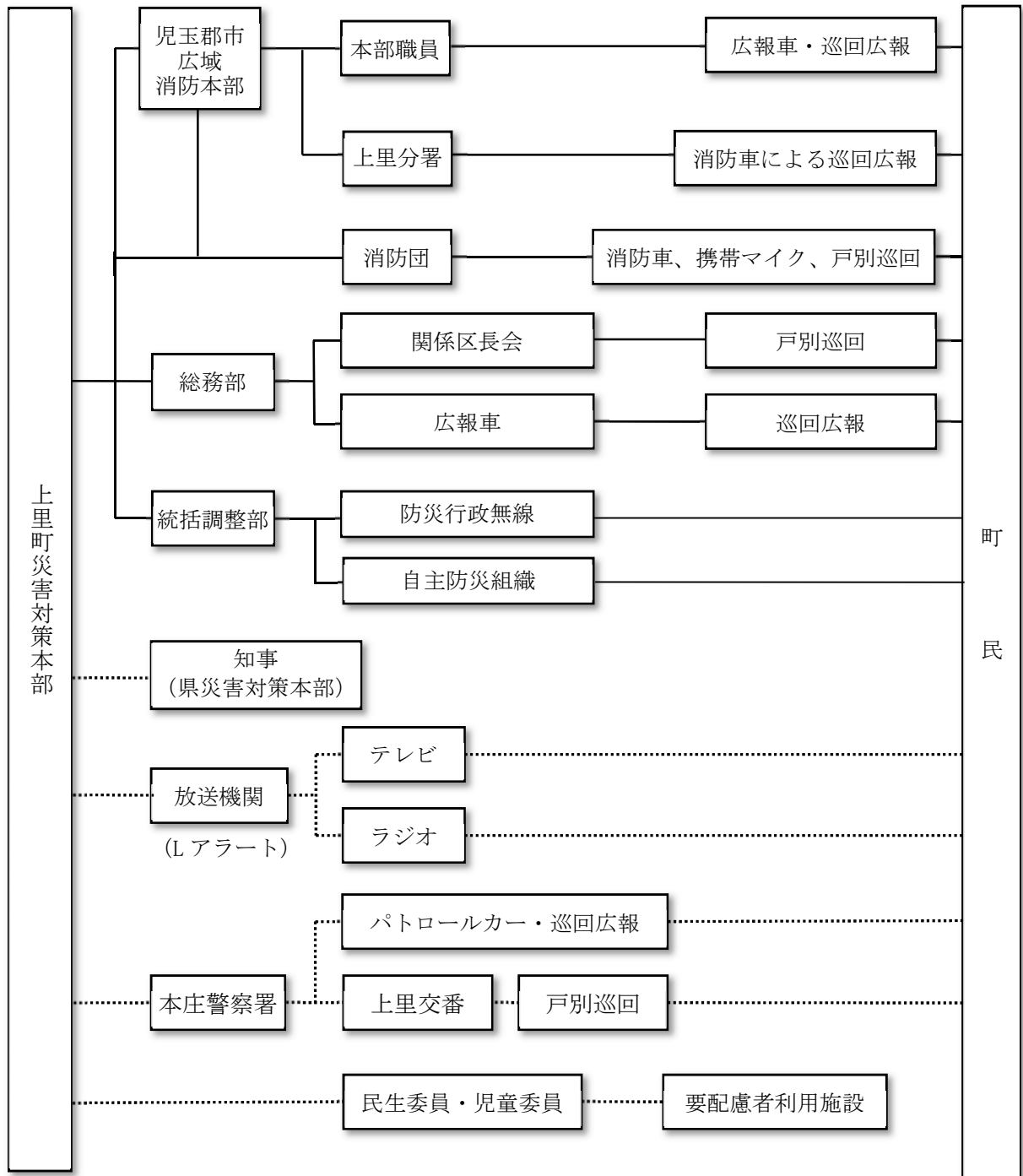
- ・ 災害の態様
- ・ 避難の指示を発した日時、区分、内容
- ・ 地域名及び対象人員
- ・ 指定緊急避難場所

(7) 避難の解除

本部長（町長）は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(8) 町における避難情報の伝達系統図

【避難情報の伝達系統図】



(注) は、連絡又は通知を示す。

第3 避難誘導

1 避難誘導の方法

本部長（町長）は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

(1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順位による。

ア 避難行動要支援者

イ 要配慮者

ウ 上記以外の一般町民

(2) 避難誘導の実施者

ア 町民の誘導

町民の誘導は、警察官、消防職員、消防団員等の協力により、自主防災組織と連携して地域ごとに効率よく実施する。

イ 学校、事業所等

学校、会社、事業所、その他多数の者が集合する場所における避難等の措置は、その責任者、管理者等による自主統制を原則とする。ただし、学校及び夜間に多人数が集合している場所等については、災害の規模、態様により必要な職員を派遣し、管理者、責任者等が協力して下校、帰宅及び安全な場所への避難誘導等必要な措置を講じる。

ウ 交通機関等

東日本旅客鉄道株式会社、その他交通機関等における避難の措置は、平常時に確立した当該関係機関との組織体制に基づき必要な措置を講ずる。

(3) 避難路

ア 避難路は、できる限り浸水、火災、落下物、危険物、パニック等の危険性がない経路を選定すること。また、可能な限り、指示者が経路を実際に確認すること。

イ 土木部は、避難路について、本部長（町長）から選定の指示がなされた場合は、より安全度の高い避難路を選定する。ただし、本部長（町長）は、状況により選定が困難なときは指示しないこともある。

ウ 避難路に重大な障害があり、容易に障害を取り除くことができないときは、災害対策本部を経由して道路管理者等へ避難路の確保を要請する。

(4) 避難誘導上の留意事項

町は、避難誘導にあたっては、次の点に留意する。

【避難誘導上の留意事項】

- ・自動車による避難及び家財の持出等は中止させる。
- ・避難時の携行品は、貴重品、さしあたり必要な食料等応急必需品、感染症予防用品程度にとどめ、火災等危険な状態において、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。また、非常持出品については、平常時から留意しておくものとする。
- ・避難にあたっては、行政区を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を活用して誘導路の確保に努める。

2 避難者の誘導先

避難者の誘導先は、概ね次のとおりとする。

(1) 大規模な市街地火災のとき（緊急避難・収容避難）

必要に応じ、近隣の空地に避難するか、直接指定緊急避難場所へ誘導する。

臨時に近隣の空地に集合した場合においても、なるべく早い時点で指定緊急避難場所へ移動する。火災がおさまり安全が確認された時点で、避難指示を解除するとともに、生活の拠点を失った者を指定避難所に誘導する。

(2) 浸水のとき（事前避難）

時間的にある程度の余裕があるため、直接、指定緊急避難場所に誘導する。

(3) 浸水のとき（緊急避難）

指定緊急避難場所に避難する時間の余裕がないときは、想定浸水深より上階への移動等、屋内安全確保を図る。

(4) 建物が被害を受けたとき（収容避難）

緊急を要するときは、一時的に屋外へ誘導し、後に指定緊急避難場所に誘導する。

3 各機関が行う避難誘導

町及び警察、消防が行う避難誘導方法は、次のとおりである。

(1) 町

ア 町は、避難指示等が出された場合は、本庄警察署、消防本部、消防団等の協力を得て、町民等をあらかじめ指定している指定避難所等に誘導する。

イ 町は、発生直後、直ちに指定避難所に複数の職員を派遣し、指定避難所の整理及び本部からの情報等の伝達にあたる。

(2) 本庄警察署

警察官が避難誘導を行う場合は、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用する。

(3) 消防本部

ア 避難に関する通報及び緊急措置

消防長は、火災延焼の危険性により、町民を避難させる必要があると判断したときは、本部長（町長）に対し、延焼の危険予測及び避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を通報する。

イ 避難指示の伝達方法

- ・避難指示が発せられた地域に広報車を派遣し、町民に周知する。
- ・当該地域に出動中の消防隊の指揮者は、車載拡声器で伝達するとともに、付近にいる消防団員に対し、町民への伝達を要請する。

ウ 避難誘導

- ・町民の避難開始にあたっては、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防部隊の出動等を勘案し、最も安全と思われる方向を町、警察に通報する。
- ・町民の避難が開始された場合には、防災関係機関と連携し避難誘導にあたる。

4 各機関との調整

避難誘導現場では、町職員、警察官、消防職員、消防団員等様々な人員が誘導にあたることから、町民への避難情報の通知・伝達等において混乱が生じないように、災害対策本部は、避難の指示、誘導に関する一切の命令、伝達に関し、発令・報告時間を記し、情報管理の徹底に努める。

第4 公共施設における避難誘導

1 避難誘導の実施

公共施設の管理者は、災害時の来訪者の安全確保を図るため、その実態に応じて避難誘導を実施する。

2 災害対策本部への報告等

- (1) 公共施設の管理者は、各施設における来訪者、職員の避難の状況（避難の完了、被害の状況、措置の概要）を災害対策本部へ報告する。
- (2) 公共施設を所管する部は、各施設からの報告がない場合は、避難の状況について情報を収集するよう努める。
- (3) 公共施設を所管する部は、公共施設の避難状況等の情報を集約し、集約結果を統括調整部へ報告する。

第5 指定避難所の開設

1 開設基準

- (1) 指定避難所の開設
 - ア 救助部は、大規模災害が発生し、避難が必要と判断されるような事態に至ったときは、指定避難所の開設を行う。
 - イ 突発的な災害又は救助部が到着不能なときは、町災害対策本部からの指令に基づき、各施設の管理者が開設を行う。町災害対策本部からの指令がなくとも、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、開設の準備を行う。

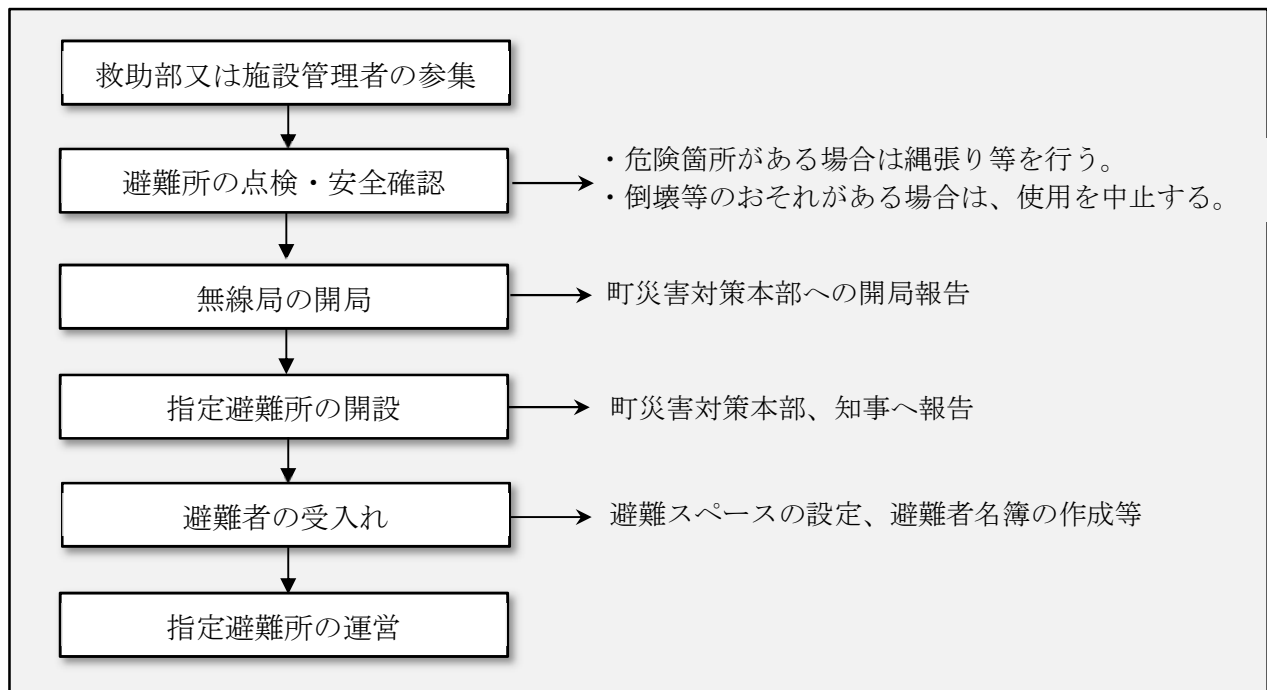
ウ 夜間等で施設の管理者が不在のときは、最初に施設に到着した職員が同様の措置を行う。この際、既に避難者が集まっているときは、応急的に体育館等に誘導し、混乱を防止する。

(2) 収容対象者

- ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失ったもの。
- ・ 住家が被害を受けるおそれのあるもの。

(3) 開設の手順

指定避難所の開設手順は、概ね次のとおりである。



(4) 無線局の開局

各指定避難所には、移動系防災行政無線又は携帯電話を配備し、無線局を開局する。この場合、町災害対策本部に対して、次のように開局した旨を報告する。

〇〇小学校は、〇時〇分避難所を開設し、防災行政無線局を開局しました。
 職員数は〇名、責任者は〇〇です。

(5) 開設の時期

ア 本部長（町長）は、避難情報を発令する際には、原則として避難所も併せて開設するが、避難指示等を待たず、自主的に避難所に避難する町民のために、早めの開設を心がける。

イ 災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、必要に応じて避難所を開設する。

ウ 大雨時においては、災害発生前に安全に避難できるよう、避難所を早めに開設して

おく。

(6) 量的に不足する場合の対応

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、他の公共的施設や民間施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

2 県への報告

本部長（町長）は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

【知事への報告事項】

- ・ 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ・ 箇所数及び収容人数
- ・ 開設期間の見込み

3 避難所開設の広報

本部長（町長）は、避難所を開設したときは、町民に対して、防災行政無線、広報車、町ホームページ、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等多様な伝達手段を活用し、避難所開設を広報する。また、避難所の混雑状況も逐次、周知する。

第6 指定避難所の運営

1 指定避難所の運営

指定避難所の運営は、救助部が中心となり、自主防災組織や避難者自身の協力を得ながら自主運営するものとし、運営組織を設置し、指定避難所ごとに管理責任者を定める。

また、避難所運営は、「上里町避難所運営マニュアル」に基づき実施するが、女性に配慮した運営を行うため、避難所運営における女性の参画を推進する。

なお、避難所内での他班（衛生部、土木部等）の活動（活動場所の指定）の調整は、統括調整部が担当する。

2 避難者名簿の作成

(1) 避難者名簿は、要配慮者等の把握や必要な食料、生活必需品等の数量を把握する上で必要であり、さらに、安否確認への対応や町民からの問合せ等に応じるためにも早急に作成する必要がある。

救助部又は施設管理者は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には、直ちに避難者名簿を作成する。

(2) 避難者名簿の作成は、避難者に避難者カード（様式4）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入できない場合は、他の避難者に協力を依頼するか、救助部又は施設管理者側で記入する。

(3) 施設管理者は、避難者カードを集計、整理し、避難者名簿として管理する。

(4) 避難者名簿は、避難者カードをもとに転記するか、又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど、状況に応じて作成する。

なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するよう指示する。

※様式4 避難者カード参照

3 食料、生活必需品の要請、配布

避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、避難所での調達が可能でないものについては、農林対策班へ要請する。また、到着した食料や物資を受入れ、被災者に配布する。

4 通信連絡手段の確保

町は、指定避難所の開設や運営状況等を把握するため、通信連絡手段の確保に努める。

また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

5 要配慮者や女性への配慮

- (1) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。
- (2) 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備、防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- (3) 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。
- (4) 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。
- (5) L G B T Q*等性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。
- (6) 要配慮者等のために必要と思われる物資等を速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

6 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等

の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

7 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握するとともに、必要に応じて救護所を設ける。

また、保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

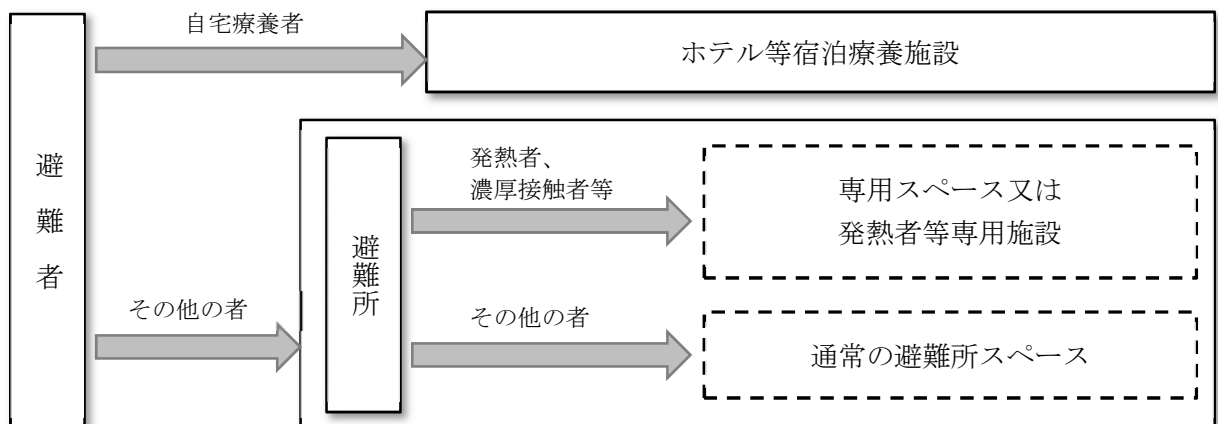
新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「上里町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」に基づき、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携し、主に次の対策をとるものとする。

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

町は、避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、指定避難所以外の施設（臨時避難所）を開設するなど、できる限り多くの避難所を確保するよう努める。

なお、健康状態に合わせた避難場所の確保の考え方は、次のとおりとする。

【健康状態に合わせた避難場所の確保】



(2) 避難所レイアウトの検討

避難所での居住スペースは、個人（又は世帯）ごとに2m程度の距離を確保することに留意するとともに、次の事項を参考にレイアウトを作成する。

【避難所レイアウトの検討事項】

- ・屋外に「総合受付」の設置場所を確保する。
- ・発熱や咳等の症状がある者の専用スペースや専用のトイレを設置し、一般の避難者とはゾーン、動線を分け、一方通行とするよう努める。
- ・専用スペースは個室が望ましいが、空き教室等を活用する場合には、パーティションや簡易テントを設けるなどして感染防止を図るものとする。
- ・パーティションやビニールシート等を利用してスペースを区切る場合は、高さは少なくとも座位で口元より高くなるよう設置する。

(3) 物資、必要な資機材の準備

町は、物資、資機材等の準備状況をリスト化するとともに、必要数を事前に把握し、感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

【事前に準備しておくことが有効な物資、資機材等】

区 分	物資（例）
基本的な感染症対策	マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ハンドソープ（ポンプ式）、家庭用洗剤、次亜塩素酸水等
避難者等の健康管理	非接触型体温計等
運営職員等の防護用	使い捨て手袋、ガウン、フェイスシールド等
その他の資機材等	パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド等

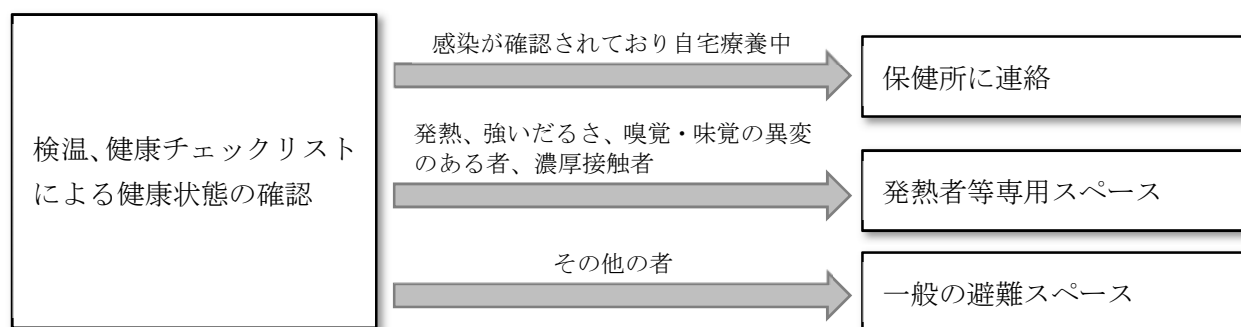
(4) 総合受付の設置

発熱や咳等の症状がある者を早期発見し、滞在スペースの振り分けを行うことができるよう、避難所入口の外に「総合受付」を設置する。

総合受付では、次の措置を行う。

【総合受付の措置】

- ・避難者には、入所時に「健康チェックリスト」を配布し、検温や体調の聞き取りを行うなどにより、健康状態の確認を行う。
- ・消毒液を設置した屋外で検温を実施する。
- ・検温の結果、発熱等のある者は、診察が必要であるため、災害対策本部と連携し、医療機関への搬送を検討する。搬送される医療機関へ向かうまでの間、一般の避難者とは別のスペース（車で避難してきたものは車中、在宅が可能な場合には自宅等）で待機することを原則とする。



(5) 避難所における感染症対策

- ・ 消毒液は、人の出入りが多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、施設入所時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ・ 避難所の衛生環境を整えるため、トイレやドアノブ、電源スイッチや蛇口等、人が触れることが多い場所については、特に重点的に清掃及び消毒を行う。
- ・ 十分な換気に努めるとともに、居住区においては個人（又は世帯）間の距離を2 m程度の距離を確保できるよう、パーティションやビニールシートを活用する。
- ・ 段ボールベッドや布団は互い違いに配置し、飛沫感染を避ける。
- ・ 各世帯で出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。ごみ収集の際は、感染防止の観点から、手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等を着用する。
- ・ 食事等を提供する場合には、所定の場所に置くものとし、避難者自身が順番で取りに行くこととする。原則、使い捨ての食器を使用する。

(6) 発熱者等の対応

- ・ 発熱者等の症状が悪化した場合、必要に応じて保健師と相談の上、医師の診察を受けさせる。
- ・ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の処遇は、医師及び保健所の指示に従う。
- ・ 発熱者等の専用スペース等には、避難者に係る庶務を行うための職員等を配置する。対応に当たる職員等は、マスク、手袋、フェイスシールド、ガウン等を着用する。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

- ・ 避難者や避難所スタッフ等が新型コロナウイルス感染症を発症したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。
- ・ 当該感染者退去後は、保健所の指示に従い、居住していたスペース、トイレ、資機材等の消毒及び十分な換気を行う。
- ・ 清掃、消毒の際は、マスク、手袋、フェイスシールド、ガウン等を着用する。

(8) 車中泊（車中避難）等への対応

- ・避難所等に避難をせずに、車中泊を行う避難者がいる場合は、エコノミー症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。
- ・車中泊により避難生活を送っている者の健康状態の確認を保健師により定期的に行う。

(9) 自宅療養等を行っている軽症者等の対応

本来、自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染者への対応は保健所の管轄であるが、災害時に自宅療養者等が避難所に避難してきたときは、次のとおりとする。

【自宅療養者等（軽症者等）の対応】

- ・避難が必要な場合は、当該保健所に連絡するよう周知する。
- ・保健所の指示により、ホテル等の宿泊療養施設へ避難する。

(10) 町民への周知

町は、防災行政無線、広報紙、町ホームページ、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等を活用し、次の事項を町民に周知する。

【町民への周知事項】

- ・自宅で安全を確保できる場合は、在宅避難を検討すること。
- ・安全が確保できる親戚・知人宅等への避難を検討すること。
- ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。

9 避難者と共に避難した動物の取扱

(1) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱については、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

(2) 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。

(3) 居室以外の専用スペースで飼養した場合は、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

10 状況報告及び運営記録

指定避難所の運営に際し、傷病者の発生等必要に応じて救助部へ報告する。また、特段の異常がなくとも、1日に1回は災害対策本部へその旨を報告する。

指定避難所での運営の状況について、避難所日誌（様式6）に記録する。

※様式6 避難所日誌参照

11 野外収容施設の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を収容するために適当な収容施設が付近にあっても、被災者全員を収容することができないときは、必要に応じ、随時適当な場所にテント、その他野外収容施設を設置するよう努める。

12 指定避難所の開設期間

災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内であるが、状況により期間を延長する場合は、知事を通じて事前に内閣総理大臣と協議する。

13 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や車中等に避難している被災者に関わる情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。

特に、車中等に避難している被災者に対しては、エコノミークラス症候群*の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキング*の配布等を実施する。

第7 広域避難・広域一時滞在

1 広域避難の検討

町は、災害の予測規模、避難者数等の発生状況等を踏まえ、町外への広域的な避難又は広域一時滞在が必要であると判断した場合、広域避難又は広域一時滞在の実施に関して県に助言を求める。

2 広域避難・広域一時滞在に向けた協議

(1) 県内市町村との協議

町は、広域避難・広域一時滞在での避難者の受入について、県内市町村との協議の実施について、事前に県に報告の上、県内市町村と直接協議を行う。

(2) 県外市町村との協議

ア 県を通じた協議

町は、広域避難・広域一時滞在での避難者の受入について、県に対して県外市町村との協議を求める。

イ 県外市町村との直接協議

町は、緊急性が高い場合、県に報告の上、県外市町村と直接協議を行う。

3 協定の締結

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他自治体との応援協定の締結や、広域避難・広域一時滞在における居住者等の移送が円滑に実施されるよう移送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第12節 医療救護等計画

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保護の万全を期する。

また、生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出するとともに、死亡者については応急埋葬を実施する。

第1 初期医療体制

大規模災害発災時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災関係機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

1 救急救助体制

(1) 救急救助体制

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

また、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重症者を優先して出動する。

(2) 救急救助における活動

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

2 傷病者搬送

(1) 傷病者搬送の判定

消防本部、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関への搬送の適否を判断する。

(2) 傷病者搬送

ア 消防本部は、医療機関の規模や位置、診療科目等に基づいて定めた搬送順位及び搬送経路に従い、迅速に傷病者を搬送する。

イ 消防本部、又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、医療機関の被災情報や搬送経路の被災状況等様々な情報を入手した上で、最終的な搬送先を決定する。

- ウ 町は、保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送するものとする。
- エ 重症者を町外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合は、県等に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

3 初期医療体制

(1) 医療機関の災害時の対応

- ア 原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え、診療を継続する。
- イ ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。
- ウ 被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

(2) 医療・助産救護活動

- ア 医療班は、町内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入体制を確認する。
- イ 医療班は、災害の種類及び程度により、必要に応じ避難所等に救護所を設置、医療救護班を出動させるとともに、本庄市児玉郡医師会に出動を要請し、医療救護を行う。
- ウ 災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他防災関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ トリアージの実施
- ・ 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・ 軽症者に対する医療
- ・ カルテの作成
- ・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(3) 医師等の確保

本部長（町長）は、災害により要救護者が発生し、救護の必要があると認めるときは、保健所を通じて知事又は直接本庄市児玉郡医師会に対して、次の要領により医師等の派遣を要請する。

【医師等の派遣要請にあたっての報告事項】

- ・派遣先
- ・要救護者数又はその見込人数
- ・移送方法

(4) 医療の提供場所

災害における傷病者の救護は、医療機関の施設を利用して行うが、軽傷病者は避難計画に定める指定避難所をもってあてる。

ただし、事態が急迫し、医療機関が使用不能の場合は、学校等の施設をこれにあてる。

※資料編 資料14 医療・助産施設等 参照

4 精神科救急医療の確保

町は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の活動を通して、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法による医療及び助産救助の実施範囲と程度は、概ね次の基準によるものとする。

(1) 実施責任者

災害救助法が適用されたときの医療及び助産は、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が実施する。

(2) 実施担当者

被災者の医療又は助産の実施に関する事務の実施担当者は、救助部長とする。

(3) 実施基準

被災者に対する医療又は助産は、次の基準により支出する。

【医療】

項目	基準等
対 象	医療の途を失った者
範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療 ・ 薬剤又は治療材料の支給 ・ 処置、手術その他の治療及び施術 ・ 病院又は診療所への収容 ・ 看護

項目	基準等
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ・病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術者による場合は、療養費支給の基準に定める料金
期 間	災害発生の日から14日以内とするが、必要に応じて期間を延長できる。

【助産】

項目	基準等
対 象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者
範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩の介助 ・分娩前及び分娩後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生資材の支給
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額とする。
期 間	分娩した日から7日間以内とするが、必要に応じて期間を延長できる。

第2 遺体の搜索・処置

1 遺体の搜索

(1) 搜索活動

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明にある状態の者の搜索は、消防本部、消防団、警察等と連携して実施する。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

搜索箇所が多数存在する場合、又は長期間に活動が及ぶ場合は、適宜関係機関の代表者が活動の調整を行うとともに、行方不明者に関する相談窓口を設け、問合せ等に対応する。庶務は、被災者支援班が行う。

(3) 搜索の対象となる者

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者
- ・災害のため生死不明の状態にある者
- ・災害により行方不明の状態にある者で、周囲の事情により死亡していると推定される者

2 遺体の処置

(1) 遺体の検視（見分）・検案

- ア 遺体を発見した場合は、発見者は、速やかに本庄警察署に連絡し、警察官の検視（見分）、医師の検案を受ける。
- イ 警察官が発見又は警察官に届出があった遺体については、警察から遺族又は町等関係者に引き渡された後に必要な処置を行う。
- ウ 状況により、現場における検視（見分）・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容の後、行う。

(2) 遺体の搬送

- ア 被災者支援班は、警察から遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し、遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所に搬送し、安置する。

(3) 遺体安置所の開設

- ア 被災者支援班は、被災現場の適当な場所（公共施設、寺院等収容に適当な場所）に遺体安置所を開設し、遺体を収容する。被災により、既存建物内で遺体安置所の適地がない場合は、公園等の野外に天幕、幕張等を行い、必要な設備・器具を確保して遺体安置所を開設する。
- イ 遺体安置所には必要に応じて、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行うための検視所を併設する。
- ウ 遺体安置所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者から調達する。

(4) 遺体の収容

- ア 被災者支援班は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、遺体の身元確認を行い、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体処理票及び遺留品処理票に記載するとともに、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼付し、遺体安置所に安置する。
- イ 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡す。
- ウ 身元が判明しない又は引取人が現れない場合、遺体はドライアイス等の防腐措置を行い、遺体安置所に一定期間保存する。一定期間後、なお、引取人がいないときは、行旅死亡人として取扱う。

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

実施の基準については、災害救助法の規定を準用する。

ア 埋・火葬の場所

身元が判明しない遺体、又は引取手のない遺体の埋・火葬は、原則として町が処理する。

イ 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る余裕がないときは、町は、知事の行う救助を補助する立場において、埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。

ウ 被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録して、前項2（4）に準じて収容するものとする。

エ 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって、実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

- ・棺（付属品を含む）
- ・埋葬又は火葬
- ・骨つぼ又は骨箱

オ 火葬場

名 称	所在地	電話番号
児玉郡市広域市町村圏組合立斎場 こだま聖苑	美里町大字木部 537-4	0495-76-1881

第13節 要配慮者等の安全確保計画

発災時において、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や在宅で介護サービスを受けている高齢者、言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等は、避難、避難生活等において支障を生じることが予想されることから、安全確保対策を講ずる。

第1 避難行動要支援者等の避難支援

1 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「上里町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、発災時において避難情報を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動をできるように、その発令及び伝達にあたっては特に配慮する。

【避難情報の伝達手段】

- ・ 避難行動要支援者関連施設・・・・・・・・ F A X、電話
- ・ 避難支援等関係者の事前登録者・・・・・・・・ F A X、電話
- ・ 避難行動要支援者の事前登録者・・・・・・・・ F A X、携帯電話メール
- ・ 福祉避難所となる施設・・・・・・・・ F A X、電話

出典：上里町避難情報の判断・伝達マニュアル

2 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- (1) 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命、身体及び財産を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (3) 町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者及び近隣住民の声掛け等を通じて、避難行動要支援者の安否を確認する。

(2) 協力体制

避難行動要支援者を確認したときは、地域住民の協力を得ながら救護を行う。

(3) 保護

救護した避難行動要支援者を指定避難所又は福祉避難所、医療機関等に保護し、支援者に必要な協力を求める。

4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は、事前の把握が困難であり、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

このため、妊産婦については、緊急時の支援者を確保しておくことや乳幼児については、保育機関に子供を預けている場合は、保育機関と災害時の連絡・引渡し方法を確認しておくなど、安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に関わる支援を実施する。

第2 避難生活における要配慮者支援

1 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

2 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

町は、避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(2) 物資の提供

町は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのFAXの設置や要配慮者に配慮した生活支援物資の備蓄及び調達先の確保等に努める。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等によりチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所内に女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置、若しくは巡回させる。

(4) 福祉避難所における支援の提供

町は、福祉サービス事業者、保健師、民生委員・児童委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスの提供に努める。

(5) 災害派遣福祉チーム（DWA T）*の活動

県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士等多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務等の福祉的支援を行うことから、町は必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用を検討する。

3 応急仮設住宅提供に関わる配慮

町は、応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第3 社会福祉施設等入所者の安全対策

1 消防計画等の策定

社会福祉施設等の管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、避難誘導に関する事項や避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練に関する事項等を定めた「非常災害対策計画」を策定し、職員及び利用者への周知徹底を図るものとし、町はこれを指導する。

2 施設管理者の対応

(1) 職員の迅速な確保

施設管理者は、緊急連絡網等により、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。

(2) 安否情報の家族への提供

施設管理者は、施設利用者の安否を確認した上で、緊急連絡網等を活用し、施設利用者の家族等に迅速に安否情報を提供する。

(3) 避難誘導

施設管理者は、避難誘導にあたっては、非常口等避難路を確保し、施設利用者を所定の指定緊急避難場所へ誘導する。

(4) 施設間の相互支援

町は、災害により、施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できなくなった場合は、施設利用者を他の施設や指定避難所に一時的に避難させるものとする。これに伴い、被災の程度が軽微であった施設管理者は、被災施設からの避難者の受入に努める。

(5) 被災した在宅要配慮者等の受入れ

被災の程度が軽微であった施設管理者は、通常の指定避難所では生活が困難な要配慮者や在宅の寝たきり高齢者等の受入に努める。

(6) 食料、防災用資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

【社会福祉施設等における備蓄物資（例）】

- ・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源
- ・移送用具、担架、ストレッチャー等

(7) 地域との連携

施設管理者は、発災時の施設利用者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び施設利用者の生活の安定において、近隣の行政区や自主防災組織、ボランティア団体及び近くの学校等の協力を要請する。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手続を円滑に行う。

第4 在宅避難する要配慮者支援

1 在宅避難する要配慮者の把握

町は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員等からの情報提供に基づき、在宅避難の要配慮者の緊急連絡先、健康状態等を把握しておく。

2 生活支援

(1) 緊急通報

町は、災害時における在宅要配慮者の的確かつ迅速な救助活動を行うため、65歳以上の独居高齢者等に対する緊急通報用装置の設置を推進する。

(2) ヘルプカードの活用

町は、要配慮者への効果的な支援・援護を行うため、援助を必要としている内容がわかるヘルプカードの活用を図る。

(3) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等によりチームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

町は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給するものとし、確実に供給できるよう、配布手段、方法を確立させる。

(5) 相談体制の確立

町は、発災時における在宅要配慮者からの様々な相談に的確に対応するため、相談窓口を開設する。

3 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、要配慮者の安全確保にあたる。

(2) 社会福祉施設との連携

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、介護等必要なサービスを提供する。

(3) 見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障害者等に対する民生委員・児童委員及びボランティア等による安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、発災時におけるきめ細かな支援を行う。

第5 外国人の安全確保

1 安否確認の実施

町は、職員や通訳ボランティア等により調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

町は、広報車や防災無線等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導に努める。

3 情報提供

町は、広報紙、パンフレット、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の災害時に関わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

4 相談窓口の開設

町は、町庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や通訳ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第14節 帰宅困難者対策計画

大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要な帰宅困難者支援対策を実施する。

第1 混乱防止対策

1 帰宅困難者への情報提供

- (1) 町は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等について、緊急速報エリアメール等により伝達するとともに、簡易地図等を配布する。
- (2) 町は、安否を気遣う家族等への安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板サービスの利用を広報する。

【帰宅困難者へ提供する情報（例）】

- ・被害状況に関する情報（浸水状況、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設への誘導

- (1) 町は、災害の発生により町内で新幹線等が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設である上里町総合文化センターに乗客を誘導する。
- (2) 町は、一時滞在施設まで安全に誘導するため、本庄警察署に協力を要請する。
- (3) 上里町総合文化センターは、洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれるため、被災状況を注視しながら誘導する。

2 一時滞在施設での食料、飲料水等の提供

- (1) 町は、一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ食料、飲料水等を提供する。
- (2) 町は、一時滞在施設に必要な物資を備蓄しておく。
- (3) 一時滞在施設に備蓄できない場合に備え、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害救助法の適用の検討

町は、多数の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、食料、飲料水等の提供を行う必要が生じた場合、災害救助法の適用を検討する。

3 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、発災後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたことなどを一つの判断材料となる。

町は、上記の点を踏まえ、閉鎖について検討する。

第3 事業者・学校等における帰宅困難者対策

1 事業者等における帰宅困難者対策

事業者等は、次の帰宅困難者対策を行う。

- (1) 発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制し、社内又は他の安全な場所に待機させる。
- (2) 来訪者についても、従業員等に準じて、可能な限り社内又は他の安全な場所に待機させるようにする。
- (3) 待機が長時間に及ぶ場合は、必要に応じて、備蓄している食料、飲料水等を従業員や来訪者に提供する。従業員については、各自で保管している物資が使用できる場合は活用する。以後、時間を定めて食料等を提供する。
- (4) 社内に留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急復旧活動にも参加するよう努める。

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、児童・生徒等を保護するとともに、待機時間が長引いた場合は、必要に応じて備蓄物資等を提供する。

また、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により保護者へ連絡するとともに、帰宅が可能になった時点で、保護者に引き渡す。

第4 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

混乱が収束し、鉄道の運転再開、道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、町及び県等は、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所を提供するよう努める。

【県、町等が実施する帰宅支援】

実施機関	支 援	備 考
県	一時休憩所の提供	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等を休憩所として開放
県、町	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所、トイレとして開放
町	食料、飲料水の配布	一時滞在施設等において、食料、飲料水の配布
県、県バス協会	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	

2 帰宅途上における休憩所の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となるが、地域の避難所は地元の避難者で満員になる可能性が高いため、町は、可能な限り、地域の避難所とは別に、徒歩帰宅者用の休憩所の確保に努める。

第15節 公共施設、ライフライン等の応急対策計画

災害応急活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン、交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関は相互に連携し、応急対策を実施する。

第1 公共施設等の応急対策

町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

また、公共施設等の管理者に対し、発災時には人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な災害応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、災害復旧を迅速に行うよう指導する。

1 公共施設

町は、所有している公共施設について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

2 その他の公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

不特定多数の人が利用する公共施設の管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた指定避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

町は、災害が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

医療機関の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり、万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設の管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ 施設の管理者は、職員の状況、施設・建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急対策計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

エ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第2 ライフライン

ライフラインの応急対策は、次の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧にあたっては、災害状況や各施設の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、復旧効果が最も高いものから行う。

また、町は、医療機関や社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

1 電力施設の応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

(1) 非常対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害の発生が予想される時、又は発生したときは、本社、総支社、電力所等に非常災害対策本部を、支社等に非常災害対策支部をそれぞれ設置する。

(2) 非常体制

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害の発生が予想される時、又は被害が発生した場合は、非常災害体制適用表に基づき、総支社長が非常体制を発令する。

また、各支社長等は、必要に応じて管内の非常体制を発令することができる。

(3) 動員体制

本・支部長は、非常災害体制区分に基づき、情勢に応じた非常体制を発令し、あらかじめ定めた呼集方法、出勤方法により要員の確保を図る。

(4) 情報の収集、伝達

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害に関する予警報等、情報の収集、伝達及び被害状況等を速やかに把握し、危険防止に努めるとともに、機能の早期復旧を図る。

(5) 応急資機材の確保

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、現業機関相互の流用、現地調達、本部に対する請求等により速やかに確保する。

(6) 災害時における町民への広報

東京電力パワーグリッド株式会社は、感電事故並びに漏電による出火を防止するために、災害の状況に応じて必要な伝達事項をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広く町民に周知するほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

また、町民の不安の解消を図るため、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。

2 電気通信設備の応急対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各通信事業者が実施する応急対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

災害対策本部の設置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害からの迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、災害対策本部を設置し対応する。
情報連絡	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び県等の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報、報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

各通信事業者は、電気通信設備に災害が発生した場合は、次の応急措置を講ずる。

重要回線の確保	行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。
特設公衆電話の設置	災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
通信の利用制限	通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、利用制限等の措置を行う。
災害用伝言ダイヤル等の提供	災害発生により、著しく通信の輻輳のおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

- ・被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ・必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ・復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 災害時の広報

- ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機によって輻輳であること伝える自動音声ガイダンスを流すほか、避難所等での利用案内を実施する。また、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

ア 復旧要員計画

- ・被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ・被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

イ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

ウ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動等を行う。

エ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

オ 復旧工事は、応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

3 ガス施設災害応急対策計画

(1) LPガスに対する応急措置

一般社団法人埼玉県LPガス協会は、発災時において次の応急対策を実施する。

ア 非常組織体制の確立

ガス施設の被害を防止し、又は軽減するための対策を確立しておくとともに、災害応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう非常体制を組織しておく。

また、平常時から日常業務を通じて教育訓練を行い、非常時の緊急措置の万全を期する。

イ 消費者に対する広報

平常時における広報	ガスの使用者に対して、緊急時にはガス栓を閉めること及び強震時にはガスの供給を停止することなど、ガス施設及びガス消費機器の取扱、注意事項等に関して、テレビ、ラジオ、新聞、町広報紙、パンフレット等により周知に努める。
災害時における広報	ガス施設の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報し、周知に努める。

ウ ガス供給不能の場合の措置

本部長（町長）は、ガス施設に被害が発生し、ガス供給が不能となった場合は、必要に応じてLPガス及び薪、炭等の補給のあっせんをする。

(2) 都市ガスに対する応急措置

本庄ガス株式会社は、発災時において次の応急対策を実施する。

ア 初動体制

- ・原則として勤務地に集合する。ただし、交通機関が途絶した場合には、徒歩又は二輪車で出勤することも考慮する。
- ・社内に災害対策本部が設置された場合は、各担当主任以上の職務に任ぜられている者は、速やかに社内災害対策本部に集合する。

イ 情報の収集及び伝達

- ・社内災害対策本部は、テレビ、ラジオ、広報無線等公共的機関から積極的に情報の収集に努め、収集した情報を記録するとともに、必要により掲示する。
- ・社員は、緊急出動の際に通る沿道の状況を社内災害対策本部へ報告する。
- ・社内災害対策本部は、町、その他防災関係機関の災害対策本部と綿密な連絡、情報交換を行う。また、必要に応じて、町災害対策本部に職員を派遣して連携を図る。

ウ 緊急措置

発災時において、当該災害発生場所と社内災害対策本部への連絡が不可能なときは、本部長の指示を待たず、積極的に災害応急活動を行い、事後報告をする。

エ 応急措置

社内災害対策本部の本部長は、当該地域に関わる災害が発生したときは、原料又はガスによる二次災害の発生、又は災害の拡大を防止するため、必要に応じてガス製造設備の停止、ガス遮断、あるいはガス導管内の圧力の低減又は緊急放散を行う。

オ 広報

需要家及び地域住民に対して正しい情報を提供し、不安の解消を図るため、広報を次のとおり行う。

【広報の方法等】

- ・ 広報内容は、あらかじめ社内災害対策本部の本部長の承認を得たものとする。
- ・ 広報については、電話又は無線にて関係機関に依頼するか、各報道機関に協力を依頼する。依頼時期は、社内災害対策本部の本部長の判断による。

カ 緊急輸送

資機材担当者は、製造及び供給担当者との連絡を密にし、原料、資機材の緊急輸送に関わる緊急輸送路等の情報入手に努め、原料、資機材の入手に積極的に努力する。

キ 応援要請

社内災害対策本部の本部長は、災害の規模、程度により、防災関係機関又はガス協会に応援を要請する。

コ 災害復旧対策

対 策	内 容
被害状況の把握	被害の状況把握は、次のとおり行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路状況に応じて、徒歩、自転車又は車両により巡回する。 ・ 巡回では、道路状況をできるだけ正確に把握する。 ・ テレビ、ラジオ、広報無線等を活用し、公共機関より積極的に被害状況を得る。
復旧計画の策定と実施	社内災害対策本部は、被害の状況に基づき復旧計画を策定し、人員、資機材等の体制を整え、被害の復旧を実現する。
分割供給	被害の状況に基づき、一部の供給が可能な場合は、区域を分割して供給を再開する。
復旧状況の把握	社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を常に把握して、復旧計画の推進を図る。
普及状況の報告	社内災害対策本部は、復旧の進捗状況を防災関係機関へ報告する。

4 上水道施設応急対策

本部長（町長）は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

5 下水道施設応急対策

本部長（町長）は、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。近隣市町が被害を受けた場合は、支援体制の基本ルールに基づいて、被災市町の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

第16節 生活支援計画

住家の滅失、損壊等により食料、飲料水、生活必需品の確保が困難な被災者に対して、迅速に必要な物資を供給するとともに、住宅確保や児童・生徒の教育活動の早期再開等により、被災者の生活の安定を支援する。

第1 食料供給計画

町は、被災者及び災害救助に従事する者に対して、食料を調達し、又は炊出し等で給食を行う。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

1 実施責任者

被災者及び災害対策応急業務従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食料の供給は、本部長(町長)が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法第30条により、町長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合は、食料の確保・供給は町長が行う。

2 実施担当者

食料の確保と供給の実施担当者は、農林部長とする。

3 災害時における応急供給

(1) 供給を行う場合

本部長(町長)は、次の場合、応急食料を供給する。

- ・被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
- ・被災により米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能なため、知事の指定を受けて、被害を受けない町民に対して応急供給を行う必要がある場合
- ・被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する人に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが、災害の実情によって乾パン等(次の表を参考)とする。

(3) 供給数量

1人あたりの供給数量は、次の表を参考とする。

【供給品目と供給数量(例)】

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食あたり：精米 200 グラム以内 応急供給受配者 1人 1日あたり：精米 400 グラム以内 災害救助従事者 1食あたり：精米 300 グラム以内
乾パン 食パン 調整粉乳 アルファ化米	1食あたり：1包（115グラム入り）以内 1食あたり：185グラム以内 乳児 1日あたり：200グラム以内 1食あたり：100グラム以内

(4) 災害救助法を適用した場合の食料供給

災害救助法を適用した場合の炊出し、その他による食料の供給は、次により実施する。

ア 供給は、町長が実施する。

イ 供給の対象とする被災者の範囲は、原則として次のとおりとする。

- ・避難所に収容された者
- ・被害を受け、炊事のできない者

ウ 供給する食料は、前項の品目のうち、原則として現に食し得る状態にあるものとする。

(5) 供給の期間は、原則として7日以内とするが、知事及び内閣総理大臣に協議し、期間を延長できる。

(6) 農林水産省への要請

ア 町は、政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれないときは、本部長（町長）は、直接政策統括官に要請する。

イ 知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日、総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

【政府所有米穀の引渡要請の連絡先】

連絡先	電話	F A X
農林水産省政策統括官付貿易業務	03-6744-1354	03-6744-1391

(7) 食料供給計画の策定

本部長（町長）は、発災時に円滑に食料を供給するため、食料の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積拠点、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食料供給計画を策定しておくものとする。

4 炊出し計画

本部長(町長)は、指定避難所に避難している被災者、炊事のできない被災者並びに災害応急活動に従事する者に炊出しを実施する。

(1) 実施方法

- ア 本部長(町長)は、災害を受けていない地域に対し協力を要請し、指定避難所又はあらかじめ指定した場所において炊出しを実施する。
- イ 被害が甚大で町において炊出しが実施できない場合は、本部長(町長)は、知事に対し炊出し等の協力を要請する。
- ウ 本部長(町長)は、指定避難所又は炊出し対象地区において、それぞれの基準量に従い実施し、確実に配分する。

(2) 炊出し施設

炊出し施設は、学校等の給食施設、又は公民館、保育園等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

※資料13 炊出し可能な公共施設 参照

5 食料の調達方法及び集積場所

(1) 調達方法

本部長(町長)は、避難者数等から主食、副食、調味料等の必要数量を把握し、関係組合等と協議の上、必要数量を調達する。

(2) 集積場所

調達した食料は、物資集積拠点(上里営農経済センター集出荷予冷施設)に集積する。

第2 衣料・生活必需品・その他物資の給与計画

町は、災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態の者に対して、生活必需品の給与又は貸与を行う。

1 実施担当者

物資の確保と給与又は貸与の実施担当者は、農林部長とする。

2 災害時における応急対応

物資の給与又は貸与は、次の基準で行う。

(1) 給与又は貸与の順位

衣料、生活必需品及びその他物資の給与又は貸与は、次の順位で行う。

災害用備蓄物資 → 流通調達物資 → 広域からの調達物資

(2) 給与又は貸与の対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者を給与又は貸与の対象者とする。

(3) 給与又は貸与の品目

給与又は貸与の品目は、次に掲げる品目の範囲内とする。

【給与又は貸与品目（例）】

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・外衣（普段着、作業着、防寒具、子供服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身の回り品（タオル、長靴、靴下等）
- ・炊事用具（鍋、釜、包丁等）
- ・食器（茶碗、皿、箸等）
- ・日用品（石けん、トイレットペーパー等、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- ・光熱材料（マッチ、ろうそく、灯油等）
- ・保育用品（哺乳瓶、紙おむつ等）
- ・簡易トイレ
- ・情報機器
- ・その他（福祉用具、介護用品、感染症対策物資等）

3 物資の調達先

衣料、生活必需品等は、町内の商店等から必要に応じ調達する。なお、町のみで物資を確保することが困難な場合は、県に対して、物資の給与を要請する。

4 物資の集積場所

調達した衣料、生活必需品等は、物資集積拠点（上里営農経済センター集出荷予冷施設）に集積する。

第3 給水計画

町は、災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、速やかに応急給水を実施するとともに、給水施設の応急復旧を行う。

1 供給責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。

2 供給担当者

被災者に対する飲料水の供給担当者は、衛生部長とする。

3 応急給水方法

被災者に対する飲料水の供給は、次の基準により行う。

(1) 給水対象者

飲料水の供給は、災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない人に対して行う。

(2) 給水目標量と期間

給水供給量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増やしていくこととする。なお、町民は、自ら3日分（推奨1週間）の飲料水を備蓄し、発災時に活用する。

【1日あたりの給水目標】

災害発生からの日数	目標水量	水量の根拠
災害発生から 3日目まで	3L/人・日	生命維持のための最低限必要量
4日から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100L/人・日	通常の生活には不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250L/人・日 (被災前給水量)	ほぼ通常の生活に必要な水量

出典：(財)水道技術研究センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説（平成9年5月）」

(3) 給水方法

町は、次の方法により、応急給水を実施する。

ア 搬水による供給

被災地又は必要と認める地域に給水所を設置し、給水タンク車を使用して搬送供給を行い、応急給水を実施する。

イ ろ水機による給水

防火水槽及びプールの水をろ水機によりろ過後、熱処理、消毒の上、給水を実施する。

ウ 応援要請

最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

エ 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等、緊急性の高い施設から行う。

オ 要配慮者への配慮

高齢者や障害者にとって水の運搬等は大きな負担となるため、衛生部は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、ボランティアや町民の協力を得て対応する。

(4) 搬送路の確保

町は、交通途絶等により給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

4 給水施設の応急復旧

(1) 被害箇所の調査と復旧

町は、上水道等の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう、実施するものとする。

(2) 町は、給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者をあらかじめ確保しておく。

(3) あっせんの要請

町は、自らの施設の応急復旧を実施することが困難なときは、県に復旧資材や技術者等のあっせんに要請する。

【給水施設復旧工事指定業者】

名 称	所 在 地	電話番号
上里町管工事業協同組合	上里町大字金久保 1003	0495-33-3363

第4 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

町は、被災者に罹災証明書を発行し、生活の再建を支援する。

また、罹災証明書発行の機会に被災者台帳を作成し、復旧・復興期の被災者の生活再建支援に役立てる。

1 実施責任者

被災者に対する罹災証明、被災者台帳の作成は、本部長（町長）が行う。

2 実施担当者

被災者生活再建のための被災者台帳の作成は被災者支援班、罹災証明書発行は調査班がそれぞれ行う。

3 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住家と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等をもとに、罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、被災建築物応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

町は、発災時に被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ・支援の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

(2) 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する支援の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

5 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害発災時に、市町村間で相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

第5 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理計画

災害により住家を滅失した人で、自力で住家を確保できない人に対して、応急仮設住宅を設置・供与し、又は破損箇所の修理ができない人に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な住居の安定を図る。

1 公的賃貸住宅の供与

町は、住家を失った被災者に対して、町営住宅等の空室を確保して一時的に供与するとともに、県に対して、県営住宅の空室の一時使用について要請する。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、発災後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に供与する。

(1) 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の設置は、県が実施するものとする。建設用地の確保及び入居者の選定は町が行う。ただし、災害救助法第30条の規定に基づき、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合は、設置についても町が実施する。

(2) 実施担当者

被災者に対する応急仮設住宅に関わる実施担当者は、土木部長とする。

(3) 応急仮設住宅の設置

ア 設置場所

原則として町有地とするが、状況により私有地、その他に設置する場合は、所有者と町との間に賃貸借契約を締結するものとする。契約場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上適した場所とする。

イ 入居資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次の条件に該当する者とする。

- ①住家が全焼、全壊又は流出した者であること
- ②居住する住家がない者であること
- ③自らの資力をもってして、住家を確保することができない者であること
例えば、次の者を優先して選定する。
 - ・特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者等
 - ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ・特定の資産のない母子・夫婦世帯
 - ・特定の資産のない勤労者
 - ・特定の資産のない小企業者
 - ・上記に準ずる経済的弱者

ウ 入居者の選定

入居者の選定は、入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度、住宅困窮の状態、資力その他を勘案の上、本部会議において決定する。

エ 応急仮設住宅の管理

土木部長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう、関係各部長と調整する。

また、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

(4) 民間賃貸住宅の活用（賃貸型応急住宅）

町は、必要に応じて、県に対し賃貸型応急住宅の供与を要請し、県は関係団体と協力し、賃貸型応急住宅のリスト作成や提供方針を決定した上で、町に賃貸型応急住宅を供与する。

3 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

被害家屋の応急修理は、本部長（町長）が行う。

(2) 修理対象者の基準

災害救助法が適用された場合、次の条件を満たすものを対象として、住宅の応急修理を行う。

【応急修理の対象者】

- | |
|---|
| <p>① 災害により、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）又は一部損壊（準半壊）の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者</p> <p>② 大規模半壊の被害を受けた者</p> |
|---|

(3) 修理の範囲

応急修理の範囲は、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(4) 住宅の応急修理の戸数、費用、期間等

住宅の応急修理の戸数、修理費用、修理期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

ア 被害状況、被災度等により、修理戸数を決定する。

イ 応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準とする。

ウ 修理期間は、災害発生の日から3か月以内に完了すること。（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）

4 資材等の調達先

応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に使用する資材等の調達は、町内外の建設業者及び建材業者に協力を要請する。

第6 文教対策計画

文教施設・設備の被害又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が実施できない場合の応急教育及び応急復旧等について定める。

1 応急教育・応急保育

(1) 実施責任者

文教施設が災害により被災した場合又は児童・生徒等が被災した場合の文教対策は、副本部長（教育長）が行う。

(2) 実施担当者

文教施設が災害により被災した場合、又は児童・生徒等が被災した場合の文教対策の実施担当者は、教育部長とする。

(3) 発災時の対応

- ・状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告する。
- ・状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等適切な措置をとる。
- ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急救助及び手当を行うなど、その万全を期する。
- ・児童・生徒等が在校（園）時は、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。
- ・登下校時、夜間、休日等の在校（園）外時は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校（園）等適切な措置を講じる。
- ・避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立する。

(4) 文教施設・設備の応急復旧対策

ア 町は、被害の程度を迅速に把握し、応急復旧可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

イ 校（園）舎の全部又は大部分が被害を受け、教育又は保育の実施が困難な場合は、早急に校（園）舎の再建、仮校（園）舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

(5) 応急教育実施の方法

ア 学校全損の場合

学校施設が被害により、その全部を用途に供し得ない場合は、近隣の余裕学校に応急救容し、分散授業を実施する。この場合、余裕学校がなく、又は不足し、被災学校の児童・生徒を収容し得ない場合には、公民館、寺院等その他学校の用に供し得る建物において分散授業を実施する。

イ 学校一部破損の場合

学校施設が被害により、その一部を用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上、緊急に修理を要する箇所について応急修理あるいは補強を実施し、学校教育に支障を来たさないよう万全の措置を講じ、できる限り授業を実施する。

なお、必要に応じて、仮校舎の建築、二部授業等の編成を行う。

(6) 給食等の措置

- ・災害対策本部は、本庄上里学校給食センターが被害を受けた場合、町教育委員会、本庄市教育委員会、本庄上里学校給食組合と連携を密にし、速やかに応急復旧措置を講じ、できる限り給食を継続して実施する。
- ・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- ・学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。
- ・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(7) 教育実施者の確保措置

町は、災害のため、教員に欠員を生じた場合には、近隣市町の教育委員会に不足職員の緊急派遣を求めるなど、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

2 教材、学校用品等の調達及び配給

(1) 調達・配給

町は、災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。なお、災害発生の日から、文房具及び通学用品については15日以内、教科書（教材を含む）は1か月以内に給与する。

(2) 調達先

文房具、学用品は、町内外の文房具店より調達する。

3 文化財の応急措置

町は、発災後、速やかに町内の文化財及びその周辺の被害状況について調査・把握する。

- (1) 文化財の周辺で火災延焼が発生し、文化財への延焼が懸念される場合は、直ちに消防本部に連絡し、消火・延焼防止活動を行う。
- (2) 建造物が被災した場合には、町は、教育委員会や文化財愛護ボランティアによる被害状況報告を受けて次の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

【応急措置の内容】

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいつきは、損壊を防ぎ、覆屋*等を設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- (3) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- (4) 石造物には崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、関係部署と連携し、保存の処置を進める。

第17節 障害物除去計画

災害に際して、土砂、立ち木等の障害物が住居及び道路等に堆積され、生活上支障を来たす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護並びに交通路の確保を図る。

第1 障害物の情報収集及び危険回避措置

1 情報の収集及び提供

町及び防災関係機関は、障害物の除去対策を行うにあたり、それぞれ情報収集を行うとともに、必要な場合は、相互に情報提供を行う。

【情報の収集先】

道水路の別	管理者	連絡先	電話番号
烏川・神流川	国	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所河川管理課	027-345-6041
利根川		国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所防災対策課	0480-52-3956
上記以外の河川法適用河川	埼玉県	本庄県土整備事務所	0495-21-3141
河川法適用外河川	上里町	上里町役場	0495-35-1221
国道17号、本庄道路	国	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所熊谷国道出張所	048-532-3680
上記以外の国県道	埼玉県	本庄県土整備事務所	0495-21-3141
関越自動車道	NEXCO 東日本	東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所	027-353-0211
町道	上里町	上里町役場	0495-35-1221

2 町における情報の収集

- (1) 町民等からの通報による情報や職員による町内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。
- (2) 土木部は、情報を収集し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定するとともに、除去の予定や進捗状況についても随時災害対策本部に報告する。

第2 道路等の障害物の除去

1 実施責任者

道路上の障害物の除去に関わる計画の策定とその実施については、防災関係機関と協力しつつ、本部長（町長）が行う。

2 障害物除去の対象

- ・ 町民の生命、身体及び財産を保護するため、除去を必要とする場合
- ・ 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- ・ 緊急の応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- ・ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- ・ 本部長（町長）は、障害物の除去にあたり、消防機関及びその他の団体の協力を要請して作業班を編成する。また、必要に応じて知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- ・ 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。

なお、町は、町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 除去の優先順位

障害物を除する際の優先順位は、次のとおりである。

- ① 災害の拡大防止、人命救助に必要な場合
- ② 緊急輸送路に使用する道路
- ③ 不通により町民の生活に著しい支障のある道路
- ④ その他障害物の除去を必要と認める道路

第3 河川等関係障害物の除去

1 実施責任者

河川等の障害物の除去に関わる計画の策定とその実施については、防災関係機関と協力しつつ、河川管理者が行う。

2 障害物除去の対象

- ・ 河川等の溢水防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合
- ・ 緊急な応急措置を実施するため、除去を必要とする場合
- ・ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

本部長(町長)は、河川等の機能を確保するため、被害状況に応じ防災関係機関と協力し、効果的な方法により障害物を除去する。

第4 住居に関わる障害物の除去

住居に関わる障害物の除去は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準に準拠して、次のとおり実施する。

1 対象

障害物の除去の対象となるものは、半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に土砂、立ち木等の障害物が運び込まれた状態にあり、自力では当該障害物を除去ができないものとする。

2 除去の方法

土木部は、町内外の建設業者及び造園業者等の協力を得て、障害物の除去を行う。

3 費用

住居に関わる障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準を準拠する。

4 実施期間

災害発生日から10日以内とする。

第5 障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、次のとおりとする。

- ・交通に支障のない国有地・県有地又は、町有地を選ぶものとする。
- ・国有地・県有地、又は町有地に適当な場所がないときは、私有地を使用することになるが、この場合においては、原則として賃貸借契約を締結するものとする。

第18節 輸送計画

災害応急対策の実施にあたり、被災者を避難させるための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、輸送の万全を期するものとする。

第1 輸送力の確保

本部長（町長）は、町所有車両を全面的に活用するとともに、町内における輸送業者及び町民に協力を依頼し、輸送力の確保を図る。

1 車両等の確保・運用

（1）実施責任者

災害時における輸送車両の確保は、本部長（町長）が行う。また、災害救助法が適用された場合で、災害救助法第30条により町長が災害救助法に定める救助事務を委任された場合、救助のための輸送については町長が行う。

（2）実施担当者

災害時における輸送車両の確保の実施担当者は、総務部長とする。

（3）町所有車両

町所有車両の状況は、資料編 資料16 町所有車両及び上里分署車両のとおりである。

※資料編 資料16 町所有車両及び上里分署車両 参照

（4）協力要請

町は、発災時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、県に対して調達、あつせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

2 配車の方法

各部への車両種別ごとの配車数及び配車方法については、各部と緊密に連携をとり、応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置に支障のないようにする。

3 輸送の範囲

輸送の範囲は、次のとおりである。

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救助用物資の運搬
- ・遺体の捜索及び遺体の処置のための輸送及び人員資材の輸送

第2 空中輸送手段の確保

1 空中輸送の実施

町は、陸上交通が困難な場合、又は緊急を要する場合、県や自衛隊等の防災関係機関に空中輸送の実施を依頼する。

2 臨時ヘリポートの確保

町は、ヘリコプターの利用に備えて、次の臨時ヘリポートを確保する。

【臨時ヘリポート一覧】

名 称	所 在 地
忍保パブリック公園	上里町大字忍保地内烏川右岸
堤調整池運動公園	上里町大字堤地区

※上記臨時ヘリポートは、洪水浸水想定区域内となるため、「第1編共通編 第2章 第5節応急対応力の強化」の見直しに応じて変更する。

第3 災害救助法が適用された場合の費用

町は、応急救助のための輸送に要した費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第392号）の範囲内において県に請求する。

第19節 要員確保計画

応急対策を実施する際に不足する労力については、労務者の雇い上げを行い、労務供給の万全を期する。

第1 労務供給計画

1 実施責任者

発災時における労働力の確保については、本部長（町長）が行う。また、災害救助法が適用された場合は、あらかじめ知事の委任を受けている救助のための労働力の確保については町長が行う。

2 実務担当者

発災時における労働力の確保の実務担当者は、総務部長とする。

3 要員の確保

- (1) 町は、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、熊谷公共職業安定所本庄出張所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期する。ただし、緊急を要する場合は、町内より雇い上げるものとする。

【熊谷公共職業安定所本庄出張所】

名 称	住 所	電話番号
熊谷公共職業安定所本庄出張所	本庄市中央2-5-1	0495-22-2448

- (2) 町は、次の災害応急活動の実施に必要な労務の供給は、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

【労務供給による災害応急活動の種類】

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産の補助
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救助用資材の整理、輸送及び配分
- ・遺体の捜索
- ・遺体の処置

- (3) 指揮命令系統

災害応急対策のために確保された従事者は、災害対策本部員の指揮命令に従う。

4 災害救助法が適用された場合の費用等

町は、応急救助のための人件費として要する費用について、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において、県に請求する。

第20節 自衛隊派遣要請計画

災害の態様及びその規模から、町単独では災害応急活動が十分に行えず、自衛隊の応援が必要な場合は、「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の派遣を要請する。

第1 災害派遣要請依頼

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、本部長（町長）が行うものとする。

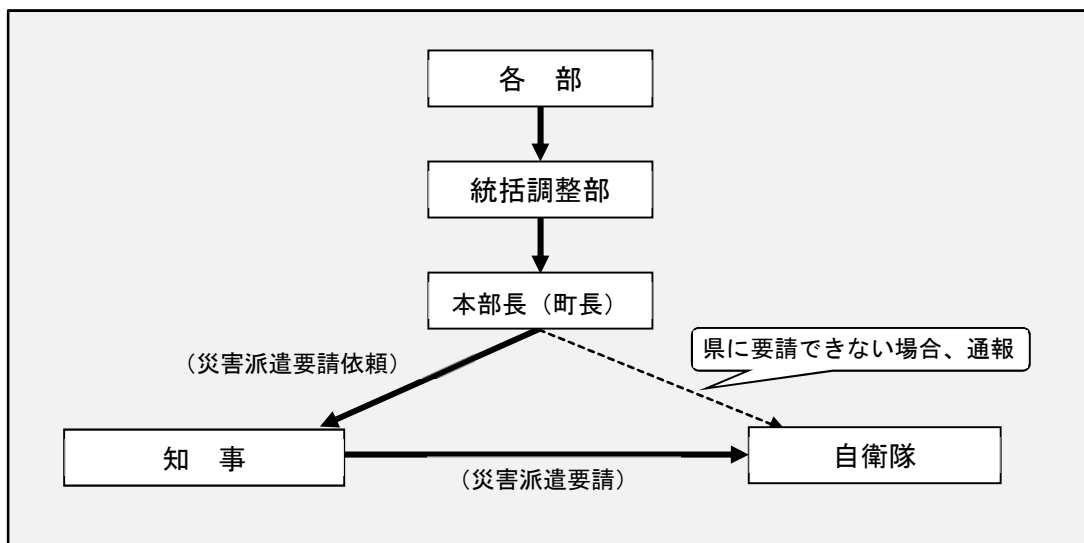
本部長（町長）は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請をする余裕がないとき、若しくは通信等の途絶により知事に要求できないときは、直接最寄りの部隊に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

【災害派遣要請依頼手続】

提出先	埼玉県統括部
部数	文書3部
連絡方法	緊急を要する場合は、電話等で行い、事後文書送付
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況及び派遣を要請する事由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・その他参考となるべき事項

【災害派遣（撤収）要請依頼の流れ】



第2 要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命の救助及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

【要請の範囲】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・被害状況の把握 | ・避難者の誘導、輸送 |
| ・避難者の搜索、救助 | ・水防活動 |
| ・消防活動 | ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ・通信支援 |
| ・人員及び物資の緊急輸送 | ・炊事及び給水支援 |
| ・救援物資の無償貸付又は贈与 | ・交通規制の支援 |
| ・危険物の保安及び除去 | ・予防派遣 |
| ・その他 | |

第3 災害派遣部隊の受入体制の確保

1 緊密な連絡協力

町、県、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長(町長)及び知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

本部長(町長)及び知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

【作業計画に盛り込む事項】

- | |
|-----------------------|
| ・作業箇所及び作業内容 |
| ・作業の優先順位 |
| ・作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 |
| ・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |

4 自衛隊との連絡窓口一本化

本部長(町長)は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

5 派遣部隊の受入れ

本部長(町長)及び知事は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

【準備する施設等】

- ・本部事務室
- ・宿舎
- ・材料置き場（野外の適当な広さ）
- ・駐車場（車一台の基準3m×8m）
- ・ヘリポート（2方向に障害物がない広場）

第4 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により、速やかに知事及び災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

【自衛隊の自主派遣の要件】

- ・大規模災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- ・通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- ・災害発生に際し、特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められる場合の部隊の派遣

第5 派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収は、本部長(町長)があらかじめ当該派遣部隊の長と協議して知事に要請する。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

【経費の区分の基準】

- ・派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ・派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

第21節 環境衛生整備計画

被災地における一般廃棄物の収集及びし尿処理及び災害廃棄物の収集・運搬、処理を適切に実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復旧・復興を図る。

第1 防疫活動

町は、被災地に発生する感染症の予防を実施し、防疫の万全を期する。

1 実施体制

(1) 実施責任者

災害時における防疫の実施は、本部長（町長）が行う。

(2) 実施担当者

発災時における防疫の実施担当者は、衛生部長とする。

(3) 防疫実施班の編成

衛生部長は、各部より応援を得て防疫実施班を編成し、保健所と協力して防疫活動を行う。

【防疫実務班の編成（例）】

区 分	1班の所要人員（人）				
	保健所	開業医	町	その他	計
検病疫学調査	1	-	3	1	5
健康診断	1	-	1	2	4
清掃・消毒方法	1	-	10	2	13
そ族昆虫駆除	-	-	5	1	6
予防接種	-	1	4	1	6
合計	3	1	23	7	34

2 防疫業務の実施

町は、浸水家屋等に対する消毒に際して、消石灰、クレゾール等の薬剤を各戸に配布するほか、次により行う。

区 分	内 容
検病疫学調査	患者が出た場合の調査は保健所が行う。町は住民サービスとして、保健指導の範囲で聞き込み等により在宅患者の調査を行い、発見したときは保健所に連絡する。
清掃・消毒方法	感染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃を行う。薬品による消毒を実施する。
そ族昆虫の駆除	汚染地域における蚊、はえ、そ族等の防除のため、薬品の散布及び発生原因を除去し、そ族昆虫を駆除する。
予防接種	臨時の場合、県と町が協議して行う。

3 防疫用資材の調達

町は、防疫消毒資材及び予防接種資材については現有のものを使用し、不足の場合は、本庄市児玉郡医師会及び本庄市児玉郡薬剤師会等の協力を得て調達する。

また、必要に応じ知事に供給要請する。

第2 清掃計画

町は、被災地におけるごみ及びし尿並びに災害時に発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期復旧・復興を図る。

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地内における清掃の実施は、本部長(町長)が行う。

(2) 実施担当者

被災地内における清掃の実施担当は、衛生部とする

2 一般廃棄物の処理

(1) 一般廃棄物の収集・運搬及び処分

ア 生活系ごみ(避難所ごみを含む。)は、町自ら又は委託業者により収集する。収集にあたっては、腐敗性廃棄物等を優先的に収集・運搬する。

イ 町は、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。

(2) 排出場所

衛生部は、通常の排出場所の他、避難所等にごみ集積所を設置する。

(3) 分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、衛生部は町民に広報するとともに、避難所において指導する。収集は可燃物を優先する。

なお、分別排出が不可能な場合は、臨時集積所等で分別を行ってから処分する。

(4) 応援要請

本部長(町長)は、ごみの収集・運搬、処理について、町の処理能力を超え対処できなくなった場合には、県、他市町村及び関係団体に応援要請を行う。

(5) ごみ(一般廃棄物)の搬入・処理先

ごみ(一般廃棄物)の搬入・処理先は、次のとおりである。

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター
所在地	本庄市東五十子 151-1
電話番号	0495-22-8201
処理施設	ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設
処理能力	可燃ごみ：228ト/24h、不燃ごみ：68ト/5h

3 災害廃棄物の処理

(1) 処理方針

大規模災害によって発生した災害廃棄物の処理は、原則として事業者等自身で処理が可能な場合は、事業者、管理者が処理する。その他、個人住宅等の建築物廃材については町が処理するものとする。

【災害廃棄物の処理方法】

区分	処理方法
住宅・建築物系（個人・中小企業）	町が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業者等	大企業が自己処理する。
公共・公益施設	施設の管理者において処理する。

(2) がれき処理の実施

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況がみられる場合は、適宜巡回し、計画的に収集・運搬を行う。

ア 仮置場の決定

衛生部は、公用地又は町民生活に支障のない場所の中から、災害廃棄物の仮置場を選定する。また、仮置場の配置計画を策定する。

イ 仮置場への搬入

衛生部は、災害廃棄物の仮置場への搬入を町内の建設業者等に要請する。町内の業者で対応が困難な場合は、本部長（町長）が他市町村に応援を要請する。

ウ 適正処理

衛生部は、十分な分別収集を関係機関、町民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理、リサイクルに努める。

また、適当な時期に仮置場の災害廃棄物を（1）の処理方針に基づき処理する。なお、（1）の処理方針での対応が困難な場合には、関係市町村及び事業者に協力を要請する。

(3) 不法投棄の監視

町は、仮置場における夜間の不法投棄を防止するため、出入口の施錠、警備員の配置等に努める。

(4) 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村への協力要請を行う。

(5) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

町は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱事業者から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

第3 し尿処理

1 被害状況の把握

衛生部は、下水道の被害状況及び浄化槽関係業者から、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレの設置

衛生部は、1の情報をもとに、必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置場所は、次の場所とする。なお、設置にあたっては、障害者等への配慮を行う。

また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、衛生上の配慮に十分努める。

【仮設トイレの設置場所】

- ・指定避難所
- ・町管理の公園
- ・その他必要と認められる場所

(2) 仮設トイレの確保

衛生部は、備蓄している災害用トイレを活用するとともに、リース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

(3) し尿の収集・運搬、処理

衛生部は、仮設トイレのし尿の収集・運搬を、し尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、本部長（町長）は、他市町村に応援を求める。

(4) 仮設トイレの撤去

衛生部は、上下水道が復旧し、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3 し尿処理場の所在地

施設名	児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター
所在地	本庄市新井 1029-1
電話番号	0495-22-2097
処理能力	150 キロリットル／日

第22節 広域応援受入計画

大規模災害発災時には、被害が拡大し、町や近隣市町のみで災害応急活動に対処することが困難な事態が想定される。

このため、国や県、他自治体等の協力を得て応急対策を実施し、被害の拡大を抑止する。

また、国や県、他自治体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

第1 国からの応援受入れ

町は、大規模、緊急又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及びあっせんを円滑に受入れる。

1 受入体制の確立

国は、大規模災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療等の活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有しているため、町及び県は、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

また、応援団体から派遣されるリエゾン（情報連絡員）*や応援職員が円滑に活動できるよう、県に準じた配慮を行う。

(1) 国が行う活動

- ・自衛隊の災害派遣
- ・警察の広域緊急援助隊
- ・消防の緊急消防援助隊
- ・医療の広域医療応援
- ・TEC-FORCE（国土交通省の緊急災害対策派遣隊）*
- ・その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

2 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

ア 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

イ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

(2) 応援受入れの対応

- ・受入窓口
- ・応援の範囲又は区域
- ・担当業務
- ・応援の内容

(3) リエゾン等への配慮

- ・活動場所の提供
- ・被害状況や受援ニーズ等の情報提供
- ・本部会議等への参加機会の提供
- ・仮眠場所の提供
- ・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

第2 他自治体からの応援受入れ

大規模災害により、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合や広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの応援を円滑に受入れる。

1 受入体制の確立

他自治体における専門的技術及び知識を有する職員を受入れるため、町は、県と連携し体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ・九都県市からの応援
- ・関東知事会からの応援
- ・他の都道府県又は市町村からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ・災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ・医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ・被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、被災建築物応急危険度判定等）
- ・災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

2 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

防災関係機関との相互協力により、町が受入窓口を設置し、他自治体の職員を交代も含め円滑に受入れる。

(2) 受入れへの対応

- ・ 受入窓口の開設
- ・ 応援の範囲、区域及び制約条件の説明
- ・ 担当業務の説明
- ・ 応援の内容
- ・ 交通手段及び交通路の確保
- ・ 必要な資源の把握と供給

第3 ボランティア等の応援受入れ

発災後のボランティア活動は、救援・救護活動に重要な役割を担っている。ボランティアの善意が効果的に活かされるよう、町社会福祉協議会、県災害ボランティアネットワーク(彩の国会議)、ボランティア団体等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

1 実施体制

(1) 実施責任者

民間団体の活動に関する計画の策定及び実施の推進は、本部長(町長)が行う。

(2) 実施担当者

民間団体の活動に関する計画の策定及び実施の担当者は、総務部長とする。

2 ボランティア活動の依頼

本部長(町長)は、災害のため民間諸団体の支援を必要とするときは、当該団体の責任者に対し、ボランティア活動のための出動を要請し、概ね次に掲げる活動内容について依頼する。

なお、発災時には、介護や通訳、建物判定等、特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

【ボランティアの活動分野】

区分	活動内容
一般 ボランティア	町災害ボランティアセンターの運営補助(発災早期に被災地入りした団体に依頼する。)
	指定避難所の運営補助
	医療機関、社会福祉施設等の支援
	救助物資の仕分け、運搬、配布
	広報活動(張り紙・チラシの配布、貼付等)
	その他危険のない軽作業

区分	活動内容
専門 ボランティア	救急救護（医師、保健師、看護師等）
	福祉（介護士、保育士、障害別の専門ボランティア（手話通訳等））
	情報通信（アマチュア無線技士等）
	通訳（外国語通訳）
	土木・建築（建設作業員等）
	被災建築物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	相談業務（カウンセラー（メンタルケア）等）

3 依頼する団体等

- ・ 区長会
- ・ 女性団体連絡協議会
- ・ 個人のボランティア

4 災害ボランティアセンターの設置

町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

町のみではボランティアが不足する場合は、活動内容、必要人数等を明らかにし、県又は県災害ボランティアネットワーク（彩の国会議）に、ボランティアの派遣を要請する。

5 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第4 公共的団体からの応援受入れ

大規模災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

町は、公共的団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受入れる。

1 受入体制の確立

町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にして発災時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 町が行う対策

被災地域にある所掌事務に係る公共的団体と応急対策等にあたって積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

公共的団体は、次のとおりである。

- | | | |
|---------------|------------|----------|
| ・農業協同組合 | ・商工会 | ・交通安全協会 |
| ・管工事業協同組合 | ・区長会 | ・社会福祉協議会 |
| ・民生委員・児童委員協議会 | ・女性団体連絡協議会 | ・赤十字奉仕団 |
| ・シルバー人材センター | ・医師会 | ・薬剤師会 等 |

イ 活動

- | |
|------------------------------------|
| ・異常現象、危険な場所等を発見したときに、防災関係機関に連絡すること |
| ・災害時における広報等に協力すること |
| ・出火の防止及び初期消火に協力すること |
| ・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること |
| ・被災者の救助業務に協力すること |
| ・炊出し及び救助物資の調達配分に協力すること |
| ・被害状況の調査に協力すること 等 |

第2編 風水害対策編
第1章 風水害応急対策計画
第22節 広域応援受入計画

第3編 震災対策編

第 1 章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

町内に地震が発生したときは、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、県や指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、その所掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施する。

第1 町の活動体制の種別及び配備区分

町は、あらかじめ震災に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくとともに、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、同法第30条に基づき救助事務を実施し、知事が行う救助を補助するものとする。

この場合、震災の程度に応じた動員配備体制を備え、平常業務との調整を図る。

1 町における意思決定の基準

町における震災時の対策に関わる意思決定は、災対法に基づき町長（災害対策本部長）が行う。

町長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりである。

【意思決定基準】

順位	職名
第1順位	副町長
第2順位	教育長
第3順位	くらし安全課長

2 活動体制と配備基準

震災時の活動体制及び配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	活動内容
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5弱の揺れを観測した場合 その他町長が必要と認めたとき 	災害対策本部を設置しないで、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5強以上の揺れを観測した場合 その他町長が必要と認めたとき 	災害対策本部を設置して、町の組織及び機能の全てをあげて活動する体制

3 体制の種別による職制及び所掌事務並びに指揮者

- (1) 警戒体制
 - ア 職制及び所掌事務
災害対策本部所掌事務に準ずる。
 - イ 指揮者
防災主管課長（くらし安全課長）とする。
- (2) 非常体制
 - ア 職制及び所掌事務
災害対策本部所掌事務による。
 - イ 指揮者
本部会議の決定に従い、各部長が行う。

第2 災害対策本部の設置及び廃止基準

1 設置

町長は、町の地域に震度5強以上の地震の揺れが発生した場合、又は地震が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、「上里町災害対策本部条例」に基づき、災害対策本部を設置する。災害対策本部が設置された場合は、直ちに防災関係機関に通知する。

2 震災における災害対策本部設置基準

- (1) 町の地域に震度5強（熊谷地方気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- (2) 町の地域に大規模な地震が発生し、その必要が認められたとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

注：規模、程度により、災害対策本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。

3 廃止

本部長（町長）は、予想された地震発生の危険が解消したと認められた場合、又は震災応急対策が概ね完了したと認められた場合は、災害対策本部を廃止する。

4 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により、報告及び公表するとともに、災害対策本部の標識を町庁舎正面玄関に掲示する。

報告及び公表先	報告及び公表の方法	責任者
町民	報道機関を通じて公表	総務課長
	防災行政無線	くらし安全課長
各部班	庁内放送	総務課長
県	防災情報システム、電話等	くらし安全課長
報道機関	防災情報システム、電話等	総務課長

なお、廃止した場合の報告は、設置したときに準じて行う。

第3 上里町災害対策本部組織

上里町災害対策本部組織は、「第2編 風水害対策編 第1章 第1節 活動体制計画 第3 上里町災害対策本部組織」を準用する。

第4 上里町災害対策本部主要な所掌事務

上里町災害対策本部の主要な所掌事務は、次に示すとおりである。

なお、詳細な所掌事務（主な対応）については、「上里町職員初動マニュアル」に定める。

部名 (部長)	班名	主要な所掌事務
統括調整部 (くらし安全課長)	連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び運営に関すること ・県、国、防災関係機関との連絡調整に関すること ・避難指示等の発令に関すること 等
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報全般の把握、取りまとめに関すること ・連絡調整班の支援に関すること
総務部 (総務課長)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員・配備に関すること ・報道機関への対応に関すること ・町民への広報に関すること 等
	業務班	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に関すること ・受援に関すること ・ボランティア活動についての社協等との連絡調整に関すること 等
	会計班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費に関すること ・義援金等の受付、配分に関すること
救助部 (健康保険課長)	避難所統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難所の開設・運営に関すること ・安否情報の収集、回答に関すること ・応急保育に関すること

第3編 震災対策編
 第1章 震災応急対策計画
 第1節 活動体制計画

部名 (部長)	班名	主要な所掌事務
	要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の安否確認に関する事 要配慮者の調査及び対応に関する事 福祉避難所等に関する事
	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容・安置・火葬に関する事 被災者台帳の作成に関する事 災害弔慰金等の支給に関する事 等
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> 災害医療・助産に関する事 避難者等の保健衛生に関する事 防疫に関する事
衛生部 (上下水道課長)	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水に関する事 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	廃棄物班	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理に関する事 し尿の収集、処理に関する事 環境保全に関する事
農林部 (産業振興課長)	農林対策班	<ul style="list-style-type: none"> 食料、物資の配布に関する事 救援物資の輸送、集積に関する事 農林水産・商工関係の被害状況の調査に関する事 等
土木部 (道路整備課長)	応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> 河川・道路・橋梁等の被害調査に関する事 河川・道路・橋梁等の応急復旧に関する事 水防活動に関する事 等
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅に関する事 住家の応急修理に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事 町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事 河川占用物の撤去に関する事 公園の被害調査及び応急復旧に関する事 等
教育部 (教育総務課長)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 重要文化財の保護に関する事
	指導班	<ul style="list-style-type: none"> 児童及び生徒の安全確認及び避難に関する事 応急教育に関する事 学用品の給与に関する事 等
調査応援部 (税務課長)	調査班	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査に関する事 罹災証明等に関する事 税の減免等に関する事

第5 災害対策本部のスペース

災害対策本部のスペースについては、「第2編 風水害対策編 第1章 第1節 活動体制計画 第5 災害対策本部のスペース」を準用する。

第6 上里町議会災害対策本部との連携

町災害対策本部は、上里町議会災害対策本部設置要綱（平成25年3月29日議会要綱第1号）により、議会災害対策本部が設置された場合は、議会対策本部と連携し、救助活動及び救護活動等協力体制を確立する。

第2節 動員配備計画

震災時における災害対策本部の設置等に関わる動員配備、及び緊急初動体制は、次のとおりである。

第1 動員配備

1 動員手続

- (1) 警戒体制における動員配備
防災主管課長（くらし安全課長）が行う。
- (2) 非常体制における動員配備
本部会議の決定に従い、各部長が動員区分に基づいて実施する。

2 連絡方法

- (1) 勤務時間内の動員は、庁内放送又はビジネスチャット等を通じ連絡する。
- (2) 休日又は勤務時間外（以下、「勤務時間外等」という。）における動員は、ビジネスチャットや電話等、最も速やかな方法による。

第2 職員参集

1 自主参集

勤務時間外等において、町の地域に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況に配慮し、職員自らの判断により所属の課所に参集する。

2 非常参集

勤務時間外等において、動員配備体制の参集連絡があった場合は、出先機関を含む職員は、所定の場所に参集する。被害状況等により、所定の場所に参集できない場合は、最寄りの公共施設等に行き、責任者にその旨を告げ、指示を仰ぐ。

3 参集における留意事項

職員の参集においては、次の点に留意する。

- ・まず、自分と家族の身の安全を確認・確保する。
- ・テレビ、ラジオ等で災害に関する情報を収集する。
- ・災害応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
- ・必要物資（本人確認書類、懐中電灯、食料、飲料水、着替え等）を携行する。
- ・近所の職員とともに行動する。
- ・自動車はできる限り使用せず、徒歩、自転車で参集する。
- ・参集途上での情報収集に努める。（ライフライン、道路、河川等の被害情報を中心に）

第3節 相互応援協力計画

震災時において、町による対応だけで困難な場合、県、他市町村及び防災関係機関等との相互応援協力により、適切な災害応急活動を実施する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第4節 相互応援協力計画」を準用する。

第4節 災害情報通信計画

地震に関する情報の収集・伝達、被害状況等の報告、その他災害応急対策の実施に必要な通知・要請等の通信の迅速かつ円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定め、災害情報の収集・伝達体制の強化を図る。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第6節 災害情報通信計画」を準用するほか、地震情報の収集・伝達について次のとおり実施する。

第1 地震情報の収集・伝達

1 緊急地震速報（警報）の発表基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域[※]）又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上の地震が予想された場合、又は長周期地震動階級1以上が予想された場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

【※ 緊急地震速報で用いる区域の名称】

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市町名
埼玉県	埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、比企郡の一部（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町）、秩父郡の一部（東秩父村）、児玉郡〔美里町、神川町、上里町〕、大里郡〔寄居町〕
	埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡〔伊奈町〕、入間郡〔三芳町、毛呂山町、越生町〕、比企郡の一部（川島町）、南埼玉郡〔宮代町〕、北葛飾郡〔杉戸町、松伏町〕
	埼玉県秩父	秩父市、秩父郡の一部（横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町）

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 地震情報の種類

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るに従って、順次、次のような情報を発表している。

【地震情報の種類、発表基準と内容】

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 ^{※1}	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ^{※2} ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 ^{※1}	・震度1以上 ^{※2}	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

第3編 震災対策編
第1章 震災応急対策計画
第4節 災害情報通信計画

※1：気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報で発表する。

※2：気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。
出典：気象庁

第2 地震情報の収集・伝達

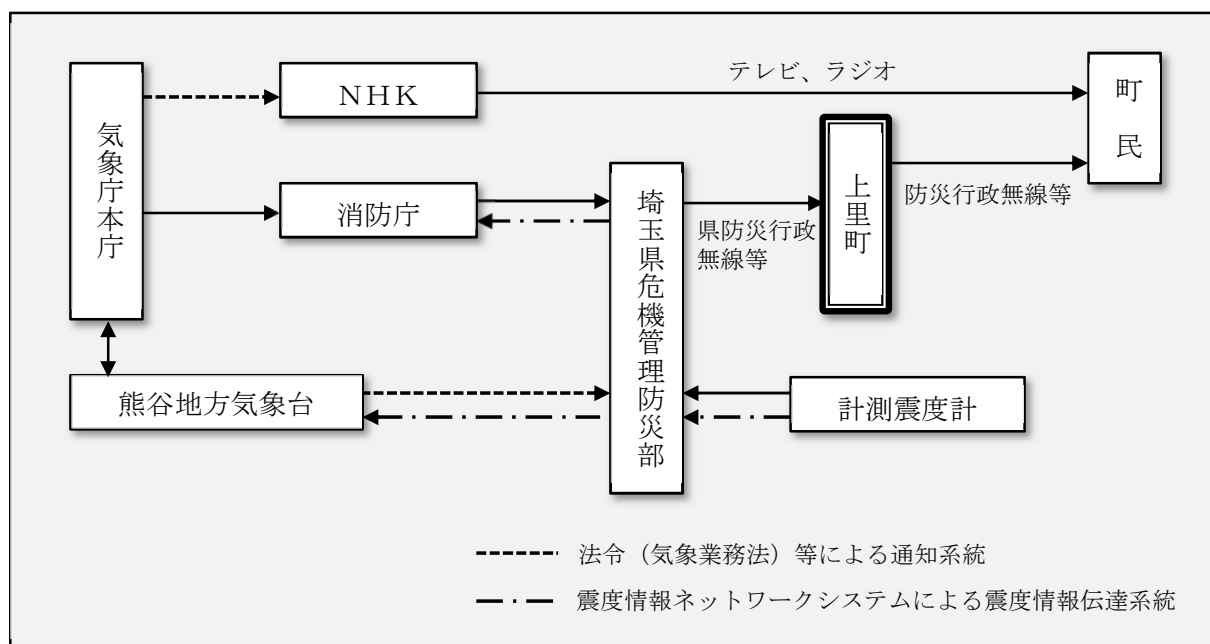
地震情報等は、次の経路により伝達される。

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は、県防災行政無線により町に伝達する。

町は、地震情報を収集した場合、防災行政無線や防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等により直ちに町民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、県内で震度4以上の地震を観測した場合には、防災行政無線の一斉FAXにより、県内の震度分布図と震度一覧が県より送信される。

【地震情報の収集・伝達系統】



第5節 災害広報・広聴計画

地震発生時において、広報活動を通じて正確な情報を周知し、町民の不安の解消を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行う。

また、町民からの相談、要望等に対応するため、適切な広聴活動を実施する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第7節 災害広報・広聴計画」を準用する。

第6節 消防活動計画

消防機関は、地震火災から町民の生命、身体及び財産を保護するため、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第9節 消防活動計画」を準用する。

第7節 災害警備・交通対策計画

警察は、震災から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、震災に関連する犯罪の予防、鎮圧等を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

また、交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、交通及び公共輸送の運行を確保する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 災害警備・交通対策計画」を準用する。

第8節 避難計画

震災時における人的被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施や要配慮者、女性等への対応、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について特に配慮する。

第1 基本方針

震災時には、危険区域内の住民を安全な区域に避難させ、必要に応じて指定避難所に収容して、人的被害の軽減と避難者の支援を図る。避難に際しては、地域住民に対して避難指示等を行う。

避難は、まず避難行動要支援者や要配慮者、傷病者、その後一般町民とし、指定避難所への誘導は、町職員、警察官、消防職員、消防団員等が協力して行う。指定避難所の運営は、町の職員が中心となり、自主防災組織や避難者自身の協力を得ながら実施する。

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の発令

避難指示等の発令は、地震による地盤災害、火災、家屋の倒壊等の災害発生又は発生のおそれがある場合に、町民に危険が切迫し、町民を緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長（町長）が実施する。

本部長（町長）は、避難指示等を行った場合、速やかにその旨を知事に報告する。

【避難指示等を行うとき】

種別	基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・気象庁、防災関係機関から地震等に関する通報があり、避難を要すると判断したとき・大地震の発生により建築物が大きな被害を受け、住居を継続することが危険なとき・地震による火災が拡大し、又は拡大するおそれのあるとき・その他緊急に避難する必要があると認められるとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・地震が現に発生しているとき

2 避難措置の周知

本部長（町長）は、速やかに避難指示等の内容を防災行政無線、広報車、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等のあらゆる広報手段を通じて町民等に周知する。その際、高齢者、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

第3 避難誘導

町民等の避難誘導については、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 避難計画 第3 避難誘導」を準用する。

第4 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設・運営については、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 避難計画 第5 指定避難所の開設及び第6 指定避難所の運営」を準用する。

第5 広域避難・広域一時滞在

震災時における広域避難又は広域滞の実施に関しては、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 避難計画 第7 広域避難・広域一時滞在」を準用する。

第9節 救急救助・医療救護等計画

震災のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療又は助産等の処置を施し、被災者の保護の万全を期する。

また、生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出するとともに、死亡者については応急埋葬を実施する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第12節 医療救護等計画」を準用する。

第10節 要配慮者等の安全確保計画

震災時において、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や在宅で介護サービスを受けている高齢者、言葉や文化が異なり、災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等は、避難、避難生活等において支障を生じることが予想されることから、安全確保対策を講ずる。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第13節 要配慮者等の安全確保計画」を準用する。

第11節 帰宅困難者対策計画

大規模地震が発生した場合には、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人々が滞留し、多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。

このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、家族等への安否確認手段の提供、事業者や学校等での一時的滞在、神保原駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

第1 混乱防止対策

1 帰宅困難者への情報提供

- (1) 町は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等について、緊急速報エリアメール等により伝達するとともに、簡易地図等を配布する。
- (2) 町は、安否を気遣う家族等への安否確認手段として、NTT災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板サービスの利用を広報する。

【帰宅困難者に伝える情報（例）】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

第2 一時滞在施設の開設・運営

1 一時滞在施設への誘導

町は、災害の発生により町内で新幹線等が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設である上里町総合文化センターに乗客を誘導する。

2 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは町が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたことなどが、一つの判断材料となる。

町は、上記の点を踏まえ、閉鎖について検討する。

その他の一時滞在施設に関する事項は、「第2編 風水害対策編 第1章 第14節 帰宅困難者対策計画 第2 一時滞在施設の開設・運営」を準用する。

第3 事業者・学校等における帰宅困難者対策

事業者・学校等における帰宅困難者対策については、「第2編 風水害対策編 第1章 第14節 帰宅困難者対策計画・第3 事業者・学校等における帰宅困難者対策」を準用する。

第4 帰宅支援

混乱が収束し、鉄道の運転再開、道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、町及び県等は、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所を提供するよう努める。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第14節 帰宅困難者対策計画・第4 帰宅支援」を準用する。

第12節 公共施設、ライフライン等の応急対策計画

災害応急活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン、交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関は相互に連携し、応急対策を実施する。

第1 公共施設等の応急対策

公共施設等の応急対策については、「第2編 風水害対策編 第1章 第15節 公共施設、ライフライン等の応急対策計画 第1 公共施設等の応急対策」を準用するほか、次の対策を講ずる。

1 施設管理者への応急対策の指導

町は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

また、公共施設等の管理者に対し、発災時には施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な災害応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるよう、次の措置を講じるよう指導する。

【施設管理者が行う応急対策】

- ・避難対策については、特に綿密な計画を策定して万全を期する。
- ・地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- ・緊急時には、防災関係機関へ通報し臨機の措置を講ずる。
- ・指定避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- ・収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- ・被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設等の危険度判定

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

- (1) 町は、所有している公共施設について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。
- (2) 町は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣等の協力体制を図り、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制を整備する。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

3 応急措置

町は、被災建築物応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第3 ライフライン

ライフラインの応急対策は、各事業者が実施するものとし、災害状況や各施設の被害状況、各設備の災害復旧の難易を勘案し、復旧効果が最も高いものから行う。

また、町は、医療機関や社会福祉施設等の機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第15節 公共施設、ライフライン等の応急対策計画 第2 ライフライン」を準用する。

第13節 生活支援計画

住家の滅失、損壊等により食料、飲料水、生活必需品の確保が困難な被災者に対して、迅速に必要な物資を供給するとともに、住宅確保や児童・生徒の教育活動の早期再開等により、被災者の生活の安定を支援する。

第1 食料供給計画

町は、被災者及び災害救助に従事する者に対して、食料を調達し、又は炊出し等で給食を実施する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第1 食料供給計画」を準用する。

第2 衣料・生活必需品・その他物資の給与計画

町は、震災により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態の人に対して、生活必需品の給与又は貸与を行う。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第2 衣料・生活必需品・その他物資の給与計画」を準用する。

第3 給水計画

町は、震災により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、速やかに応急給水を実施するとともに、給水施設の応急復旧を行う。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第3 給水計画」を準用する。

第4 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

町は、震災による被災者に対して罹災証明書を発行し、生活の再建を支援する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第4 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成」を準用する。

第5 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理計画

町は、震災により住家を滅失した人で、自力で住家を確保できない人に対して、応急仮設住宅を設置・供与し、又は破損箇所の修理ができない人に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な住居の安定を図る。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第5 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理計画」を準用する。

第6 文教対策計画

小中学校、幼稚園、保育園等は、応急対策等を講じ、児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育・保育活動の確保について万全を期する。

また、震災後、速やかに町内の文化財の応急措置を講ずる。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第16節 生活支援計画 第6 文教対策計画」を準用する。

第14節 障害物除去計画

震災に際して、倒壊家屋や倒木等の障害物が道路等に堆積され、生活上支障を来たす場合に、速やかにこれを除去し、被災者の保護並びに交通路の確保を図る。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第17節 障害物除去計画」を準用する。

第15節 輸送計画

災害応急対策の実施にあたり、被災者を避難させるための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、輸送の万全を期する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第18節 輸送計画」を準用する。

第16節 要員確保計画

応急対策を実施する際に不足する労力については、労務者の雇い上げを行い、労務供給の万全を期する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第19節 要員確保計画」を準用する。

第17節 自衛隊派遣要請計画

震災の態様及びその規模から、町単独では災害応急活動が十分に行えず、自衛隊の応援が必要な場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の派遣を要請する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第20節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第18節 環境衛生整備計画

被災地における一般廃棄物の収集及びし尿処理及び災害廃棄物の収集・運搬、処理を適切に実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第21節 環境衛生整備計画」を準用する。

第19節 広域応援受入計画

大規模震災時には、被害が拡大し、町や近隣市町のみで災害応急活動に対処することが困難な事態が想定される。このため、国や県、他市町村等の協力を得て応急対策を実施し、被害の拡大を抑止する。

また、国や県、他市町村等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第22節 広域応援受入計画」を準用する。

第20節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

具体的には、「第2編 風水害対策編 第1章 第3節 事前措置及び応急措置等 第3 災害救助法の適用」を準用する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

第1節 基本方針

第1 趣旨

南海トラフ地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定等、南海トラフ地震に関わる地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。

町は、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生し得る最大クラスの地震が発生した場合、震度5弱程度が想定されていることから、甚大な被害が発生する可能性は低い。

また、推進地域にも指定されていないが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」を定める。

第2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は、次の2種類の情報名で気象庁が発表する。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

出典：気象庁

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

南海トラフ地震臨時情報の後にキーワードを付記して、気象庁が発表する。

【情報発表条件】

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）、又は想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：気象庁

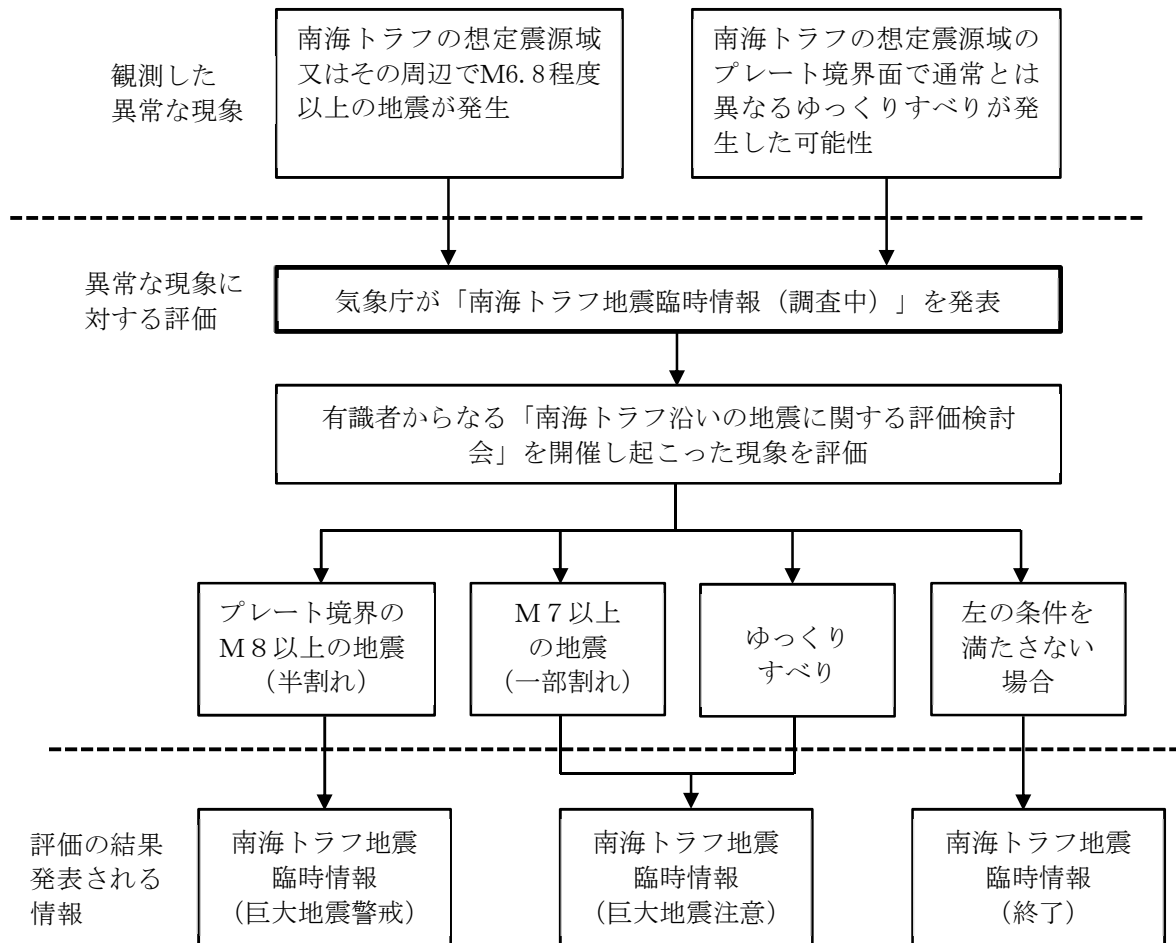
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1 南海トラフ地震臨時情報の防災関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

町は、気象庁や県から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



第2 町民、事業者等への呼びかけ

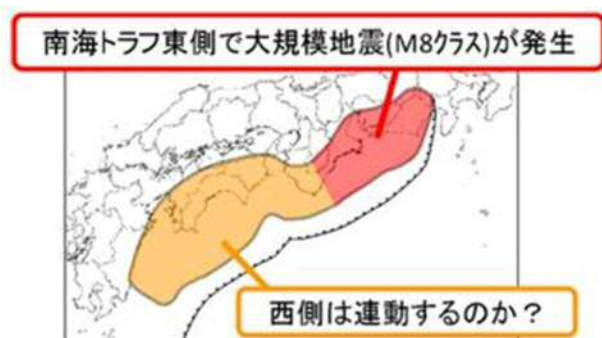
町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、平常時からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、事業者等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

【ケースごとの警戒、注意をする期間】

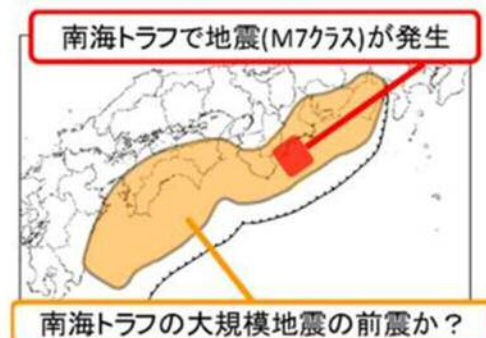
ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間、注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

<半割れケース>



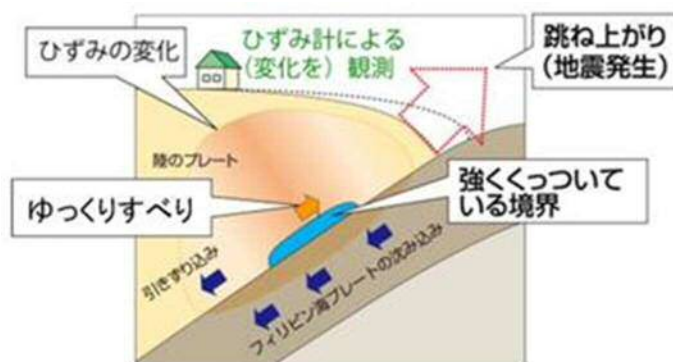
南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合

<一部割れケース>



南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満の地震が発生した場合

<ゆっくりすべりケース>



ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」

1 町民の防災対応

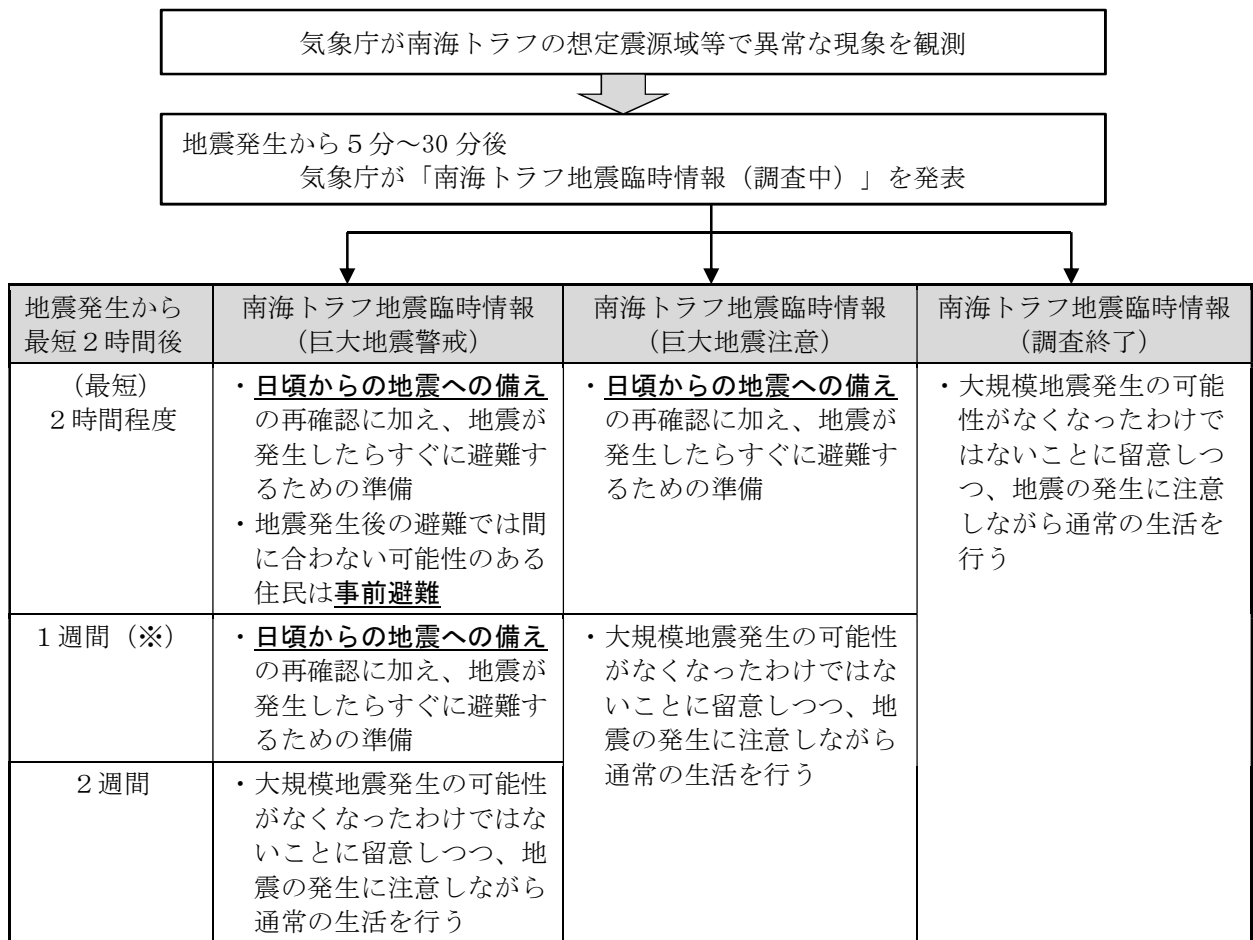
- (1) 日常生活を行いつつ、平常時からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持出袋の確認、避難場所や避難路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- (2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険な所にできるだけ近づかない 等

2 事業者等の防災対応

平常時からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

- (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、物資の集積場所等の災害時活動拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

【南海トラフ地震臨時情報発表後の対応】



※通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで。

出典：内閣府

第3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町、県、防災関係機関は、本編 第1章 震災応急対策計画に基づき、災害対応を行うものとする。

第4編 その他災害対策編

第1章 広域応援対策計画

第1節 広域応援対策計画

首都圏同時被災となる大規模な広域災害が発生した場合は、首都圏の自治体間による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。

町は、町の地域内の被害が軽微だった場合、避難者の受け入れや物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組む。

第1 事前対策

1 広域応援体制の整備

(1) 九都県市合同防災訓練等への参加

県は、関係都県市とともに、九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

町は、九都県市合同防災訓練等に参加するよう努める。

2 広域支援拠点*の確保

町は、県が県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、また、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地の選定に協力する。

なお、発災時は、公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて候補地を選定する。

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 応急対策職員派遣制度に基づく広域応援要員派遣に関わる体制整備

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。

町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力を努める。

(2) 国等が関与して全国的に行われる応援職員の派遣の仕組みに関わる体制整備

町は、県とともに、国等が関与して行われる上記（1）以外の応援要員の派遣の仕組みに基づき、応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制整備へ協力するよう努める。

4 広域避難受入体制の整備

大規模災害発災時には、多くの人々が他都県から町に避難場所を求めることが想定される。

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

町及び県は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

第2 応急対策

1 応援に必要な広域災害情報の収集

県は、広域災害が発生した場合、被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。

町は、広域応援にあたって、県に協力するよう努める。

2 広域応援要員の派遣

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき、応援要員を派遣する。応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣にあたっては、市町村と一体となっていくこととなっている。

このため、町は、県を通じた応援要員の派遣要請に基づき、県等とともに編成した応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策に協力するよう努める。

3 広域避難の支援

県は、広域災害発災時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受入れる。

その際、町は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供するよう努める。自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

【広域避難と受入れの流れ】

- ① 被災市町村から被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ② 被災都県内市町村では受入困難な場合、県への要請及び被災都県との受入協議
- ③ 町と県との受入協議
- ④ 町と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤ 県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥ 被災都県への受入回答
- ⑦ 被災都県から被災市町村への受入回答の伝達
- ⑧ 被災市町村から市町村民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨ 避難者の受入れ（避難誘導を含む）
- ⑩ 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

(1) 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

町は、要請があった場合、避難所の管理者と協議の上、迅速に避難所を提供するよう努める。

なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

(2) 避難者受入方針の決定

県は、各市町村に対し、当該避難者の受入れに関わる経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

(3) 避難所開設の公示及び避難者の収容

町長は、広域避難者を受入れるため避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、避難所の管理運営については、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 避難計画」を準用する。

(4) 要配慮者への配慮

透析患者等医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦等配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

町及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整等、支援の充実に努める。

(5) 自主避難者への支援

町及び県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた避難者に対しても支援に努める。

(6) 避難者登録システム等の活用

県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、町はこれに協力する。

4 災害廃棄物処理支援

町は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県の災害廃棄物の処理について協力するものとし、児玉郡市広域市町村圏組合へ処理を依頼する。

5 環境衛生

町は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理について協力するものとし、児玉郡市広域市町村圏組合へ処理を依頼する。

第3 復旧・復興対策

1 広域復旧復興支援

(1) 復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。町は、職員派遣や必要資材の調達支援等について、県に協力する。

2 遺体の埋・火葬支援

県は、大規模災害発災時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。

その際、町は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼に対応する。

3 生活支援

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、避難者の生活支援を行うものとし、町は県の取組に協力する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 危険物等災害対策計画

災害による危険物取扱施設等の被害を未然に防止するため、取扱施設の実態把握に努めるとともに、各種法令に基づく規制の遵守の徹底や事故防止等の普及・啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

また、発災時には、防災関係機関と連携して、二次災害防止の緊急措置を講じる。

第1 危険物等災害予防

1 留意点

(1) 危険物等に関する法制度の有効活用

危険物等(高圧ガス、毒物・劇物、火薬類等)の安全対策については、それぞれの関係法令により規制・指導が行われている。

しかし、これらの施設で火災や事故が発生した場合や地震等により危険物が流出した場合等は、被害が拡大するおそれがある。

このため、消防機関は、防災関係機関との連携及び予防査察等を通じて、これらの事業者の実態把握に努めるとともに、指導・規制の強化や防災思想の普及・啓発を図る。

(2) 新たな危険物等への備え

半導体、新素材及びバイオテクノロジー等の先端技術産業で使用される特殊材料ガス等の新たな危険物等の出現、危険物等の流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化、複雑化に備えた安全対策指針等の整備について、今後検討していく必要がある。

2 消防法に定める危険物施設の予防対策

消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準は改正ごとに強化されており、地震に対する構造上の安全策が講じられてきた。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外のものや液状化等による要因で、危険物施設が損傷を受けることがある。

事業者は、消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、自衛消防組織の設置や危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

3 高圧ガス施設の予防対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準も段階的に強化されており、地震に対する構造上の安全策が講じられてきた。

しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。

事業者は、高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、高圧ガス製造保安係員の選任等による自主保安体制の確立を図る。

4 毒物・劇物取扱施設の予防対策

毒物・劇物は、その化学的性質上、万一流出すると、多数の人々に重篤な危害を及ぼすおそれがあり、その取扱に関わる保健衛生上の危害を防止する必要がある。

事業者は、毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

5 火薬類施設の予防対策

火薬類は、火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱が規制されている。しかし、万一被害が発生した場合には、二次災害を起こすおそれがある。

事業者は、火薬取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、消防機関は、火災予防上の観点から、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

6 その他の危険物施設における予防対策

最近注目されている新たな危険物等として、放射性物質、先端産業で用いられる特殊材料ガス等がある。これらについても、法令である程度の規制はなされているものの、万一の事故を考慮し、町は、県及び国の動向を踏まえつつ、その実態把握に努める。

また、消防機関は、火災予防上の観点から、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

7 サリン等による人身被害予防対策

町は、町内でサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、防災関係機関との連携体制、職員の非常参集体制を整備する。

第2 危険物等災害応急対策

町は、危険物、毒物・劇物による災害が発生したとき、又は風水害等により危険物施設、毒物・劇物取扱施設に危険が迫ったときには、直ちに消防又は警察に通報するとともに、防災関係機関と連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1 高圧ガス災害応急対策計画

(1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

併せて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、町民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防又は警察に通報する。

町は、防災関係機関との連携や情報収集を行うとともに、必要に応じて町民への情報提供や避難指示を行う。

(2) 応急措置

ア 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

【高圧ガス施設管理者が行う応急措置】

- ・ 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ・ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ・ 上記に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者及び必要に応じて付近の住民等に退避するよう警告する。
- ・ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに、損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

イ 高圧ガス路上災害については、町、県、消防機関、警察、事業者等が連携し、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、対処する。

ウ 県は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

2 火薬類災害応急対策計画

(1) 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、大規模な二次災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、速やかに消防、警察等に届け出る。届出を受けた者は、直ちに防災関係機関に通報するとともに、連携して二次災害防止の緊急措置を講ずる。

町は、防災関係機関との連携や情報収集を行うとともに、必要に応じて町民への情報提供や避難指示を行う。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

【火薬類施設管理者が行う応急措置】

- ・保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ・道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈めるなど、安全な措置を講ずる。
- ・搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口・窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じる。
- ・爆発により被害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を退避させるための措置を講ずる。

3 毒物・劇物災害応急対策計画

(1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に関わる災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者は、直ちにその旨を保健所、警察又は消防に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる。また、届出を受けた者は、直ちに防災関係機関に通報するとともに、二次災害防止の緊急措置を講ずる。

町は、防災関係機関との連携や情報収集を行うとともに、必要に応じて町民への情報提供や避難指示を行う。

(2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

【毒物・劇物取扱施設管理者が行う応急措置】

- ・毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- ・災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ・毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる発災時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員・資材確保等活動体制を確立する。

また、通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、防災関係機関と連携をとり、状況に即した活動体制を確立する。

4 サリン等による人身被害応急対策計画

町の地域において、サリン等による人身被害（以下、「人身被害」という。）が発生した場合は、町は、法令、県地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

(1) 応急措置

ア 原因究明

町は、県と連絡を密にし、県の行う原因究明のための調査に協力し、必要な連絡・調整を行う。

イ 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について県に報告する。

ウ 立入禁止等の措置

町は、警察及び消防と相互に連携し、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入禁止の措置をとり、またこれらの場所にいる者を退去させる。

エ 救出救助

町は、県と連絡を密にし、消防機関を主体とした救出救助活動にあたる。詳細は、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 医療救護等対策」を準用する。

オ 避難誘導

町長又は警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場の周辺住民に対して避難指示を行う。

カ 応援要請

町は、サリン等毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連携を図るとともに、町長は、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を行う。

自衛隊派遣要請についての詳細は、「第2編 風水害対策編 第1章 第18節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第2節 放射性物質及び原子力発電所事故対策計画

核燃料物質・放射性同位元素等（以下、「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散するなどの事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に本地域防災計画にその予防対策、応急対策を定める。

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地しており、当該施設において、放射線関係事故が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その予防対策を定める。

1 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう国、その他防災関係機関との連携を図る。

(3) 通信手段の確保

町及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

※第1編 共通編 第2章 災害予防計画 第6節 災害情報体制の整備計画 参照

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害応急活動のためのマニュアルを策定し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、県や防災関係機関との連携を強化しておく。

また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町及び消防本部は、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県及び国、その他防災関係機関との連携を図る。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備・充実するものとし、町は、必要に応じて応急対策、救急医療等の広域応援を県に要請する。

3 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておくとともに、必要に応じて、これらの施設・設備を備える県外の医療機関との連携を図っておく。

町及び消防本部は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておく。

(2) 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他自治体からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制を把握しておく。

(3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努める。

町及び消防本部は、必要に応じて広域搬送を県に要請するものとする。

なお、出動にあたっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意する。

4 防護資機材の整備

町、県、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救急救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

5 放射線量等の測定体制の整備

町は、県が実施する放射線量等の測定体制整備に協力する。

6 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 避難計画」を準用する。

(2) 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、町民への周知徹底を図る。

(3) 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に関わる避難誘導體制の整備に努める。

7 飲料水の供給体制の整備

町は県と連携し、放射線関係事故により、上水道施設等が汚染された場合を想定し、飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施する。

8 広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備しておく。

9 町民相談窓口の整備

町は、町民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ整備しておく。

10 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者の教育

町は、災害応急活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育の実施に努める。

【防災関係職員に対する教育内容】

- ・放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ・放射線防護に関すること。
- ・放射線による健康への影響に関すること。
- ・放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- ・放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ・その他必要と認める事項

(2) 町民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、町民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

【町民への主な広報内容】

- ・放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ・放射線防護に関すること。
- ・放射線による健康への影響に関すること。
- ・放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- ・放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・その他必要と認める事項

(3) 訓練の実施と事後評価

町は県と連携し、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して訓練を実施する。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 放射線関係事故災害応急・復旧対策計画

町における放射線関係事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中に発生する事故が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分され、放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。町を通過する核燃料物質の輸送物は、専ら低濃縮ウランや六フッ化ウラン等のA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、町から比較的近い場所に立地している原子力発電所において、放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定しておく。

また、これらの対策を講ずる場合にあっては、国等が行う主体的な対策と密接に連携し行う。

1 核燃料物質等輸送事故災害に関わる応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下、「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村（以下、第1において「市町村」という。）及び関係省庁等に通報する。

【収集する事故情報】

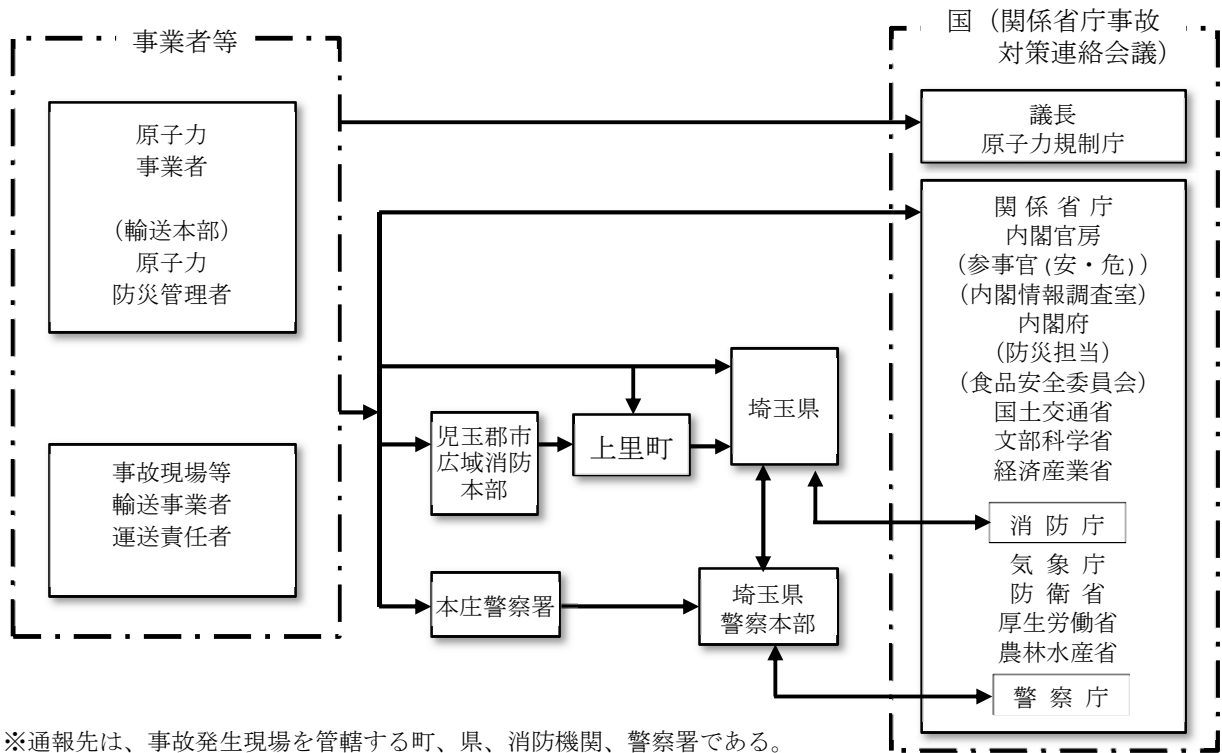
- ・ 特定事象発生の場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象状況（風向・風速等）
- ・ 周辺環境への影響
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

県は、事業者等から受けた情報について、関係省庁等、町、道路管理者及び警察・消防等防災関係機関等との間で、情報の交換等を行う。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に関わる連絡系統】



※通報先は、事故発生現場を管轄する町、県、消防機関、警察署である。

(ウ) 災害応急活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、国及び県、町に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

イ 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下、「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、防災関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりとする。

【事業者等が行う措置】

- ・ 防災関係機関への通報・連絡
- ・ 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング
- ・ 消火及び輸送物への延焼防止
- ・ 輸送物の移動
- ・ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する。）
- ・ 汚染の拡大防止及び除染
- ・ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他防災関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

ウ 消防の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて消防吏員の安全確保を図りながら、火災の消火、延焼防止、警戒区域^{*}の設定、救急救助等の必要な措置を講ずる。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

エ 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図る。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア 災害対策本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言[※]を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町及び県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて(5)以下の措置を講ずる。

※ 原子力緊急事態宣言発令基準（輸送時の事故）

火災、爆発等があり、当該運搬容器において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき、若しくは検出される蓋然性が高いとき

- ・事業所外運搬に使用する容器にあつては、1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき
- ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、町は、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急交通路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあつては、道路管理者及び警察は、相互に緊密に連携するものとする。

特に、原子力規制庁等の国の機関及び災害応急活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

イ 緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(6) 退避・避難収容活動等

ア 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があつたとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから町民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。
 この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

【避難等の基準と措置の概要】

基準の種類		基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h	数時間内を目途に避難
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h	1週間程度内に一時移転

出典：埼玉県地域防災計画資料編

イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量相当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心として、半径15mの円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とする。

(イ) 町民への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を町民に講じるよう指示等する。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村を応援するよう指示する。

(ウ) 防災関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他防災関係機関に対し、協力を要請する。

ウ 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で避難所を開設する。

この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

エ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

オ 要配慮者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

カ 町民への的確な情報伝達活動

(ア) 町民への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、町民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

(イ) 町民への的確な情報の伝達

町及び県は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(ウ) 町民等からの問合せへの対応

町及び県は、必要に応じ、町民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 核燃料物質等の除去等

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(8) 各種規制措置と解除

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

町及び県は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

措置の基準については、資料編参照。

※資料編 資料27 O L I と防護措置について 参照

イ 解除

町、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(9) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した町民の登録を行う。

イ 被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して町民が受けた被害を調査する。

【被害調査事項】

- ・ 退避・避難等の措置
- ・ 立入禁止措置
- ・ 飲料水、飲食物の制限措置
- ・ その他必要と認める事項

(10) 町民の健康調査等

町及び県は、退避・避難した町民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、町民の健康維持と心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等を有する医療機関と連携を図り、収容等を行う。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し実施する。

第3節 道路災害対策計画

災害により道路施設の被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、道路管理者は、道路の安全確保、情報の収集・連絡体制の整備、災害応急体制の整備、緊急輸送体制の整備等を図るとともに、迅速かつ円滑に被災した道路施設の応急復旧を図る。

第1 道路災害予防

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 町

町は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するための体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

イ 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

町は、災害が発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害が発生するおそれのある道路区間を事前に設定し、交通関係者並びに町民や道路利用者へ広報する。

イ 予防対策の実施

町は、道路施設等について、次の各予防対策に努める。

【道路施設等の予防対策】

- ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ・災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく。
- ・災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

町は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

また、特殊な資機材等について、緊急に調達できるよう、事業者との協力体制の整備に努める。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関等の防災関係機関との情報収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集を行うため、情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

(2) 通信手段の確保

町は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、防災関係機関との情報連絡システムについては、「第1編 共通編 第2章 災害予防計画 第6節 災害情報体制の整備計画」を準用する。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害応急活動のためのマニュアルを策定し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や防災関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各防災関係機関と相互応援協定の締結を促進するなど、平常時から防災関係機関との連携を強化しておく。

4 緊急輸送活動体制の整備

町は、県と協力し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、町は、町民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を策定しておく。

第2 道路災害応急対策

1 災害情報の収集

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物等の被災により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、防災関係機関と相互に連絡を取り合う。

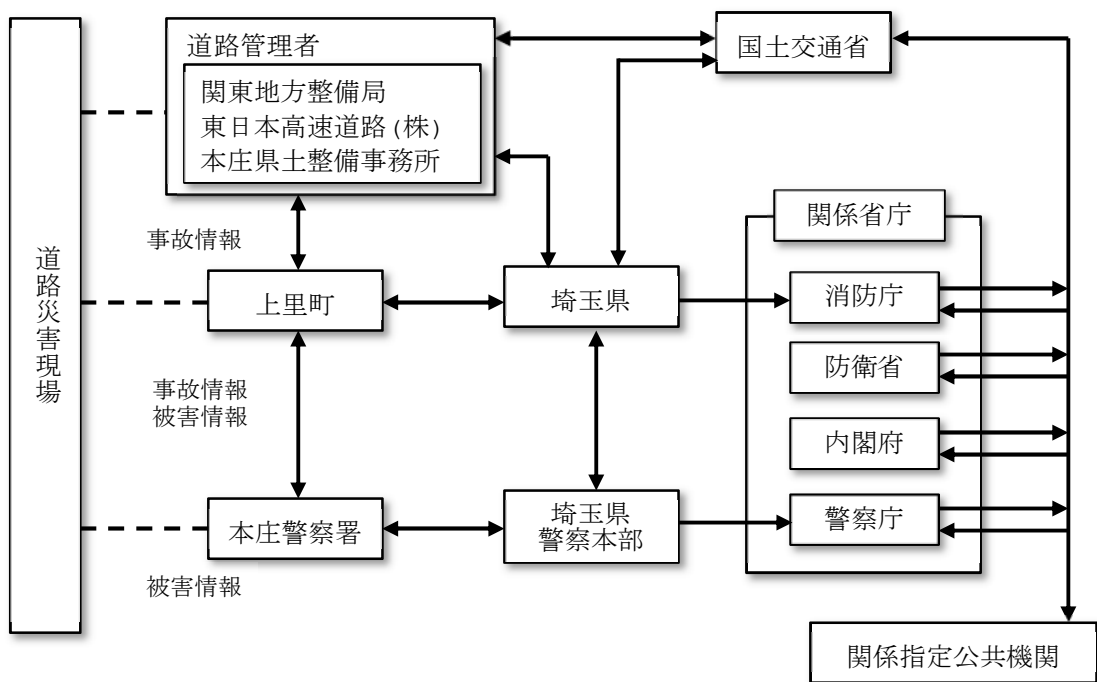
(2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県へ連絡する。

(3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

【道路災害情報の収集・連絡系統】



(4) 災害応急活動情報の連絡

町は、県に災害応急活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

(5) 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 町の対策

(1) 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町は、大規模災害が発生した場合には、「第2編 風水害対策編 第1章 第1節 活動体制計画 第2 災害対策本部の設置及び廃止基準」に準じ、災害対策本部を設置し、県及び防災関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、必要な場合は、道路管理者に対し、迅速かつ的確な初期消火活動の要請を行う。

(3) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

(4) 危険物の流出に対する応急対策

消防本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(5) 応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(6) 被災者及び町民への情報伝達活動

ア 町は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

なお、情報提供にあたっては、防災行政無線、広報車、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者及び外国人等に対して十分に配慮する。

イ 町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ 町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図り、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 道路災害からの復旧

町は、防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

町は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

3 東日本高速道路株式会社の対策

(1) 発災時の体制

東日本高速道路株式会社は、地震等大規模災害により、高速道路に非常かつ重大な災害が発生した場合、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

(2) 地震発生時の対応

ア 震災点検措置

東日本高速道路株式会社は、地震が発生した場合、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

イ 交通規制の実施

東日本高速道路株式会社は、地震が発生した場合、道路利用者の安全確保に万全を期するため、地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施する。

また、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

(3) 応急復旧工事の実施

東日本高速道路株式会社は、地震等により高速道路等で被害が発生した場合、速やかに交通を確保し被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

第4節 鉄道事故・施設災害対策計画

町内において、列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、町、消防本部、鉄道事業者等は、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 町の対策

1 活動体制の確立

町は、町の地域に鉄道事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、近隣市町、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

2 情報収集

町は、町の地域に鉄道事故が発生したときは、東日本旅客鉄道株式会社と連絡体制を構築し、速やかにその被害状況等を収集する。

また、その被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 風水害対策編 第1章 第6節 災害情報通信計画」を準用する。

3 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、町長は、警察と連携を図り、避難の指示を行う。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 避難計画 第2 避難指示等の実施及び第3 避難誘導」を準用する。

4 救出救助

町、消防本部は、迅速に救出救助活動を実施する。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 医療救護等対策 第2 被災者の捜索・救出、遺体の収容及び埋葬計画」を準用する。

5 消火活動

鉄道災害は、多数の死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災が広範囲に及ぶ危険性があるため、町及び消防本部は、人命の救助救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

6 応援要請

町は、救出救助活動等で要員や資機材等が不足する場合は、協定締結市町村や事業者、各防災関係機関に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

他機関への応援要請又は自衛隊への応援要請は、「第2編 風水害対策編 第1章 第4節 相互応援協定協力計画及び第18節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

7 医療救護

町及び消防本部は、県、その他防災関係機関と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 医療救護等対策」を準用する。

第2 東日本旅客鉄道株式会社（高崎支社）の対策

東日本旅客鉄道株式会社（高崎支社）は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合、旅客の生命、身体及び財産を保護するため、全力をあげて救出救護に努めるほか、防災関係機関と緊密な連携のもとに輸送業務の早期復旧を図る。

1 地震災害対策本部の設置

本社、高崎支社は、地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、それぞれ地震災害対策本部を設置する。

2 運転規制

(1) 地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

【地震発生時の運転取扱】

- ・12カイン*以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後、安全を確認した区間から運転中止を解除する。
- ・6カイン以上12カイン未満の場合は、35km/h以下（貨物列車は25km/h以下）の徐行運転を行い、施設の点検後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ・6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※カイン（Kine）は、速度の単位。1カイン＝1cm/秒

(2) 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

【列車の運転方法】

- ・迂回又は折り返し運転
- ・バス代行又は徒歩連絡
- ・臨時列車の特発

3 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、高崎支社に直ちに対策本部を設置するとともに、被害が甚大な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。
- (2) 各現業機関では、被災状況、救助を必要とする状況等及び非常参集社員の状況等を収集して、高崎支社対策本部へ報告する。
- (3) 高崎支社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする関係箇所に救助要員を派遣する。

第5節 航空機事故対策計画

町の地域に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、町、消防本部は、国、県、その他防災関係機関と連携し、迅速に災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、必要な応急対策を実施する。

第1 活動体制

町は、町の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急措置

1 情報収集

町は、町の地域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 風水害対策編 第1章 第6節 災害情報通信計画」を準用する。

2 避難・誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、町長は、警察と連携を図り、避難の指示を行う。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 避難計画 第2 避難指示等の実施及び第3 避難誘導」を準用する。

3 救出救助

町、消防本部は、迅速に救出救助活動を実施する。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 医療救護等対策 第2 被災者の捜索・救出、遺体の収容及び埋葬計画」を準用する。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるため、町は、消防本部と協力して、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

町は、救出救助活動等で要員や資機材等が不足する場合は、各防災関係機関に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

他機関への応援要請又は自衛隊への応援要請は、「第2編 風水害対策編 第1章 第4節 相互応援協定協力計画及び第18節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

6 医療救護

町及び消防本部は、県、その他防災関係機関と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第11節 医療救護等対策」を準用する。

第3章 大規模水害対策計画

第1節 大規模水害対策計画

町の北縁を流れる利根川については、大規模な浸水が想定されており、決壊箇所や災害の規模等により、町においても大規模水害が発生するおそれがあるため、対応力強化に向けた対策を講ずる。

第1 大規模水害に関わる被害想定

1 「大規模水害対策に関する専門調査会」（中央防災会議）による浸水想定等

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

このなかで、利根川の洪水氾濫の想定にあたり、氾濫特性の違いにより、次の6つに区分している。このうち、「①本庄・深谷沿川氾濫」に関しては、決壊箇所や災害の規模等により、町においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。

【区分別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）】

区分	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5 km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136.0 km	約 530	約 2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5 km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5 km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5 km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132.0 km	約 130	約 110,000

※ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約 320mm/3日

出典:大規模水害対策に関する専門調査会報告 首都圏水没～被害軽減のためにとるべき対策とは～(平成22年4月、中央防災会議)

2 利根川及び烏・神流川堤防決壊時の浸水特性

利根川右岸及び烏・神流川が決壊した場合の町の地域における浸水特性（浸水区域、浸水深、浸水継続時間、氾濫水の到達時間予測）については、次のとおりである。

【浸水特性のポイント】

区分	利根川（右岸で決壊した場合）	烏川・神流川
浸水区域	<ul style="list-style-type: none"> ・町に氾濫水が到達する可能性がある範囲は、上里町八町河原地先（184.0 km）～本庄市新井地先（183.0 km）で決壊した場合である。 ・本庄市新井地先（183.5 km）で決壊した場合が、浸水範囲が最大となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河床勾配が緩やかなこと、遊水池機能を有していた水田等が減少したことなどから、排水可能量を上回る豪雨が降った場合には、広範囲での浸水が予想される。
浸水深	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水範囲は、利根川沿川のわずかな範囲で、浸水深は2 m未満となると想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏川は堤防が決壊した場合、氾濫流は右岸の支川堤防（鐙川、神流川、利根川支川小山川）、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる。
浸水継続時間	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水範囲は、利根川沿川のわずかな範囲で、浸水継続時間は1日未満となると想定される。 	
氾濫水の到達時間	<ul style="list-style-type: none"> ・町に氾濫水が到達する可能性がある範囲（184.0 km～183.0 km）では、いずれの地点で決壊しても、氾濫水は決壊直後に町へ到達すると想定される。 	—

出典：利根川：堤防決壊時の市区町別浸水特性（国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所）

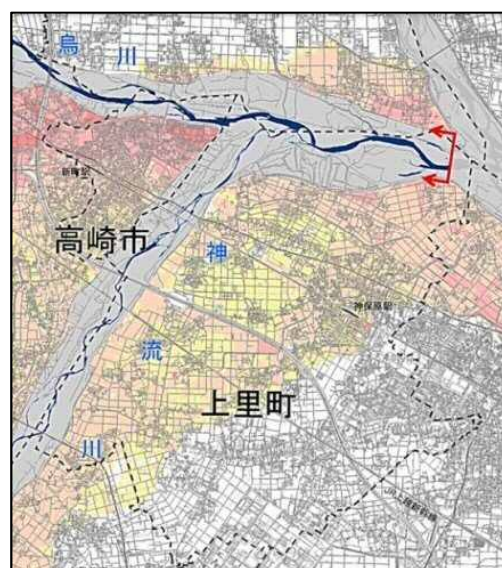
烏川・神流川：「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく烏・神流川流域の減災に係る取組方針（烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会）

利根川右岸 184.0 km地点（上里町）で決壊した場合の最大浸水深図
 （町に氾濫水が到達する最上流決壊地点）



出典：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

烏・神流川が決壊した場合の洪水浸水想定区域図



出典：国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

第2 大規模水害対策

1 適時・的確な避難の実現

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第8節 避難体制の整備」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 浸水が想定される区域の脆弱性と避難に関する調査・分析

町、国及び県は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、医療機関や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、町は、浸水しない区域にある避難所、指定緊急避難場所の位置や収容可能人数を把握し、避難経路や避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

(2) 大規模水害リスクに関する情報の普及

町及び県は、町民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し、生命や健康に問題が生じる可能性等、具体的な被災イメージを町民にわかりやすく提供する。

(3) 適時・的確な避難に結びつく情報発信

町民自らが、避難行動の適時・的確な判断ができるよう、町及び県は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難経路や安全な場所等の情報を、様々な情報伝達手段を使ってわかりやすく発信する。

(4) 適時・的確な避難情報の発令

町は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示等の発令基準の改善を図る。

また、雨量や河川水位、気象警報、指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な高齢者等避難、避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

(5) 域外避難場所・避難所の確保

町は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図る。

また、県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう支援する。

(6) 避難支援

町は、避難率の向上を図り、避難に関わる情報の重要性が確実に町民に理解されるよう方策を検討する。

また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団及び自主防災組織等が連携し、町民に直接伝達できるような体制を整える。その際、支援者側の安全が確保されるよう十分留意する。

(7) 広域避難に向けた検討

町は、町を越える広域避難を円滑に実施するため、県や他市町村との整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村との避難者受入れに関する協定の締結や受入れ対象となる洪水時に利用可能な避難所の指定を推進する。

(8) 孤立者の救助体制の整備

町及び県、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

(9) 入院患者等の広域受入れ体制の確保

浸水が想定される区域にある医療機関及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を策定するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

町及び県は、本庄市児玉郡医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

町及び県は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、町が被災し、被害状況等の情報収集及び報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

(2) 防災活動拠点の浸水危険性の把握

町、防災関係機関及び医療機関等は、各庁舎や医療機関等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく支障を生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講ずる。

(3) 業務継続計画（BCP）の推進

町は、大規模水害時において、「上里町業務継続計画」（平成31年3月策定）に基づき、災害対応と並行して主要業務を継続して実施し、行政機能の確保に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

(1) 避難行動力の向上

町は、自主防災組織の組織化の推進、自主防災組織や消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。

また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実、自助・共助の取組推進、避難シナリオの周知を図るとともに、県との連携による大規模水害時の避難訓練等の実施を検討する。

(2) 水防活動の的確な実施

町は、消防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、県と連携し、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置

事業者、社会福祉施設及び医療機関等は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や設備配置に努める。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第13節 防災まちづくり計画」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 治水対策の着実な実施

町、国及び県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理や流域治水対策を推進し、水害発生リスクの低減に努める。

(2) 排水対策

町、国及び県は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

(3) 土地利用誘導による被害軽減

町及び県は、町民が住宅等を建設する際に参考となるよう、防災ガイド・ハザードマップや洪水浸水想定区域図等により、各地域の浸水危険性に関する情報のより一層の周知・広報に努める。

また、浸水危険性の高い区域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備等、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

(4) 計画的な土地利用の推進

町は、計画的な土地利用を推進し、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全なまちづくりを進める。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

町は、水害に伴って発生する災害廃棄物等の処理について、町災害廃棄物処理基本計画に基づき適切に処理する。特に、片づけごみについては、町民等の協力のもとに分別を徹底するとともに、水が引いた後の収集体制を迅速に構築し、適切な処分を行うものとする。

また、生活ごみ及びし尿の収集体制等を発災直後から継続又は再構築する体制を整備し、衛生環境の維持保全に努める。

さらに、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備しておく。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第17節 第5 がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第17節 第5 がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第17節 第5 がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

第4編 その他災害対策編
第3章 大規模水害対策計画
第1節 大規模水害対策計画

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第17節 第5 がれき処理等廃棄物対策」を準用する。

(5) 衛生環境の確保

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第21節 環境衛生整備計画」を準用する。

(6) 広域連携による衛生環境の確保

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第4節 相互応援協力計画」を準用する。

第4章 雪害対策計画

第1節 雪害対策計画

大量の降雪による町民生活等に与える影響を最小限に抑えるための予防対策を講ずるとともに、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに確立し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、雪害応急対策を講ずる。

第1 雪害予防対策

1 道路交通対策

(1) 道路交通の確保

道路交通を確保するため、町及び防災関係機関は、除雪体制を整備するとともに、凍結防止剤等必要な資機材を確保しておく。

また、町は、町内事業者等と大雪時の道路除排雪に関わる協定を締結しておく。

(2) 情報発信

町は、積雪状況や降雪による交通規制の状況を情報発信し、道路利用者等の注意を促す。

2 鉄道輸送の確保

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道輸送を確保するため、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転の見合わせ等が見込まれる場合は、県等と連携しながら、広く町民に周知する。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力事業者は、降積雪期における通信及び電力供給を確保するため、降雪対策用設備、資機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

その他の雪害予防対策については、「第1編 共通編 第2章 予防計画」を準用する。

第2 雪害応急対策

1 初動期の人員確保

- (1) 町は、体制配備にあたっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時機を逸することなく行う。
- (2) 配備体制については、比較的軽微な被害の場合は、平常時の体制又は警戒体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、非常体制をとる。
- (3) 職員参集については、勤務時間内の動員は、庁内放送又はビジネスチャット等を通じ連絡し、休日又は勤務時間外における動員は、ビジネスチャット、電話等最も速やかな方法による。

2 情報の収集・伝達、広報

- (1) 積雪に関する被害情報の伝達
町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。
- (2) 町民への情報発信
ア 気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。
イ 異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、防災情報メール、町公式SNS（LINE、Facebook、Youtube）等多様な伝達手段の中から有効な伝達方法を選択し、時機を逸することなく発信する。

3 道路機能の確保

- (1) 効率的な除雪
町は、異常な積雪時には、機械及び人員を集中的に動員して、効果的に除雪を行う。
また、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域及び路線の特性を踏まえた交通規制を検討する。
道路管理者は、緊急的な除雪の実施にあたって必要がある場合、警察と緊密な連携のもと、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。
また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。
- (2) 除雪の応援
町は、自らの除雪の実施が困難な場合、町内事業者、他市町村又は本庄県土整備事務所等に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

4 ライフラインの確保

- (1) ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止、故障、損壊等を速やかに把握し、復旧措置を講ずる。
- (2) 町及びライフライン事業者は、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の防災関係機関と連携を図る。

- (3) 町及び県は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸出すことにより、その復旧作業を支援する。

5 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内は、各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、自身による除雪が困難な高齢者世帯等や生活道路等については、地域住民の助け合いによる除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第5章 火山噴火降灰対策計画

第1節 火山噴火降灰対策計画

本章では、浅間山及び富士山が噴火した場合の大規模な降灰に対して、町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第1 被害想定

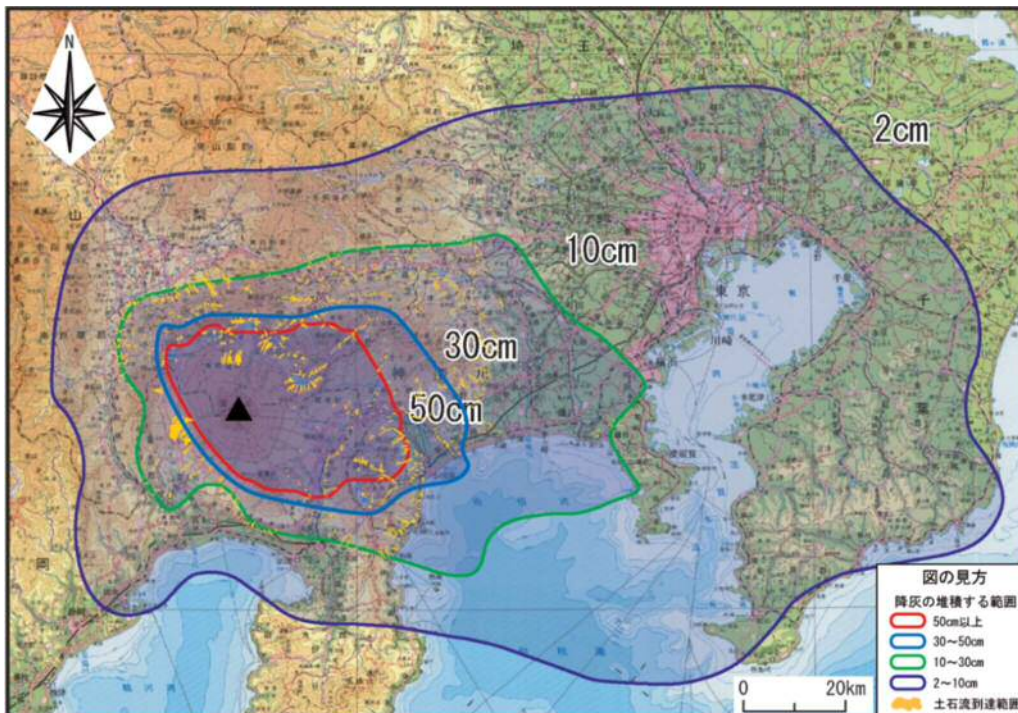
県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

浅間山については、気象庁の「浅間山有史以降の火山活動」によると、明治以降に関東北部から関東南部まで降灰があった噴火が複数回あったことが記載されており、また、県地域防災計画では、天明3（1783）年の大噴火において、本庄から深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されていることが記載されている。

これらのことから、浅間山が噴火した場合、降灰の可能性がある。

一方、富士山については、町は、被害想定降灰範囲には含まれていないが、風向き等によっては降灰の可能性も考えられる。

【富士山降灰可能性マップ】



出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」

第2 予防・事前対策

1 火山噴火に関する知識の普及

町及び県は、火山現象や前兆現象について、町民等が火山に関する情報や報道を理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及・啓発を図る。

2 降灰による災害の予防・事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される被害や影響等について、次の予防・事前対策を検討する。

【予防・事前対策】

- ・町民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

第3 応急対策

1 災害応急活動体制の確立

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、防災関係機関及び県等と協力し、災害応急対策を実施する。

配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平常時の体制又は警戒体制で対応し、全庁的な対応が必要となる場合は、非常体制をとる。

2 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の発信

町は、気象庁が町内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を町民等へ周知する。

発信手段は、「第2編 風水害対策編 第1章 第6節 災害情報通信計画」を準用する。

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害状況等）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に報告する。

県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターに、降灰の情報を伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

(3) 降灰に伴うとるべき行動の周知

町は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。

町民への発信にあたっては、防災行政無線、防災情報メール、町公式SNS(LINE、Facebook、Youtube)等を活用する。

【とるべき行動(例)】

- ・外出については、マスクやゴーグルの着用、傘の使用、ハンカチ等で口元を覆うなど、目やのどを保護する。
- ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー^{*}を使用し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。

^{*}ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウィンドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

3 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、警察は、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

4 医療救護

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第12節 医療救護等対策」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第10節 災害警備・交通対策計画」を準用する。

【他県におけるライフライン被害の例】

電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰の荷重により、電線が切れる。 ・雨を含んだ火山灰が付着した碍子^{がいし}*の絶縁不良によってショートする。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。 ・火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素等の水質の値が上昇する。（町には浄水場があるが、上里町浄水場の水源は地下水を使用。第二浄水場の水源は地下水と河川水の両方を使用している。地下水は降灰の影響は少なく、河川水の使用を止めたとしても、地下水のみで十分な取水が可能である。）
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

※碍子^{がいし}：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具。一般には電柱・鉄塔等に装着される電力用又は電信用のものを指す。

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するよう、町は県と協力し、農業者を支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、町は県と協力して、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 降灰の除去・収集

ア 降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

イ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

ウ 宅地等各家庭から排出された降灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された降灰については、一時的な仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

エ 町は、収集した降灰について、小山川クリーンセンター、県、処分事業者と協議の上、適切に処理する。

(2) 降灰処理に関わる役割

県は、降灰処理に関わる町及び県、事業者等の役割を次のように設定しており、町は、これを準用する。

【降灰処理に関わる役割】

機関名等	役割
町	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な仮置場の設置 ・降灰の利用の検討、処分 ・上下水道施設における降灰の除去
県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処分の調整 ・上下水道施設における降灰の除去
県（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び敷地内の降灰の除去
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積した降灰の除去（事業施設等） ・一時的な仮置場までの運搬
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の除灰の除去
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設内の降灰の除去

出典：埼玉県地域防災計画

8 物価の安定、物資の安定供給

町及び県は、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第6章 複合災害対策計画

第1節 複合災害対策計画

同種あるいは異種の災害が同時、又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

町においては、地形条件から、台風等による利根川、烏川、神流川の洪水と地震が同時、又は連続して起きる複合災害の発生が懸念される。

町は、複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることを念頭に、それを前提とした対策を講じていくものとする。

第1 対策の方向性

町は、複合災害に対応するにあたって、①人命救助が第一、②二次被害の防止、③ライフラインの復旧を念頭に、応急対策に関して必要な体制を確立し、複合災害による被害を軽減させる。

なお、町においては、次のような複合災害の発生が想定される。

【町において想定される複合災害】

- ・大規模地震等により破堤又は堤防が崩壊しやすくなっている状態で、長期の豪雨により破堤し、市街地が浸水する。
- ・長期の豪雨による越水により市街地浸水が起きている状態で、大規模地震等が起き、救出救護、復旧・復興活動に支障が生じる。

1 基本方針

町及び県、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

【基本方針】

①人命救助が第一

人命の救助を第一に、町及び県、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

②二次被害の防止

町、県、その他防災関係機関等は、それぞれ役割を果たすとともに、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

③ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源^{*}で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外や県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、平常時から、考えられる複合災害の種類、規模、被害量の想定、町内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や県、他市町村との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速かつ的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※町の地域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（町、警察、消防等防災関係機関）、施設、備蓄、資機材等の地域資源のことを指す。

第2 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

町は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、また、その災害の組合せや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、町民等に対して周知する。

2 行政機能の確保

町は、複合災害の想定結果に基づき、町庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

3 避難対策

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第8節 避難体制の整備」を準用する。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定するよう努める。

また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害等で一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難路を想定しておく。

4 災害医療体制の整備

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第10節 医療体制等の整備計画」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが途絶した場合を想定し、自家発電設備の設置及び設置場所の検討、食料、飲料水等の備蓄等を行う。

5 災害時の要配慮者対策

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第15節 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保計画」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有す

る福祉避難所の指定等を推進する。

6 緊急輸送体制の整備

計画内容は、「第1編 共通編 第2章 第5節 応急対応力の強化 第2 緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3 応急対策

1 情報の収集・伝達

計画内容は、「第2編 風水害対策編 第1章 第6節 災害情報通信計画」を準用する。

町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集を速やかに実施し、迅速に災害応急体制をとり、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制の再検討

- (1) 地震後の建物倒壊による道路閉塞状況に合わせた交通規制を行っている状態で、破堤等を要因とする浸水が発生した場合、道路管理者及び警察は、浸水状況を速やかに把握し、新たな交通規制を検討し実施する。
- (2) 長期豪雨等による浸水等に合わせた交通規制を行っている状態で、大規模地震が発生した場合、道路管理者及び警察は、建物倒壊による新たな道路閉塞状況を速やかに把握し、新たな交通規制を検討し実施する。

3 輸送道路の再検討

- (1) 地震後の建物倒壊による道路閉塞状況に合わせて輸送道路を指定している状態で、破堤等を要因とする浸水が発生した場合、町及び県は、浸水状況を速やかに把握し、新たな輸送道路を指定する。
- (2) 長期豪雨等による浸水等に合わせた輸送道路指定を行っている状態で、大規模地震が起きた場合、町及び県は、建物倒壊による新たな道路閉塞状況を速やかに把握し、新たな輸送道路を指定する。

4 避難所の再配置

- (1) 震災時に安全であった指定避難所も、水害によって浸水区域に入り危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候がある場合は、速やかに避難者を浸水区域外の安全な避難所に移動させる処置を講じつつ、指定避難所の再配置を行う。
- (2) 水害時に安全であった指定避難所も、大規模地震によって建物が損傷し、危険性が高まることが予想される。町は、各避難所の被災状況及び周辺状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候がある場合は、速やかに避難者を安全な避難所に移動させる処置を講じつつ、指定避難所の再配置を行う。

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

実際に大規模地震が発生した際、首都圏長期大停電や燃料枯渇、大量の避難者や帰宅困難者の発生等、被害想定を超えた最悪な事態が生じる可能性を想定し、最悪事態を見据えた対策の方向性を示す。

第1 シビアコンディションを設定する目的

本地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、県が過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率をもとに、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、町の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（長期大停電や燃料枯渇、大量の避難者や帰宅困難者の発生等）が生じる可能性もあるため、町は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第3編 震災対策編」に定める計画は、被害想定に基づく災害対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対しては、ハード整備主体で対応することには限界がある。

また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした災害対策を進めながら、その上で、最悪の事態をも想定し、防災関係機関や町民と共有しておくものとする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」、「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても町民の命を守ることが重要である。

また、首都直下型地震発災時には、比較的被害が少ないとされる県内において、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下型地震に備えることはできない。

以下に、県地域防災計画の「シビアコンディション」を踏まえ、科学的根拠は薄いものの、発生する可能性がある主な最悪事態について対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になる～

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死者、負傷者を減らす。 ・室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。 	<p><予防期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。 ・家具の配置を見直し、家具の固定を進める。 ・地震に備えた防災総点検を行う。

2 消防隊、消防団員等の犠牲はあってはならない

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、救助救出、初期消火にあたっている消防隊、消防団員等が、二次災害に巻き込まれることを防止する。 ・現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助救出、初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練に努める。 ・消防隊、消防団員等の安全確保対策として、退避ルール等を定めておく。 ・必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。 ・防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速かつ的確に行う。

3 火災から命を守る

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に頼らない初期消火を確実に 行い、火災を拡大させない。 ・消防機関の現場到達を早める。 ・火災から逃げ遅れる人をなくす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や消防団の消火活動訓練を 推進し、初期消火を推進する。 ・安否情報の確認方法や迅速な避難を促す 啓発、訓練を行う。 ・被害や危険地域の正確な把握と、町民へ の情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」 「逃がす」ための情報提供を優先提供し、 防災行政無線、防災情報メール、町公式 SNS（LINE、Facebook、Youtube）等あ らゆる手段を活用する。 ・道路啓開や交通規制を行うため、警察、 道路管理者等と連携し、通行可能な緊急 交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を行う防災活動拠点や医療機 関等は、1か月以上の長期間にわたる停 電時においても、活動を継続させなけれ ばならない。 ・電力、ガス、道路等のライフライン被害 を軽減するとともに、復旧を早める。 ・首都圏長期停電下でも、被災者が安全・ 快適に生活を送れる環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の主な防災拠点では、燃料又は電源を 多重的に確保するとともに、防災上重要 な施設にも同様の取組を働きかける。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの利 活用や創エネ設備の積極的な導入を検 討する。 ・非常用発電機及び緊急車両用の燃料確 保について、既存の協定を見直す。 ・平常時より、ライフライン事業者との連 携に努め、同事業者の防災体制の強化を 要請する。 ・長期避難を想定し、町内避難所の環境を 向上させる。

5 その時、道路は通れない

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。 ・緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応を速やかに実施する。 ・道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及・啓発を進める。 ・既存の災害時応援協定の見直しを検討し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制、優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 デマやチェーンメールは新たな災害

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤が破壊又は電源が喪失し、情報収集や伝達手段が制限される。 ・国、県、町等による正確な情報発信が不足する。 ・不安や恐怖心から、不正確な情報や流言及びデマが拡散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設、耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。 ・正しい情報の発信者の確認や取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。 ・多様な情報伝達手段を活用し、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ・電力や水道等の途絶により、医療行為の存続が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品や医療資機材等の供給に関する協定締結を推進する。 ・医療機関、本庄市児玉郡医師会、消防機関等との連携強化により、災害急性期において必要な医療を確保するための体制を構築する。 ・医療機関に対し、食料、飲料水、自家発電に必要な燃料等の備蓄及び供給体制を確立するよう要請する。

8 助かった命は守り通す

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保を行う。 ・福祉避難所等比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制を確立する。 ・在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への移送が必要な要配慮者について、事前に移送手段や受入施設等を関係機関（者）と確認し、情報共有する。 ・避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源及び通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。 ・発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。 ・被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

9 食料が届かない

課 題	対策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・食料、物資等の調達・供給に関わる広域的な支援体制を確立しておく。 ・迅速かつ的確な緊急物資等の供給体制を確立しておく。 ・家庭での備蓄や非常持出品を準備しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行う。 ・原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。 ・複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

10 災害の連鎖を防止せよ

課 題	対策の方向性
・災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化等）を起こさない。	・各種システムにおける十分な冗長性の確保とバックアップ対策を行う。 ・各主体による事業継続計画の策定と平常時からの見直しを進める。

- 第4編 その他災害対策編
- 第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応
- 第1節 最悪事態（シビアコンディション）への対応